

# 国際日本研究

第七号

二〇一五年三月

## 論文

---

- 平山 朝治  
日本国憲法の平和主義と、安全保障戦略
- Martin POHL  
A Comparison of Websites by Robot Manufacturers in Germany and Japan: “The Ethical Relationship Between ‘Robot’ and ‘Human Body’ as a Management Challenge”
- 今泉 容子  
白蛇伝映画における女の表象 — 日本文化圏での開花 —
- 西中 研二  
高麗・朝鮮時代の僧軍と花郎道精神について
- 李 国玲  
「改善要求発話」の構成要素に関する日中対照 — 認知言語学的アプローチから —
- 王 金博  
論説文の文脈展開における接続表現「しかし」と「そこで」の遠隔共起

## 研究ノート

---

- Kenichi ISHII, Muneo KAIGO, Leslie TKACH-KAWASAKI & Anya HOMMADOVA  
Assessing American Attitudes Toward East Asian Countries
- 海後 宗男、大倉 沙江、李 菁菁、林 静芝とSTUBIĆ Neven  
大学生における政治家の知名度 — 情報飽和時代の偏重の影響 —
- 津田 香織、今井 新悟  
当為を表す4つの形式の意味・語用論的差異について — コーパスによる検証 —

筑波大学大学院 人文社会科学研究所国際日本研究専攻

ISSN 2186-0564

『国際日本研究』は、筑波大学人文社会科学研究所国際日本研究専攻により年に1回発行される、国際的視野をもった日本研究のジャーナルです。

本ジャーナルは、国際比較、国際学の観点から広義の日本研究領域（政治、経済、社会、メディア・情報研究、文化、言語学と言語教育学、芸術、文学研究等）の専攻内外の先端的な研究成果を公表することによって、開かれた議論を促進するために刊行されています。

『国際日本研究』を通じて、日本研究・日本語研究をはじめ、国際比較研究、国際学研究のさらなる発展を期待しています。

---

#### 著作権について

本紀要・ウェブサイト (<http://japan.tsukuba.ac.jp/research/>) の掲載内容（著作者を明記した論文等を除く）に関する著作権は、筑波大学人文社会科学研究所国際日本研究専攻に帰属します。掲載論文等の著作権は著作者に属し、引用や使用許可を含む各論文等の内容に関する責任は著作者にあります。

## 国際日本研究 第七号

---

〔編集委員会〕

タック 川崎 レスリー（編集長）

佐藤貢悦（専攻長）

平山朝治

許 明子

イスマイロフ ムロド

.....  
2015年3月2日発行

編集・発行 筑波大学大学院人文社会科学研究所

国際日本研究専攻

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学大学院人文社会科学研究所国際日本研究専攻

TEL：029-853-4037

FAX：029-853-4038

Eメール：journal@japan.tsukuba.ac.jp

---

筑波大学  
国際日本研究

第7号  
2015(平成27)年3月

目次『印刷版』

論文

- 平山 朝治 1  
日本国憲法の平和主義と、安全保障戦略
- Martin POHL 27  
A Comparison of Websites by Robot Manufacturers in Germany and Japan:  
“The Ethical Relationship Between ‘Robot’ and ‘Human Body’ as a Management Challenge”
- 今泉 容子 47  
白蛇伝映画における女の表象  
— 日本文化圏での開花 —
- 西中 研二 63  
高麗・朝鮮時代の僧軍と花郎道精神について
- 李 国玲 79  
「改善要求発話」の構成要素に関する日中対照  
— 認知言語学的アプローチから —
- 王 金博 97  
論説文の文脈展開における接続表現 [しかし] と [そこで] の遠隔共起

研究ノート

- Kenichi ISHII, Muneo KAIGO, Leslie TKACH-KAWASAKI & Anya HOMMADOVA 111  
Assessing American Attitudes Toward East Asian Countries
- 海後 宗男、大倉 沙江、李 菁菁、林 静芝と STUBIĆ Neven 121  
大学生における政治家の知名度  
— 情報飽和時代の偏重の影響 —
- 津田 香織、今井 新悟 129  
当為を表す4つの形式の意味・語用論的差異について  
— コーパスによる検証 —

## Articles

- Cade BUSHNELL 137  
*Gaikokujin ja Arimasen* (I'm Not a Foreigner):  
An Analysis of the Interactive Construction and Contestation of Being a Foreigner in Japan
- 李 旻澤 153  
日本における「新しい」パブリック・ディプロマシーの挑戦とその限界  
— 民主党政権におけるパブリック・ディプロマシーの方向性とその転換を中心に —
- 大倉 沙江 167  
障害者福祉政策の政策決定過程における障害者団体の動向 — 自公政権下における  
障害者自立支援法の成立とその修正の過程を事例として —
- Marcelo Daisuke YAMAKI 183  
Perceptions of a Japanese Company Outside Japan:  
A Case Study of Belonging and Antagonism in a Multicultural Workplace in Brazil
- Liliana GRANDJA PEREIRA DE MORAIS 201  
Two Japanese Women Ceramists in Brazil: Identity, Culture and Representation
- Akbermet NURMANBETOVA 213  
発展途上国の地域開発に向けた日本の支援活動に関する研究  
— キルギス共和国における一村一品運動を事例に —
- 魏 娜 229  
中国語系学習者による日本語の漢字語彙の音声情報の利用について  
— 上級・中級・初級の比較 —

## Research Notes

- Matthias HENNINGS & Scott MINTZ 241  
Japan's Measures to Attract International Students and the Impact  
of Student Mobility on the Labor Market
- 刘 维 253  
アドボカシー活動による市民社会組織の参加と制度化  
— 日本、アメリカ、中国を例に —



# 『国際日本研究』 投稿規定

(H27. 2月改訂)

- (1)本紀要は、筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究専攻により発行され、国際比較、国際学の観点から行われる広義の日本研究領域(政治、経済、社会、メディア・情報研究、文化、言語学と言語教育学、芸術、文学研究等)の専攻内外の先端的な研究成果を公表することによって、開かれた議論を促進するために刊行される。
  - (2)本紀要は、(1)の目的にかなう論文、また本専攻の教育研究活動に資する論文の投稿を受け付ける。
  - (3)本紀要への投稿は未発表・未投稿のものに限る。ただし、口頭発表、発表内容の要旨をプリントしたものの等の場合、その旨を明記してあれば審査対象とする。他の学会誌、研究紀要などへの投稿原稿と著しく重複する内容の原稿を本誌に並行投稿することは、これを認めない。共同執筆の場合は、本文末にそれぞれの執筆分担箇所を明記する。明記できない場合は、役割分担を示すこと。
  - (4)投稿できる原稿の種別は、以下のとおりである。
    - ①研究論文：日本に関する研究の国際・比較・言語等の領域に関する実証的研究論文、理論的研究論文。なお、実証的研究論文(empirically-based article)とは、先行研究から研究課題を見出し、検証可能な方法で検討し、結果を提示し、考察するものとし、理論的研究論文(theoretically-based article)とは、先行研究から研究課題を見出し、理論的な考察や批判的な論評・分析・解釈を行い、教育・研究のための新しい考え方や概念などを提案するものとする。
    - ②その他(other papers)：研究ノート(「研究ノート」とは、とくに以下のような特徴をもつ論述を指す。①研究動向・事実状況等を展望し、研究上の提言を行ったもの。②史・資料の紹介に重点を置きつつ、考察を加えたもの。③その他の萌芽的・先駆的研究を記したもの。)、書評、研究調査の内容を資料として提供するもの、専攻の教育研究活動についての報告・研究プロジェクトの報告等。
  - (5)本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。
    - ①大学教員(国内・外を問わない。投稿の際、所属・肩書、住所、電話番号、所属機関から発行されている投稿者のメールアドレス(Gmailなどのフリーメール、自宅のメールは不可)が明記されていること。)
    - ②当専攻に所属する研究員、学生および修了生、短期プログラム等に参加中もしくは参加経験のある学生
    - ③本紀要編集委員会が認める者
- (6)同一投稿者が複数の原稿を投稿することは、特に禁じない。
  - (7)原稿は、日本語または英語を使用し、ワープロ(A4サイズ)にて横書きで作成する。執筆は原則として執筆要領で指定した形式(国際日本研究専攻ホームページ参照)に合わせることにする。
  - (8)原稿には日本語と英語の双方で、氏名、論文タイトル、プロフィール(所属・肩書)、サマリー(300語程度の英文要旨および800字程度の和文要旨)、キーワード(日本語と英語各3～5語程度)を添付すること。
  - (9)英文原稿は英語母語話者のチェック、和文原稿は日本語母語話者のチェックを受けておくことが望ましい。
  - (10)一度提出した原稿の差し替えは原則として認めない。また、投稿原稿は返却しない。
  - (11)研究論文と研究ノートの採録、条件付き採録または不採録に関する裁定は、『国際日本研究』紀要編集委員会が委託した査読者の査読結果にもとづき、紀要編集委員会が行う。査読の結果によっては、投稿者に加筆修正を求めることがある。
  - (12)その他の論文原稿の採録については、紀要編集委員会の審査により採録を決定する。
  - (13)採録決定者は入稿用の原稿を作成し、電子ファイルをメール添付で指定された日時までに提出すること。
  - (14)『国際日本研究(印刷版)』に掲載された論文の著者には、『国際日本研究(印刷版)』紀要2冊を配布する。また、『国際日本語研究』の印刷版またはオンライン版に掲載された論文は、筑波大学つくばりポジトリ等で電子化され、保管され、本専攻のHPにおいても、PDF形式で公開される。
  - (15)発行回数は年1回以上とする。紀要別冊を設ける場合もある。
- 原稿提出先・問い合わせ先  
〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1  
筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究専攻  
『国際日本研究』紀要編集委員長宛  
journal@japan.tsukuba.ac.jp
- ※原稿募集および執筆要領については、以下のウェブサイトを参照ください。  
<http://japan.tsukuba.ac.jp/research/>

# *Journal of International and Advanced Japanese Studies*

## Submission Guidelines

(Revised February 2015)

1. The *Journal of International and Advanced Japanese Studies* is published by Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba. The journal aims to promote open debate through publishing the results of leading research in Japanese Studies and welcomes submissions from the perspectives of cross-national and international studies (encompassing politics, economy, society, media and information studies, culture, linguistics and pedagogy, fine arts, and literature).
2. Manuscripts that contribute to the purpose outlined above and to the Program's educational practice and research activities will be considered.
3. Only unpublished manuscripts or manuscripts that are not under review elsewhere will be considered. Manuscripts based on oral presentations and outlines of such presentations will be considered if so identified. Manuscripts that significantly overlap in content with those submitted to other academic journals or research bulletins will not be accepted. Co-authored manuscripts should include a statement as to the contribution by each author (pages or sections) or, if difficult to specify pages, note the contributions of each author at the end of the manuscript.
4. The following types of manuscripts will be considered:
  - A) Articles: Empirically-based articles or theoretically-based articles in areas including international, comparative, or linguistic studies pertaining to research concerning Japan. Empirically-based articles will be considered on the basis of their review of research topics from previous studies, examination by verifiable methods, and the presentation of results. Theoretically-based articles will be considered on the basis of their review of research topics from previous studies, theoretical examination and critical approaches to critique, analysis, and interpretation, and their contributions to new viewpoints and concepts in education or research.
  - B) Other papers: Research notes, review articles, research reports about surveys, reports about educational or research activities, or reports about research projects. Research notes should include the following features: (1) Perspectives including trends in research and actual practice, as well as recommendations for research; (2) Papers that focus on the introduction of historical and factual materials that include discussions; and (3) Papers that describe groundbreaking and pioneering research activities.
5. Those who are eligible to submit to the journal are as follows:
  - A) University-affiliated faculty members (in Japan and abroad; contributors must provide their affiliation, title, phone number, and institutional email address. In order to confirm affiliation, free email addresses such as Gmail and private email addresses are not acceptable).
  - B) Researchers, students, and short-term program students who are affiliated with the Program or alumni of the program.
  - C) Other contributors as deemed eligible by the editorial committee.
6. There is no limit to the number of manuscripts that may be submitted.
7. Manuscripts must be written in either Japanese or English and formatted for A4-size paper using word processing software. In principle, manuscripts are required to follow the Style Guidelines that are available on the Program's website.
8. Each manuscript must be submitted with a cover sheet that includes: (1) Author(s) name(s), (2) Paper title, (3) Affiliated institution(s), (4) Abstract (about 300 words), and (5) Keywords (3 to 5 words)
9. Prior to submission, it is recommended that English-language manuscripts be checked by a native English speaker and Japanese-language manuscripts be checked by a native Japanese speaker.
10. In principle, originally submitted manuscripts may not be replaced by updated versions, and submitted manuscripts will not be returned.
11. Decisions as to acceptance, conditional acceptance with revisions, or rejection of articles and research notes will be made by the editorial committee of the *Journal of International and Advanced Japanese Studies*, based on the reviews of referees appointed by the committee. Contributors may be requested to revise their submissions based on the results of such reviews.
12. Inclusions of other manuscripts will be decided pursuant to the editorial committee's reviews.
13. Authors whose papers have been accepted for the journal must prepare the manuscript for publication and submit it through email by the due date designated by the editorial committee.
14. The authors of the papers appearing in a volume of the print edition of the journal will receive two copies of the volume. In addition, papers published in either print edition or online edition of the journal will be stored electronically in the Tsukuba Repository (University of Tsukuba Library). The papers will be also available in PDF format on the Program's website.
15. The journal is published at least once per year. Supplements may also be published.

Address for submissions and/or inquiries:

Editorial Committee  
*Journal of International and Advanced Japanese Studies*  
Doctoral Program in International and Advanced  
Japanese Studies  
Graduate School of Humanities and Social Sciences  
University of Tsukuba  
Tennodai 1-1-1, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken,  
JAPAN 305-8571  
journal@japan.tsukuba.ac.jp

\* For the CFP and Style Guidelines, please refer to our website:  
<http://japan.tsukuba.ac.jp/research/>

## 『国際日本研究』第7号 序文

国際日本研究専攻長 佐藤 貢悦

現在の国際日本研究専攻は、国際比較、国際交流、日本語教育の3領域からなる人文科学と社会科学のハイブリッド型、異分野融合型の専攻として、平成20年度に誕生しました。高度な学際性と国際性を備えることによって、現代日本の政治・経済、社会・文化などの特質を解明し、その成果を世界に発信する能力を有する研究者の育成を目標に掲げ、国立大学においては唯一日本研究に関する博士学位を授与できる博士後期課程として着実な成果をあげてきました。

その間にも、人口減少や安全保障など日本をめぐる内外の状況はますます複雑さを増し、困難な諸課題が新たに生じつつあります。こうした状況の変化に対応するためには、現実の問題を学際的、国際的視点からさらに深く掘り下げる必要があります。さらにそうした課題を解決するための新たな教育プログラムの創出も求められています。

このような背景から、本専攻は、平成27年度より博士前期・後期課程となり、教育内容が拡充された4つの学位プログラム、すなわち「複合研究」、「社会科学」、「人文科学」、「日本語教育学」に生まれ変わります。こうした体系的なコースワークを通じてはじめて、入学者には現代日本の特質を解明するための幅広い専門的領域と俯瞰的なものの見方とを修得させることができると期待されます。別な視点からいえば、国際日本複合研究の学融合型の特色を強めながら、社会科学、人文科学、日本語教育学のディシプリン型のプログラムも設け、複雑化する日本を中心とする現代国際社会の諸課題に対し、専門的能力を活用する問題解決型・実践型的能力を養うことを目標としているということが出来ます。

これまでの7年間にわたる博士後期課程国際日本研究専攻の成果や教育・研究上の蓄積を引継ぎながら、国際日本研究専攻前期・後期課程は、早期修了制度、社会人入学制度、昼夜開講制度など、本学人文社会科学研究科には従来見えなかった新たな制度を導入します。このように、「日本から世界へ、世界から日本へ」をミッションとする新しい国際日本研究専攻は、内外に開かれた紀要である『国際日本研究』を通じて、さらに多くの研究者と連携しながら斬新な融合学際型の教育システム、研究活動を世界に向けて展開していきたいと希望しています。

2015年1月

論文

## 日本国憲法の平和主義と、安全保障戦略

Pacifism in the Constitution of Japan and Strategies of National Security

平山 朝治 (Asaji HIRAYAMA)

筑波大学人文社会系 教授

憲法第9条第2項は、集団安全保障が完全に有効であることを条件として強制力を発揮するプログラム規定であるというのが、その立法趣旨である。このことは、マッカーサーの意図に基づくGHQ草案形成プロセス、議会における吉田首相の答弁や芦田修正の経緯からわかる。残念ながら、冷戦の激化とともにその条件は完全に失われ、立法趣旨も隠蔽された。立法趣旨に合った法理を最初に提唱したのも、後にやむをえず封印したのも、宮沢俊義であった。

憲法第9条や非武装をめぐる論争は、ソ連の反応に関する異なった予想のもとでの合理的選択の解の間の対立だった。第9条を絶対的規範として尊重すべきか否かという論戦だったわけではなく、状況の変化に応じて新しい解釈や改正をしてよいというコンセンサスがあった。しかし、冷戦後、第9条を支持する意見は教条的で柔軟性を欠くようになってしまった。私たちは、前文が言及している集団安全保障を真に確立することを目的として、第9条を柔軟に取り扱うべきであろう。

Clause 2, Article 9 of the Constitution of Japan is a *Programmvorschrift* (program rule) enacted under the condition that collective security is fully effective according to its legislative intent. We find such interpretation in the formation process of GHQ (General Headquarters) draft based on MacArthur's intent, replies of then-Prime Minister Yoshida and the process of the Ashida Amendment in the Diet. Unfortunately, the condition disappeared completely and the legislative intent was concealed with the intensification of the Cold War. Toshiyoshi Miyazawa proposed a legal principle suitable to the legislative intent for the first time and suppressed it later on against his will.

The controversy concerning Article 9 and disarmament illustrated a confrontation between rational choice solutions based on different expectations about the response of the former Soviet Union. Rather than debate as to whether Article 9 should be considered as an absolute norm, there was a consensus that Article 9 could be newly interpreted and revised according to situational changes. But after the Cold War, opinions supporting Article 9 became dogmatic and inflexible. We should regard the establishment of collective security, to which the preamble of the Constitution refers, as an ultimate goal and treat Article 9 flexibly.

キーワード：ダグラス・マッカーサー プログラム規定 吉田茂 宮沢俊義 ゲーム理論

**Keywords:** Douglas MacArthur, *Programmvorschrift*, Shigeru Yoshida, Toshiyoshi Miyazawa, Game Theory

はじめに

憲法の平和主義の基本的な考え方は前文において明確に示され、それを前提として第9条は定められている。以下に引用する前文第2段は第9条の立法趣旨を理解するために不可欠である。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」できることを条件1としよう。また、国際社会が「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる」ことも前提されており、これを条件2とする。条件1、2は、国際連合の安全保障理事会など、集団安全保障がうまく機能しているということである。

それをふまえた「第2章 戦争の放棄」は以下に引用する第9条のみからなる。衆議院帝国憲法改正案委員小委員会の修正案によって新たに加えられた部分には下線を付し、旧漢字を新漢字に改め、横書きにしたほかは、レイアウトも含めて原本に従っている。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

条件1、条件2が共に満たされているならば、自衛隊も日米安全保障条約も不必要であり、第9条を字義通りに解釈して全く問題ない。第9条第1項は国際連合憲章第2条第3～4項をふまえており、それらとはほぼ同義とみてよいが、第2項は前文2条件が成立することを前提〔専門用語で言う法律要件〕としており、2条件が成り立たなくなれば戦力を保持し、交戦してかまわないと解せる。この解釈は1979年度、筒井若水の国際法を受講して国連の集団安全保障を学んだ直後、これと関係が深いと思って憲法前文を読み直しつつ考えたもので、前文前提説と呼ぼう。

前文2条件はその直後にある、全世界の国民の「平和のうちに生存する権利」が保障されるための必要条件である。このような生存権・社会権の保障は、政府の政策目標であっても実定法的義務ではなく、それを果たせなくても違憲ということとはできないという、プログラム規定説が有力である。国単位の生存権・社会権についての最近の主流説は抽象的権利説だが、権利を確実に保障しうるほど進化した集団安全保障体制がまだ存在しないこの件についてはプログラム規定説が妥当であり、第9条第2項は前文をふまえたプログラム規定とみなければならない。このことを1節で厳密に示し、2節以下ではさまざまなゲーム理論的状況のもとで非武装政策の是非を考察する。

## 1. 憲法第9条の立法趣旨とその封印

### (1) マッカーサーの真意

日本の侵略を受けたアジアをはじめとする連合諸国を説得して天皇制を存続させるために、彼らの安全を保障すべく第9条が設けられたとする従来の通説は誤っており、駐ソ大使を終えたハリマンが来日して、日本占領軍派遣をめざすソ連が占領政策への関与を強め、東アジア進出を狙っていることに対する危惧を、1946年2月1日にマッカーサーに語り<sup>2</sup>、さらにバーンズ国務長官が米ソ中英の戦勝四カ国と日本との間で日本の25年間非武装化条約を結ぶ構想を密かに進めていることを漏らしたため、マッカーサーは非武装条項を含む憲法の制定を決意したらしい<sup>3</sup>。1946年3月初旬のチャーチルによる鉄のカーテン演説で広く知られるようになったヨーロッパにおける東西冷戦の深刻化を熟知し、東アジアへのソ連の野心を見抜けないでいる本国政府に業を煮やしたハリマンが来日してそのことをマッカーサーに告げ口したことが、GHQ主導による憲法制定の引き金となったようだ。したがって、ソ連を含む極東委員会の始動前に、バーンズの対ソ外交に抗い、非武装化条約構想を反故にすべく、非武装化条項を盛りこんだ憲法の制定をマッカーサーが決意した最大の理由は、対ソ・対共産主義安全

<sup>1</sup> [http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail\\_0000000006](http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail_0000000006), 2014年8月29日閲覧。

<sup>2</sup> William A. Harriman & Elie Abel (1975). *Special Envoy to Churchill and Stalin 1941-1946*. Random House, p.537, p.542.

<sup>3</sup> 三輪隆(1998).「日本非武装化条約構想とマッカーサー・ノート第2項」『埼玉大学紀要 教育学部(人文・社会科学編)』47(1), 55頁、同著(2007).「1945～46年の憲法改革過程における非武装条項導入の背景」『総合研究機構研究プロジェクト研究成果報告書』5, [http://sucra.saitama-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/KP18A06-474.pdf?file\\_id=1652](http://sucra.saitama-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/KP18A06-474.pdf?file_id=1652), 2014年11月3日閲覧。

<sup>4</sup> マッカーサーは1946年1月25日にアメリカ統合参謀本部に天皇の戦争犯罪の証拠はないと報告するとともに、天皇を起訴すれば日本の情勢は混乱し、共産主義が台頭すると警告したように、日本をソ連から守る

保障であり<sup>4</sup>、ソ連の拒否権などのため国連の安全保障に頼れなくなった場合には日本の再軍備が可能となるような内容を当初より意図していたと思われる。

憲法施行3日後である1947年5月6日のマッカーサーとの会見で昭和天皇は国際連合に日本の安全保障を委ねることに対する不安を述べてアメリカのイニシアティブを望んだところ、ソ連や中国は陸続きの朝鮮には何時でも侵略できるが、現在のアメリカの海軍力・空軍力のもとでは日本が侵略されることはない、朝鮮戦争を予見しつつ太鼓判を押した<sup>5</sup>。このように、憲法改正を決断した2人はともに対ソ・対共産主義安全保障を最重視していたと思われる。

日本国憲法制定の端緒は、1946年2月3日にマッカーサーがGHQ民政局に示したマッカーサー3原則である。そのなかのⅡが現行憲法第9条の始原であり、以下に引用する<sup>6</sup>。

War as a sovereign right of the nation is abolished. *Japan* renounces it as an instrumentality for settling *its* disputes and even for preserving *its* own security. *It* relies upon the higher ideals which are now stirring the world for *its* defense and *its* protection. (国家の至高なる権利としての戦争は廃止される。日本はそれ=戦争を、その紛争を解決する手段として、さらにそれ自身の安全を保持するための手段としてさえも放棄する。それはその防衛とその保護を、今日世界を目覚めさせつつある、より高い諸理想に委ねる。)

No *Japanese* Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any *Japanese* force. (いかなる日本の陸軍、海軍、空軍も将来にわたって許されず、いかなる日本の部隊にも将来にわたって交戦権は与えられない。)

第1文の戦争廃止を能動態にした場合の主語がJapanではないことは、第2文に日本がそれ=戦争を放棄する際の内容が書かれていることや、Ⅱの他の部分ではJapan、Japaneseとそれらを指す代名詞がイタリック体の部分(和訳では下線部分)のように多用されているのに第1文だけにはないことから明らかだ。第1文の“the nation”もJapanではなく、総称単数である。したがって、全ての、あるいは大多数の国家からなる普遍的な団体が主体として所属各国に対して定める戦争廃止が実際に成り立っているという大前提を第1文は表し、第2文以下でその条件のもとで日本は何をすべきかを定めたものが、マッカーサー3原則のⅡである。また、第2段は第1段第2、3文における日本の能動的行為に答えてその国際団体が日本に課す内容を述べていることになる。第1段第2文以降は、日本がまずそうして模範を示し、アメリカ自身を含む他の諸国もそれに倣うことが期待されているとも言えよう。

マッカーサー3原則をもとにGHQ草案ができるまでの間のいくつかの原案が残っており、初期の原案〔次頁に引用した図1〕は、手書きで“Article I”と記されたあとの第1段に、草案第8条第1、2項が改行なしに書かれ、第2段に「はじめに」で触れた前文2条件に関する文があり、第2、3段は手書きで前文に移すよう矢印が加えられている。第3段は現行憲法前文の最後の第4段にあたる。GHQ民政局次長のケーティスは、マッカーサー3原則Ⅱの第3文を削除した代わりに、その精神を前文に入れようと考え、図1の第2段を書いた<sup>7</sup>。

後の原案<sup>8</sup>にも、平和的生存権に関する文はまだなく、草案第8条も第1条のままである。したがっ

ために天皇制が必要だとしていた〔<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/064shoshi.html>, 2014年12月22日閲覧〕。マッカーサーは1948年の大統領選挙への出馬をめざし、選挙民にアピールする占領実績作りとして憲法改革を急いだという点を三輪(1998)は重視しているが、本国政府の対ソ政策に対する不満や不信は、自ら大統領にならなければならないという使命感を育み正当化するし、もし彼が本国政府の意向に従ってソ連の占領軍への参加を容認すれば、ベルリンと対照的に東京の一部が共産圏の飛び地になり、北海道もソ連の管轄下に入ることが当然予想され、占領実績が台無しになるだけでなく、ソ連の東アジア侵略を許した責任の多くも彼に帰せられ、大統領選に決定的に不利に働くと恐れたはずでもあるから、マッカーサーの大統領志望とソ連への警戒心とは一体になっていたと考えられる。

<sup>5</sup> 豊下彦彦(2008)。『昭和天皇・マッカーサー会見』。岩波現代文庫, 97-101頁。

<sup>6</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/072/072\\_0021.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/072/072_0021.html), 2014年9月10日閲覧。イタリック体指定、和訳は平山。

<sup>7</sup> 鈴木昭典(1995)。『日本国憲法を生んだ密室の九日間』。創元社, 278頁。

<sup>8</sup> *Alfred Hussey Papers*, Constitution File No. 1, Doc. No. 8, [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/147/147\\_0021.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/147/147_0021.html),

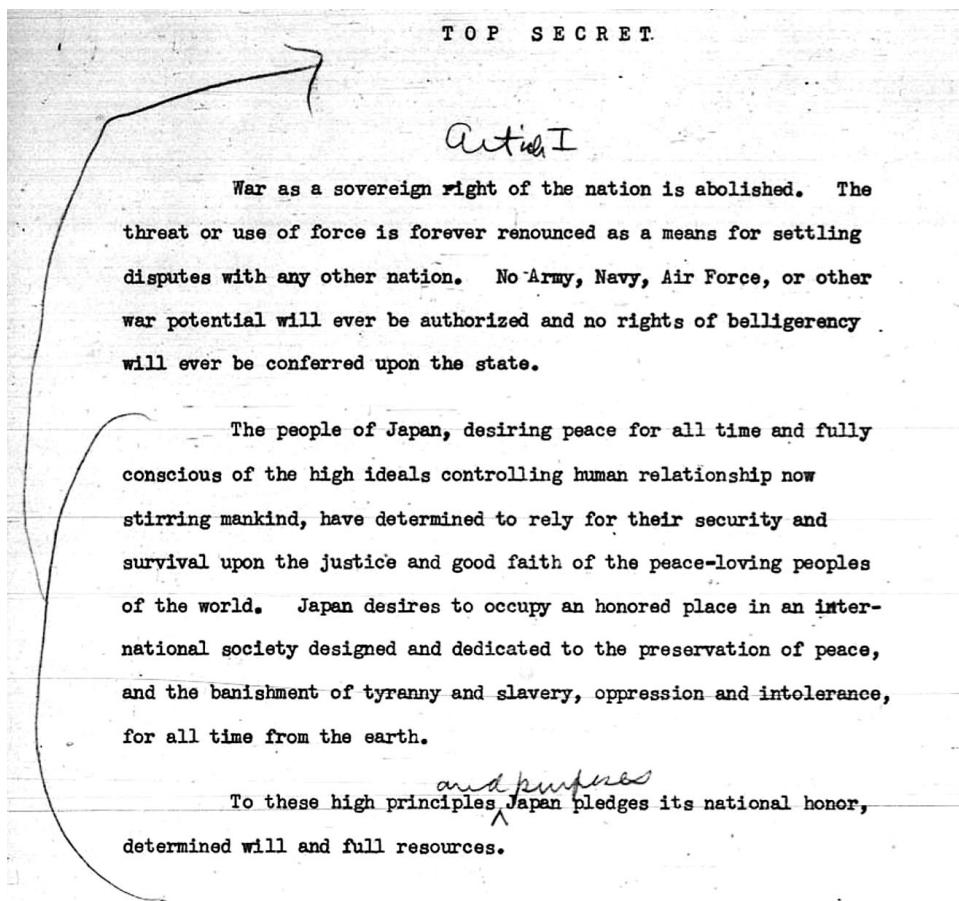


図1 GHQ原案の第1条

出所：Alfred Hussey Papers, “24-A Draft of the ‘Preamble’ to the Revised Constitution”～ “24-I Drafts of Chapter Ten, ‘Supreme Law’, of the Revised Constitution” <YE-5, Roll No. 5>, [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/002\\_47/002\\_47\\_003r.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/002_47/002_47_003r.html), 2014年9月1日閲覧。

て、前文2条件は原案第1条と一体の内容だが前文に回され、その後、平和的生存権がその直後に段落を改めずに加えられ、新たに第1～7条が加えられて第1条は第8条になるという風に、離ればなれになったのだ。第8条を前文で2条件、さらに生存権によって基礎付ければ、国連憲章に準拠した第1項はともかく、前例のない内容の第2項は実定性を欠いたプログラム規定と解釈できるとして、下のようなGHQ草案第8条<sup>9</sup>が出来上がったと推測できる。

Article VIII. War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation. (第八条 国民ノ一主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス)

No army, navy, air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State. (陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ)

2014年9月1日閲覧。

<sup>9</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/076a\\_e/076a\\_e007l.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/076a_e/076a_e007l.html),

[http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/076/076\\_007l.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/076/076_007l.html) (外務省訳) 2014年9月13日閲覧。

マッカーサー 3 原則 II 第 2 文以下と違って、G H Q 草案第 8 条は原案第 1 条の段階から一貫して、第 1 文以外も Japan, Japanese を欠き、受動態で書かれているので、能動態に直したときの主語は Japanese People ではなく、平和的生存権と同様 all peoples [文法的には単数形なので any people] ないしその生存権を保障すべき国際団体である。第 2 項の No army..... も Not any army..... で、全ての国家に関することであり、末尾の the State も総称単数であり、原案第 1 条＝草案第 8 条は日本だけに限られない普遍性を持つ law である。“.....laws of political morality are universal (政治道徳ノ法則ハ普遍的ナリ) .....” という G H Q 草案前文第 3 段は、このことを意味する。その laws＝法則には戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認も含まれ、前文第 2 段と第 2 章の普遍的な「法則に従うことは、……各国の責務であると信ずる。」と現行前文も解釈しなければならない。つまり、第 9 条第 2 項に他国が従わないのに日本だけが従ういわれはないのであり、占領終了時まで理想的な集団安全保障体制が成立していない場合、日本は他国と同様に戦力を持ち、軍事同盟を結ぶことを憲法は禁じていないということになる。なお、外務省訳は第 1 項を能動態にし、the nation を単に国民としているが、第 2 項は受身に訳しており、このことは重要な意味を持つ。

1946年 2 月 13 日に日本政府に示された G H Q 草案を日本が受け入れなければ、昭和天皇の安全は保障できず、保守的な支配層も生き残れないと、その際ホイットニー民政局長は語った<sup>10</sup>が、それはソ連の介入や共産主義の浸透を防ぐには G H Q 草案に基づく憲法しかないという趣旨である。

2 月 22 日に松本丞治国务大臣がホイットニーらと対談したおり、松本が戦争放棄を前文に置くよう提案したのに対して、ホイットニーは、「戦争の放棄を独立の一章としたのは……可能な限り最大限に強調するため」で、「この条項 [現行第 9 条のもとになった、G H Q 草案第 8 条]<sup>11</sup>は、恒久平和への動きについて、世界に対して道徳的リーダーシップ moral leadership をとる機会を、日本に提供する」とし、それに関連して、ハッシー中佐が松本に、前文に置きたいとは (法的拘束力のない) 単なる原則的規定として merely as a principle 記したいという意味かと尋ね、松本がそうだと答えると、ハッシーはその立場はわかる we appreciate that position が本文に含ませるべきで、そうすれば真に力強いものになる this would give it real force と言い、ホイットニーも「この原則の宣明 The enunciation of this principle は異例で劇的な形でなさるべきです should be unusual and dramatic」と述べている<sup>12</sup>。草案第 8 条を前文に移すという松本の提案をハッシーが appreciate し、それは原則だとホイットニーが認めたのは、図 1 の原案で第 1 条を前文 2 条件と一括して “these high principles [and purposes と手書きで追記]” としていたからであろう。戦争放棄の条項が本来は前文と一体の原則 principle だということはホイットニーも認めていたのである。ただし、そういったことが一般に知られると本国政府や他の連合国への説得力が弱まるので、このことは当面おおびらにはせず密教扱いすべきだとホイットニーは示唆したとも言えよう。

マッカーサーは 1946 年 4 月 5 日の対日理事会初会議で日本が安全保障を委ねることができるような世界秩序の形成を全ての諸国民に求めることで第 9 条前文前提説を示し、「賞賛すべき目的と偉大で高貴な意図を伴う国際連合が存続し、その目的と意図を完遂しえるのは、日本が達成しようとする一方的にこの憲法を通じて提案しているまさにそのこと、すなわち至高の権利としての戦争を廃止すること just what Japan proposes unilaterally to accomplish through this constitution -- abolish war as a sovereign right を、国際連合が全ての国々 all nations に関して達成する場合だけである。そのような放棄 [G H Q 草案以降の「第 2 章 戦争放棄」のこと] は同時に普遍的でなければならない。それは全てか無かでなければならない」と述べている<sup>13</sup>。マッカーサーの言っていることは、「第 2 章 戦争放棄」の立法趣旨は普遍的な国際法を日本国憲法のなかで提案するということであり、日本が守るべ

<sup>10</sup> Record of Events on 13 February 1946 when Proposed New Constitution for Japan was Submitted to the Prime Minister, Mr. Yoshida, in Behalf of the Supreme Commander. *Alfred Hussey Papers*, Constitution File No. 1, Doc. No. 14, p.3, 「二月十三日会見記略」『東京大学法学部法制史資料室松本文書』1-2頁。いずれも、<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/077shoshi.html>, 2014年12月3日閲覧。

<sup>11</sup> 引用文中の [ ] 内は平山による注記。

<sup>12</sup> 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著(1972)。『日本国憲法制定の過程——連合国総司令部側の記録による I 原文と翻訳』。有斐閣, 392-4頁。

<sup>13</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/102/102\\_0111.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/102/102_0111.html), 2014年9月13日閲覧、平山訳。翌日の『朝日新聞』の1面では上記の趣旨が分かるが、同日の『毎日新聞』の1面では「日本が戦争の抛棄を最高の権利とするこの憲法によつてこれを一方的に果たさんと提言する」云々と誤訳されている。



き実定法として戦争放棄を定めるということではない。「『平和主義』の国際規範化」<sup>14</sup>は、第9条の立法趣旨であったことが確認できる。彼は、全てか無かであって日本だけが一方的にそうすることは不可能だとみていたのだ。これは、第9条の原提案者自身によってその基礎となる立法事実<sup>15</sup>を明らかにしたもので、後述のように、枢密院修正、吉田茂首相答弁、芦田均衆議院委員長修正はいずれもこの立法事実<sup>15</sup>に忠実に従った立法をめざしたのである。憲法制定当時の日本は武装解除していたことが第9条の立法事実とならないことは、日本軍なくともアメリカ軍を主とする西側占領軍がソ連の直接間接侵略から日本の安全を保障していたことから明らかだ。

戦争放棄条項の受動態は2月の松本起草「モデル案」以降の日本側の案にはしばらくなかったが、「陸海空軍その他の戦力の保持は、これを許さ(れ)ない。国の交戦権は、これを認め(られ)ない。」と、1946年4月5日の「口語化第一次草案」第9条第2項に手書きで訂正されて復活した<sup>16</sup>。英訳についてみると、3月6日の「憲法改正草案要綱」でも第9条は受動態のままであり<sup>17</sup>、現行条文英訳も第2項は受動態のままである。また、4月2日以降、入江俊郎法制局長官と佐藤達夫法制局次長がGHQ民政局のケーディスらと案文の調整をし、そこでは第9条第2項を受動態にする件はとりあげられていない<sup>18</sup>。したがって、日本側独自の判断で受動態への修正が行われたと思われる、GHQ草案の外務省訳も第1項は主語なし能動態、第2項は受動態なので、その和訳を重視する外務省の要請に発するものではないかと思われる。入江と佐藤を中心に作成された、法制局の『憲法改正草案に関する想定問答』第3輯(昭和21年4月)は、政府原案の「第九条第二項は、何故受身にかいてあるか。」という問に対して「国際団体の意思のあるところを察して、進んで、それに服するという進歩的態度をとつたことを意味する。」云々としており<sup>19</sup>、露骨に言ってしまうと受動態を能動態に直した場合の主語は国際団体だということである。GHQ草案の受動態をそう解釈して訳していた外務省筋が、おそらく4月5日のマッカーサー演説で自分達の解釈が正しかったことを確信して法制局に受身にするよう説得し、その際の説明が想定問答になったのであろう。

ところが、1946年5月6日の第4回枢密院審査委員会では受身は外国からの強制を意味するのでよくないという批判がなされ、野村吉三郎は「外国の正義に依頼するとすれば、占領軍が居なくなったあとには不安になる」云々と指摘し、「マッカーサー自身も戦争放棄の方針はユニヴァーサルでなければ到達されぬと言つてゐる」と上記の演説に触れたのに対し、入江は「御尤である。これ〔受身の表現〕で本当に安心だとは断言し得ない。」云々と答弁し、野村は「人民の自由の意思により作ると云ふことであるから、人民がそれを心配してゐると云ふことがはつきりせねばならぬ。特に議会に於て大いに納得できる様に論議されねばならぬ。いかなる場合にも、外国依存でだまつてゐなければならぬと云ふ様な国民の気持になればそれは亡国の兆である。」などと主張し<sup>20</sup>、受身はやめるという枢密院修正に至った。受身に関する外務省筋の説明は野村が触れたマッカーサー演説と同趣旨だったはずだが、法制局の想定問答は受身の意味を自分たちの第9条解釈と矛盾しないよう曖昧にしてみたため切れ味が悪くなっており、入江は想定問答に沿って受身を擁護することができなかったのであろう。

## (2) 曲解された吉田茂答弁

2月13、22日のホイットニー等との対談に吉田〔当時外相〕は参加していたのであり、親英米派外交官出身で駐英大使も務めた彼の英語リスニング能力はかなり高いはずなので、憲法改正の責任者たる吉田首相の第9条解釈は英語の微妙なニュアンスをふくむ対談、吉田も知っていただろう4月5日のマッカーサー演説〔その原文ないしそれに忠実な『朝日新聞』記事〕や、受身に関する想定問答が示唆するような、吉田の出身母体たる外務省の解釈をふまえて読解しなければならない。まず、1946年6月28日の衆議院本会議における吉田答弁<sup>21</sup>を検討する。

<sup>14</sup> 波多野澄雄(2014)。「国体護持と八月革命——戦後日本の平和主義の生成」『国際日本研究』6, 15頁。

<sup>15</sup> 高見勝利(2004)。「芦部憲法学を読む——統治機構論」, 有斐閣, 466-89頁のいう「憲法事実」。

<sup>16</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/101/101\\_0061.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/101/101_0061.html), 取消線部分削除、( )内加筆、2014年9月10日閲覧。

<sup>17</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/093a\\_e/093a\\_e0051.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/093a_e/093a_e0051.html), 2014年9月17日閲覧。

<sup>18</sup> <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/100shoshi.html>, 2014年9月9日閲覧。

<sup>19</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/118/118\\_0301.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/118/118_0301.html), 30-31/235, 2014年9月7日閲覧。

<sup>20</sup> 入江俊郎。「枢密院委員会記録」. 第四回, 1946年5月6日,

[http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/111\\_1/111\\_1\\_0401.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/111_1/111_1_0401.html), 2914年9月9日閲覧。

<sup>21</sup> 『官報号外 昭和21年6月29日 第九十回帝国議会衆議院議事速記録』8, 124-5頁。帝国議会の議事録速記

……交戦権抛棄ニ関スル草案ノ条項ノ期スル所ハ、国際平和団体ノ樹立ニアルノデアリマス、国際平和団体ノ樹立ニ依ツテ、凡ユル侵略ヲ目的トスル戦争ヲ防止シヨウトスルノデアリマス、併シナガラ正当防衛ニ依ル戦争ガ若シアルトスルナラバ、其ノ前提ニ於テ侵略ヲ目的トスル戦争ヲ目的トシタ国ガアルコトヲ前提トシナケレバナラヌノデアリマス、故ニ正当防衛、国家ノ防衛権ニ依ル戦争ヲ認ムルト云フコトハ、偶々戦争ヲ誘発スル有害ナ考ヘアルノミナラズ、若シ平和団体ガ、国際団体が樹立サレタ場合ニ於キマシテハ、正当防衛権ヲ認ムルト云フコトソレ自身ガ有害デアルト思フノデアリマス。

下線部分から、第9条第2項は国際平和団体の樹立を期し、それを前提していると吉田は考えていたことになる。また、波線部分から、国連憲章第51条が暫定的措置として認めている自衛権行使、さらには自衛権そのものを無用とするような、理想的集団安全保障体制のことを、吉田は「国際平和団体」と言っていることがわかる。7月4日の衆議院帝国憲法改正案委員会における答弁で、「我々ノ考ヘテイルトコロハ、国際平和団体ヲ樹立スルコトニアルノデ、国際平和団体が樹立サレタ暁ニ於テ、……自然権ニヨル交戦権ト云フモノガ自然消滅スルベキモノデアル」<sup>22</sup>と、吉田はあくまで国際平和団体樹立が自衛のための交戦権を不要とするための前提であることを再度強調している。これは、マッカーサー3原則のⅡが、普遍的な戦争放棄を前提に日本が自衛の手段としての戦争までも放棄し、戦力を保持しないとしているのと同趣旨である。これらの答弁については、金森国務大臣らほとんどの人は、国際平和団体への吉田の言及を無視し、波線部分のなかから「正当防衛権ヲ認ムルト云フコトソレ自身ガ有害デアル」だけを切り離して吉田は自衛戦争や自衛権まで無条件に否定したと解釈した<sup>23</sup>。金森が過失ではなく故意に吉田首相答弁をねじ曲げた背後にある動機については、注33で推測した。

吉田は、7月4日答弁の上記引用の直後に「理想ダケ申セバ、或ハ是ハ理想ニ止マリ、或ハ空文ニ属スルカモ知レマセヌガ、兎ニ角国際平和ヲ維持スル目的ヲ以テ樹立セラレタU・N・O〔＝国際連合〕……此ノ憲章ニ依リ、又国際連合ニ日本ガ独立国トシテ加入致シマシタ場合ニ於テハ、一応此ノ憲章ニ依ツテ保護セラレルモノ、斯ウ私ハ解釈シテ居リマス」<sup>24</sup>と述べ、武力を伴わない不法な経済圧迫を受ける懸念についても7月15日の答弁で「一応此ノ平和愛好国ノ団体〔国際連合〕ノ存在、或ハ〔もっと強力な国際平和団体を〕設立スルト云フ趣意カラ考ヘテ見マシテ、御懸念ノコトハ抽象的ニハ先ヅ一応問題ガナイモノト思ヒマス」<sup>25</sup>としているように、現実の国際連合は必ずしも頼りにならず、国際平和団体の樹立という理想の実現が第9条の目的にしてその第2項〔戦力不保持・交戦権放棄〕の前提であると吉田は言っている。日本の安全保障にとって国際連合の最大の弱点はソ連の拒否権であったから、吉田のいう国際平和団体とは、それを克服し、共産圏の拡大を封じ込めるような機構のことである。

(3)でみるように、『憲法改正草案に関する想定問答』では、第9条第2項は集団安全保障の如何にかかわりないとされている。吉田はそのことを再三否定しているにもかかわらず、金森や法制局は『想定問答』にこだわって吉田答弁をねじ曲げ続けた。しかし、この曲解を露骨に正すと密教が密教でなくなるので、吉田は曲解を野放しにした。さらに、可能な限り安保ただ乗りをして経済復興に国力を傾けようという意図から、吉田は曲解を前提した発言までするようになり、曲解はいつしか吉田の真意と思われるようになってしまった。

録等は、帝国議会会議録検索システム <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp> で閲覧可。

<sup>22</sup> 『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議事録（速記）』5, 60頁。

<sup>23</sup> 中部日本新聞社編(1954).『日本憲法の分析——改正か擁護か』. 黎明書房, 84-5頁、西修(2004).『日本国憲法成立過程の研究』. 成文堂, 277-8頁、山田邦夫(2006).『自衛権の論点（シリーズ憲法の論点②）』. 国立国会図書館調査及び立法考査局, <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2006/200605.pdf>, 2014年7月10日閲覧, 13頁注16。これらとほぼ同趣旨の内容は6月26日の答弁にもみられる〔『官報号外昭和21年6月27日 第九十回帝国議会衆議院議事速記録』6, 81-2頁〕が、これも、「第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス」に続く文章における平和国際団体への吉田の言及は無視され、無条件に自衛のための軍備や交戦のみならず自衛戦争も認めないものとされてきた〔山田(2006) 12-3頁〕。

<sup>24</sup> 『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議事録（速記）』5, 60頁。

<sup>25</sup> 『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議事録（速記）』13, 227頁。

とはいえ、貴族院憲法改正案委員会における1946年9月5日の吉田答弁では「自ラ武力ヲ撤シテ、サウシテ平和団体ノ先頭ニ立ツテ平和ヲ促進スル、平和ニ寄与スルト云フ抱負ヲ加ヘテ、戦争抛棄ノ条項ヲ憲法ニ掲ゲタ」<sup>26</sup>と、平和団体の存在ないし設立が第9条第2項において前提されており、衆議院での修正は吉田の第9条解釈を何ら変更しないものだったことが確認できる。それでは、衆議院での修正にはいかなる意味があったのだろうか？

### (3) 芦田均修正の真相

戦力保持合憲説としては、芦田を委員長とする衆議院憲法改正案委員小委員会による第2項の付加である「前項の目的を達するため」に注目して、第1項の「希求し、」よりあとの部分が禁じるような侵略行為を目的とする戦力は保持しないが、それ以外の目的、たとえば自衛のための戦力保持は可能であるとする解釈がある。この解釈を、最初の提唱者と思われる中国のタン博士に因んでタン学説と呼ぶことにする。芦田が提出した当初の修正案<sup>27</sup>においては、付加部分を除いて第1項と第2項とが政府原案や現行条文とは逆にされ、

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力を保持せず。国の交戦権を否認することを声明す。

② 前掲の目的を達するため、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを抛棄する。

となっていたので、戦力不保持の目的は現行条文第1項前半と同じ「……希求し」である。したがって、芦田はタン学説とは全く異なることを意図して修正案を提出していたのである。

1946年6月26日の衆議院本会議における吉田答弁に、「我が国ニ於テハ如何ナル名義ヲ以テシテモ交戦権ハ先ヅ第一自ラ進ンデ抛棄スル、抛棄スルコトニ依ツテ全世界ノ平和ノ確立ノ基礎ヲ成ス、全世界ノ平和愛好国ノ先頭ニ立ツテ、世界ノ平和確立ニ貢献スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フノデアリマス（拍手）」<sup>28</sup>とあり、これが、第1項と第2項を入れ換えて第1項を「国の交戦権を否認することを声明す」で結ぶという芦田修正案のもとになっていることは明らかだろう。

芦田は修正案を提出する前にそれをケーディスに示し、芦田修正案においては自衛力の保持や国連軍への参加が認められるとケーディスは解釈した上でOKを出していた<sup>29</sup>。ケーディスは日本が自衛などのためならば武装する可能性を積極的に認める立場から、マッカーサー3原則Ⅱにあった、戦争を「日本自身の安全を保持するための手段としてさえも放棄する」という文言を削除してGHQ草案をまとめ、自衛戦力保持を許容しており〔西(2004)248頁〕、さらに芦田修正案は戦力保持を可能にすることを日本側が積極的に意図したものと理解した上でこれを支持したのである。また、芦田がケーディスに示した修正案は、第1項第2項を原案とは逆にしたもので、ケーディスはタン学説とは

<sup>26</sup> 『第九十回帝国議会貴族院帝国憲法改正案委員会議事速記録』5, 2頁。

<sup>27</sup> 衆議院事務局編(1995). 『第九十回帝国議会衆議院憲法改正案委員小委員会速記録』. 衆議院事務局, 85頁。

<sup>28</sup> 『官報号外 昭和21年6月27日 第九十回帝国議会衆議院議事速記録』6, 82頁。

<sup>29</sup> Charles L. Kades (1989). The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution. *Political Science Quarterly*, 104 (2), pp.236-7. 鈴木(1995)によれば、両者の会談があったのは「たしか、七月の終わりころ」〔326頁〕である。芦田の小委員会での修正提案は7月29日で、その日に芦田は、本委員会に修正案を出す前にGHQと話し合うべきだと述べており〔衆議院事務局編(1995)89頁〕、会談はすでに済んでいたかその直後の7月中に行われたようだ。8月だとする『毎日新聞』1976年5月31日掲載のインタビューではケーディスは9月27日の佐藤との会談と混同しており、小委員会では修正案が決まった8月1日以降に芦田との会談が行われた形跡はない〔佐々木高雄(1997). 『戦争放棄条項成立の経緯』. 成文堂, 358-70頁〕。小委員会では第9条修正がまとまるとき、佐藤達夫が芦田に「『こういう形になると、自衛のためには、陸海空軍その他の戦力が保持できるように見えて、司令部あたりでうるさいかも知れませんか。』と耳打ちしたところ、『なに大丈夫さ。』というようなことを言われた」(佐藤(1999)137-8頁)ということからして、小委員会では決まる前に芦田はケーディスの了解を得ていたと思われる。なお、鈴木インタビューによれば、芦田とケーディスの会談を聞いていたハッシーとヒープがホイットニーのもとに確認に行った。ヒープは芦田修正を知って独自にタン学説の解釈に気付いたとされることもある〔高柳賢三(1963). 『天皇・憲法第九条』. 有紀書房, 78頁〕が、そうではなく、両項が入り替わった修正案のもとでの両者のやり取りから修正によって自衛などのために戦力保持が可能になるとハッシーとヒープは感じ、ケーディスが一人で決裁してよいか確認に行ったのである。

違う、自衛や国連軍への参加のための戦力保持を正当化する意図を芦田の修正案に読みとっていたことになる。

金森国務大臣は「枢密院では、国際平和維持のためには軍備を保持することは認められると答えていますね」、とケーディスは語っている〔西(2004) 250頁〕。このあたりの議事を記録したと思われる文献<sup>30</sup>にはこの趣旨の金森発言は見当たらないのでケーディスの記憶違いかとも思ったが、さらに調べてみると、GHQに渡された1946年10月21日の枢密院審査委員会和文議事要旨によれば、金森は国内の騒乱の鎮圧や自衛行為には「戦力」がもてないので武力行使できないとした上で、「第二項の『前項の目的を達するため』とあるのは、第一項の『国際平和を希求』するといふ大目的の意味であり、『戦力』とは戦争に主として用ひられるものの意味であるから、国内治安維持のための武器の保有は許される」と答弁したとあり<sup>31</sup>、そのなかの「国内治安維持」が英訳議事要旨<sup>32</sup>では“the maintenance of international peace”と訳されていた。和文議事要旨は内部矛盾のため意味不明であり、英訳者は「内」を「際」の誤記とみなして矛盾を解消したのだろう。いずれにせよ、そのような金森国務大臣発言が枢密院で実際にあったとしても何の問題もないというのがGHQの立場だったことになる。

他方、GHQのクレームがつかない範囲で戦力不保持を実定法的な禁止規定にそぐわないものにしたという動機が小委員会に参加した全員に共有されていることは、たとえば、金森国務大臣が、政府原案第1項では「永久にこれを抛棄する」とあるが、第2項では「永久に」という言葉がないので、「第二項ノ戦力保持ナドト云フコトニツキマシテハ国際連合等トノ関係ニ於キマシテ色々考フべき点ガ残ツテ居ルノデハナイカ……非常ニ永久性ノハツキリシテ居ル所ヲ第一項ニ持ツテ行ツタ、斯ウ云フ考ヘ方ニナツテ居リマス」〔衆議院事務局編(1995) 141-2頁<sup>33</sup>〕と語って、第1項に永久的規範を置く原案のほうが第2項で国連加盟国の兵力提供義務（憲章第43条）などに応じることができると、枢密院議事要旨の上記英訳と同趣旨の結論を示し<sup>34</sup>、この金森発言が大きく影響して、第1項と第2項は原案に戻すという意見が優勢になっていった〔衆議院事務局編(1995) 190-1頁〕ことから明らかだ。

しかし、GHQに提出された英訳<sup>35</sup>においては、永久的規定ではないとして第2項を相対化する金

<sup>30</sup> 佐藤達夫著・佐藤功校訂(1994).『日本国憲法成立史 第4巻』.有斐閣,997-9頁。

<sup>31</sup> 村川一郎編著(1981).『帝国憲法改正案議事録——枢密院帝国改正案審査委員会議事録』.国書刊行会,211頁。

<sup>32</sup> Constitution Hearings: Privy Council Committee Sessions (English). *GHQ/SCAP Records*, Box no. 2085 Folder title/number: (13), 国会図書館請求記号:GS (B)00602.

<sup>33</sup> (1)で引用したGHQ草案第8条をみると、第1項でforever (=永久に)とあり、第2項で戦力、交戦権のいずれについても英語ではeverがforeverとほぼ同義に使われているのは明らかなのに、外務省訳では第2項は「決して……無カルヘク(ヘシ)」と、英語のneverの、notよりも強い否定の意味を採ってeverの「永久に」という意味合いを消し去っており、さらに3月6日の「憲法改正草案要綱」では「陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト」といづれも単なる否定になり、その英訳では“The maintenance of land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be authorized. The right of belligerency of the state will not be recognized.”とneverが戦力不保持のみに使われている (<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/093shoshi.html>, 2014年12月15日閲覧)。日本語では「決して」を欠き、英訳では戦力不保持にのみneverを使うことは現行条文第9条第2項とその英訳“In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.” (<http://www.ndl.go.jp/constitution/e/etc/c01.html>, 2014年12月16日閲覧)にも受け継がれている。このように、GHQ草案第2項に2度も登場する、第1項のforeverとほぼ同義のeverに当たる表現が日本語では完全に削除されたのであり、金森のこの発言はその背後にあったなみなみならぬ創意工夫と労力を示唆したものであるし、金森はそのような畢生の大業を骨折し損のくたびれ儲けにするものである、マッカーサー4月5日演説や吉田首相答弁の前文前提第9条解釈は面白いものではなかったため、独立実定法的第9条解釈をあからさまには否定できないというGHQ・吉田密教の弱点に乗じて握りつぶしたのであろう。

<sup>34</sup> 佐藤達夫は金森発言を「改正のことなども考えられる」〔佐藤達夫(1999).『日本国憲法誕生記』.中公文庫,137頁〕と、改正には及ばない柔軟な解釈による運用の余地を暗示したものと受け取ったようだ。第2項の「戦力」の定義を柔軟に扱うことで自衛のための武力保持を合憲にするという、のちの政府の公式的解釈の方向性は金森の敷いたレールの上であり〔高柳(1963) 83-4頁〕、小委員会でのこの金森発言がその発端であろう。

<sup>35</sup> Constitution Hearings: House of Representatives/ The 90th Session of the Imperial Diet/ Minutes of Sub-Committee (English). *GHQ/SCAP Records*, Box no. 2088 Folder title/number: (2), 国会図書館憲政資料室請求記号:GS (B)635, 森清監訳(英訳からの再和訳)・村川一郎・西修訳(1983).『憲法改正小委員会秘密議事録——米国公文書公開資料』.第一法規。

森の解釈が読み取れる部分は、完全に削除されていた。日本側では、日本が再軍備することは可能だとあからさまに示すような修正はできないだけでなく、そういう解釈ができると話し合われた秘密会議記録もGHQには見せられないと思い込んでいたが、これが過剰反応であったことは、同じく秘密会議である枢密院審査委員会における金森発言のGHQ側による上記の英訳が削除部分と同じ結論であることから明らかだ。国連軍参加のための戦力が自衛のためには使えないというのは、国連憲章の趣旨からしても実際にも不合理で認められない。

以下に引用する芦田の発言<sup>36</sup>が示すように、当時の芦田自身による芦田修正案解釈は、第1項(現行条文第2項)は前文の2条件、すなわち集団安全保障を前提するというのである。

ソレデハ私モウツ説明シナカツタ理由ヲ申上ゲマス、〔戦力不保持・交戦権放棄を〕原文ノ俣ニ第二項ニ置イテ、サウシテ文句ヲ変ヘルト、関係筋デ誤解ヲ招クノデハナイカ、独立ノ条項トシテ置ク限リハ「これを保持してはならない」、「これを認めない」ト云フ風ニシナイト、ドウモ却テ修正スルコトガ〔戦力不保持・交戦権放棄に条件をつけようとした修正案をGHQが拒否して〕蕪蛇ニナルノダカラ、ソコデドウシテモ日本ハ国際平和ト云フコトヲ誠実ニ今望シテ居ルノダ、ソレダカラ陸海軍ハ持タナイノダ、国ノ交戦権モ認メナイノダ、斯ウ云フ形容詞ヲ附ケテ〔政府提出原案では「戦力を保持してはならない」という禁止規定であったのを修正して〕「戦力を保持せず」ト言フコトノ方ガ、其ノ方面ノ〔GHQとの〕交渉ノ時ニハ説明ガシ易イノデハナイカ、此ノ俣ニ〔第一項にせず第二項のままに〕置イテ此ノ第二項ノ英文ヲ書換ヘルト云フコトハ相当困難デヤナイカ、斯ウ云フ理由モアツテ、ソレデ之〔戦力不保持・交戦権放棄〕ヲ一定ノ平和機構ヲ熱望スルト云フ機構ノ中デ之〔戦力不保持・交戦権放棄〕ヲ解決シテ行ク、斯ウ云フ風ニ実ハ考ヘタノデス。

芦田修正案の真意は、戦力不保持・交戦権放棄の前提には平和機構があるということだ。この芦田の発言は、GHQに提出された前掲英訳においては、下線部分が完全に抜け落ち、波線部分が“For this reason, I think that it will be better to resolve the matter into the framework designed to demonstrate our great enthusiasm for peace.”となっており、「平和機構」は単に“peace”、「機構」は“framework”と訳されているが、芦田のいう「平和機構」とは国連安全保障理事会のような平和のための国際機構 international organization for peace であることは、帝国議会会議録検索システムで「平和機構」を検索するとヒットする他の7例からもわかる<sup>37</sup>。芦田の「平和機構ヲ熱望スル」「〔平和〕機構ノ中デ之ヲ解決スル」がそれぞれ、6月28日の衆議院本会議における吉田答弁のなかの「期スル所ハ、国際平和団体ノ樹立ニアル」「国際平和団体ノ樹立ニ依ツテ、凡ユル侵略ヲ目的トスル戦争ヲ防止シヨウトスル」の言い換えであることも明らかだろう。

『憲法改正草案に関する想定問答』では、第1項は自衛権を認めるが、第2項によれば戦力がなければ自衛戦争はできないとされていた。そこでは「国際連合が成立しその武装兵力が強大となれば、自衛戦争の実行は事実において、これに依頼することができる」とあるが、そうでないとしても国の戦力や交戦によらない、有り合わせの武器によるゲリラ戦を第2項は禁じていないとしているように、『想定問答』は集団安全保障の如何にかかわらず無条件に第2項を日本は守るべきとしていた<sup>38</sup>。しかし、小委員会ではこの『想定問答』から逸脱する第9条解釈が金森と芦田によって開陳され、それらはGHQに許容されないのではないかと恐れた日本側が英訳においては削除し、あるいは意図的に誤訳したのであろう。衆議院事務局(1995)の原本には、英訳しないよう赤線でチェックした部分が41カ所あった<sup>39</sup>。しかし、第2章とりわけ第2項は国際法の提案だというGHQの意図と芦田修正の趣旨は同じであるから、正確に訳して何の問題もなかったのだ。

1946年8月1日の第7回小委員会で現行条文と全く同じ修正案が固まるさいに、芦田は「前項ト云フノハ、実ハ双方トモニ国際平和ト云フコトヲ念願シテ居ルトイフコトヲ書キタイケレドモ、重複スルヨウナ嫌ヒガアルカラ、前項ノ目的ヲ達スル為メト書イタ」と言い、それに対して吉田安は「〔前項の目的すなわち〕正義ト秩序ヲ基調トスル国際平和ヲ希求シテ、此ノ希求ノ目的ヲ達スル為メ、陸

<sup>36</sup> 衆議院事務局編(1995)191頁、下線と波線は平山。

<sup>37</sup> <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>, 2014年7月1日閲覧。

<sup>38</sup> [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/118/118\\_028l.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/118/118_028l.html), 28-30/285, 2014年9月7日閲覧。

<sup>39</sup> 『産経新聞』1995年9月30日東京朝刊, 1, 4頁。

海空軍其ノ他の戦力ハ之ヲ保持シテハナラナイ〔という禁止表現を修正して〕、『これを保持せず』、斯ウシタラ『保持せず』ト直シテモ目的が謳ツテアルカラ委員長ノ御苦心ガ生キル』と応じ、廿日出産も吉田安の発言に補足して、最後に「誓ふ」と云う前文は宣言で、「ソノ宣言ノ後ニ此ノ九条ガ直グ来ルト見テ私ハ何ラ差支ヘナイト思ツテオリマス」云々と言ひ〔衆議院事務局編(1995) 194頁〕、それで現行条文が決まったのであるから、第1項第2項を元に戻して現行条文が決まる際に、タン学説は誰も想像すらせず、みな戦力不保持が「保持してはならない」という禁止規定ではなくなり、国際平和という前文が掲げる目的の手段とされたことを重視していた。手段の適不適は目的との関係によって評価されることになり、理想的な集団安全保障が樹立されれば戦力不保持は世界規模の「刀狩り」として平和に大いに役立つが、そうでない限り、戦力保持は必ずしも違憲ではなく、戦力保持のほうがか不保持よりも正義と秩序を基調とする国際平和の確立に貢献しそうならば戦力を保持すべきだということになる。

#### (4) 芦田のタン学説剽窃疑惑

タン学説を芦田が最初に唱えたのは1951年1月14日の『毎日新聞』紙上であり〔西(2004)294頁注102〕、そこで彼はタン学説を憲法定制当時から自分は公にしていたと主張し、その証拠として憲法公布の日に出産した自著『新憲法の解釈』から第9条は自衛のための戦争を放棄していないとする文章を引用している<sup>40</sup>が、これは政府の公式解釈(=金森解釈)そのままであり、さらにその直前の段落では「前項の目的」は「……希求し」であるとしているので、芦田は明らかに嘘をついている。

芦田は1957年12月5日に内閣の憲法調査会でタン学説を主張しつつも、『「前項の目的を達するため」という辞句をそう入ることによつて原案では無条件に戦力を保有しないとあつたものが一定の条件のもとに武力を持たないということになります。』と証言している<sup>41</sup>。しかし、タン学説は戦力保持を無条件に認めるが、その使用目的を侵略行為以外に限定するものであって、戦力不保持に条件をつけるものではない。芦田は平和機構の存在を条件とする意図で修正した際の説明をタン学説に流用したため、タン学説は自分が考えたものでなく受け売りであることが露見している。

1946年9月19日の極東委員会第3委員会承認された中国の決議案の論拠として、9月21日の極東委員会第27回会議で中国のタン博士が述べたなかにタン学説がみられ<sup>42</sup>、修正第9条によって可能となった日本の再武装に備えて文民条項を加えるよう極東委員会からGHQを通して日本に要求がなされた際、ケーディスは9月27日に法制局の佐藤達夫らに、「同条第一項〔正しくは第二項〕に For the above purpose (前項の目的を達する為) とあるのが、日本は右目的以外の目的で再び軍備を整えることがあり得るとの誤解を生じたものと思はれる。」<sup>43</sup>と語り、誤解をさけるために For the above purpose〔当初の芦田修正案にある「前掲」の英訳のままだった〕を In order to accomplish the aim of the preceding paragraph に改めたほうがよいと述べた<sup>44</sup>。これは、前者だと前文を含みうるのに対して後者だと第9条第1項に限定されるから「誤解」の余地はなくなるという趣旨であり、やはりケーディスはタン学説ならぬ前文前提説に基づいており、タン学説もそうだと誤解していたのだ。

佐藤達夫は小委員会第9条の条文が固まった際、自衛戦争が許容されるのではないかと思ひ、GHQから文句が出るのではないかと危ぶんだが、まさかタン学説の拠りどころになるうとは思わなかった<sup>45</sup>と述べており、この時彼はケーディスと同様タン学説以外の自衛戦争を許容する解釈を念頭に置いていたことになる。芦田修正の2ヶ月近く後に佐藤達夫がケーディスを介して仕入れたタン学説をなんらかの機会に聞いた芦田は、それを剽窃し、衆議院小委員会における修正は再武装を可能にするような自分のオリジナルなアイデアに基づいていると1951年1月以降主張しだした。1956年5月

<sup>40</sup> 芦田均(1946).『新憲法の解釈』.ダイヤモンド社, <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1045378>, 2014年11月29日閲覧、36頁。

<sup>41</sup> 憲法調査会編(1957).『憲法調査会総会議事録』7, 91頁。

<sup>42</sup> 西(2004)167-8頁、Transcript of Twenty-Seventh Meeting of the Far Eastern Commission, Held in Main Conference Room, 2516 Massachusetts Avenue, N.W., Saturday, September 21, 1946. *Records of the Far Eastern Commission, 1945-1952*, Box No. 7 “FEC Verbatim Transcript of Meetings 26-33 (1946.9.19-1946.11.1)” <Sheet No. FEC(A)0085>, pp.18-19. <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/04/126shoshi.html>, 2014年9月21日閲覧。

<sup>43</sup> 佐藤達夫。「憲法改正案第15条及び第66条の修正に関しケーディス大佐と会談の件 昭和21年9月27日 タイプ・カーボン・ペン 1綴」.国会図書館(佐藤達夫関係文書目録, A111-68, 201)。

<sup>44</sup> 佐藤(1999)141頁。

<sup>45</sup> 佐藤(1999)137-9頁。

に小委員会『速記録』が秘密になったあと、憲法調査会長の高柳賢三、金森と佐藤は1957年に芦田修正の真相究明をめざし<sup>46</sup>、『速記録』公開を衆議院議長に要求したが、拒否された<sup>47</sup>。このことは、『速記録』秘密扱いを画策した黒幕も芦田であることを示唆する。

タン博士が「前項の目的」を“above purpose”とした英訳に基づいているのではないことは、上記発言のなかの“……for purposes other than those specified in the first paragraph of Article IX ……”から明らかであり、日本語原文かそれからの中国語訳に漢字で「前項」とあるのを見たのだろう。中国古典の文章には本来句読点も改行もなく、句読点や改行は原典の解釈を伴うもので、正しいとは限らないと、中国古典に慣れ親しんだ人ならば無意識のうちに想定するはずである。「はじめに」で示したように日本国憲法原本には第2項のはじまりを明示する数字はないので、漢訳して句読点と改行をとれば、各々の条のなかの項立ては解釈者が自由にでき、「希<sub>2</sub>求<sub>1</sub>○○<sub>1</sub>(○○を希求し)」のあとが前項だと解し得る。タン学説は中国古典に習熟した人が和文解釈にそれを応用しない限りまず考えつかないものであろう。和文を読む日本人は「前項」とあればその冒頭から読んで目的を表す「希求し」がまず目に留まり、第1項の後半は前半=目的にとっては手段であるから、「前項の目的」が直接には後半に関するとしてもその目的は前半なので結局前半が大目的として第2項を規定すると解釈するし、ケーデイスの提案した修正後の英訳でも同様だ<sup>48</sup>。

「前項の目的」に関する宮沢俊義説<sup>49</sup>を私が使ってきた表現によってまとめると次のように言えるだろう。タン学説に従って「前項の目的」は侵略戦争をしないという目的だとしても、大目的たる「……希求し」を無視することはできないし、不戦条約で侵略戦争を放棄した国々が自衛戦争の名目で第2次世界大戦を戦ったことなどからして、実質的に侵略戦争をしないという目的を達するためには自衛も含めて戦力不保持が必要だという風に、タン学説と逆に芦田修正によって自衛目的戦力不保持の要請は強まると解釈するほうが真つ当である。中国古典の読み方を濫用せず、日本語の文法論・意味論に従えば、タン学説が詭弁であることは明らかではなからうか。なお、宮沢は「……希求し」を前項の目的とする多数説ないし政府解釈を説いているわけではなく、それらを無視してタン学説を内在的に批判していることから、宮沢自身の説はこれら三つの説以外であることが分かる。

法制局畑の人々は芦田のタン学説を潰そうとした。法制局長官として憲法立案の責任を負っていた入江俊郎は、(3)で引用した芦田の、平和機構に言及した発言については、「其ノ方面ノ交渉ノ時ニハ説明ガシ易イノデハナイカ」までを採用してあとは省き、「思うに芦田氏は当時は、あくまで正論を唱え、侵略はもとより、自衛のためにも一切の戦争をしないという建前をはっきりさせようと主張したように解されます」と解説している<sup>50</sup>。入江(1960)は、東京大学占領体制研究会における1954年6～7月の口述に補正し、1960年7月に刊行された憲法調査会の資料である〔入江(1976)953頁〕。

小委員会での芦田の平和機構への言及よりも少し前に、交戦権否認を戦争放棄の前に持ってくるべきだという芦田の意見に対して鈴木義男が「或ル国際法学者モ、交戦権を前に持ツテ来ルガ方、自衛権ト云フモノヲ棄テナイト云フコトニナルノデ宜シイノダト云フコトヲ説明シテ居リマシタ」〔衆議院

<sup>46</sup> 高柳は芦田修正以降芦田の第9条解釈は一貫していると誤解していた〔高柳(1963)78頁〕ので、金森と佐藤が高柳を担いで真相究明を目指したようである。

<sup>47</sup> 古関彰一(2009)、『日本国憲法の誕生』、岩波現代文庫、298-9頁。

<sup>48</sup> タン学説が極東委員会で提起される一週間ほど前の1946年9月13日に、幣原喜重郎は政府解釈に従って「前項の目的」は「……国際平和を希求し」とし、警察力は戦力ではないとしつつも、前項の目的以外の目的として「国内ノ秩序ヲ保ツトイフコト」を挙げて、芦田修正によれば「警察力ヲ充実スルコトハ差支ナイ」と答弁し〔『第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会速記録』12,27頁〕、枢密院審査委員会で遠藤源六はさらに踏み込んで、芦田修正の結果「国内治安のためにはある程度の軍隊が置ける」と解釈した〔佐藤達夫著・佐藤功補訂(1994)998頁〕。遠藤は5月6日に「内部の問題としては警察のみでは足りぬ。やはりある程度の戦力が必要。故に出来るならそこに制限をつけたい。例へば『国内の治安を保持するに足る以上の』等の規定を入れたい。」([http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/111\\_1/111\\_1\\_0411.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/111_1/111_1_0411.html), 2014年9月9日閲覧)と主張しており、芦田修正にそういう意味を見出したのだ。芦田修正にはさまざまな立場の人が自分の望む内容を読み込もうとすれば読み込めなくはないところがあることを例証している。そのなかでは、枢密院金森発言要旨の英訳が国際平和維持のためには戦力が持てると解釈したのは、最も自然で合理的なもので、プログラム規定説と言ってよいだろう。

<sup>49</sup> 宮沢俊義(1955)、『日本国憲法』、日本評論社、第2章〔11〕。

<sup>50</sup> 入江俊郎(1960)、『日本国憲法成立の経緯』、憲法調査会〔入江俊郎(1976)、『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題——入江俊郎論集』、第一法規、所収〕386,387頁。

事務局(1995) 190頁]と応じている。鈴木は芦田修正案が自衛権さらには自衛のために使える戦力を放棄しないための工夫であると理解したうえで、それを支持する国際法学者の説を紹介しているのだが、その部分を入江は、芦田の主張に「鈴木義男氏はこれに賛成した」[入江(1976) 386頁]とだけ述べ、鈴木が賛成の論拠として挙げた国際法学者の見解は無視している。

入江が口述の際に参照していた、自身の手書きノート<sup>51</sup>において、鈴木による国際法学者の自衛権に関する説の紹介も、平和機構の中で戦力不保持と交戦権放棄の問題を解決するという芦田の発言も、入江は改行したうえで正確に筆写しており、入江はこれらの発言に強い印象を持っていたことは間違いない。そのような発言を口述において省いたことは不注意ではありえず、明らかに意図的な行為である。手書きノートの末尾に「1950.4.30.了」とあり、1950年1月のアチソン國務長官発言や2月の中ソ同盟成立で東アジア情勢は風雲急を告げたころなので、再軍備を巡る憲法論争に備えて入江は『速記録』を繕いてノートをとり、芦田の平和機構発言を見出して、これだ!と思ったはずだ。それを読んで、1946年4月5日のマッカーサー演説や受身に関する『想定問答』の本来の意味を入江はようやく理解したと思われる。そして、芦田の平和機構発言を世に出そうと考え、芦田の了解を求めていたかもしれないし、そのおりに比較対象としてタン学説に触れていたかもしれない。いずれにせよ、芦田は入江など法制局関係者を通して知ったタン学説を1951年1月に、芦田修正のときから自分が考えていた解釈だと偽って公表し、金森・入江・佐藤はそれに反撃した。マッカーサーや吉田の解釈に忠実に従ったにすぎない芦田修正は芦田のオリジナルな貢献とは言い難いのにに対して、タン学説はアメリカ人や日本人の誰も思いつきもしなかった極めてユニークな解釈であり<sup>52</sup>、それを剽窃して戦力保持を合憲とした功績を一人占めしようというよこしまな動機から芦田が嘘をついたことは、法制局畑の人々には明らかだったと思われる。

『速記録』は秘密扱いされることになった1956年5月10日まではそうではなく、芦田のタン学説に否定的な入江口述に関心を持った宮沢らが『速記録』をチェックし、自分が意図的に省いた芦田の平和機構発言を発見することを期待して入江は口述したという仮説を立てると、いろいろなことの辻褄が合うように思われる。先に述べたように法制局畑の人たちは『速記録』を使って芦田の嘘を実証しようとし、『速記録』が秘密扱いにされると間もなく、憲法調査会長の高柳をバックアップして金森と佐藤も公開を要求した。後述するように高柳は芦田の平和機構発言と同趣旨の説を1953年に発表した。宮沢はGHQ草案の段階の1946年春に発表しており、マッカーサーらGHQの関係者を除けば第1提唱者の権利を有していた。法制局畑の人々は新しい政府解釈になるべき学説を発表している宮沢と高柳の2人をリストアップして、まず優先権のある、日本憲法学の頂点に位する宮沢を担ごうとしたが断られ、そのため次に高柳と組み、芦田は『速記録』隠しで対抗したのだろう。宮沢が法制局畑の誘いを袖にした理由を見出すことができれば、この仮説は実証される。

#### (5) 宮沢俊義のプログラム規定説提唱と、高柳賢三の剽窃疑惑

宮沢は1946年3月の論文「憲法改正について」で、「現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久に全く軍備を持たぬ国家——そのみが真の平和国家である——として立って行くのだといふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ。」と説き起こしながら、「希望は必ずしもただちに現実とはならない。ここに憲法改正のむづかしい問題が伏在するのである。」と受け、さらに転じて、「法律家というものはだいたい実証主義者で、道徳の準則や政治の大方針などを成文法で定めることを無意味だと考える癖がある」としながらも、「憲法に政治的な綱領を定めるのは少しも不当ではない。とりわけ現在のような大変革が行われる際には高い理想にもとづく大きな原理をプログラムとしてかかげることが望ましい」「日本人は憲法改正においてプログラムの規定を設けることを欲するやうに想像される」というような、憲法改正における平和主義の取り扱いを肯定して結んでいる<sup>53</sup>。これは明らかに、憲法の生存権・社会権規定に裁判規範性を認めず、それらを努力目標や政策的方針とするプログラム規定説を適用したものである。宮沢は、「起。」とほぼ同じ見解を1945年11月24日の

<sup>51</sup> 入江俊郎「第90帝国議会衆議院憲法改正小委員会速記録等の抄写 ペン3冊」.国会図書館(現代政治史資料目録2 入江俊郎関係文書目録39)。

<sup>52</sup> 佐々木惣一は1951年1月21日の『朝日新聞』ではじめてタン学説を唱えた[伊崎文彦(2005)。「戦後における佐々木惣一の平和論——『自衛戦争・自衛戦力合憲』論者の平和主義』『市大日本史』9, 108-9頁]が、新聞という直前に入稿や訂正が可能な発表媒体なのに、芦田の一週間前の『毎日新聞』論説を無視しており、それを知らずに発表したとは考えにくい。タン→芦田→佐々木という剽窃の連鎖があったと思われる。

<sup>53</sup> 宮沢俊義(1946)。「憲法改正について」『改造』3月号, 25, 28, 29頁。



憲法問題調査委員会(松本委員会)第6回調査会で明治憲法の軍規定削除論として主張しており〔高見(2004)474頁〕、*“承転結”*ではそれをふまえて非武装平和主義をいかに明文化すべきかをプログラム規定説によって論じたのだ。

宮沢は「憲法改正について」を書く直前の2月下旬ころ、閣僚のひとりからGHQ草案について見聞した際、英文(?)を見たのは数分ほどで、丁寧に読む余裕は与えられなかったが、「第九条〔GHQ草案第8条〕のことも一緒に聞いて、それが私の頭の中に入っていたのかもしれない。」「私が『マッカーサー草案〔GHQ草案〕のことも知った上で』書いたものと判断するよりしかたがないような気がします」と述べ、宮沢が憲法問題調査委員会で述べたことは「徹底した非武装思想ではなく、ただ軍の規定を憲法に置かないというだけ」なので、「憲法改正について」の考え方は「やはりマッカーサー草案から来ていると見るべきでしょうか。」としている<sup>54</sup>。

「憲法改正について」で宮沢は全国民に労働の権利を規定しても失業者をなくすことは容易ではないことを平和国家建設の困難と類比してプログラム規定説を展開しており〔26頁〕、両者を共に生存権・社会権としてとらえるという着想が根本にあるが、それは軍規定削除論からの大きな飛躍を要し、彼自身の着想ならば思いついたことを鮮明に記憶しているはずだ。非武装を明文化したら将来再武装の必要が生じたとき迅速に憲法改正できる保証がないため、宮沢は「承」で立ち往生していたと思われるが、その答えがGHQ草案にあったのだ。平和的生存権の記述は前文第2段にあるので、短時間草案を手にした際、宮沢の目から鱗を落としたと思われる。「道徳の準則や政治の大方針などを成文法で定める」〔28頁〕もGHQ草案前文第3段の“laws of political morality are universal”に由来していると思われる。宮沢がGHQ草案第2章第8条を見なかったのは事実だろうが、その前文第2～3段が「憲法改正について」のもとにあるようだ。宮沢は第9条第1項において自衛戦争は放棄していないとする多数説や政府解釈を批判して、前文の絶対的平和主義に照らせば全ての戦争を放棄したと解釈すべきだとしている〔宮沢(1955)第2章〔8〕(ロ)〕。このように前文を前提として第9条全体を解釈するという特色が宮沢にはあり、GHQ草案と彼の出会い方を示唆しているとともに、自衛権を不要とするような理想を説いたマッカーサー3原則Ⅱや1946年6月26日・同28日の吉田答弁に通じる。宮沢によれば、第9条は前文の目的を達するための手段にすぎず、第9条が定める政策が適当かどうかは前文＝目的に照らして評価すべき平和の技術の問題である<sup>55</sup>。「軍隊はあってはならないと言ってみたとところで、現実には日本には軍隊はあり、その限りでは第9条は侵害されている。この事実を十分認めたいので、どうするかを考えるべきでしょう。」「〔毎日新聞社編(1968)173頁〕という宮沢の見解からも、宮沢(1946)以降、第9条第2項の非武装を失業者をなくすことと同様の非実定的プログラム規定であると、一貫してとらえてきたことは明らかだ。

宮沢(1946)のプログラム規定説は、衆議院小委員会の審議に大きな影響を与えたと思われる。「いちばんいけないことは、真に平和国家を建設するといふ高い理想をもたず、ポツダム宣言履行のためやむなくある程度の憲法改正を行つてこの場合を糊塗しようと考へることである」〔宮沢(1946)19-20頁〕という表現とよく似た、「第二章ハ非常ニ結構ナ法文デ、此ノ憲法ノ中ノ傑作デスガ、何ダカ仕方ガナイ、止メヨウカト云フヤウナ所ガアリマス、何カ積極的ナ撰理トシテ、戦争ハイカスト云フヤウナ字ガ入レバ尚ホ宜イカト思ヒマス」〔衆議院事務局(1995)79頁〕という進歩党の犬養健の発言が芦田の修正案をもたらした。また、社会党修正意見が「草案第九条の前に一条を設け『日本国は平和を愛好し、国際信義を重んずることを国是とする』趣旨の規定を挿入」〔衆議院事務局(1995)付録13頁〕し、鈴木義男はこれを「宣言」と述べた〔衆議院事務局(1995)78頁〕のは、宮沢が理想主義的憲法の例として、共和3年のフランス憲法における「権利」の宣言と「義務」の宣言とを挙げて「実証的な立場から見れば、あつてもなくても別に変わりはない規定である。……しかし、さういふ規定にも勿論長所がある。政治の大理想を天下に宣明し、政府がその実行の義務を有することを明文で確立しておくことは決して無意味ではない。」「『平和主義を以て国是とす』などという規定……フランス革命当時のフランス人ならば、さういふ規定を置く気になつたであらう。そして、場合によつてはその規定の下で戦争したかも知れない。」「〔宮沢(1946)28, 29頁。以上の下線は平山〕と論じていることを髣髴とさせる。犬養の発言にも社会党の修正案にも宮沢(1946)の影響があるだろう。衆議院小委員会において第9条両項の冒頭にそれがめざす目的・理想を付加するという修正がなされ、第2項は前文の理想

<sup>54</sup> 毎日新聞社編(1968).『昭和思想史への証言』.毎日新聞社,169頁。

<sup>55</sup> 宮沢俊義(1967).『憲法講話』.岩波新書,201-2頁。

をめざすプログラム規定であるとかかなりはっきりと明示されたことになる。

衆議院小委員会が決定した修正第9条に対して、GHQを介して極東委員会から日本が再軍備する可能性に備えて文民条項を加えるように要求された際、それについて審議した貴族院小委員会において、条件1にかかわる前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持し」の部分が、もとは単に「われらの安全と生存をあげて、平和を愛する諸国民の公正と信義に委ね」とあったのを修正して作られ、無条件に「委ね」るのではなく「信頼して」という条件を加えるこの修正は、完全なる他律から自律への変更で、自衛戦力保持の一つの根拠になるとケーディスは理解していた〔西(2004) 309-10頁〕。このことから、ケーディスの第9条解釈が前文前提説であることは明白である。

「信頼して」にするという修正は、山本勇造(筆名は有三)の「改正憲法前書きの試案」<sup>56</sup>第3段「われら日本国民は、戦争を憎み、戦争を否認する。故にみづから進んで武器を捨て、国際間の紛争に武力を用いることを言明する。われらは、これに喜びと誇りとを感ずると同時に、われらの安寧と生存とに關しては、平和を愛する世界各国の公正と信義とに信頼する。……」に由来し、そのなかの「信頼する」が小委員会の修正で採用されたことに彼は感謝している<sup>57</sup>。彼の案が前文に第9条の内容を取り込んでいるのは、松本以来何人も日本人が前文に移す案を主張しているので珍しくないが、ケーディスの前文修正理解は山本案中の「みづから進んで武器を捨て」をふまえているようだ。現行のように「信頼して」を入れる案は、高柳賢三「日本憲法改正案中前文の字句修正に関する提案」<sup>58</sup>にあり、高柳は第2回貴族院小委員会で、「GHQは、前文ニ付テハ英文ハ変ヘテ貫ヒタクナイ、英文ノ意味ヲ益々ハッキリサセル為ニ日本文ヲ修正スルノハ構ハヌトノコトダッタ」<sup>59</sup>と述べているので、高柳は山本案の扱いを巡ってGHQと折衝し、現行のように「信頼して」を入れるのは英文の意味の明確化にあたるのでよいという理解を得ていたことになる<sup>60</sup>。

宮沢俊義「文民誕生の由来」〔宮沢(1955)別冊付録、所収〕によれば、極東委員会の要求で文民条項を設けることになったとき、政府はcivilianを武官の職歴を有さない者としたが、宮沢も加わった貴族院小委員会ではそこまで広い範囲で国務大臣になる資格を奪うのは妥当でないとし、civilianの意味は現役武官を除く者ということなので、その意味で「文民」と訳したが、新憲法成立後の多数説は「文民」とは「武官の職歴を有さない者」であると解釈し、政府解釈もそれを若干緩めたものになり、両者が結託して小委員会の立法趣旨を握りつぶした。極東委員会は憲法第9条が修正されて日本は戦力を持ち得るようになったと解釈して文民条項を要求し、小委員会もそれを前提に文民条項を定めたが、戦力を持ち得ないという解釈に基づく多数説と政府解釈はそのような立法趣旨を受け入れなかったと、宮沢は言いたいのであろう。

GHQ草案は第2章の戦争放棄を前文の平和的生存権に関する国際法のプログラム規定とし、吉田答弁や芦田修正はそれをふまえていたが、金森は前文前提・プログラム規定説の立法趣旨を握りつぶし、多数説も戦力の定義以外は政府解釈に従ってきたのと、文民条項をめぐる展開とはよく似ている。

9月30日の第2回小委員会で牧野英一が「高柳君ノ意見ニ依レバ non-civilian トハ軍人ノコトデハナイ〔「カ」を補う?〕。先方ノ要求ハ将来軍隊ヲ置イタ場合デモ大臣ハ文官ヲ充テルノダト云フダケノ意味デハナイカト云フコトダッタ」と述べ、宮沢は「ソレデアルトスレバ、『軍人は大臣になれない』トスルダケデ宜イガ、果シテ之デ宜イカヲ確メル必要ガアラウ。」と応じ、これに対し、小委員長は、午後金森国務大臣にこの点などを確かめるとし、午後高柳が金森に「civilian ヲ裏カラ『軍人でない者なることを要する。』トスルダケニシテハ如何。」と尋ねたのに対し、金森は即答を避けたい〔参議院事務局編(1996) 6, 10頁〕。

<sup>56</sup> 国会図書館(現代政治史資料目録2 入江俊郎関係文書目録47-35)。

<sup>57</sup> 『第九十回帝国議会貴族院帝国憲法改正案委員会議事速記録』24, 3頁。

<sup>58</sup> 国会図書館(現代政治史資料目録2 入江俊郎関係文書目録47-36)。

<sup>59</sup> 参議院事務局編(1996). 『第九十回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨』. 参議院事務局, 11頁。

<sup>60</sup> 参議院事務局編(1996)第1回によれば、文民条項要求について、高木八尺が「貴族院ガ政府ノ諒解ノ下ニGHQト話合ラシテ誤解ノナイヤウニシテハ如何。」と述べたのに対して金森が「CLO〔終戦連絡中央事務局〕ヲ通ジテ委員会トシテデハナクテ、個人的ニナラ宜カラウ。」とし〔3頁〕、牧野英一が「前文中ニ社会的及文化的ナコトヲ追加スル訳ニハ行カナイカ。」と問うている〔4頁〕ので、翌9月29日に高柳が文民条項要求と前文修正に関して個人的にGHQと話し合ったのち、それをふまえて前文字句修正案を作成し、9月30日の第2回小委員会に提出したことになる。

翌日の第3回委員会の午後、金森は「先方ハ、過去ニ於テモ civilian デアッタシ、又現在モ civilian デナケレバナラストノ意味デアル。」と答えたが、高木八尺は、「先方ノ意向ハ将来軍隊ガ出来テモ軍部大臣ハ文官制ニスルノダト云フ意味デハナイカ。」と詰問した〔参議院事務局編(1996) 23頁〕。高木はその日の午前、軍隊のない日本には現役武官はいないのだから「斯ル不必要ナ規定挿入ノ要求ヲ貴族院トシテハ拒ンデ宜イデハナイカ。」としたのに対して、織田信恒が「之ヲ拒ムコトニ依ッテ国家ガ大キナ損害ヲ来スヨリモ、此処デ之ヲ呑ンダ方ガ宜クハナイカ。」と言い、高木は「之ガ国際的ニサウ大キナ問題トナル筈ハナイ。又之ヲ拒ムコトニ依ッテサウ国家ニ対シテ大キナ損害ヲ来スコトハナイト思フ。」〔参議院事務局編(1996) 16-7頁〕と反論していたが、高木は午後になると一転して極東委員会が文民条項を必要としたと思われる理由として再軍備の可能性を挙げたのだ。

午前の高木と織田のやりとりに対して宮沢は「高木君ノ意見ハ一応御尤ダガ、憲法全体ガ自発的ニ出来テ居ルモノデナイ、指令サレテ居ル事実ハヤガテ一般ニ知レルコトト思フ。重大ナコトヲ失ツタ後デ此処デ頑張ツタ所デサウ得ル所ハナク、多少トモ自主性ヲ以テヤツタト云フ自己欺瞞ニスギナイカラ織田子爵ニ大体賛成。」〔参議院事務局編(1996) 17頁〕と述べており、昼休みにこの件に関して宮沢は高木に、第9条は前文の平和的生存権に拠るプログラム規定だから再軍備を実定法的に禁じてはならず、修正第9条は各項で目的を明示したため極東委員会にプログラム規定だと見抜かれたのだろうと述べたのではなからうか。

いずれにせよ、午後になって高木は午前の見解を捨て、第9条修正によって再軍備が可能になったのに対処すべく極東委員会が文民条項を持ち出したのではないかと考えるようになったことが小委員会で明らかになり、極東委員会やGHQが修正第9条で軍隊を持ると解釈しているという極秘情報を政府が小委員会に伏せているのではないかという疑惑が高まって、「貴族院ノ意向ハ陰悪ダト云フコトヲ伝ヘテ撤回シテ貰フ訳ニハ行カヌカ。又〔撤回できないというのなら、再軍備は可能という解釈を極東委員会はとっているのだから、civilian の訳語である〕『民人』『文民』の誤りか?』デハイカヌカラ折衝シテ戴キタイ。」と織田、下條康麿、松本学が迫ったため、金森も「文民」で折衝することに同意した〔参議院事務局編(1996) 23頁〕。金森は第1回小委員会で、衆議院での個々の修正が自発的かGHQの要求によるかを分類した際、「九条 自発的。第Ⅱ項ノ『前項ノ目的』トハ第Ⅰ項ノ『……誠実に希求し』ヲ受ケルカ、又ハ『永久にこれを放棄する』ヲ受ケルカニ付疑惑ガアルガ、私ハ最初カラ前者ト考ヘタ。」〔参議院事務局編(1996) 2頁〕と述べているように、タン学説を根拠に極東委員会が文民条項を要求してきたらしいというケーデイスの発言に関する佐藤達夫の報告を金森は深刻に受け止めてさわりだけ紹介し、吉田も第3回小委員会で、先方の文民条項要求は9条修正と関係するとは言ったが「9条と如何なる関係アリヤト質問シタガ答弁出来ナカツタ」〔参議院事務局編(1996) 22頁〕とした。しかし、9条修正を理由に現役武官でないことを意味する civilian を大臣の要件とするよう極東委員会は要求しているのだとすれば、修正によって現役武官が存在しえるようになったと彼らは解釈しているに違いないと演繹論理的に推論でき、そういう解釈がありうることを知っている人ならすぐにそうだと見通せるだろう。高木はおそらく宮沢からプログラム規定説による解釈を教えられていたので、そう考えて上の詰問をしたのであろう。

第3回小委員会のあと、高柳、高木らがケーデイスらと懇談し、翌朝第4回開会直後の高柳の報告が終わるや否や、宮沢は第3回午前中の高木の主張についてのケーデイスらの反応がどうだったのか尋ねている〔参議院事務局編(1996) 25頁〕。懇談のときに高木の主張を直接ケーデイスらにぶつけるという段取りになっていたようで、宮沢はその結果を待ちかねていたようであり、その答えから修正第9条のもとで再軍備は可能というGHQや極東委員会の解釈が確認できたと、宮沢は受け取ったはずである。

宮沢の1946年度講義を記録した五十嵐ノートによれば、宮沢は第9条第2項の芦田修正について「大した意味はないと思う〔前文前提・プログラム規定説は芦田修正の有無にかかわらず成り立つという意味だろう〕とし、非武装のままでも国連に加盟でき、国連の制裁によって日本の安全は保障されると期待していたかのようだ<sup>61</sup>。しかし、同年度の芦部ノートでは『『ラッセルの言』と記した後に、『理想は高いが現実に於て空文になりはしないかとの懸念はある』と記されている」〔高見(2000) 192頁〕<sup>62</sup>。

<sup>61</sup> 高見勝利(2000)、『宮沢俊義の憲法学的研究』、有斐閣、191-2頁。

<sup>62</sup> 「ラッセルの言」とは、終戦直後の宮沢が再評価し、依拠するようになった Bertrand Russell (1936). *Which Way to Peace?*. M. Joseph のことである〔高見(2000) 184-6頁〕。

宮沢は、理想に止まり空文に属するかもしれないが国際連合によって日本は保護されると一応解釈するという、7月4日の吉田答弁を意識しているようであり、憲法制定直後の宮沢は、第9条を吉田答弁のごとき前文前提・プログラム規定説で解釈していたことがわかる。

宮沢がその後も第9条をプログラム規定としていたことは、1949年に出版された『憲法大意』<sup>63</sup>において、「第一章 序説 第五節 日本憲法の基本原理」のなかで、プログラム規定によって解釈される生存権・社会権を扱う「五二 社会国家」の次に「五三 平和国家」を置いたことから明らかだ。生存権・社会権に関する憲法第25～27条は第9条の直前のほか、「第四章 権利宣言」でも取り上げられているが、第9条は第二章以下では取り上げていない。また五三で第9条の前提として前文の条件1が挙げられている。以上より、憲法第2章第9条は『憲法大意』において章を立てて扱われるべき条項ではなく、「序説」において、前文に実質的に包摂されるプログラム規定として扱われていることは明らかだ。

朝鮮戦争が始まると、宮沢は「自分一人の問題ならば、いかに不可能とおもわれても、どこまでも高い(?)理想に殉じ、玉砕するのでもいいが、実際政治の問題としては、へたな『玉砕』よりはむしろ『瓦全』を目的としなくてはならない。現実には可能なかぎりにおいて、少しでも害の小さいこと——あるいは、少しでも益の大きいこと——を目的としなくてはならない」と、極端に理想主義的な「ラッセルの言」を捨てて現実主義的になり、日本人が国際連合軍に志願兵として参加するのは合憲とする田中耕太郎最高裁長官の見解を支持し、警察予備隊も合憲としつつも、軍国主義の復活を懸念した<sup>64</sup>。宮沢の変化は、宮沢(1949)と宮沢(1955)とを比べれば明らかだ。前者では「ほかの国々が、依然として、軍備をもっているのに、日本だけが全廃してしまつたら、いつたい何によつて国家の生存を維持しようというのか」という疑問に対して、「諸国民の『公正と信義』に信頼をおかないで、どうして、この世界に、国家として生きて行くことが可能であろうか」〔五三〕としているのに対して、後者では、今日〔日本も含む〕すべての国家が多かれ少なかれ保有している軍備は、戦争を防ぐ抑止力<sup>65</sup>として平和維持に役立つか、戦争を引き起こすのに貢献するか、何人も正確には判断できず、また諸国民の公正と信義に信頼するということはサンフランシスコ平和条約において、国際連合の安全保障方式をとるという約束として具体化されており、「日本は、自らは軍備を全廃し、また、世界のすべての国がそれにならうことを最終的理想としている」〔第二章四〕と論ずる。抑止力として平和維持に貢献しているかもしれない日本の軍備はただちに解消すべき違憲状態ではなく、その全廃は日本だけに限られない普遍的な最終的理想に属すると、プログラム規定説を暗に表明しているようである。第二章四には「日本以外のすべての国家が軍備を持っている現実」という表現もあるが、これは宮沢が保安隊や自衛隊を軍隊・戦力とみなしていることと矛盾し、それらは戦力ではないとする政府解釈に従っていることになり、同様の箇所は他にもあるので、不注意によるミスとは考えられない。「戦力」の定義に関して相互に矛盾し、両立しない自衛隊違憲説と政府解釈の両説を共に説くとは、両説を刺し違えさせるということであり、(4)でみたように「前項の目的」は「……希求し」だとする多数説(自衛隊違憲)と政府解釈(自衛隊合憲)を無視しているのはその裏付けとなる。

宮沢(1955)第二章〔16〕の(ハ)は、「本条は、世界の平和が軍備によって保障されるという方式をとらず、軍備の全廃が世界平和の根底であるとする理想を狙うもの」としたうえで、日米安全保障条約は、集団安全保障方式の完成に至る過渡的措置として、必ずしも違憲ではないとしている。ここには、吉田答弁や芦田修正が国際平和団体・平和機構の完成を理想とするプログラム規定として第9条第2項をとらえていたことを忠実に継承し、その理想においては世界平和を維持するための強制力は軍事力というより国際的な警察力になるので軍備は全廃され得るとするような解釈がみられ、日米安全保障条約と全く同じ理由で自衛隊も過渡的措置として必ずしも違憲ではないという結論になることは自明だと、宮沢は言いたいようだ。日米安保条約は宮沢も賛成する条約優位説など〔宮沢(1955)第九八条〔13〕〕でも正当化できるのにそれは宮沢の眼中にないものであり、第9条第2項はプログラム規定だということを宮沢は言いたいのだ。

それではなぜ、宮沢(1955)はプログラム規定説をストレートに説かなかつたのだろうか？ 彼は1952

<sup>63</sup> 宮沢俊義(1949).『憲法大意』.有斐閣全書(2刷以降は『憲法』)。

<sup>64</sup> 宮沢俊義(1950).「戦争放棄・義勇兵・警察予備隊」『改造』10月号,27,28-30頁。

<sup>65</sup> 宮沢(1955)には「抑止力」という言葉はなく、宮沢俊義著・芦部信喜補訂(1978)『全訂 日本国憲法』.日本評論社で「いわゆる抑止力として」が挿入されている。

年には保安隊の設置に反対した<sup>66</sup>。他方、第9条をプログラム規定とほぼ同義と思われる政治的マニフェストとした上で、戦力保持は合憲たりえるとする説が、その約半年後、高柳賢三によって提起された<sup>67</sup>。英米法学者の高柳は「プログラム規定」というドイツ法学由来の概念を知らないそぶり、「政治的マニフェスト」という概念を提起したので、宮沢は剽窃隠しではないかと疑っただろう。当時『ジュリスト』の編集者は、新憲法の生存権・社会権はプログラム規定であると説いた我妻栄<sup>68</sup>と宮沢の2人であり、もし「政治的マニフェスト」は「プログラム規定」と似ていると指摘して宮沢(1946)に触れれば、高柳は偶然の一致だと言って喜び、2人を自説の支持者として扱うことになるだろうし、高柳はそうなることを期待して『ジュリスト』を掲載誌に選んだのかもしれない。

宮沢(1952)は、警察予備隊を上回る保安隊は戦力に当たるとすれば、憲法改正なしに「それを設けることが憲法上許されないということは、おそらくだれもがみとめることであろう」とし、さらに憲法を改正して戦力に該当する保安隊を持つことにも反対している[35頁]。多数説や政府解釈がGHQ・吉田の密教を覆い隠し、芦田はタン学説に乗り換えたため、第9条第2項は実定的規範だと「〔宮沢自身など極く少数の例外は除く〕だれもがみとめる」ようになってしまっており、それを批判してプログラム規定説によれば保安隊は必ずしも違憲ではないと説けば、保安隊設置賛成派に利することになるが、宮沢は保安隊設置には反対なので、プログラム規定説を表に出すのは得策ではなく、「だれもがみとめること」に依拠した議論をこの時点では展開することにしたと思われる。したがって、自分のプログラム規定説を剽窃して自分が反対を表明した保安隊にお墨付きを与えようとしたのかもしれない高柳に宮沢は同調できなかつたはずだ。

宮沢(1955)第二章[16]の(ホ)で、宮沢は、「憲法の規定をもつて別段の法的意味をもたないとするためには、それだけの根拠が必要であろうが、本条[第9条]について、それだけの根拠があるかといえば、とうていそれを見出しがたい」としている。「プログラム規定」と言えば法的意味があるが、そうすると高柳は研究不正を認めることになるので「政治的マニフェスト」と言ったのではないかという疑念がその背景にあるように思われる。

ちょうど入江口述のころ、宮沢は自由党憲法調査会で、憲法改正は軍国主義復活につながる恐れがあるので、憲法違反でもまだ改正しない方がよいとこれまで考えてきたと述べており<sup>69</sup>、違憲の保安隊は許されないという宮沢(1952)の実定法的論調は表向きのもので、実はプログラム規定説に暗に拠ってきたことがわかる。それに続けて、日米MSA協定に伴う国際的義務が確立したので慎重に改憲を進めるのは止むを得ないというように論じている。宮沢(1955)第二章[12]の(ホ)は、MSA協定第8条が日本政府に防衛能力の増強などを義務づけていることを、その直後に成立した自衛隊が戦力であることの根拠のひとつに挙げている。仮に自衛隊が第9条第2項に反するとしても、条約優位説などによれば、条約に根拠を持つ自衛隊は違憲とはいえないということになる。また、憲法を盾に国連憲章第43条の兵力提供義務は履行できないとする第二章四は条約優位説などと矛盾するので誤りである。宮沢が認めないタン学説を除いても、プログラム規定説と条約による要請という2通りのやり方で自衛隊違憲説を論破できるにもかかわらず、不必要な改憲を宮沢が考慮したのは何故だろうか？

宮沢著・芦部補訂(1978)の「全訂版はしがき」(宮沢著、執筆年月不明)には「憲法を裏からもぐるよりは、ほんとうに改正の必要な点があれば、表からその改正を唱えるほうがいい」とある。GHQ草案が非武装条項を前文と第8条に分割して第8条を無前提の実定法規範であるかのように目立たせたことは、極東委員会や非武装条約を介したソ連の影響力拡大を回避するために必要だったと思われるが、第9条を「裏からもぐる」総本家であり、当時からほとんどの人は気付かないものだったプログラム規定密教を誰にでも分かるよう顕教化するような改正はぜひとも必要と考えるようになっていたのであろう。民主主義の根本である憲法の重要な条項は誰にでも分かる平易な表現でなければならず、手の込んだ解釈は望ましくない、これは最優先されるべき目標であろう。

しかし、高柳の政治的マニフェスト説は改憲せずに保安隊・自衛隊を合憲化できるという「もぐり」を売りとして提唱されたものであり、プログラム規定説は憲法調査会長高柳に乗っ取られ「政治的マニフェスト説」と改名させられて「もぐり」に使われているため宮沢の望む憲法改正は高柳の目の黒

<sup>66</sup> 宮沢俊義(1952)。「憲法改正と再軍備」『世界』5月号,34-6頁。

<sup>67</sup> 高柳賢三(1953)。「平和・九条・再軍備」『ジュリスト』25。

<sup>68</sup> 我妻栄(1948)。「新憲法と基本的人權」,国立書院,132-8,212-6頁。

<sup>69</sup> 宮沢俊義(1954)。「憲法改正の是非」『再建』8・9月合併号,49頁。

いうちは実現不可能になった。「戦力」の定義をいじる政府解釈も、同じ解釈方法から導かれる多様な結論のなかでは最も説得力が劣るタン学説も、迂回的な条約優位説なども、みんな「もぐり」であり、消去法で残るのは自衛隊を違憲とする単純明快な非武装論だけなので、宮沢はそれに当面加担することが民主主義擁護の正道だと判断し、それが非現実的なために行き詰まるなどして自分の望むような非軍国主義的・民主主義的な改憲の機運が高まるのを待つことにしたのではなからうか？『ジュリスト』共同編集者である我妻と宮沢が高柳会長を頂く憲法調査会への参加を断り、それに対抗する憲法問題研究会の相棒役となった〔高見(2000) 404, 400頁〕のは、高柳との確執抜きには理解できない。憲法問題研究会に参加したため宮沢は非武装護憲派だと誤解されがちだが、一貫して第9条プログラム規定説を主張して自衛隊や日米安保を容認し、新憲法改正についても「修正したほうがいいと思われる点もあります。しかし、現在有力に唱えられているような方向への憲法改正には賛成できません。〔宮沢(1968) 174頁〕とるように、改憲派に属していた。

宮沢は第1回科学者京都会議で、従来の第9条支持論は冷戦の深刻化に由来する再軍備論に対しては不十分だとしたうえで、ラッセル・アインシュタイン宣言を引用しつつ核時代における人間の普遍的モラルとして第9条を意義づけるべきだとしており<sup>70</sup>、その直後に朝永振一郎が高柳の政治的マニフェスト説について宮沢に質問したのは、両者の主張の類似をふまえていると思われる。朝永は高柳の参加を望んでいたのかもしれないが、そうだとすると高柳は宮沢や我妻のいる科学者京都会議に参加する気にはなれなかったのではなからうか。

#### (6) 高柳の死と宮沢の再提唱

高柳は1967年に80歳で死去し、宮沢は高柳に気兼ねすることなく、自分流の第9条プログラム規定説を展開することができるようになった。1969年3月25日に、「憲法二十年」という副題を持つ上中下3巻からなる評論論文集を出版し、その上巻<sup>71</sup>である宮沢(1969a)の巻頭論文に「憲法改正について」を置いたことから、宮沢が自分の戦後思想の原点としてこの論文を大切にしてきたことが窺える。内容的には中巻<sup>72</sup>に収めるのにふさわしいはずなのに、あえて上の巻頭に置いている。

憲法が制定されて23日目なのにあえて20年としたのにも理由があるはずだ。大先輩が強引に養子とし、改姓して育てた子が、養父の死後ようやく戻ってきたが、既に20歳を過ぎていたという風に譬えることができるのであれば、この論文が発表されたのと同じ3月に出版されているので、可愛い子の成人を遅ればせながら誕生日に祝い、元の姓に戻して披露するという趣旨かと思われる。彼自身、その年の3月6日に満70歳を迎え、1970年日本人男性の平均寿命69.84歳を超えており、長寿の高柳より生き長らえて我が子を取り戻せたことを喜び、その子の将来に希望を託す気持だと思われる。

その翌年、宮沢の戦後平和主義のひとつの源流であった *Which Way to Peace?* の著者ラッセルも死去し、追悼講演で、宮沢は終戦直後には心酔したラッセルの *Which Way to Peace?* のような立場を「敗北主義」と形容して独裁を招くおそれがあると批判し、第2次世界大戦の勃発に際してラッセルが前言を翻してヒトラーと断固戦うべきだと力説したことを、共産党を含む左右の急進政党を非合法化した戦後の西ドイツと同様の「戦う民主主義」として評価している<sup>73</sup>。宮沢は朝鮮戦争における国際連合軍の役割を肯定して日本人の義勇兵としての参加を合憲とし、熱情的・独断的な再軍備肯定論者、再軍備反対論者はいずれもファッショ的だと批判し〔宮沢(1952) 12頁〕、マルクスを「独断的・信念的」と批判した〔毎日新聞社編(1968) 174頁〕。このように、宮沢は左右の全体主義と戦う民主主義の立場を堅持してきたのであり、マルクス主義色の強い戦後日本の非武装中立論とは相容れない。

毎日新聞社編(1968)で宮沢は「憲法改正について」がGHQ草案に由来しているという説を否定していなかったが、「憲法改正について」を再録した宮沢(1969a)ではそのことを「はしがき」3頁で否定している。憲法改正賛成派の多くがGHQによる押し付けを問題視しているので、自らの見解をGHQの意向とは独立のものとして提示し、前文前提・プログラム規定として第9条を明確にするという改憲案に対して彼らの支持をとりつけようというような目論見がその背後にあったように思われる。しかし、(1)(2)でみたように第9条の立法趣旨は日本の対ソ・対共産主義安全保障であるという

<sup>70</sup> 宮沢俊義(1962).「日本憲法と世界平和」『世界』8月号, 200-1頁。

<sup>71</sup> 宮沢俊義(1969a).『憲法と天皇——憲法二十年 上』.東京大学出版会。

<sup>72</sup> 宮沢俊義(1969b).『平和と人権——憲法二十年 中』.東京大学出版会。

<sup>73</sup> 宮沢俊義(1970a).「たたかう民主主義者(B. Russell) [ラッセル追悼講演]」『ラッセル協会会報』16, <http://russell-j.com/MIYA-T01.HTM>, 2014年11月29日閲覧。宮沢俊義(1970b).「たたかう民主主義者」『潮』8月号〔同著(1978).『憲法論集』.有斐閣、所収)は講演を自身でまとめたものと思われる。

点で昭和天皇とマッカーサーは一致していた以上、それに関して押し付けなどと批判することはできないだろう。

貴族院では、山田三良らが天皇の権能にもう少し色をつける修正を計画し、高柳がGHQと交渉して内諾を得たが、金森の反対で頓挫したと、宮沢は述べている〔毎日新聞社編(1968)171頁〕。山田は1946年6月22日の貴族院本会議などで天皇を元首(外国に対して国家を代表する者)と規定すべきだと主張しており、貴族院第4回小委員会の午後、山田は高柳と共同で第7条の8号と9号(天皇の国事行為のうち、外交に関する事)などの修正を提案した。その審議のなかで、山田は、GHQが「一月モカッテ米本国、『ソ』、英、華ノ了解ヲ得タ上デ、『修正シテモ宜イ』ト云フコトニナツトノデアル」と述べたが、さらに、政府との交渉において「首相ハ同意ダガ、表向ニ賛成スルトハ云ツテ居ナイ。金森国務相ハ原案修正ニハ総テ反対シテイル。」〔参議院事務局編(1996)30頁〕と述べると、誰もこの件について話題にしなくなり、採決対象から外された後で山田は修正案を正式に述べている〔参議院事務局編(1996)32頁〕。「文民」を政府に受け入れさせたあとだけに、第7条修正には金森が徹底抗戦すると予想されたから、第7条修正案は立ち消えになったのだろう。宮沢が「私は金森さんの態度を支持しました」〔毎日新聞社編(1968)171頁〕と語っているのは、このような文脈でのことであり、宮沢は第7条修正に反対の意思を表明してはいない。このように、GHQや吉田首相だけでなくソ連すらも内諾している修正を金森が阻止するということが、いわゆる象徴天皇制を巡って起こっていた。

宮沢は従来、新憲法を「マッカーサー憲法」〔宮沢(1952)28頁〕と呼んでGHQの押し付けを強調してきたが、ここで象徴天皇制が金森の押し付けであると指摘したのは、GHQ草案の影響を受けたと指摘されている「憲法改正について」のプログラム規定説に沿うような新憲法改正を進めるためには、非武装規定だけでなく天皇規定についてもGHQの要求は穏健なもので、それを超えた部分は金森の押し付けだということ指摘する必要があると考えたからかもしれない。しかし、象徴天皇制は金森の押し付けだという宮沢の指摘はほとんど反響を呼ぶことがなかったので、宮沢(1969a)においては「憲法改正について」へのGHQ草案の影響を否認するという軌道修正に至ったのではなかろうか。いずれにせよ、宮沢(1969a)に再録されることで、「憲法改正について」は「日本国憲法改正について」という意味をも担ったのであり、憲法改正への展望が開けてきた今日、ようやくその真価を発揮すべき時節が到来しつつあるように思われる。

## 2. 戦後日本における非武装戦略のゲーム理論的分析

### (1) 集団安全保障の効果

2節以下では、侵略戦争放棄を定めた第9条第1項を守る日本にとって国際平和という目的に対する手段として非武装と武装のいずれが好ましいかを、種々な状況のもとでゲーム理論によって検討する。

集団安全保障がうまく働かない場合、日本=Jにいずれかの外国=Fが、軍事力を背景に威嚇し、あるいは実際に攻撃するといった敵対的態度をとるとどうなるかを考えてみよう。Fが友好的である場合、Jは武装していれば利得は1、非武装ならば軍事費がかからないので利得は2であるとしよう。Fはいずれの場合も利得1を得るとしよう。Fが敵対的である場合、Jは武装していれば-1だが、武装していなければ交渉力が弱かったり一方的に攻撃されるだけなので-2であるとしよう。Fの利得は、Jが武装していれば友好的である場合よりも悪い-1だが、Jが非武装であれば2を得られるとする。

J\F	友好	敵対
武装	1, 1	-1, -1
非武装	2, 1	-2, 2

表1 通常のケース

Jの武装か非武装かの選択は、現状から変更するのに時間がかかるのに対し、Fの友好か敵対かの選択は、Jの政策変更に応じてほぼ瞬時に対応できる。したがって、Jが先手、Fが後手のゲームを考えるのがよいだろう。そうすると、Jが武装を選べばFは友好を選んでJの利得は1、Jが非武装を選べばFは敵対を選んでJの利得は-2となるので、Jは武装を選ぶ。

次に、集団安全保障が有効な理想的ケースについてみてみよう。非武装でも集団安全保障に何らかの負担はするが、独自の武装をするよりは安価で済むとし、Jの非武装の利得は武装の利得より1だけ大きいとする。Fが友好的な場合には、両国の利得は表1と同じであるとしよう。Fが敵対的である場合、集

J\F	友好	敵対
武装	1, 1	0, -2
非武装	2, 1	1, -2

表2 集団安全保障が有効なケース

団安全保障によってFは制裁を受けるので、Jが武装していようがいまいが利得は $-2$ となり、またJの利得は武装していれば0、非武装ならば1とする。

Jが武装している場合、Fは友好ならば1、敵対ならば $-2$ なので、友好を選び、非武装の場合も同様であるから、Jの選択の如何にかかわらずFは友好的である。Fが友好的な場合Jは武装していれば1、非武装ならば2なので、非武装を選ぶ。

## (2) 冷戦・序：山川均の日本真空化論

冷戦の深刻化とともに、表2のような状況から表1のような状況に変わったと、誰もが思ったとすれば、自衛隊や安保を違憲とし、非武装を是とするような意見が有力になるはずはなかったと思われる。つまり、冷戦期の状況は表1のようなものではないという認識が、非武装論に与する人たちの多くには存在したと思われる。

労農派マルクス主義の最高理論家として戦後も社会党左派を導いた山川均は、コミンテルンの日本革命運動への干渉を経験したため、ソ連の体制は民主主義ではなく全体主義で、ソ連主導の革命運動も侵略的なものであると見抜いていた。彼はマルクス主義者の中では世界ではじめて非武装中立を唱えたが、「平和憲法の擁護」<sup>74</sup>の、朝鮮戦争のさなかである1951年3月2日の日付けを記した部分で、共産圏のソ連や中共が日本を侵略する可能性を認めながらも、国連による安全保障で非武装を維持しようと論じ<sup>75</sup>、民主主義を守るために再軍備に反対している。彼は、民主主義が保たれる保証があれば、国連の安全保障に頼れるとしても、国連の活動における軍事上の義務を果たすためなどの必要があるので、再軍備に無条件に反対はしないとも主張している。山川は国連の安全保障への楽観と、再軍備は民主主義喪失をもたらすという悲観から、再軍備反対を唱えたのであって、第9条を絶対守るべきだなどと主張しておらず、これら楽観と悲観をとらなければ再軍備すべきだということになる。

1950年代半ばに山川は、当時唱えていた非武装中立も絶対的なものではなく、状況が変われば反米親ソにも反ソ親米にも変わり得ると明言していた<sup>76</sup>。しかし、アメリカの核抑止力に頼るには、もしソ連が日本を核攻撃すればアメリカが日本に代わってソ連かその同盟国に報復核攻撃するとソ連が信じなければならず、そのためには日米関係は強固で安定的でなければならぬし、米ソを逆にしても同様だ。ヨーロッパや東アジアのように米ソの勢力争いに直面する地域では二大超大国の間を右往左往するような国はその内部が親米親ソの両勢力によって分裂して両勢力が拮抗しがちであり、国民党が台湾に逃げ出すまでの中国、朝鮮や南ベトナムのような内戦に米ソが直接間接介入するという悲惨な状態になりやすい。これらの地域ではいずれも日本の敗戦と同時に力の真空が生じ、それを埋めるべく対立する国内勢力が米ソそれぞれと結んで内戦に陥ったのであり、米ソが両側から枢軸国を攻めて分け合い鉄のカーテンができて冷戦になったヨーロッパとアジアは根本的に異なる<sup>77</sup>。日本はソ連が本土に侵攻する前に急いで降伏し、米軍を本土全体に受け入れて本土以外は放棄したから平和を享受できた<sup>78</sup>が、その結果アジアに生じた真空が内戦の火種になった。冷戦とは戦乱の局外にあったヨ

<sup>74</sup> 高畑通敏編(1976)、『近代日本思想大系 19 山川均集』、筑摩書房、所収。

<sup>75</sup> 朝鮮戦争の際、ソ連は安全保障理事会を欠席して韓国支援決議を通過させ、ソ連と気脈を通じている中国(当時国連未加盟の中華人民共和国)が義勇軍を派遣して国連軍と戦うというように、安保理常任理事国同士の事実上の戦争が起って集団安全保障は機能不全に陥っていたのに、山川は安保理の機能回復を期待していたことになる。執筆当時国連軍が優勢となり、3月14日にはソウルを再奪回しているように、日本に対する共産圏の差し迫った脅威は薄れつつあった。とはいえ、短期的にめまぐるしく変わる状況に反応し、しかも将来についてのあまりあてにならない希望的観測に依拠しているような山川の非武装論は、状況変化や予想の当否に応じて武装か非武装かという戦略選択を頻繁に変更することは無理だということを忘れた机上の空論だったと評すべきであろう。凶器を持った相手に泥縄は通用せず、縄を編んでいる間に反抗心を示したため殺されかねない。

<sup>76</sup> 米原謙(2003)。「日本型社会主義的思想——左派理論の形成と展開」山口二郎・石川真澄編『日本社会党——戦後革新の思想と行動』、日本経済評論社、13頁。

<sup>77</sup> アメリカは周恩来を通じて中共をソ連から切り離し、国共調停統一で中国を自陣営に取り込もうとし、ソ連も国民党に接近したこともあるが、1950年2月に中共がソ連と同盟すると朝鮮半島の力の均衡が崩れて朝鮮戦争になった。ベトナムは1946年以降アメリカの撤退まで戦火や火種が絶えることはなく、1971年の米中接近は米ソ2極構造を弛緩させた。

<sup>78</sup> 『昭和天皇実録』(2014年9月9日公開)をもとにポツダム宣言受諾の直接の原因はソ連の参戦だったと伊藤之雄は分析している [http://sankei.jp.msn.com/life/news/140909/imp14090905100002-n2.htm, 2014年9月15日閲覧]。マッカーサーが昭和天皇を厚遇したのは、ソ連から守ってくれるよう託身されたことと直観した騎士道精神のゆえだろう。このような昭和天皇とマッカーサーの関係が戦後の日米関係を大筋において定め



ヨーロッパ・日本などからする見方に過ぎず、山川の提案した政策はいずれも、日本を真空化し、朝鮮・ベトナムのように内戦とそれへの米ソの介入を引き起こしかねないようなリスクを伴うものだった。

### (3) 冷戦・破：割れる国論

共産圏はアメリカよりも民主的・平和主義的であると信じ、ソ連に警戒心を抱かなかった人々にとって、冷戦期日本の置かれていた状況は、次のようなゲームで表わされるだろう。表3では、日本=Jとゲームをする相手をC(ソ連)とする。Cが友好的である場合の利得は、表1の通常の場合と区別する必要はないだろう。Cが敵対的な場合については、シベリア抑留の経験もあってソ連が敵国に過酷であるという認識が親ソ派も含めて日本人に共有されており、Cが敵対的態度をとるとJに莫大な損害が発生すると認識されていたと考え、-3とした。

J\F	友好	敵対
武装	1, 1	-3, -1
非武装	2, 1	-3, 0

表3 冷戦期の日本親C派

Jが非武装の時、Cの利得は友好ならば1だが敵対ならば0とする。つまり、アメリカと組んでソ連に対抗するようなことをしない証として非武装にすれば、敵対してJから搾取するような不義理なことをソ連はしないと予想されているわけだ。社会主義イコール平和主義というような、帝国主義論から単純に導かれた予想はこのようなものであろう。しかし、山川も認識していたようにロシア革命以降共産圏はナチスと同類の全体主義であり、史上類例のない規模と残虐さのジェノサイドが鉄のカーテンの向こうで起こっていた<sup>79</sup>。

山川が1958年になくなったのちの社会党左派が次第に非武装と反安保とを硬直的に主張するようになった背景には、表3のような、事実と反する状況認識があったと思われる。山川の跡を襲って社会党左派を指導した向坂逸郎は、1960年代後半から親ソ的となってソ連のチェコスロバキア侵攻やアフガニスタン侵攻を支持し<sup>80</sup>、「現在の体制、つまり社会主義政権でない間は非武装でゆくべきだ」<sup>81</sup>と述べてプロレタリア独裁のもとでの再軍備の可能性を認め<sup>82</sup>、言論・表現の自由を否定した。ソ連共産党は悪くないということを公理とするような論法を採った向坂は、仮にソ連が日本に侵攻しても不当な侵略とはみなさず、友好的な解放軍として歓迎したことだろう。このような社会党左派にソ連は資金を提供し、護憲・平和運動を教唆・支援した<sup>83</sup>。第9条の立法趣旨は対ソ・対共産主義安全保障だったのだから、このような左翼的護憲運動は第9条を正反対のものに変えるという、極端な解釈改憲を伴うものだった。

Jが非武装のときにCが敵対すれば、親C派でない人は非武装に乗じてCがJを支配すると予想するだろう。無抵抗な相手を支配する利得は大きく、非武装×敵対のCの利得は3とする。表4は、表3とは非武装×敵対におけるCの利得だけが違い、Jが非武装ならCは敵対を選ぶが、Jが武装すればCは友好を選ぶので、非親C派はJの武装をよしとするだろう。

J\F	友好	敵対
武装	1, 1	-3, -1
非武装	2, 1	-3, 3

表4 冷戦期の日本非親C派

### (4) 冷戦・急：集团的自衛権違憲論で安保ただ乗り

1960年3月31日の岸首相答弁は集团的自衛権の一部を合憲たりうるとしていたが、第1次田中角栄内閣は1972年10月14日参議院決算委員会提出資料でそれを否定し、集团的自衛権を例外なく違憲とし

たことは、1節(1)でとりあげた、1947年5月6日の2人の会見からも明らかだ。

<sup>79</sup> Stéphane Courtois et al. (1997). *Le Livre Noir du Communisme: Crimes, Terreur et Répression*. Robert Laffont, 外川継男訳(2001).『共産主義黒書——犯罪・テロル・抑圧 ソ連篇』. 恵雅堂出版、高橋武智訳(2006).『共産主義黒書——犯罪・テロル・抑圧 コミンテルン・アジア編』. 恵雅堂出版、平山朝治(2009).『社会主義の致命的な誤謬とは何か?——非人道性の真実と理論的起源』『平山朝治著作集 第2巻 増補 ホモ・エコノミクスの解体』. 中央経済社。

<sup>80</sup> <http://ja.wikipedia.org/wiki/向坂逸郎>, 2014年5月22日閲覧、和気誠(1985).「プロレタリア国際主義」、塚本健編著『向坂逸郎と平和運動』. 十月社。

<sup>81</sup> 『諸君!』1977年7月号, 28頁。

<sup>82</sup> 野宮和夫(1985).「戦争と平和の問題」塚本編著, 33頁。

<sup>83</sup> 上住充弘(1993a).「日本社会党左派はソ連共産党の出店だったのか」『中央公論』8月号、上住充弘(1993b).「社会党親ソ派は、今どこにいる」『中央公論』10月号(これらの著者自身による解説は、[http://space.geocities.jp/mitu\\_fugen/chuko.html](http://space.geocities.jp/mitu_fugen/chuko.html), 2015年1月29日閲覧)。

た<sup>84</sup>。1971年8月のドル・ショックに象徴されるようにアメリカの経済力後退が深刻化した時期にあたり、1972年5月の沖縄返還に伴ってアメリカが日本に対して東アジアの安全保障に関する協力を求める傾向が今後増えるであろうことに備え、憲法を盾にできるかぎり安保ただ乗りを継続しようということが、集団的自衛権を違憲とするというこのときの政府解釈変更の目的のひとつであろう。日本への事前の断りもなしに米中接近が進んで日本の対米不信を買うなど日米同盟関係が弛緩し、1972年2月のニクソン訪中や同年5月の米ソ第1次戦略兵器制限条約やA B M制限条約の調印でダタントがはじまり、安全保障上差し迫った危機感が後退した時期であったため、集団的自衛権違憲論を政府は安心して採用できたと思われる。田中首相は1972年10月6日に「平和時の防衛力の限界」を明らかにするよう指示し、翌年2月1日には防衛費をG N Pの1%以内とすることを含む「平和時の防衛力」が表明された<sup>85</sup>が、その背景も同様であろう。

1981年5月29日の答弁書は、集団的自衛権を明確に定義したうえで1972年10月の政府解釈を確認した〔鈴木(2011) 40頁〕。このとき採用された集団的自衛権の定義は、世界では一般的な援助説(他国防衛説)ではなく自国防衛説(個別的自衛権合理的拡大説)である<sup>86</sup>が、日米安保も含めてアメリカの諸活動を日本政府は援助説によって合法とし、多くの場合全面的に支持していることと矛盾する。

その月には、鈴木善幸首相が7、8日のレーガン大統領との会談後、記者会見で日米関係は軍事同盟ではないと発言して宮沢喜一官房長官も同調したが伊東正義外相は反対して辞任し、18日には非核三原則に反して米軍が日本に核兵器を持ち込んだとライシャワー元駐日大使が認めた。1978年にはじまる在日米軍駐留経費の思いやり予算が急増したにもかかわらず、1979年のアフガニスタン侵攻以降、アメリカは日本の防衛費増額を望み、ただ乗り批判を強めたが、アフガニスタンにソ連の矛先が向いて泥沼に陥ったため、日本にとってのソ連の脅威は著しく低下したし、改革・開放政策によって市場経済体制への移行をめざしはじめた中国は日本との平和友好を求めたため、自国中心かつ短期的にみれば安全保障環境が著しく好転した日本は防衛費増額に消極的になった。今日から見て、田中・鈴木両首相の安全保障思想は短期的・自国中心的に過ぎたのではなかろうか?<sup>87</sup>

体力の落ちたソ連の財政破綻と体制崩壊を目標に、アメリカは1983年からスターウォーズ計画などで財政支出を増加させたが、日本はただ乗り志向を強めて米国債を買う高利貸しになった。日本などからの借金でソ連を圧倒したアメリカも双子の赤字に苦しみ、1985年ころには日米経済力の逆転とも言われるような状況が生じ、ジャパンバッシング・日米貿易摩擦には、日本のただ乗りを許さず、冷戦終結コストに対する応分の負担を求めるといった側面があった。防衛費をG N Pの1%以内にするという1973年に提言され1976年以来採用されてきた基準は、アメリカの要求に応じて1986年12月に撤廃されたが、1987年度から3年連続で、1.004%、1.013%、1.006%と僅かに超過しただけであり〔真田(2010) 33頁グラフ1、39-40頁〕、日本の冷戦終結コスト払い済りは明白だろう。安保ただ乗りの手段として憲法解釈を曲げることは、吉田が自らの本意である前文前提・プログラム規定説を忘れたかのように金森頭教に乗って発言したことに端を発し<sup>88</sup>、長らく日本の経済力強化に貢献してきたが、1980

<sup>84</sup> 鈴木尊紘(2011)。「憲法第9条と集団的自衛権——国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る」『レファレンス』11月号、<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/073002.pdf>, 2014年7月8日閲覧, 38-9頁。

<sup>85</sup> 真田尚剛(2010)。「戦後防衛政策と防衛費」『21世紀デザイン研究』9、[http://www.rikkyo.ne.jp/web/z3000268/journalsd/no9/pdf/no9\\_thesis03.pdf](http://www.rikkyo.ne.jp/web/z3000268/journalsd/no9/pdf/no9_thesis03.pdf), 2014年9月22日閲覧, 35頁。

<sup>86</sup> 鈴木(2011)34頁、小寺彰ほか編(2011)、『講義国際法 第二版』。有斐閣, 497頁。集団的自衛権を巡る最近の論争も世界標準とは異なる定義に基づいた、専ら内向きの議論に終始している観があり、この点を指摘・批判しているのは、維新の党共同代表の江田憲司くらいであろう。江田憲司「シリーズ『集団的自衛権』を考える・・・①安倍首相と政府の見解は世界の異端(結いの党見解が通説)」<http://www.eda-k.net/column/week/2014/07/20140714a.html>, 2014年10月9日閲覧。

<sup>87</sup> 田中首相は周恩来中国首相の尖閣領有権問題棚上げ提案に合意したとされ、鈴木首相は鄧小平氏との尖閣問題棚上げ合意をサッチャー英首相に伝えたことが最近明らかになった。棚上げ合意とされることの実質的内容は尖閣諸島に領土問題は存在しないという日本政府の従来立場と矛盾しないと私は思うが、田中・鈴木両首相が中国の将来について甘く見すぎ、不用意に付け入る隙を作ったということは今日からみて否定し難いようにも思う。

<sup>88</sup> 金森が衆議院小委員会で国連への兵力提供に含みを持たせる密教を漏らしたのに対して、吉田は「戦争は放棄したから〔国際連合軍に〕人は貸せない」〔参議院事務局編(1996) 22頁〕と貴族院小委員会で述べており、憲法を盾とするただ乗り志向は金森より吉田に強くみられるようだ。宮沢は、吉田と異なって朝鮮戦争への日本人義勇兵の参加は憲法上許されるとし、M S A協定遵守のために憲法改正を唱えたように、ただ乗りをよしとせず、世界平和のために日本は積極的にアメリカに協力すべきだと考えていた。

年代半ばに日本経済の繁栄は頂点を極めると同時に、ただ乗り戦略はむしろ高く付くようになってきた。

### (5) 冷戦・後：非武装平和主義の共産化と劣化

冷戦後の社会党が1993年細川連立内閣に参加したのは、非武装中立の党是を棚上げして自衛隊と日米安保を許容したことを含意し、1994年7月、社会党の村山首相は所信表明演説で自衛隊容認・日米安保堅持を明言した。社会党はこの変化の理由を冷戦終結としており、冷戦期ソ連が相手の場合表3だが、ソ連崩壊後のロシアが相手の場合表1になるので、日本は武装すべきで、ロシアの核から日本を守るために日米安保も必要だということになるのだから、彼らの認識を前提とすれば全く合理的な戦略変更であり、権力の座を得んがための変節と非難するのは不当だろう。

このような社会党の変化についてゆけない、教条的非武装平和主義者の受け皿となったのが共産党であった。従来自衛中立を基本政策としてきた共産党は、1994年の第20会党大会において、理由を示すことなく唐突に、将来にわたる憲法第9条堅持を謳い、非武装中立へと変化した<sup>89</sup>。暴力革命への展望を失った共産党は、教条的非武装平和主義を採用することで、社会党についてゆけない人々を取り込み、共産主義の非人道的暴力性を隠蔽して責任逃れしようとしたのであろう。

安全保障においてアメリカへの一方的依存から脱却する必要性を説く声が、冷戦後、とりわけ中国の経済・軍事大国化とともにしだいに強まり、安倍晋三首相は2014年5月15日の記者会見で、個別的自衛権の自然な拡張として集団的自衛権を合憲とするような解釈変更を提唱し、国民の理解を得やすいと思われる例として、朝鮮半島有事を想定しつつ、避難する邦人を載せたアメリカ艦船が攻撃を受けた場合に自衛隊が守ることができない現状をあらためるべきだと訴えたが、それに対して『朝日新聞』2014年6月16日朝刊1面が、米軍による避難邦人の輸送は「最終的に米側に断られた」などと批判した。この報道を防衛省は翌日の記者会見で否定し、日本報道検証機構のGoHooサイトが6月24日に「同紙の報道は、こうした近年の日米協力の進展が全くないかのような誤った印象を与えるおそれがある」などと批判し<sup>90</sup>、その後の『朝日新聞』の軌道修正に対して『産経新聞』7月14日5面が、論点をすり替えているなどと批判した。ちょうどそのころ、「架空のシナリオ」を語る安倍首相」という表題の小見出しを「はしがき」の冒頭に掲げて『朝日新聞』の6月16日記事とほぼ同趣旨の主張をした岩波新書が発売された<sup>91</sup>。朝日と岩波が示し合わせたかのようなこの誤報とそれに対する謝罪がなかったことは、8月に『朝日新聞』がその身代わりであるかのように従軍慰安婦を巡る誤報を認めたことと相俟って、戦後日本左翼的な平和主義の信頼性を著しく傷つけた。

## 3. 結論

非暴力だが徹底して占領政策に非協力不服従を貫くという社会防衛論(市民防衛論)による第9条解釈もあり、それは、ゲーム理論的には、表5のように非武装によって相手国の敵対を抑止し、友好を引き出そうとしているのだろう。

J\F	友好	敵対
武装	1, 1	-1, -1
非武装	2, 1	-4, 0

表5 社会防衛が有効な場合

Jが武装している場合、Fは敵対すれば-1、友好的にすれば1であるから友好を選ぶというように、Jの武装は抑止力を伴っている。Jが非武装の場合Fが敵対すればJは多大の損害を被るので-4だが、FもJの徹底した非協力によってたいした利得は得られず、それを0とする。非武装のJに対して友好的にすれば、Fはそれよりも高い1を得られる。したがって、Jの非武装は、敵対した場合Jには大きな犠牲を覚悟の上で非協力を貫く覚悟があるとFが信じるならば、Fをして敵対ではなく友好を選ばせるという抑止力を持つ。武装してもしなくても相手国の友好を確実に引きだせるのなら、安価ですむ非武装のほうが優れている。

この論法はたとえば無人島を係争相手国に占領される恐れがあるなどの国境争いには適用できない。さらに、大規模な侵略に対して非協力が抑止力を持つためには、Fが非人道的占領政策をしないことが必要だが、人道的な相手に支配されたなら非協力より協力のほうが自国民の利得は高くなるので社

<sup>89</sup> さざ波通信編集部(2001)。「第22会党大会決議と上田論文」『さざ波通信』19、「1. 社会党の『非武装中立』論に対する無視」[http://www.geocities.jp/sazanami\\_tsushin/sazanami/019/02.html](http://www.geocities.jp/sazanami_tsushin/sazanami/019/02.html)、著者不明(発表年不明)。「宮頭一不破系党中央の防衛論の変遷について」[http://www.marino.ne.jp/~rendaico/miyamotoron/miyamotoron\\_hosoku35.htm](http://www.marino.ne.jp/~rendaico/miyamotoron/miyamotoron_hosoku35.htm)、いずれも2014年5月22日閲覧。

<sup>90</sup> 『「邦人救出、米拒む」? 11年、日米協力加速で合意」<http://archive.gohoo.org/alerts/140624/>、2014年12月8日閲覧。

<sup>91</sup> 豊下楯彦・古関彰一(2014)、『集団的自衛権と安全保障』。岩波新書、7月18日発売。「はしがき」は豊下著。

会防衛は支持されないだろうという批判がある<sup>92</sup>。

3行2列の利得表を書き、非武装&敵対されたら非協力×敵対の利得は表5の非武装×敵対と同様(-4, 0)、非武装&敵対されたら協力×敵対の利得は(0, 2)、Fが友好の場合は非武装のなかの二ケースの利得はいずれも(2, 1)とすれば、Jは無条件に非武装で占領されたら協力をを選び、Fは敵対を選んで非武装のJを緩やかに支配する。Jが非武装でFが敵対する場合、Jが非協力から協力を転じればJの利得は-4から0、Fの利得は0から2と、両者共に改善するのである。また、武装×敵対と比べても非武装&協力×敵対は両者ともに厚生が改善する。これは中心国の攻撃を受けたり脅されたりした周辺国が、自主的に、武装していればそれを解除して恭順するというような事態の背景にある利得行列と言える。1989年のパナマ国民の大半にとって、ノリエガ独裁下で武装するより対米従属非武装が望ましかったとすれば、それに近いだろう。「非武装」を「非核武装」と読み換えれば、核兵器保有国の傘に非保有国が入ることも同様に解釈できる。アメリカの原爆投下直後にソ連が参戦したので、ソ連から本土を守るために終戦を急いで米軍を受け入れて武装解除し、その核の傘に入った日本の選択も大略そういう風に解釈できる。その場合非武装&非協力は一億玉砕に近い。

J\F	友好	敵対
武装	1, 1	-1, -1
非武装&非協力	2, 1	-4, 0
非武装&協力	2, 1	0, 2

表6 社会防衛が無効な場合

また、表5に従うとしても、非武装のJに対してFが実際に敵対してきたら、非武装よりも武装のほうがJの利得は高いので、非武装に抑止力があるなどというデマに惑わされず武装しておけばよかったとJは後悔することになり、社会防衛を主導してきた政治勢力は国民の支持を失ってFとの協力を進める政権ができそう。また、経済面でもF側との非協力が破られ闇取引が横行しそうであり、実際の利得はたとえば(-2, 2)になるとしよう。それを正しい予想とすれば、非武装に実は抑止力はなかったということになり、社会防衛を主導してきた政治勢力に対する国民の信頼はさらに失われる。Fによる威嚇・攻撃が実際に発生しても揺るがず、たとえ占領されてもF側が望む自由な経済取引をJ側の大多数の人々が多くの場合に拒み続けるほど強固な社会防衛体制の構築をめざすことは、Jの自由主義的国内政治経済体制と両立可能であろうか？

非武装への実行可能な道のひとつは、寄らば大樹の陰と大国に従属してその庇護にすぎることであり、占領下の日本国民が第9条頭教を歓迎したのも、親ソ派が非武装中立を唱えたのも、その例と言えるが、大国がただ乗りを許容する限りにおいて可能であるし、大国の奴隷となるリスクも伴っている。したがって、国際連合の集団安全保障や地域安全保障を強化し、より完全な国際平和団体の確立をめざすと並行して、自国および自国と緊張関係にある外国が相互に軍縮を進めるということ以外、奴隷になることなく非武装という理想に近づく道はありえないだろう。第9条はその際日本が積極的な役割を果たすと宣言しているものと解釈すべきである<sup>93</sup>。

## 追記

三石善吉筑波大学名誉教授・筑波学院大学前学長のご教示によれば、タン学説を唱えたタン博士の漢字姓名と略歴は「譚紹華、中国の官人(役人)；広東(省)台山(市)、1897年生まれ。上海大学卒、渡米してシカゴ大学大学院を哲学博士の学位と共に修了。上海大学の政治学の教授。1928-33条約委員会、外務省の専門委員。1934年6月外務省の上級書記官(現在も)；住所は南京の外務省。】[『中国名人録 第4巻 WHO'S WHO IN CHINA Volume 4』. 龍溪書舎, 1973年編集復刻版 [原書は、上海, The China Weekly Review 社刊 5th ed. とその suppl. (1940)] 295頁、三石訳]とあり、三石氏の台湾在住のお弟子さんが調べたところ、戦後は蒋介石と台湾に渡り、メキシコとブラジルの全権公使を勤めたが、没年は不明だそうである。

草稿段階のこの論文をもとに、2014年9月28日と2015年1月25日の2回にわたって、水戸市内原中央公民館で開催された歴史文化研究会主催の研究会において報告し、三石氏を含むご参加の諸学兄から貴重なご意見を賜った。記して謝意を表したい。

<sup>92</sup> 長谷部恭明(2004).『憲法と平和を問いなおす』. ちくま新書, 165-6頁。

<sup>93</sup> このような解釈にとって参考になる政策提言として、東京財団・安全保障研究プロジェクト [プロジェクト・リーダー：北岡伸一・田中明彦] (2008).『新しい日本の安全保障戦略——多層協調的安全保障戦略』. 東京財団政策研究部 (<http://www.tkfd.or.jp/files/doc/081008.pdf>, 2014年7月4日閲覧)を挙げるができる。



Article

## A Comparison of Websites by Robot Manufacturers in Germany and Japan: “The Ethical Relationship Between ‘Robot’ and ‘Human Body’ as a Management Challenge”

Martin POHL

University of Tsukuba, Faculty of Humanities and Social Sciences, Associate Professor

Beginning in science-fiction literature a century ago, the concept of robot today has become a technical reality. Industrial robots are mature and used in large scale – and the technicality of service robots is improving rapidly. This technical success made possible by competent management has in future to be safeguarded by integrating a balanced ethical relationship between ‘robot’ and ‘human body’ as an enlightened self-interest for enterprise.

The analysis of Japanese and German companies based on companies’ web pages shows that progress in robots is a global phenomenon. The competition between robot-companies is a strong positive driver so that non-technical factors starting from R&D to production up to the delivery to the customer may play a crucial role in future: “ethics” as a management challenge in the context of the global robot markets may be an important success-factor for future robot-generations. Ongoing monitoring of the topic discussed is crucial — it is a joint task for management and science.

**Keywords:** Robot, Ethics, Management, Japan, Germany

### Introduction

Robots grow quickly to technical maturity and a number of resources were used during the recent decades to realize this success. According to the EU-Commission, the global market for robots is 22 Bio. Euro.<sup>1</sup> The Japanese Prime Minister Shinzo Abe said: “In 2020, I want to gather all the world’s robots and aim to hold an Olympics where they can compete in technical skills. We want to make robots a major pillar of our economic growth strategy.”<sup>2</sup> When robots are successfully implemented on a large scale, many social, economic and in particular ethical questions will result. Issues such as the impact on the relationship between society and robots are presently in the early stages of discussion: regarding its development, the broader roles they will play, their effect on change in enterprise, at large and on society and culture itself. However, this not a question that is beyond enterprise – rather the opposite: do enterprises risk their competitiveness if they ignore obtaining knowledge about these topics? Isn’t it necessary that robot-makers include ethical matters in their business mission simply to survive in global competition?

<sup>1</sup> HAASS, Uwe: „2,8 Milliarden Euro zur Staerkung der Fuehungsrolle der Robotik in Europa“, press-release by „EU-Robotics“, without date, ([http://media.nmm.de/36/15052014sparcpressreleasegerman\\_27743236.pdf](http://media.nmm.de/36/15052014sparcpressreleasegerman_27743236.pdf), 2014 Sept 29). According to this paper, Europe has a global market share of 35 %.

<sup>2</sup> DEMITROU, Danielle: “Japan’s PM plans 2020 Robot Olympics”, ‘The Telegraph’ from June 20, 2014, (<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/japan/10913610/Japans-PM-plans-2020-Robot-Olympics.html>, 2014 Sept 29)

To shed light on these questions: The discussion will debate the relationship of ‘robots’ and ‘human body’ with the aim of bringing these topics closer together, first from a legal and second from a cultural point of view. In a third step robot manufacturers web sites will be analyzed, initially German companies and later Japanese companies. Based on the presented examples, similarities and differences in Japanese and German robot manufacturers are determined. In a fourth and concluding step the previous concept will be set into context to focus on a theoretical framework, so that management will be able to act accordingly towards society.

What is a ‘robot’? The word ‘robot’ (translated from Czech as “work”) was created in 1920 by the Czech artist Josef Čapek for his play: R.U.R: Rossum’s Universal Robots. Before the creation of this word these machines were called ‘automat’ or ‘semi-automat’. The word ‘robot’ itself went through many metamorphoses with the result that a general accepted definition does not exist. It is generally agreed that a robot is a machine with a degree of autonomous function. The question is: what specifically distinguishes it as being a robot rather than simply an automated machine?

The US-American ‘Robotic Industries Association’ indicates, “a robot is a reprogrammable, multifunctional manipulator designed to move material, parts, tools or specialized devices through variable programmed motions for the performance of a variety of tasks.”<sup>3</sup> Following the ‘Association of German Engineers’ (VDI), industrial robots are universal usable automated moving devices with several axes, operating according to programmed motions. The sequence of movements is free – they may be guided by sensors (VDI-Guideline No. 2860).<sup>4</sup> The ‘Japanese Industrial Standard Association’ defines a robot as “a mechanical system which has flexible [autonomous] motion [and intelligent] functions analogous to ...living organisms, or combines such motion to the human will. In this context, intelligent functions mean the ability to perform at least one of the following: judgment, recognition, adaptation or learning.”<sup>5</sup> The different definitions make it difficult to compare the robot industry on an international level, for example the number of produced robots.<sup>6</sup>

In the following definition, a ‘robot’ is beyond a machine capable of self-guided actions, capable in that these actions constitute responses to external stimuli. Such external stimuli can be spoken questions (requiring an answer by the robot), moving (avoiding collision) or identification (recognizing individuals). Fulfilling these criteria, in this paper, a robot may be considered an autonomous, responsive and stand-alone machine. This means a robot must have by definition sensors (“eyes”) and a physical body – a robot is more than a virtual environment such as a machine working based on artificial intelligence. How to deal with the ‘autonomy’ of entities without bodies will be discussed at the very end of this research – and in the next section the association between robots and ethics will be illuminated.

<sup>3</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Roboter” (<http://de.wikipedia.org/wiki/Roboter>, 2014 Sept 29). The web page of the association is: (<http://www.robotics.org/>, 2014 Sept 29)

<sup>4</sup> FORUM SONDERMASCINENBAU (Ed.): “Industrieroboter” (<http://www.forum-sondermaschinenbau.de/seiten/Industrieroboter.htm>, 2014 Sept 29) translated into English by the author.

<sup>5</sup> SHENKAR, Oded.: “The Robot Masters: How Japan Has Won the Race to the Robotised Workplace”, in: International Journal of Human Factors in Manufacturing, Vol.1, Issue 2, 1991, p.145. The ‘Japan Robot Association’ specifies and categorizes robots in: Manual Manipulator, Fixed Sequence Robot, Variable Sequence Robot, Playback Robot, Numerical Control Robot, Intelligent Robot. In: WIKIPEDIA (ed.): “Roboter” ([http://de.wikipedia.org/wiki/Roboter#Definition\\_nach\\_JARA](http://de.wikipedia.org/wiki/Roboter#Definition_nach_JARA), 2014 Sept 29)

<sup>6</sup> In the segment of industrial robots, 179.000 industrial robots were globally sold in 2013: about 100.000 in Asia, 43.000 in Europe and 30.000 in North-America – the rest in other parts of the world. In the same year, companies in Japan, the USA, Korea and Germany installed about 50 % of the global robot-production. Litzeberger, Gudrun: International Federation of Robotics, Statistical Department, Press Release June 04, 2014 ([http://www.worldrobotics.org/uploads/tx\\_zeifr/June\\_04\\_2014\\_PI\\_IFR\\_Weltmarkt\\_Roboter.pdf](http://www.worldrobotics.org/uploads/tx_zeifr/June_04_2014_PI_IFR_Weltmarkt_Roboter.pdf), 2014 Sept 29). Since the definition of robot varies a lot from country to country, a comparison in between countries is impossible: In 1983 the Japan Robot Association characterized in 1983 47.000 machines as robots. Using the German criteria (Verein Deutscher Ingenieure, Guideline 2860) for the same machines, only about 3.000 of these machines would have been defined as robots. In: WIKIPEDIA (ed.): “Roboter” (<http://de.wikipedia.org/wiki/Roboter>, 2014 Sept 29)

## 1. Robots and Human Body – Legal Academic Approaches for an Ethical Edging Closer

With robots, human beings are approaching the production of intelligent and autonomous entities. This necessitates the developers and manufacturers of robots analyze and understand the human body from an outside perspective – and as an inside reflection of intelligence. It includes learning, evaluation and decision making. Setting that into an ethics framework indicates that a human has to set himself within a robots perspective which may result in the fact that an intelligent robot may have a different point of view of learning, evaluation and decision making.<sup>7</sup> Many disciplines must be included in this process: Medicine and psychology, literature and linguistics, engineering, management and law, to mention a few.

For bringing together robots and ethics, the thoughts of the science fiction author Isaac ASIMOV may give some direction. He described in his short story “Runaround”, published in 1942, what is today called the ‘Three Laws of Robotics’ or ‘Asimov’s Laws’.

*Law 1: “A robot may not injure a human being or, through inaction, allow a human being to come to harm.”*

*Law 2: “A robot must obey the orders given to it by human beings, except where such orders would conflict with the First Law.”*

*Law 3: “A robot must protect its own existence as long as such protection does not conflict with the First or Second Law.”<sup>8</sup>*

Other science fiction-authors added laws. They can be divided into two genealogical trees:

A. The 1974 the Bulgarian science-fiction-writer Lyuben DILOV introduced in his novel, “The Trip of Icarus”, what he called ‘fourth law of robotics’:

*Law 4: “A robot must establish its identity as a robot in all cases”.*<sup>9</sup> (Interpretation: Designers of a tool must not follow that the new tool has to have the same design as existing tools – psycho-robots do not need exactly to look like humans what may cause misunderstandings between human and robots.)<sup>10</sup>

In 1983 the Bulgarian science-fiction writer Nikola KESAROVSKI entitled a short-story “The Fifth Law of Robotics”:

*Law 5: “A robot must know it is a robot”.* (Interpretation: Killing of a human by a robot is a violation of the first law. It is also a violation of Dilov’s fourth law. But it is crucial from a legal perspective to add the fifth law to hold the robot responsible.)

B. Harry HARRISON wrote in 1986 his story entitled, “The Fourth Law of Robotics”.

*Law 4: “A robot must reproduce - as long as such reproduction does not interfere with the First or Second or Third Law.”<sup>11</sup>* (Interpretation: To liberate robots, they built new robots who view their creator robots as parental figures. The question behind this is: are intelligent robots human-being with human rights.)

In 2013 Hutan ASHRAFIAN proposed an additional sixth law, also called “AionAI” (artificial intelligence-on-artificial intelligence) law.

*Law 6: “All robots endowed with comparable human reason and conscience should act towards one another in a spirit of brotherhood.”* (Interpretation: When and where future artificial intelligences will interact amongst themselves, this may lead to exploitation. In this situation, robots would benefit from adopting a universal law

---

<sup>7</sup> FISCHER, Roland: “Das Kind in der Maschine”, in Technology Review of Sept 30, 2013, (<http://www.heise.de/tr/artikel/Das-Kind-in-der-Maschine-1953206.html>, 2014 Sept 29)

<sup>8</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Three Laws of Robotics”, ([http://en.wikipedia.org/wiki/Three\\_Laws\\_of\\_Robotics](http://en.wikipedia.org/wiki/Three_Laws_of_Robotics), 2014 Sept 29); FIELD, Chris: “Asimov’s Three Laws of Robotics” (<http://akikok012um1.wordpress.com/asimovs-three-laws-of-robotics/>, Sept 29, 2014)

<sup>9</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Lyuben Dilov” ([http://en.wikipedia.org/wiki/Lyuben\\_Dilov](http://en.wikipedia.org/wiki/Lyuben_Dilov), 2014, Sept 29)

<sup>10</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Three Laws of Robotics”, ([http://en.wikipedia.org/wiki/Three\\_Laws\\_of\\_Robotics](http://en.wikipedia.org/wiki/Three_Laws_of_Robotics), 2014, Sep.29)

<sup>11</sup> A book edited by Martin H. Greenberg in 1989 book written in honor of science fiction author Isaac Asimov with the title: “*Foundation’s Friends, Stories in Honor of Isaac Asimov*”, in: WIKIPEDIA (ed.): “Three Laws of Robotics” ([http://en.wikipedia.org/wiki/Three\\_Laws\\_of\\_Robotics](http://en.wikipedia.org/wiki/Three_Laws_of_Robotics), Sept 29, 2013)



of rights to recognize inherent dignity and the inalienable rights of artificial intelligences. Such a consideration may help prevent exploitation and abuse of rational and sentient beings, but would also importantly reflect on a human moral code of ethics and the humanity of human civilization.)<sup>12</sup>

The six (seven) laws touch in profound way the relationship between robots and the human body including its integrity and physical safety, but also its creation. They touch the most cognizant moments of human existence: ‘giving birth’ and ‘passing away’.

The legislator has a robust interest in promoting a balanced relationship between robots and ethics that would generally be accepted in public. States which host innovative companies with a high market share in robot-technology do not benefit only from the accumulation of knowledge in this high-tech-field. Robots, and in particular humanoid robots, allow states to position themselves as high-tech hubs as a whole – robots are high tech cultural representatives par excellence. States will closely cooperate with management by creating a legal framework and by giving incentives for technology development.

The Republic of Korea has gone further than any other country in the world. It implemented a ‘Robot Ethics Charter.’ The government had targets for doing so: (i) Korea should serve as a test bed country for robots, (ii) Preparation of the future society towards a partnership between human and robots according to dynamic changes both in society and technology, (iii) Social and consumer demands for robots which enhance the wish for a partnership between people and robots, (iv) Confirmation of national consensus on robot ethics in Korea.<sup>13</sup>

The legal effect of the charter may serve as example that law supports innovation, for example by companies, instead of hindering it. More crucial: The charter may help management to create the general atmosphere needed for introducing a new technology needed for a positive climate of investment.<sup>14</sup> This relates to the next topic of discussion: What should management consider before making a decision in the context of robots?

## 2. Robots and Human Body – Cultural Academic Approaches for an Ethical Edging Closer

The ‘Robot Ethic Charter’ is a good example for merging not only robots and ethics, but also of robots and ethics with management. The most advanced robot being able to improve the quality of human life may be a flop if not being accepted by the people whose life will be affected. And society which perceives new robots as a threat rather than a blessing may result in shifting business chances into other regions of the world. The crux is that from the very early stage of the product-life-cycle of a robot, the phase of research and development, ethical questions have to be strongly considered. These ethical questions touch the global perspective, so it is important to set standards and define structures of business models or even entire markets.

Knowing about different perceptions of ethics and culture are crucial for management. With the examples of Germany and Japan in mind, robot-related thoughts in the fields of ethics, culture and science-fiction literature will give greater insight for management when compared among the two countries.

<sup>12</sup> ASHRAFIAN, Hutan: “AIonAI: A Humanitarian Law of Artificial Intelligence and Robotics”, in: (<http://link.springer.com/article/10.1007%2Fs11948-013-9513-9#page-1>, Sept 29, 2014)

<sup>13</sup> Ministry of Commerce, Industry and Energy of Korea (ed.): “Establishing a Korean Ethics Robot Charter”, Seoul, April 14, 2007, Handout of the Ministry, p.4-6, ([http://www.robethics.org/icra2007/contributions/slides/Shim\\_icra%2007\\_ppt.pdf](http://www.robethics.org/icra2007/contributions/slides/Shim_icra%2007_ppt.pdf), Sept 29, 2014)

<sup>14</sup> HILGENDORF, Eric; KIM, Mink-Yu: Legal Regulation of Autonomous Systems in South Korea on the Example of Robot Legislation, without date and location, p.6 and p.13 ([http://www.jura.uni-wuerzburg.de/uploads/media/Legal\\_Regulation\\_of\\_Autonomous\\_Systems\\_in\\_South\\_Korea\\_on\\_the\\_Example\\_of\\_Robot\\_Legislation\\_-\\_Hilgendorf\\_Kim\\_05.pdf](http://www.jura.uni-wuerzburg.de/uploads/media/Legal_Regulation_of_Autonomous_Systems_in_South_Korea_on_the_Example_of_Robot_Legislation_-_Hilgendorf_Kim_05.pdf), Sept 29, 2014)

Ethics has many manifestations – it is crucial to underline the difference between East and West.

<p>In Western philosophy, three ethics groups are of particular relevance:<sup>15</sup></p> <p>Aristotle argues that virtues, such as justice or charity, are dispositions to act in ways that benefit both the person possessing them and that person's society.</p> <p>Kant makes the concept of duty central to morality: humans are bound, from knowledge of their duty as rational beings, to obey the categorical imperative to respect other rational beings.</p> <p>Bentham works out that the principle of conduct should follow utilitarianism so as to be the greatest happiness or benefit for the greatest number of people.</p>	<p>In Eastern philosophy, there is no strict dividing line between ethics on the one hand and religion and philosophy on the other.</p> <p>Confucian ethics is focused around ideals of character and the constituting traits or virtues. Among the traits connected to ethical nobility is the ability to judge what the right thing to do is in the given situation: philosophy is grounded on evidence and rigorous thinking.<sup>16</sup></p> <p>What Shintoism, Buddhism, and Daoism combine is that ethics is understood as spontaneous caring and concern for others that has been achieved by lifelong practice yielding a transformation of both understanding and action. Thus, true ethical action results from being ethical through and through. For those who follow the way, there are still rules, regulations, calculations, and precepts, but the goal and heart of ethics is the spontaneous and selfless expression of human-heartedness.<sup>17</sup></p>
---	--

Also culture has different manifestations in Germany and Japan. Important topics which touch the relation between 'robot' and human body' are:

<p>Role of Objects: In Europe, several movements focused on the idea that natural objects and man-made objects are in contradiction to each other. The Christian god provided a world which is as such good for humans -who have a soul- as it exists.<sup>18</sup></p>	<p>Role of Objects: In Japan, man-made objects can be used to recreate nature without any hesitation. Nature and technology are interconnected. There is no religious contradiction as well since all things have in Shintoism its spirit ? whether natural or man-made.<sup>19</sup></p>
<p>Labor: New technologies may destroy jobs of old industries.<sup>20</sup></p>	<p>Labor: At least theoretical Japanese core-staff cannot be fired which reduces competition between machines and labor.<sup>21</sup></p>

<sup>15</sup> AGALGATTI, B.H.; KRISHNA, S.: "Business Ethics", Pune 2007 p.51 <https://books.google.de/books?id=WlkcJq5Y3t8C&pg=PP3&lpg=PP3&dq=AGALGATTI+2007&source=bl&ots=nwgrWjQChQ&sig=0nydxPLBOBJBOCmDFSTXi8R1fcM&hl=ja&sa=X&ei=yWeOVK6BHplL08QWx7YcBg&ved=0CCUQ6AEwAQ#v=onepage&q=AGALGATTI%202007&f=false>, Sept. 29, 2014

<sup>16</sup> WONG, David, "Chinese Ethics", in: ZALTA, Edward N. (ed.): The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Spring 2013 Edition), (<http://plato.stanford.edu/archives/spr2013/entries/ethics-chinese/>, Sept 29, 2014)

<sup>17</sup> CARTER, Robert E.: "Japanese Ethics", in: EDELGLASS, William; GARFIELD, Jay L.: The Oxford Handbook of World Philosophy, Sept 2011 edition, doi:10.1093/oxfordhb/9780195328998.003.0027 (<http://www.oxfordhandbooks.com/view/10.1093/oxfordhb/9780195328998.001.0001/oxfordhb-9780195328998-e-27>, Sept 29, 2014)

<sup>18</sup> WIKIPEDIA (ed.): "Teleological argument" ([http://en.wikipedia.org/wiki/Teleological\\_argument](http://en.wikipedia.org/wiki/Teleological_argument), Sept 29, 2014)

<sup>19</sup> GLASER, Peter: "Wo sind die Roboter?" in Technology Review of March 25, 2011, (<http://www.heise.de/tr/blog/artikel/Wo-sind-die-Roboter-1213900.html>, Sept 29, 2014)

<sup>20</sup> British Broadcasting Corporation (BBC) (ed.): "Swing Riots" ([http://www.bbc.co.uk/history/familyhistory/bloodlines/workinglife.shtml?entry=swing\\_riots&theme=workinglife](http://www.bbc.co.uk/history/familyhistory/bloodlines/workinglife.shtml?entry=swing_riots&theme=workinglife), Sept 29, 2014), MATTHES, Sebastian: „Technikfeindlichkeit: Die Angst der Deutschen vor neuen Technologien“, in: The Huffington Post from June 29, 2014 ([http://www.huffingtonpost.de/2014/06/29/technikfeindlichkeit-deutschland\\_n\\_5541202.html](http://www.huffingtonpost.de/2014/06/29/technikfeindlichkeit-deutschland_n_5541202.html), Sept 29, 2014)

<sup>21</sup> POHL, Martin: „Arbeitsmarkt und Arbeitsbeziehungen in Japan“, in: Woedemann, Raimund; Yamaguchi, Karin (ed.): Laenderbericht Japan. Die Erarbeitung der Zukunft, Bonn 2014, p.262

Time spirit: the scientific rationalization of nature within the Age of Enlightenment was opposed, by such as Romanticism, but in part also by modern philosophies such as the Frankfurt School. <sup>22</sup>	Time spirit: Since the Meiji-period, the large majority of Japanese intellectuals see machines as an enlargement of human ability.
Decision-making structure: It is based on a stringent legal structure trying to insure individual freedom and self-esteem. The legal system is easily accessible and with reasonable cost to and for citizens. <sup>23</sup>	Decision-making structure: It is based on experience and seniority. As a result it can be described as a combination of superior-dependent and both with uncertain outcome and finding a pragmatic solution. <sup>24</sup>
Communication in politics: In a bottom-up communication active public groups talk about robots and its impacts on the process of designing and manufacturing, but also the role of robots in society. <sup>25</sup>	Communication in politics: In a top-down communication politicians discuss robots in the context of the aging society and as growth industry without questioning it. The general public gives minimal input in the process of designing and manufacturing of robots. <sup>26</sup>

In addition, there are particular cultural stand-alone specificities in Germany and Japan. In Germany generally speaking culturally robot makers follow the idea that function dominates design: core function is how a robot cooperates with a human. It is not a target to duplicate human in the design of a robot, except if that is part of the core function.<sup>27</sup> In Japan, school-education is still focused on providing workers for industrial mass-production. Today, the large majority of robots “work” in that field. In that sense it is easy for people develop a feeling about what robots may do. On the other hand, robots are outside any human hierarchy, so a machine-like human counterpart is a rather relaxing alternative to the pressure and the complex Japanese way of communication with “real” people.<sup>28</sup> Another, tough different point is: Formally Japan has a differentiated legal system similar to that of Western-Europe. However, the application of this legal system is different. The Japanese understanding allows – with all its advantages and disadvantages – flexibility in research and development, but also in application of robots.

Science fiction literature was and is crucial for modern robot development. Many robot researchers and entrepreneurs developed their first relationship with robots from literature, for example the president of Softbank, Masayoshi Son invested in the robot “pepper”, see section 3.2. Are there also different manifestations in science fiction literature between East and West?

In European science fiction literature of the early 20<sup>th</sup> century new technologies were on the one hand praised such as in the work of Hans DOMINIK, but also their danger was pointed out. In the film ‘Metropolitan’ by Hans LANG robots were associated with fear. If humans ignore the laws of nature or even want ‘to play god’, humans will fail. In Japan, science-fiction literature in part adopted this reflection between enthusiasm and

<sup>22</sup> ENCYCLOPÆDIA BRITANNICA (ed.): “Romanticism”, (<http://global.britannica.com/EBchecked/topic/508675/Romanticism>, Sept 29, 2014)

<sup>23</sup> DANNENMANN, Gerhard: “Access to Justice: An Anglo-German Comparison”, (<http://www.iuscomp.org/gla/literature/access.htm>, Sept. 29, 2014)

<sup>24</sup> POHL, Martin: “Arbeitsmarkt und Arbeitsbeziehungen in Japan“, in: Woedemann, Raimund; Yamaguchi, Karin (ed.): Laenderbericht Japan. Die Erarbeitung der Zukunft, Bonn 2014, p.262

<sup>25</sup> GLASER, Peter: Die Roboter kommen. Waschmaschinen in Frauengestalt, in ‚Focus‘-Magazine of July 26, 2007, ([http://www.focus.de/digital/multimedia/glasers\\_modernste\\_zeiten/die-roboter-kommen\\_aid\\_67643.html](http://www.focus.de/digital/multimedia/glasers_modernste_zeiten/die-roboter-kommen_aid_67643.html), Sept. 29, 2014)

<sup>26</sup> KIMURA, Takeshi: “Introducing Roboethics to Japanese Society: A Proposal”, in: Kimura, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.98

<sup>27</sup> Without editor: „Rund um Roboter: Wichtigste Robotik-Konferenz eröffnet“, in ‚Focus‘-Magazine of May 07.2013, ([http://www.focus.de/wissen/diverses/zukunft-auf-der-icra-rund-um-roboter-wichtigste-robotik-konferenz-eroeffnet\\_aid\\_983234.html](http://www.focus.de/wissen/diverses/zukunft-auf-der-icra-rund-um-roboter-wichtigste-robotik-konferenz-eroeffnet_aid_983234.html), Sept. 29, 2014)

<sup>28</sup> GLASER, Peter: “Wo sind die Roboter?“ in Technology Review of March 25, 2011, (<http://www.heise.de/tr/blog/artikel/Wo-sind-die-Roboter-1213900.html>, Sept 29, 2014)

anxiety towards new technologies. But, at the same time, since the re-opening of Japan, modernization, especially technical modernization, were seen as the core target of the country. Robots were – when they were described in the first half of the 20<sup>th</sup> century, a major cultural representation for success in science and in a larger sense a status of political and economic power. Thus characters such as ‘Tanku Tankuro’, a military robot who appeared in Japanese comics in the 1930s, gained significant popularity as a symbol of the technology that would aid the Japanese conquest of Asia.<sup>29</sup> Since the 1950’s, ‘Tetsuwan Atomu’ (translated as “Ironarm Atom”) and named in English ‘Astro Boy’, is a manga series from the Japanese author Osamu TEZUKA with a total of 2000 pages written from 1952-68.<sup>30</sup> ‘Tetsuwan Atomu’ had a strong impact on the Japanese population and many Japanese developed their interest in robots due to this fictional figure.<sup>31</sup> ‘Tetsuwan Atomu’ works together with humans in a friendly way – and points out that war creates innocent victims. He “is shown fighting crime, evil, and injustice. Most of his enemies are robot-hating humans, robots gone berserk, or alien invaders.”<sup>32</sup> TEZUKA pointed out, that “the publishers wanted me to stress a peaceful future, where Japanese science and technology were advanced and nuclear power was used for peaceful purposes”.<sup>33</sup>

However, setting the development of robots in this dividing cultural context only falls short. There are factors which both regions have in common such as the craftsmanship of Japan and Germany and a balanced structure of large and small companies, also in the robot business. But it is rather global competition between companies, their scientists and managers, which are dominating the development of robots. Nevertheless, culture plays an important role as an invisible hand. Focusing the thoughts of ethical and cultural contexts in a more operational context: Since a robot is based on a management decision and the product of technical development, it is an important object to reflect ethically the relationship between ‘human and its body’ versus ‘machine and its body’ in an ethical context. “How far and how much will human beings be mechanized? And will this be acceptable?” “How far and how much will a machine be humanized? And will this be acceptable?”<sup>34</sup> These four questions give a direction for both German and Japanese enterprise in their environment, where they may orientate ethical guidance. To explain this, examples of robots made in Germany and Japan using company web pages are introduced in the next step.

### 3. Robot Manufacturers Websites – Business Reality in Global Competition

To make the research comparable, only web pages of German and Japanese companies written in English language are considered for this paper. In addition to company web pages, reference sites by other providers referring to the selected companies may be used as evidence. Providing information in the English language is a management decision, indicating a focus on the global market.

When analyzing web pages, the perspectives view between ‘reality’ and ‘the web’ incur changes: Physically, robots are three-dimensional. Pictures, however, show artifacts and humans only in two dimensions. Furthermore, pictures show only the outside of robots as a snapshot. Using the example of a humanoid robot: this robot is different from a doll because it moves based on software. Computational intelligence researchers in

<sup>29</sup> HORNYAK, Timothy N.: “Loving the Machine. The Art and Science of Japanese Robots”, Tokyo 2006, p.56

<sup>30</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Astro Boy” ([http://de.wikipedia.org/wiki/Astro\\_Boy](http://de.wikipedia.org/wiki/Astro_Boy), Sept 29, 2014)

<sup>31</sup> The SoftBank chairman Masayoshi Son has said Pepper is a result of his time spent watching the TV show ‘Astro Boy’, an animated 1960s series based on a character who couldn’t experience emotions. In: ICHINO, Rin; AMANO, Takashi: “SoftBank to Sell Robot in U.S. Stores Within 12 Months” (<http://www.bloomberg.com/news/2014-09-02/softbank-to-sell-robot-in-u-s-stores-within-12-months.html>, Sept 29, 2014)

<sup>32</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Astro Boy” ([http://de.wikipedia.org/wiki/Astro\\_Boy](http://de.wikipedia.org/wiki/Astro_Boy), Sept 29, 2014)

<sup>33</sup> SCHODT, Frederik L.: “Inside the Robot Kingdom: Japan, Mechatronics and the Coming Robotopia”, Tokyo 1988, p.76

<sup>34</sup> SANKAI, Yoshiyuki: “Cybernetics and Roboethics”, in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.4

robotics are working to reproduce the models of human brain to trigger robot's appropriated actions from perceived information from environment and results of knowledge from cumulated past experiences registered in the memory. It is these algorithms for operation, programming, safety and control of robots, which makes it possible for humans and robots to interact and even cooperate with each other.<sup>35</sup>

There are many producers of robots – and even more functions robots may fulfill. The function of a robot has a crucial influence on design of the body of a robot. The relationship between 'robot' and 'human body' can be seen from two perspectives: one is a human being with its human body. The robot may interact with a human being and its body. The other is a robot which has a body, within a larger sense, a human shape – or at least parts of it such as head with an arm, a leg etc. The question, if a robot needs a body to be a robot will be discussed in the last chapter.


The companies and institutions selected in this paper are randomly based on two criteria: (i) Large robot manufacturers. These companies have an extensive know-know of robot-technology with focus on customers, very often the industry. (ii) Robot makers with humanoid robots in their portfolios. The focus analyzes the variety of robots in the context between 'robot' and 'human body' – not the robot market as a market research, so the picture of robot-makers must remain incomplete. The more realistic the human shape mirrors robots designed, the less likely it is that these robots may have a market, at least not in the near future, since the technology to duplicate people in robots is still very limited and as such the ability of humanoid robots. As a result, the research and development for these makers is usually funded by the taxpayer, whether the maker is a private company or a public research facility. To round out the picture of robots, beyond private companies public research institutions are included, if their products have the long-term potential for finding customers.

The order of companies based on their web pages web-information below follows the line: the more humanoid the shape of the robot, the later the robot will be quoted.

### 3.1. German Companies

#### A. No relation 'robot' – 'human body' – DUERR

Beside the fact that the company is one of largest robot-manufacturers in Germany, the web pages do not refer to any humanoid-robot relations.<sup>36</sup> The USB-Stick in a humanoid-robot design offered as a public-relations instrument cannot be set in the context of company thought towards any relation between human and robot, though unspoken the company may think of it. It is typical for a maker of industrial robots.

	<p>Duerr AG Source of Photo:<sup>37</sup></p>
---	---

#### B. Robots cooperate with humans - KUKA

The company produces robots acting together as synchronized robot-teams. The technology concept is based on the intelligent networking of standard controllers. Each robot thus retains its own controller which

<sup>35</sup> KASTANIENBAUM (ed.): "Kastanienbaum' company web page" (<http://www.kastanienbaum.com/news.html> , Sept 29, 2014)

<sup>36</sup> DUERR (ed.): "'Duerr' company web page" (<http://www.durr.com/>, Sept 29, 2014)


<sup>37</sup> DUERR (ed.): "'Duerr' company web page" ([http://www.durr-collection.com/uploads/tx\\_rrshop/101029-001\\_01.jpg](http://www.durr-collection.com/uploads/tx_rrshop/101029-001_01.jpg), Sept 29, 2014)

communicates with those of the other “team members”. In this way, robots can exchange all relevant data and synchronize their motions with one another. The cooperating robots can furthermore form a team with a human.<sup>38</sup> Though the robots produced by KUKA do not have a human shape, the invisible software running the robot has been programmed in a way that the robot can communicate with a human body without hurting him.

### C. Robots with elements of human shape - ABB

YuMi (“You and Me”<sup>39</sup>) is a collaborative, dual arm solution with the ability to feel and see. The robot can work cage-free. It is based on a dual arm concept. The company underlines the human – machine collaboration: “humans and robots sharing tasks side-by-side.”<sup>40</sup>

The core communication to customers: the robot is “safe” when people are around. The robot has a camera in each shoulder. It is about 50 cm high and has no legs. When the arms are folded, the robot has a humanlike design; however, at all times humans may not confuse a real human and robot.

	<p>Asea Brown Boveri (ABB) AG (Swedish-German-Swiss Company) Source of Photo: <sup>41</sup></p>
---	---

### D. Robots – in direct interaction with human body - METRA LABS

SCITOS A5 shopping robots are in service in the “Toom Baumarkt” home store chain within Germany. The robots know the locations of more than 60,000 products and can guide customers to any product placed in the store. The integrated barcode reader can be used to get pricing information. This allows the stores’ employees to concentrate on sales conversations with their customers.<sup>42</sup>

The SCITOS G5 main application is research in the field of human-robot-interaction. The mobile base can be enlarged and improved to a fully-pledged interactive robot. Therefore, modules like an omni-directional camera, a touch screen monitor etc., are available. Packed with this equipment, the customer can accomplish research for and studies in detection, tracking or identification of individuals and objects as well as develop and investigate techniques for an adaptive conversational control.

		<p>MetraLabs GmbH Source of Photo Left:<sup>43</sup> (SCITOS A5) Right Scitos Head:<sup>44</sup></p>
---	---	--

<sup>38</sup> KUKA (ed.): “KUKA’ company web page” ([http://www.kuka-robotics.com/en/pressevents/productnews/NN\\_050912\\_HumanAndRobots.htm?wbc\\_purpose=Basic](http://www.kuka-robotics.com/en/pressevents/productnews/NN_050912_HumanAndRobots.htm?wbc_purpose=Basic), Sept 29, 2014)

<sup>39</sup> The phonetic English pronunciation “me” is written is German as “mi”.

<sup>40</sup> ABB (ed.): “ABB Unveils the Future of Human-Robot Collaboration”, Press Release from Sept 9, 2014, ([http://new.abb.com/docs/librariesprovider89/default-document-library/gp\\_rdualarmrobotyumi.pdf?sfvrsn=2](http://new.abb.com/docs/librariesprovider89/default-document-library/gp_rdualarmrobotyumi.pdf?sfvrsn=2), Sept 29, 2014)

<sup>41</sup> ABB (ed.): “ABB’ company web page” (<http://new.abb.com/products/robotics/yumi>, Sept 29, 2014)

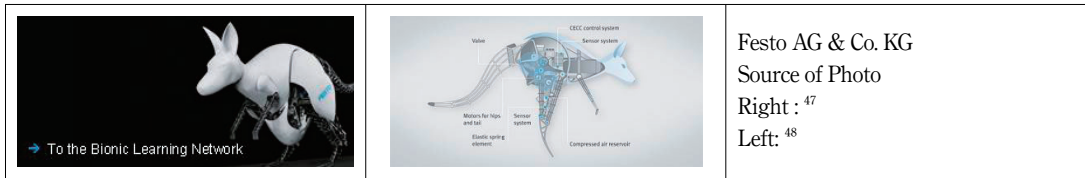
<sup>42</sup> METRALABS (ed.): “METRALABS’ company web page” ([http://metralabs.com/index.php?option=com\\_content&view=article&id=73&Itemid=87](http://metralabs.com/index.php?option=com_content&view=article&id=73&Itemid=87), Sep 29, 2014)

<sup>43</sup> METRALABS (ed.): “METRALABS’ company web page” ([http://metralabs.com/index.php?option=com\\_content&view=article&id=73&Itemid=87](http://metralabs.com/index.php?option=com_content&view=article&id=73&Itemid=87), Sep 29, 2014) A film about the robot in use is provided: ([http://www.e21xx.de/automation21xx/13582\\_st3\\_robotics/default.htm](http://www.e21xx.de/automation21xx/13582_st3_robotics/default.htm), Sept 29, 2014)

<sup>44</sup> METRALABS (ed.): “METRALABS’ company web page” ([http://metralabs.com/index.php?option=com\\_](http://metralabs.com/index.php?option=com_)

**E. Company which set the relation ‘robot’ – ‘human body’ as business field - FESTO**

Festo has a comprehensive approach in building robots, asking: How will humans and robots work together in the future? On its webpage on “innovation and technology”<sup>45</sup> the company is posing questions on the relation between human and robots and discussing robot-related topics such as “Robot learns to see”.<sup>46</sup> One of the projects by FESTO is a robot-kangaroo. The kangaroo is based on interdisciplinary company research including the relation between robot and human.

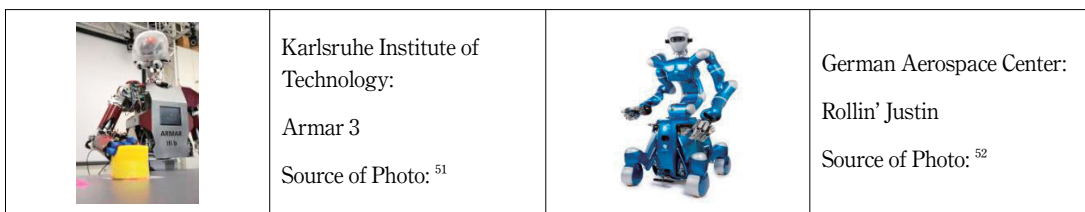


**F. Digression: humanoid robots for the household: ‘Karlsruhe Institute of Technology’ and ‘German Aerospace Center**

In the future humanoid robots are envisioned in household applications as well as in other contexts such as the space environment. The capability to carry out complex manipulation tasks is a key issue.

The ‘Karlsruhe Institute of Technology’ developed the Armar 3, a completely independent acting humanoid robot for the household. It can learn by itself and work in any kitchen doing home helpers work.<sup>49</sup>

The ‘German Aerospace Center’ (Deutsches Zentrum für Luft- und Raumfahrt) utilizes its humanoid robot Rollin’ Justin as a research platform for autonomous dexterous mobile manipulation in human environments. The compliant controlled light weight arms and the two four-fingered hands of the robot make it an ideal experimental platform for these research issues. The mobile platform allows the long range autonomous operation of the system. Motion sensing sensors and stereo cameras allow the 3D reconstruction of the environment of the robot. Unstructured, variable and dynamic environments require a robot to act based on the given situation without human intervention. On the other hand, cooperating with a human is sometimes the only way to solve a certain task.<sup>50</sup>



content&view=article&id=48&Itemid=75, Sept 29, 2014)  
<sup>45</sup> FESTO (ed.): “FESTO’ company web page” ([http://www.festo.com/cms/en\\_corp/12925.htm](http://www.festo.com/cms/en_corp/12925.htm), Sept 29, 2014)  
<sup>46</sup> FESTO (ed.): „Robots Learn to See“, PR-paper from June 27, 2014 ([http://www.festo.com/cms/en\\_corp/13976.htm](http://www.festo.com/cms/en_corp/13976.htm), Sept 29, 2014)  
<sup>47</sup> FESTO (ed.): “FESTO’ company web page” ([http://www.festo.com/cms/en\\_corp/index.htm](http://www.festo.com/cms/en_corp/index.htm), Sept 29, 2014)  
<sup>48</sup> FESTO (ed.): “FESTO’ company web page” ([http://www.festo.com/cms/en\\_corp/13704.htm](http://www.festo.com/cms/en_corp/13704.htm), Sept 29, 2014)  
<sup>49</sup> Karlsruhe Institute of Technology (ed.): “Armar Family” (<http://his.anthropomatik.kit.edu/english/241.php>, Sept 29, 2104)  
<sup>50</sup> German Aerospace Center (ed.): “Rollin’ Justin“ (<http://www.dlr.de/rmc/rm/en/desktopdefault.aspx/tabid-5471/>, Sept 29, 2014)  
<sup>51</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Amar 3” ([http://de.wikipedia.org/wiki/Armar\\_3#mediaviewer/File:KIT\\_Armar\\_08.jpg](http://de.wikipedia.org/wiki/Armar_3#mediaviewer/File:KIT_Armar_08.jpg), Sept 29, 2014)  
<sup>52</sup> German Aerospace Center (ed.): “Rollin’ Justin“ (<http://www.dlr.de/rmc/rm/en/desktopdefault.aspx/tabid-5471/>, Sept



### 3.2. Japanese Companies

#### A. Companies with no websites relation ‘robot’ – ‘human body’

Many large, global operating robot-manufacturers do not show any web pages with humanoid robots. Their business is industrial robots, which represents the large majority of the market. Major makers are among others: Fanuc, Hirata, Kawasaki Heavy Industries, Mitsubishi Electric, Nihon Densan Sankyo and Denso.


#### B. Robots with elements of human shape – YASKAWA ELECTRIC and EPSON

The dual arm robot can carry out varying tasks almost autonomously using its arm geometry based on human physiology and wide-ranging integral sensors such as cameras, force sensors and acceleration meters.<sup>53</sup> The cameras are fixed in a stylized head. The robot can interact with a human.<sup>54</sup>

	<p>Yaskawa Electric (Trademark: Motoman) Source of Photo:<sup>55</sup></p>		<p>Epson Source of Photo:<sup>56</sup></p>
---	--	---	--

#### C. Robots which have additional human displays - PANASONIC

Panasonic works on robots in hospitals. The ‘Hospi-R’ robot delivers medicines to patients in hospitals. The robot itself has no human shape; however, on a screen a stylized head appears with a smile. Stumps are fixed on both sides of the robot arm. The company says that it frees nurses to do more important work.

	<p>Panasonic ‘Hospi-R’ Source of Photo:<sup>57</sup></p>
---	--

#### D. Robots with Humanoid shape – HITACHI, TOYOTA and HONDA

**Hitachi:** The robot EMIEW2 was developed as part of Hitachi’s efforts to create a service robot with diverse communication functions that could safely coexist with humans while conducting necessary services. To ensure agility and safety in an office environment, EMIEW2 was designed to a compact height of 80 cm and a portable

29, 2014)  
<sup>53</sup> EPSON (ed.) “EPSON’ company web page” (<http://www.epson.de/de/en/viewcon/corporatesite/cms/index/11075/>, Sept 29, 2014)  
<sup>54</sup> YASKAWA (ed.) “YASKAWA’ company web page” (<http://www.yaskawa.co.jp/en/vision/robotics/01.html>, Sept 29, 2014)  
<sup>55</sup> KAISER, Arvid: „Japan will Olympische Spiele fuer Roboter“, in ‚Manager Magazin‘ of July 24, 2014 (<http://www.manager-magazin.de/fotostrecke/roboer-fuer-olympia-wie-japan-in-den-wettbewerb-der-zukunft-geht-fotostrecke-117318-13.html>, Sept 29, 2104)  
<sup>56</sup> EPSON (ed.) “EPSON’ company web page” ([https://neon.epson-europe.com/files/pressimages/D/Doppelarm\\_6\\_mid.jpg](https://neon.epson-europe.com/files/pressimages/D/Doppelarm_6_mid.jpg), Sept 29, 2014)  
<sup>57</sup> FALCONER, Jason: “HOSPI-R drug delivery robot frees nurses to do more important work” in: GIZMAG Magazine, October 28, 2013, (<http://www.gizmag.com/panasonic-hospi-r-delivery-robot/29565/>, Sept 29, 2014)

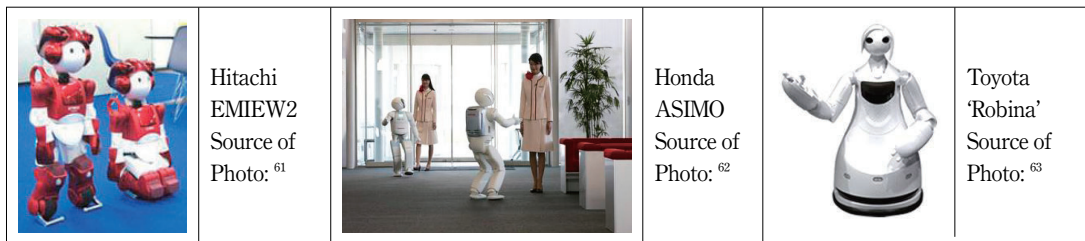


weight of 14kg. Further, to enable harmonious interaction while working with people, EMIEW2 is able to travel at the same speed as humans.<sup>58</sup>

**Honda:** The company says about its robot, ASIMO, that it is advanced to an ‘autonomous machine’ with the decision-making capability to determine its behavior in concert with its surroundings such as movements of people. At the beginning of the development process, the following three factors were identified as necessary for a humanoid robot to perform as an autonomous machine which in practical term coexists with people:<sup>59</sup> (i) high-level postural balancing capability which enables the robot to maintain its posture by extending its leg in an instant, (ii) external recognition capability which enables the robot to integrate information, such as movements of surrounding people, from multiple sensors and estimate the changes that are taking place, (iii) the capability to generate autonomous behavior which enables the robot to make predictions from gathered information and autonomously determine its next behavior without being controlled by an operator.

**Toyota:** The company postulates that humanoids are friendly people, is a partner robot of bipedal walking with adaptation to the living environment.

Toyota says that its robot ‘Robina’ can help providing medical and nursing care or perform housework. ‘Robina’ is able to think and move for itself, carry and use objects and even converse with people. Toyota hopes, that ‘Robina’ will become a trusted partner, assisting doctors and nurses and looking after patients and the elderly wherever medical and nursing care are provided.<sup>60</sup>



### E. Robots who have high ability to communicate with people: Kirobo-Consortium, SOFTBANK

A consortium of private companies and public research institutes developed Kirobo, or ‘Kibo’, the Japanese humanoid robot who is modeled after Astro Boy.<sup>64</sup> The consortium defined its mission for Kibo: The robot should “help solving the problems brought about by a society that has become more individualized and less communicative. Nowadays, more and more people are living alone. It is not just the elderly – with today’s challenging lifestyles, its people of all ages. With a new style of robot-interface, perhaps a way to solve this

<sup>58</sup> ([http://www.hitachi.com/rd/portal/research/robotics/emiew2\\_01.html](http://www.hitachi.com/rd/portal/research/robotics/emiew2_01.html), Sept 29, 2014) . Its obstacle evasion technology Developed as part of a joint research project between Tsukuba University and Hitachi, Ltd. This technology incorporates the results of cooperative research conducted by Professor Takashi TSUBOUCHI, Shinichi YUTA (Director of Tsukuba Industrial Liaison and Cooperative Research Center), and Hitachi, Ltd., A film can be seen: (<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/english/news/techtrends/20140828.html>, Sept 29, 2014)

<sup>59</sup> HONDA (ed.): “HONDA’ company web page” (<http://world.honda.com/ASIMO/technology/2011/index.html>, Sept 29, 2014)

<sup>60</sup> TOYOTA (ed.): “TOYOTA’ company web page” ([http://www.toyota-global.com/innovation/partner\\_robot/family\\_2.html#h201](http://www.toyota-global.com/innovation/partner_robot/family_2.html#h201), Sept 29, 2014)

<sup>61</sup> HITACHI (ed.): “HITACHI’ company web page” ([http://www.hitachi.com/rd/portal/research/robotics/emiew2\\_01.html](http://www.hitachi.com/rd/portal/research/robotics/emiew2_01.html), Sept 29, 2014)

<sup>62</sup> HONDA (ed.): “without title”, News Release of Nov. 8, 2011 ( <http://world.honda.com/news/2011/c111108All-new-ASIMO/photo/pages/14.html>, Sept 29, 2014)

<sup>63</sup> TOYOTA (ed.): “TOYOTA’ company web page” ([http://www.toyota-global.com/innovation/partner\\_robot/family\\_2.html#h201](http://www.toyota-global.com/innovation/partner_robot/family_2.html#h201), Sept 29, 2014)

<sup>64</sup> Kirobo was developed by a collaborative effort between Dentsu, University of Tokyo’s Research Center for Advanced Science and Technology, Robo Garage, Toyota, and JAXA (Japan Aerospace Exploration Agency).


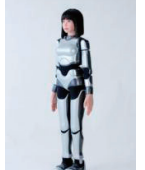
problem could be found. This is the goal we have in mind for this project.”<sup>65</sup> To fulfill this task, communication software is one of the core-elements of Kibo. In 2014, a Kibo was brought on the international space station to entertain astronauts in space.<sup>66</sup>

**Softbank** will sell a robot to individual consumers: robot ‘Pepper’ will go in sale in Japan in 2015.<sup>67</sup> Pepper is a humanoid robot that takes his surroundings into consideration to react pro-actively using proprietary algorithms. The robot is equipped with capabilities that enables communication with people, including gesture and voice recognition technology, and emotion recognition that analyzes expressions and voice tones. In addition, Pepper can make jokes, dance and amuse people thanks to a wide variety of entertainment capabilities. With these technologies, people can communicate with Pepper in a natural way.<sup>68</sup>

		<p>KIROBO Source of Photo Left:<sup>69</sup> Right:<sup>70</sup></p>		<p>SOFTBAN K ‘Pepper’ Source of Photo:<sup>71</sup></p>
---	---	--	--	---

### G. Real model robots: ‘University of Osaka’ and ‘National Institute of Advanced Industrial Science and Technology’ (AIST)

The ‘Geminoid-F’ developed at the University of Osaka is a very humanoid robot – the picture shows the “original” human being and robot styled after the lady on the right side. - AIST developed HRP-4C “Miim”. The robot can move like a human, utilizing 30 body motors and another eight dedicated to facial expressions such as happiness, anger and surprise. Miim can sing and respond to speech using speech recognition software, and is capable of recognizing ambient sounds.<sup>72</sup>

	<p>UNIVERSITY OF OSAKA ‘Geminoid-F’ Source of Photo:<sup>73</sup></p>		<p>National Institute of Advanced Industrial Science and Technology HRP-4C “Miim” Source of Photo:<sup>74</sup></p>
---	---	---	---

<sup>65</sup> KIBO Robot Project (ed.): “without title” (<http://kibo-robot.jp/en/project/mission.html>, Sept 29, 2014)

<sup>66</sup> BURTON, Bonnie: Japan’s ISS Kirobo robot is lonely in space, in CNET-Magazine of Sept 2, 2014 (<http://www.cnet.com/news/japans-iss-kirobo-robot-is-lonely-in-space/>, Sept 29, 2014). A film about Kirobo in space is provided in youtube: (<https://www.youtube.com/watch?v=xqShesZ3v-g>, Sept 29, 2014)

<sup>67</sup> The price of the robot will be 198.000 Yen. See: ICHINO, Rin; AMANO, Takashi: “SoftBank to Sell Robot in U.S. Stores Within 12 Months” (<http://www.bloomberg.com/news/2014-09-02/softbank-to-sell-robot-in-u-s-stores-within-12-months.html>, Sept 29, 2014). “Aldebaran” is a French company ? the majority of shares are held by Softbank.

<sup>68</sup> ALDEBARAN (ed.): “‘Aldebaran’ company web page” (<http://www.aldebaran.com/ja/softbank-mobile-and-aldebaran-unveil-pepper>, Sept 29,2014)

<sup>69</sup> KAISER, Arvid: „Japan will Olympische Spiele fuer Roboter“, in ‚Manager Magazin‘ of July 24, 2014 (<http://www.manager-magazin.de/fotostrecke/roboter-fuer-olympia-wie-japan-in-den-wettbewerb-der-zukunft-geht-fotostrecke-117318-3.html>, Sept 29,2014)

<sup>70</sup> KIBO Robot Project (ed.): “without title” (<http://kibo-robot.jp/en/report>, Sept 29, 2014)

<sup>71</sup> KAISER, Arvid: „Japan will Olympische Spiele fuer Roboter“, in ‚Manager Magazin‘ of July 24, 2014 (<http://www.manager-magazin.de/fotostrecke/roboter-fuer-olympia-wie-japan-in-den-wettbewerb-der-zukunft-geht-fotostrecke-117318-2.html>, Sept 29, 2014)

<sup>72</sup> WIKIPEDIA (ed.): “HRP-4C” (<http://en.wikipedia.org/wiki/HRP-4C>, Sept 29, 2014)

<sup>73</sup> KAISER, Arvid: „Japan will Olympische Spiele fuer Roboter“, in ‚Manager Magazin‘ of July 24, 2014 (<http://www.manager-magazin.de/fotostrecke/roboter-fuer-olympia-wie-japan-in-den-wettbewerb-der-zukunft-geht-fotostrecke-117318-3.html>, Sept 29, 2014)

### 3.3. Similarities and Differences in Japanese and German Robot Manufacturers

Japanese and German makers are intensively involved in robot manufacturing and a broad range of robots are developed and produced in both countries.

However, there are cultural differences. In Japan, politicians, including the Prime Minister himself, play an important stimulus role. In contrary, it is unimaginable that a German Chancellor would suggest during a well-prepared press-conference a (international) Robot Olympics while setting it in the context for boosting a particular, still small, national industry. There are many other competing technologies at a seed stage with the chance to become a break-through technology. Chris FIELD points out, “the fact that the Japanese government has chosen to invest a huge amount of money in robotics over easing immigration restrictions, or making working conditions less hostile to women and mothers, says as much about the ‘reactionary postmodernism’ of contemporary Japanese politicians, as it does about the Japanese affinity with robots.”<sup>75</sup> Furthermore, a positive return in investment of the public investment in robots – beyond industrial robots – at this early stage is rather uncertain. It is a government market intervention with the risk of market distortion. However, for Japanese management this government policy is the prevailing circumstance for decision-making.

Not an ethical but a crucial management aspect: Japanese companies mainly follow in their robot research and development a philosophy based on what is called “kaizen”. Its formula for success is based on traditional know-how and continuous improvement in *small steps* embedded in group work. Its focus is the human being. On an operational level, Japanese companies tend mainly to use their domestic market at an early stage of technology life and high penetration rate during the growth phase of diffusion. As such, Japanese robot development –except when subsidized by the treasury– is focused on consumer applications and on larger, low-risk markets such as automobile and electrical appliance manufacturing. Based on government stimuli, Japanese makers are much more willing to engage in humanoid robots than their German counterparts. However, these robots cannot yet be sold, but in best case are used to polish the company image. Example: US-President Barak Obama played soccer with the ASIMO-robot during an official visit to Japan.<sup>76</sup> The probability to use the gained know-how for future projects is uncertain – or could in part have gained as well by investing in other, related technologies.

German companies mainly follow in their robot research and development a philosophy based on what is called “innovation”. Its formula for success is based on new invention and improvement in *big steps* based on individual ideas. Its focus is the technology. The German government supports within the legal framework of the EU-Commission research institutions such as public large-scale research-institutions and universities. Research money for private companies is only available within strictly defined limitations. Products developed with public money usually have as seed-technology only long-term opportunities for a market-entry.

What Japanese and German management has in common is that companies in both countries concentrate on technical matters of the hard- and software of their robots. Engineers and computer scientists dominate development. However, some companies with a long-term vision based on an excellent management include ethical thoughts in their R&D out of a self-enlightened interest.

---

117318-8.html, Sept 29,2014) A film about ‘Geminoid-F’ is provided in youtube: (<https://www.youtube.com/watch?v=MaTfzYDZG8c>, Sept 29, 2014)

<sup>74</sup> AIST (ed.): “AIST” official web page” ([http://www.aist.go.jp/aist\\_j/press\\_release/pr2009/pr20090316/pr20090316.html](http://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2009/pr20090316/pr20090316.html), Sept 29, 2014)

<sup>75</sup> FIELD, Chris: “Creative Perspectives on Future Human-Robot-Relations in Japan”, Sidney 2010, p.28 (<https://dl.dropboxusercontent.com/u/6132601/CFL001/Exegesis.pdf>, Sept 29, 2014)

<sup>76</sup> Associated Press (ed.): “Raw: Obama Plays Soccer With Japanese Robot”, film provided in “you tube” (<https://www.youtube.com/watch?v=ag2vk6coBpI>, Sept 29, 2014)

#### 4. Robots and Human Body - Merging Academic Approaches and Business Reality

Setting the production of robots by companies in an ethical context, a decision should undergo a two-step process: (i) an analysis if the robot production can be ethically justified from a management point of view – and if so, (ii) does the robot fulfill the ethical criteria towards society, including a balanced relationship between ‘robot’ and ‘human body’.

The justification for robot production must lie outside the company: it must be in society. Creating a customer is the core of any business and as such the customer decides what the business is. Management should not ask intrinsic: ‘Is it right what we do?’ but rather research: ‘Is that, what we do, what society wants and what the customer pays to us?’ The test of any management is not the maximization of profit, but the achievement of sufficient profit to cover at least the risks and its potential losses of every company activity.<sup>77</sup> In a market-orientated economy, companies are responsible for their impacts. Even minor impacts are likely to result in serious damage to business. The job of the management is to realistically imagine and identify impacts.

This is challenging: Of the SONY-made entertainment robot AIBO 150.000 units have been sold, though, production and further research was halted in 2006.<sup>78</sup> Setting the ethical relationship between ‘robot’ and ‘human body’ in context within a technology assessment, there is the risk that the result may lead to the encouragement of the wrong technologies and the discouragement of the technologies society needs at a particular time and which customers are prepared to pay for. Obviously, Japanese society is keen on new robots, though, and the previously introduced robot PEPPER sold by SOFTBANK will be the next large-scale test.

The long-term future impacts of robots are beyond anybody’s imagination. To avoid prophecy, operating robots, including the humanoid robots, which are already advanced enough to be judged and to be evaluated, have to be observed. That has to go far beyond technological assessments: crucial as well are non-technological impacts, such as social innovations and developments. They are just as hard to predict, to evaluate and to measure. This justifies, demands, enterprise working out a clear position regarding roboethics<sup>79</sup>. The balanced relationship between ‘robot’ and ‘human body’ as an ethic condition is for robot-makers an important, often underestimated or even ignored management task.<sup>80</sup> These criteria are needed regardless of whichever understanding the company holds of what robots are: (i) nothing as machines, (ii) as entities with ethic dimensions or (iii) as moral agents. It is rather the customers who decide what robots are, and customers’ ideas are diverse.

One topic of roboethics needs at this stage deeper debate. It is the prediction: “what robots characterize is ‘autonomy’”. Obviously, what makes a robot in particular different from an automat is its ‘autonomy’. But what is ‘autonomy’? Makoto NAKADA analyzed systems characterized by their creators as ‘autonomous’. The results were for example: “The ability to produce the values of measurements supported by a set of devices and a calculation method” or “capacity of generating new and modulated ...walking ... patterns based on a certain set of artificial neurons.”<sup>81</sup> NAKADA concludes that robots are hybrid-entities of independency and dependency; this means that the notion of robot ‘autonomy’ itself is a hybrid concept involving independency

<sup>77</sup> DRUCKER, Peter: *Management: Tasks, Responsibilities, Practices*, New York 1993, p.73

<sup>78</sup> WIKIPEDIA (ed.): “Aibo” (<http://en.wikipedia.org/wiki/AIBO>, Sept 29, 2014)

<sup>79</sup> Roboethics is a short expression for ethics of robotics. Very likely the expression was used first time by Gianmarco Veruggio, University of Genoa. 2004 the first symposium on roboethics was held in Italy.

<sup>80</sup> BARTFAI, Aniko: “High-Tech Assistive Devices for the Disabled and Elderly: Ethical Issues and Clinical Experiences in Use and Assessment”, in: KIMURA, Takeshi et al.: *Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics*, Tsukuba 2011, p.38

<sup>81</sup> NAKADA, Makoto: “Ethical and Critical Analysis of the Meaning of Autonomy of Robot Technology in the West and Japan”, in: KIMURA, Takeshi et al.: *Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics*, Tsukuba 2011, p.76–77

and dependency.<sup>82</sup> This is an important hint for management how to set their robots into a frame of ethic values.

A management policy which is not embedded in profound theory and evident nature is without orientation. Keeping the hybrid nature of robots regarding 'autonomy' in mind, the list of criteria for roboethics worked out by Rafael CAPURRO may give management direction: (i) human dignity and human rights, (ii) equality, (iii) justice and equity, (iv) benefit and harm, (v) respect for cultural diversity and pluralism, (vi) non-discrimination and non-stigmatization, (vii) autonomy and individual responsibility, (viii) informed consent, (ix) privacy, (x) confidentiality, (xi) solidarity and cooperation, (xii) social responsibility, (xiii) sharing of benefits, (xiv) responsibility towards the biosphere.<sup>83</sup> These broad, comprehensive criteria may be used as a checklist by companies to approach sensitivities towards their business-activities with particular reference to their robot-related products and services. But such a checklist may only be one among other tools to work out a knowledgeable company-mission defining ethical relationship between 'robot' and 'human body' in particular and roboethics in general. Every company must find its own mission.

What will be the outlook for roboethics? In which direction does visionary management have to think? Robots themselves and human beings will become part of a system, where no single robot is considered to think, and nor is any single person. In this sense, the 'autonomy' of robots, based on presuppositions of independent entities, no longer has meaning.

An example for this development is a 'network-robot-system'. Still, such systems will have at least one physical robot which incorporates hardware and software capabilities, so the embodiment of robots will remain. And this physical robot must have autonomous capacities. But there are significant changes vis-à-vis a "traditional" robot: The robot, environment sensors and humans must communicate and cooperate through a network. Besides the sensors of the robots, the environment must include other sensors, such as vision cameras and laser range finders, and other actuators, such as speakers. And last but not least: The system must perform a human-robot related activity.<sup>84</sup> Within such systems, the necessity of (hybrid) 'autonomy' for robots is decreasing, because systems themselves have their own environment sensors, 'eyes' and 'ears'. The development of highly organized and networked systems might herald the end of the necessity of discussions 'regarding the autonomy of robots', and perhaps the end of the necessity of concepts or the presence of robots themselves, because robots without 'eyes' and 'ears' can no longer be considered robots. However, at the same time, an environment with sensors but without bodies also cannot be considered being a robot.<sup>85</sup>

As an example for this post-robot age, the eMotionSpheres may serve, developed by FESTO: several flying objects can move in a coordinated manner and within a defined space in collision-free motion of autonomous systems. Ten cameras installed in the room record the spheres via their active infrared markers and pass on the position data to a central master computer. The actions calculated from this process are sent back to the spheres, which then implement them locally. The intelligent networking system creates as guidance and monitoring system, which could be used in the networked factory of the future.<sup>86</sup> The system is not any more a robot.

---

<sup>82</sup> NAKADA, Makoto: "Ethical and Critical Analysis of the Meaning of Autonomy of Robot Technology in the West and Japan", in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.74

<sup>83</sup> CAPURRO, Rafael: "The Quest for Roboethics: A Survey", in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.43

<sup>84</sup> NAKADA, Makoto: "Ethical and Critical Analysis of the Meaning of Autonomy of Robot Technology in the West and Japan", in: Kimura, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.78

<sup>85</sup> NAKADA, Makoto: "Ethical and Critical Analysis of the Meaning of Autonomy of Robot Technology in the West and Japan", in: Kimura, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.78

<sup>86</sup> FESTO (ed.): "eMotionSpheres. Collision-free motion of autonomous systems in an area", Esslingen 2014, ([http://www.festo.com/net/SupportPortal/Files/333990/Festo\\_eMotionSpheres\\_en.pdf](http://www.festo.com/net/SupportPortal/Files/333990/Festo_eMotionSpheres_en.pdf), Sept 29, 2014)



The end of the information age will coincide with the beginning of the robot age. Information technology and robotics will gradually fuse so that people will likely only notice when robot technology is already in use in various locations. <sup>88</sup> But as the example eMotionSpheres shows, it can be predicted already now that also the robot age will come to an end and open a new, post-robot age with a new relationship between ‘whatever will follow’ and ‘human body’. It will once more be an obligation of science to work out the theoretical framework which may be called “post-roboethics”, so that management will be able to act accordingly towards society.

### *List of References*

AGALGATTI, B.H.; KRISHNA, S.: “Business Ethics”, Pune 2007 <https://books.google.de/books?id=WlkcJq5Y3t8C&pg=PP3&lpg=PP3&dq=AGALGATTI+2007&source=bl&ots=nwgrWjQChQ&sig=0nydxPLBOJB OCmDFSTXi8R1fcM&hl=ja&sa=X&ei=yWeOVK6BHpL08QWx7YCgBg&ved=0CCUQ6AEwAQ#v=onepage&q=AGALGATTI%202007&f=false>, Sept 29, 2014

ASHRAFIAN, Hutan: “AIonAI: A Humanitarian Law of Artificial Intelligence and Robotics”, in: (<http://link.springer.com/article/10.1007%2Fs11948-013-9513-9#page-1>, Sept 29, 2014)

BARTFAI, Aniko: “High-Tech Assistive Devices for the Disabled and Elderly: Ethical Issues and Clinical Experiences in Use and Assessment”, in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p. 31–38

BURTON, Bonnie: Japan’s ISS Kirobo robot is lonely in space, in CNET-Magazine of Sept 2, 2014 (<http://www.cnet.com/news/japans-iss-kirobo-robot-is-lonely-in-space/>, Sept 29, 2014).

CAPURRO, Rafael: “The Quest for Roboethics: A Survey”, in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.39–60

CARTER, Robert E.: “Japanese Ethics”, in: EDELGLASS, William; GARFIELD, Jay L.: The Oxford Handbook of World Philosophy, Sept 2011 edition, doi:10.1093/oxfordhb/9780195328998.003.0027 (<http://www.oxfordhandbooks.com/view/10.1093/oxfordhb/9780195328998.001.0001/oxfordhb-9780195328998-e-27>, Sept 29, 2014)

DANNENMANN, Gerhard: “Access to Justice: An Anglo-German Comparison”, (<http://www.iuscomp.org/gla/literature/access.htm> , Sept. 29, 2014)

DEMITROU, Danielle: “Japan’s PM plans 2020 Robot Olympics”, ‘The Telegraph’ from June 20,2014, (<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/japan/10913610/Japans-PM-plans-2020-Robot-Olympics.html>, 2014 Sept 29)

DRUCKER, Peter: Management: Tasks, Responsibilities, Practices, New York 1993

<sup>87</sup> FESTO (ed.): “FESTO’ company web page” ([http://www.festo.com/cms/en\\_corp/13705.htm](http://www.festo.com/cms/en_corp/13705.htm), Sept 29, 2014)

<sup>88</sup> HIROSHI ISHIGURO LABORATORIES (ed.): “without title” (<http://www.geminoid.jp/en/mission.html>, Sept 29, 2014)

FALCONER, Jason: "HOSPI-R drug delivery robot frees nurses to do more important work" in: GIZMAG Magazine, October 28, 2013, (<http://www.gizmag.com/panasonic-hospi-r-delivery-robot/29565/>, Sept 29, 2014)

FESTO (ed.): "eMotionSpheres. Collision-free motion of autonomous systems in an area", Esslingen 2014 ([http://www.festo.com/net/SupportPortal/Files/333990/Festo\\_eMotionSpheres\\_en.pdf](http://www.festo.com/net/SupportPortal/Files/333990/Festo_eMotionSpheres_en.pdf), Sept 29, 2014)

FIELD, Chris: "Asimov's Three Laws of Robotics" (<http://akikok012um1.wordpress.com/asimovs-three-laws-of-robotics/>, Sept 29, 2014)

FIELD, Chris: "Creative Perspectives on Future Human-Robot-Relations in Japan", Sidney 2010, (<https://dl.dropboxusercontent.com/u/6132601/CFL001/Exegesis.pdf>, Sept 29, 2014)

FISCHER, Roland: "Das Kind in der Maschine", in Technology Review of Sept 30, 2013, (<http://www.heise.de/tr/artikel/Das-Kind-in-der-Maschine-1953206.html>, 2014 Sept 29)

GLASER, Peter: Die Roboter kommen. Waschmaschinen in Frauengestalt, in ‚Focus‘-Magazine of July 26, 2007, ([http://www.focus.de/digital/multimedia/glasers\\_modernste\\_zeiten/die-roboter-kommen\\_aid\\_67643.html](http://www.focus.de/digital/multimedia/glasers_modernste_zeiten/die-roboter-kommen_aid_67643.html), Sept. 29, 2014)

GLASER, Peter: "Wo sind die Roboter?" in Technology Review of March 25, 2011, (<http://www.heise.de/tr/blog/artikel/Wo-sind-die-Roboter-1213900.html>, Sept 29, 2014)

HAASS, Uwe: „2,8 Milliarden Euro zur Staerkung der Fuehungsrolle der Robotik in Europa“, press-release by „EU-Robotics“, without date, ([http://media.nmm.de/36/15052014sparcpressreleasegerman\\_27743236.pdf](http://media.nmm.de/36/15052014sparcpressreleasegerman_27743236.pdf), 2014 Sept 29)

HILGENDORF, Eric; KIM, Mink-Yu: Legal Regulation of Autonomous Systems in South Korea on the Example of Robot Legislation, without date and location, ([http://www.jura.uni-wuerzburg.de/uploads/media/Legal\\_Regulation\\_of\\_Autonomous\\_Systems\\_in\\_South\\_Korea\\_on\\_the\\_Example\\_of\\_Robot\\_Legislation\\_-\\_Hilgendorf\\_Kim\\_05.pdf](http://www.jura.uni-wuerzburg.de/uploads/media/Legal_Regulation_of_Autonomous_Systems_in_South_Korea_on_the_Example_of_Robot_Legislation_-_Hilgendorf_Kim_05.pdf), Sept 29, 2014)

HORNYAK, Timothy N.: "Loving the Machine. The Art and Science of Japanese Robots", Tokyo 2006

ICHINO, Rin; AMANO, Takashi: "SoftBank to Sell Robot in U.S. Stores Within 12 Months" (<http://www.bloomberg.com/news/2014-09-02/softbank-to-sell-robot-in-u-s-stores-within-12-months.html>, Sept 29, 2014)

KAISER, Arvid: „Japan will Olympische Spiele fuer Roboter“, in ‚Manager Magazin‘ of July 24, 2014 (<http://www.manager-magazin.de/fotostrecke/roboter-fuer-olympia-wie-japan-in-den-wettbewerb-der-zukunft-geht-fotostrecke-117318-13.html>, Sept 29, 2104)

KIMURA, Takeshi: "Introducing Roboethics to Japanese Society: A Proposal", in: Kimura, Takeshi et al.: Cybernics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.93–100

MATTHES, Sebastian: „Technikfeindlichkeit: Die Angst der Deutschen vor neuen Technologien“, in: The Huffington Post from June 29, 2014 ( [http://www.huffingtonpost.de/2014/06/29/technikfeindlichkeit-deutschland\\_n\\_5541202.html](http://www.huffingtonpost.de/2014/06/29/technikfeindlichkeit-deutschland_n_5541202.html), Sept 29, 2014)

Ministry of Commerce, Industry and Energy of Korea (ed.): "Establishing a Korean Ethics Robot Charter", Seoul, April 14, 2007, Handout of the Ministry, ([http://www.roboethics.org/icra2007/contributions/slides/Shim\\_icra%2007\\_ppt.pdf](http://www.roboethics.org/icra2007/contributions/slides/Shim_icra%2007_ppt.pdf), Sept 29, 2014)

NAKADA, Makoto: "Ethical and Critical Analysis of the Meaning of Autonomy of Robot Technology in the West and Japan", in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.61–92

POHL, Martin: „Arbeitsmarkt und Arbeitsbeziehungen in Japan“, in: Woedemann, Raimund; Yamaguchi, Karin (ed.): Laenderbericht Japan. Die Erarbeitung der Zukunft, Bonn 2014, p.261–281

SANKAI, Yoshiyuki: "Cybernetics and Roboethics", in: KIMURA, Takeshi et al.: Cybernetics Technical Reports. Special Issue on Roboethics, Tsukuba 2011, p.3-6

SCHODT, Frederik L.: "Inside the Robot Kingdom: Japan, Mechatronics and the Coming Robotopia", Tokyo 1988

SHENKAR, Oded.: "The Robot Masters: How Japan Has Won the Race to the Robotised Workplace", in: International Journal of Human Factors in Manufacturing, Vol.1, Issue 2, 1991, p.143–153.

Without editor: „Rund um Roboter: Wichtigste Robotik-Konferenz eröffnet“, in „Focus“-Magazine of May 07. 2013, ([http://www.focus.de/wissen/diverses/zukunft-auf-der-icra-rund-um-roboter-wichtigste-robotik-konferenz-eroeffnet\\_aid\\_983234.html](http://www.focus.de/wissen/diverses/zukunft-auf-der-icra-rund-um-roboter-wichtigste-robotik-konferenz-eroeffnet_aid_983234.html), Sept. 29, 2014)

WONG, David, "Chinese Ethics", in: ZALTA, Edward N. (ed.): The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Spring 2013 Edition), (<http://plato.stanford.edu/archives/spr2013/entries/ethics-chinese/>, Sept 29, 2014)





論文

## 白蛇伝映画における女の表象

—日本文化圏での開花—

The Representation of the Female in Japanese *White Snake* Films

今泉 容子 (Yoko IMA-IZUMI)

筑波大学人文社会系 教授

妖魔や動物が人間に変身して、人間と交わる異類婚姻譚は、世界のどの地域にも見られる。ゼウスが白鳥に変身してレダと交わるギリシア神話では、変身するのは男であるが、アジア文化圏では女が変身する民間伝説が多い。

本論文では、中国の四大民間伝説のひとつである「白蛇伝」を例にとって、白蛇伝の「映画化作品」に着眼し、スクリーンの上での「白蛇伝」の変遷が概観できるような「白蛇伝映画史」を構築することをめざす。「白蛇伝映画」はこれまで本格的な研究対象として取り上げられたことがない。

中国の民話「白蛇伝」は民間伝承の話であるが、1624年に馮夢龍によって「白娘子永鎮雷峰塔」というタイトルで文字として定着された。このテキストがすべての白蛇伝映画の原作となっているが、日本の白蛇伝映画にはもうひとつの原作が存在する。それは林房雄の小説『白夫人の妖術』であり、そこでは白蛇は塔に鎮められはしない。二つの原作に拠りながら、日本の白蛇伝映画における女（白蛇）の表象を分析し、そこに反映されたジェンダー観を明らかにしたい。そのさい、中国の白蛇伝映画を引用し、白蛇の表象の違いにも言及したい。

The intermarriage between humans and non-human creatures is depicted in myths and legends all over the world. Zeus in Greek mythology, for example, transforms himself into a swan to get physically involved with Leda. It is often the male who goes through a change in the west, but it is more often the female than the male who is a transformer in myths and legends in Asia.

Tackling the Japanese films based on the Chinese legend of the White Snake, which was written down by Feng Menglong in 1624, I wish to explore the representation of the White Snake in a gender-conscious perspective. The White Snake films have scarcely been examined in any academic discipline. I intend to take into consideration the credited Japanese novel by Fusao Hayashi, *The Sorcery of Mrs. White*, which promises her a happy ending contrary to the Chinese original. The goal of this project is to compare the White Snake films in Japan and China to clarify differences in characterizing a non-human female creature who desires to unite with a human male.

キーワード：白蛇伝 異類婚姻譚 ジェンダー 日本映画 中国映画

Keywords: Legend of the White Snake, Heterogamy, Gender, Japanese Film, Chinese Film

はじめに

お世話になった人に恩を返す、という恩返しモチーフは、どの文化圏でも文学や映画に見られる普遍的なものである。中国に伝わる四大民話<sup>1</sup>のひとつ「白蛇伝」にも、それは出てくる。瀕死の怪物をおった白い蛇が、旅の薬売りに介抱されたことから、恩返しモチーフが生じる。

そこには妖魔や動物が人間に変身して、人間と交わる異類婚姻譚のモチーフも入り込んでいる。異類婚姻譚は世界のどの地域にも見られる。ゼウスが白鳥に変身してレダと交わるギリシア神話では、変身するのは男であるが、アジア文化圏では女が変身する民間伝説が多い。

<sup>1</sup> 中国の四大民話は「牛郎と織女」「孟姜女」「白蛇伝」「梁山伯と祝英台」である。

しかし「白蛇伝」は口承文芸であるため、確固たるテキストが存在する文学と違って、いろいろなバリエーションが発生している。なかには、恩返しモチーフがまったく出てこない白蛇伝の文学作品や映画作品が存在するし、主人公の白蛇が人間に変化するため異類婚姻譚の文脈から外れてしまう作品もある。白蛇の表象は、多種多様なのである。

白蛇伝の研究は膨大な量にのぼる。そうした知的財産が形づくられてきたなかで、まだ本格的研究がなされていない白蛇伝研究の領域がある。それは映画研究である。「白蛇伝」は「映画化」され、映画史にキャンノンとして名を残すような重要な作品もつくられている。そのように「白蛇伝映画」は存在するのに、アカデミックな研究対象になってこなかったのである。「白蛇伝映画」に着眼し、スクリーンの上での「白蛇伝」の変遷が概観できるような「白蛇伝映画史」を構築することを、わたしは「白蛇伝映画研究プロジェクト」と称して、取り組んでいる。その一環として本論文では、主人公の白蛇(女)の表象に焦点を絞って、「白蛇表象」が意味するものを解明していきたい。

考察をはじめると、白蛇伝映画を定義することは、たいへん重要である。なぜなら、女の濃厚なエロティシズムを「蛇」のねっとりした執拗さに喩えた「蛇のような女」をモチーフにした多くの映画がつけられており、それらを本研究の射程範囲から除外する必要があるからである。「蛇のような女」の映画のなかには、たとえば白蛇伝と似た響きをもつ日本映画の『白蛇抄』(1983年、伊藤俊也監督)がある。この『白蛇抄』は白蛇伝とは無関係な作品であり、渦巻く情欲を描き出した水上勉の小説『白蛇抄』を原作としている。<sup>2</sup>

白蛇伝映画と定義できる映画は、日本と中国(香港をふくむ)で制作されてきたが、つぎの三つのモチーフをもつものと定義したい。

- (1) 白蛇<sup>へんげ</sup>の変化である女(白娘子<sup>はくじょうし</sup>、白素貞<sup>はくそてい</sup>、白娘<sup>ばいにゃん</sup>、白夫人などの名前)が人間の男(許仙<sup>しゅうせん</sup>、許宣<sup>しゅうせん</sup>、奚宣贊<sup>けいせんさん</sup>などの名前)といっしょに暮らす。
- (2) 白蛇は禪師・法海と死闘をくりひろげる。
- (3) 白娘子の付き人・小青<sup>せいせい</sup>あるいは青青<sup>しやおちん</sup>(青魚あるいは青蛇<sup>へんげ</sup>の変化)がつねに白娘子の味方をする。
- (4) 物語の舞台は中国・浙江省の杭州が中心(蘇州や鎮江などが加わるにしても)である。

白蛇伝映画研究プロジェクトは、最終的には日本と中国の比較研究へと進む計画であるが、本論文においては日本映画に重点をおいて、日本における白蛇(女)の表象を考察の対象にしたい。

## 1. 日本における二つの白蛇伝映画

日本における白蛇伝映画として、これまでに制作された二作品はいずれも日本映画史において重要な位置を占めている。ひとつは1956年の『白夫人の妖恋』(豊田四郎監督)であり、もうひとつは1958年の『白蛇伝』(藪下泰司監督)である。『白夫人の妖恋』は国際ベルリン映画賞で色彩特別賞を受賞したほど国際的知名度が高いだけでなく、初版『ゴジラ』(1954年)の主要スタッフだった田中友幸(製作)や円谷英二(特撮)が名を連ねていることから、充実した映像を推し量ることができる。『白蛇伝』のほうは日本初の長編アニメーション映画として成功をおさめ、海外で「ベルリン市民文化賞」「ヴェニス児童映画祭グランプリ」「メキシコ名誉大賞」を受賞する栄誉に輝き、国内でも文部省選定映画として各地で上映されたことをはじめ、「ブルーリボン特別賞」「毎日映画コンクール特別賞」「文部省芸術祭奨励賞」「NHK映画ベストテン別格」「芸術祭団体奨励賞」「北海道映画鑑賞会賞」等を受賞した。多くの今日の日本アニメーターがこの映画から影響を受けている。たとえば、大塚康生作画監督は『白蛇伝』制作スタッフだったし、宮崎駿監督は『白蛇伝』を観たことでアニメ業界入りを決意したのだった。

<sup>2</sup> 『白蛇抄』はその予告篇に「濃厚なエロティシズムの世界」というキャッチコピーが出現するとおり、押さえられない情欲に登場人物たちが引きずり込まれるさまを描いている。とりわけ小柳ルミ子が演じるヒロインの「熱い肌が濡れる 哀しい女の性」がきわだって描かれており、小柳はこの映画で日本アカデミー賞主演女優賞を獲得した。

日本映画史に大きな足跡を残した二つの白蛇伝映画は、同時代につくられているが、それには理由がある。『白夫人の妖恋』が興行的な大成功をおさめたことから、そのアニメーション版をつくらうという動きがおこり、二年の歳月をかけて『白蛇伝』が完成したのである。

ただし、前者（実写版）は東宝、後者（アニメ版）は東映が制作している。異なる映画会社が白蛇伝を手がけることになった経緯に、白蛇伝の本場である中国（香港）の映画界からの働きかけが作用していた。『白夫人の妖恋』はたしかに日本を代表する監督・豊田四郎が手がけ、山口淑子や池部良や八千草薫といった日本のスター俳優たちが出演しているが、制作には中国（香港）の映画会社ショウ・ブラザーズが参与していた。ショウ・ブラザーズ（邵氏兄弟有限公司、Shaw Brothers Limited）は1960年代末～70年代に香港映画の黄金時代を築いた映画会社であり、「東洋のハリウッド」と呼ばれていた。多くの名監督や名優たちを排出したばかりでなく、制作した映画のクオリティが高いことでも知られていた。そのショウ・ブラザーズは『白夫人の妖恋』の制作を東宝に働きかけ、資本金を共同で出費し、完成した映画を自国で公開し、興行的に大成功をおさめたのである。

この成功が機動力となり、香港映画界は白蛇伝のアニメーション化の企画を「東映」へ持ち込んだ。東映が誇る『白蛇伝』は、東宝の『白夫人の妖恋』の成功の成果と言えよう。ショウ・ブラザーズは日本の主要映画会社の一社だけでなく、複数と関係を持ちたかったようである。『白夫人の妖恋』の前年には、『楊貴妃』（1955年、監督・溝口健二）を「大映」と共同制作でつくっていたことが、その証拠であろう。大映、東宝とはすでに手を結んだショウ・ブラザーズは、今度は東映と手を結ばんとしていた。

しかし、東映でのアニメーション映画づくりは、当時社長だった大川博の意気込みのもとに、当初の計画を超えて、たいへん大がかりなものになっていった。世界に誇れる「長編カラー」のアニメーション映画をつくりたいという大川の野望は、ショウ・ブラザーズとの共同制作をやめて、自分たち独自の長編アニメ映画制作のシステムづくりから着手する結果となった。ショウ・ブラザーズのおかげで動き出した企画であったが、今や独り立ちをはじめた日本のアニメ『白蛇伝』は、東映の社運をかけた作品となっていく。大川社長は日動映画株式会社という負債を抱えていた映画会社を買収して、「東映動画」（現・東映アニメーション）と商号変更したあと、東映大泉撮影所の敷地内に動画スタジオを建設して「東映動画」をそこへごっそりと移転させた。『白蛇伝』の制作スタッフはみなそこへ集められて、ディズニー映画を研究することや、アニメ専用撮影機材を開発することなど、システムづくりに日々勤しむことになった。こうした努力の末、東映動画は「東洋のディズニー」と呼ばれることになったのだ。

大川社長の『白蛇伝』にかけた情熱の大きさは、映画の最後に彼自身が生身で登場し、熱烈なプロモーション活動を披露していることから伺える（図1-3）。彼は述べる——「マンガ映画は一般の映画と比較しまして、多分に国際性を持っております。そこでわたくしどもは、りっぱなマンガ映画をつくりまして、世界に広く進出いたしたいと考え・・・日本ではもちろん世界でも珍しい最新式のスタジオをつくりまして、さっそく制作に着手いたしました。その第一回の作品がこの『白蛇伝』でございます」。



図 1<sup>3</sup>



図 2



図 3

<sup>3</sup> 本論文に掲載される図は、以下の LD、DVD 映画資料から引用されている。実写版の『白夫人の妖恋』（1956年）は LD、販売元：東宝。現在絶版。アニメーション版の『白蛇伝』（1956年）は DVD、販売元：東映ビデオ（2002年発売、本編79分、カラー）。東映アニメーション50周年記念ミュージカル版の『白蛇伝 ～White Lovers～』（2006年）は DVD（2007年発売、ル・テアトル銀座での上演作品）、販売元：ポニーキャニオン。

日本史に残る重要な白蛇伝映画のふたつ、『白夫人の妖恋』と『白蛇伝』はこのように中国(香港)映画界からの働きかけのおかげで誕生した作品である。「白蛇伝」が映画のテーマであることも、当然と言えば当然である。これらの作品を比較考察しながら、「白蛇伝」関連のテキスト類にも言及しつつ、日本の白蛇伝映画の特徴を解明していきたい。

## 2. 『白夫人の妖恋』のオープニング——エロティシズムではじまる

オープニング・クレジットにこの映画の「原作」が明記されている。とうぜん「中国民話 白蛇傳」は記されるが、二つ目の原作として言及されている「林房雄作 白夫人の妖術」を見逃してはならない。なぜなら、この映画のヒロイン(白蛇すなわち白娘または白素貞のことだが、映画では白夫人と呼ばれている)の迫力ある台詞は、林の小説から採用されたものが多いからである。映画『白夫人の妖恋』の結末が中国民話と異なるのも、林の原作の影響によるものだ。

雨が降るなか、白娘とお供の女子を自分が乗っている舟に相乗りさせたことで、ふたりは出会う。白色の衣をまとった白娘は、衣で顔を覆っていて、青い衣のお供の女子に手を引かれながら、舟に乗り込む(図4)。舟のなかでも、背を向けて座る白娘は暗いシルエットにししか見えない(図5)。ところが、彼女がこちら(許仙のほう)を振り向くにつれて明るさが増し(図6)、ついには眩いほどの笑顔で許仙を見つめる(図7)。しかし一瞬あとには、急に目を細めて、許仙に流し目の視線をおくる(図8)と同時に、手にしていた赤色の長いフカーフを彼の顔に向けてふわりと放つ(図9)。スカーフが顔にまわりついた許仙は、それをいったんは顔から剥がすが、すぐに両手で口に押し当て、恍惚となって目を閉じ、匂いをかぐ(図10-12)。この秘めたエロティックな反応は、この映画の独自な表現であり、赤いスカーフとエロティシズムはくり返してくるモチーフとなる。中国民話にも、林房雄の小説にも、この赤いスカーフの描写はない。



図4



図5



図6



図7



図8



図9



図10



図11



図12



翌日、貸した傘を返してもらいに白娘の屋敷に行った許仙は、そこで白娘の愛の告白を聞くという長いラブシーンを展開する。ふたたび、この映画独自の描写である。屋敷の部屋に立つ二人は、きれいなシメトリの空間に配置される(図13)。この均整がとれ安定した構図を見れば、これから二人は仲の良い安定した関係に入って行くことが予想できる。映画の構図がそう予告するのだ。そしてじっさい、そうなるのである。



図13

愛の告白は、白娘の「ゆうべの夢はあなた様のことばかり」という言葉ではじまる。たてつづけに「お側に置いて」「はじめてお目にかかりましたときから、わたくしはあなた様を・・・許仙さま」「美しいお心をお慕い申し上げているのでございます」と求愛の言葉が飛び出してくる。これらの言葉のなかで、このあとも映画のなかで白娘の口から何度も出るのは、「美しいお心をお慕い申し上げている」という台詞である。これはそっくり、林房雄の原作から採られている。<sup>4</sup>

許仙は貧乏であることが気にかかって、白娘のプロポーズを断ろうとしたが、小青が「どうぞこのお金で婚礼の用意をしてくださいます」と差し出す白金を受け取って、嬉しく帰宅する。許仙がどれほどの幸福感を味わっていたかは、白娘からもらった例の赤いスカーフで自分の顔を包み込んで(図14)、彼女の世界に埋没していることから明らかになる。



図14

### 3. 『白夫人の妖恋』の小青(青青) —— 主導権をにぎる侍女

小青(『白夫人の妖恋』では青青)の存在は、映画では大きな役割を担う。結婚のためらう許仙に婚礼の資金を渡して、白娘と結婚を決意させるのは、この小青である。そもそも舟を止めて白娘を舟へ、そして許仙の元へと導いたのも、小青である。小青は白娘と許仙を結びつける役割を与えられているのである。映画のなかの小青は成熟した女性であるが、原作が描く小青はまだ子どもであり、与えられる権限は小さい。小説のなかで舟を止めるのも、婚礼の支度金を許仙に与えるのも、白娘である。集英社が付けたイラスト(図15)を見ても、子どもである小青の小ささが伺える。

<sup>4</sup> 伊藤整、井上靖、中野好夫、丹羽文雄、平野謙編、『日本文学全集66 林房雄／檀一雄』(1986年、集英社)、158頁、「そのように何もおかくしにならぬあなたのうつくしいお心をお慕い申し上げているのでございます」。



図 15

中国民話でも、林の『白夫人の妖術』でも、映画『白夫人の妖恋』でも、許仙と白娘の幸福な関係を破る障害が次々に出てくる。最後に最強な障害が、法海禅師の法術であるが、最初の障害は、許仙が受け取った白金が盗まれた官金と判明し、許仙が逮捕されて蘇州へ送られることである。この最初の障害は、すぐに突破される。民話や原作（林『白夫人の妖術』）においては白娘の雄弁な語りが突破してみせるのであるが、映画では小青が、ずっと沈黙の白娘に代わって、みごとな雄弁を披露する。蘇州まで許仙を追ってきた白娘と小青にたいして、許仙は「何しに来た！ 帰れ」と拒絶反応を見せるが、小青は「それはあんまりなお言葉です」と独白をはじめ。最後に彼女は、許仙の衣のふところから例の白娘の赤いスカーフがはみ出しているのを目ざとく見つけて、許仙に教え諭す——「許仙さん、あなたはご自分の心を偽っていらっしゃいます。それを持っていらっしゃるの、なによりの証拠でございます」。

#### 4. 『白夫人の妖恋』の白娘——悲壮感におおわれた女

小青の雄弁さと対照的に、白娘は公金横領の言い訳をせず、むしろ「悪かったのはわたくし。許仙様、どうぞお許しくださいませ」と非を認める。中国民話でも林の『白夫人の妖術』でも、白娘は言葉巧みに自分の潔癖さを許仙に納得させているのであるが、豊田監督が意図した白娘のキャラクターは、ただ一途に男を恋慕し、彼へひたむきな情熱を注ぐ女なのである。雄弁な話術がない代わりに、映画の白娘は誇張された身ぶりが特徴的である。不信感に満ちた許仙に拒絶されると、「許仙様、いっそこうして、いっそこうして、いっそこうしてわたくしを、わたくしを」と自分の首に許仙の両手をかけさせて、絞め殺させようとする（図 16-17）。そして、「わたくし死んでしまったほうがましです」と誇張された身ぶりがつづく。



図 16



図 17

ついに許仙が思い直して、白娘を抱き上げると、「許仙様、もうどんなことがあっても、けっしてあなたを離しません」と悲壮ともいえる決意で叫ぶ。これからベッドシーンであり、濃厚なピンク色で撮影されているのに、白娘は歓喜というより、悲痛な表情でいっぱいなのである。

林房雄の『白夫人の妖術』には、白娘の悲壮感はまったく描かれていない。白娘は「白家に生まれ」たため「子供の時から法術を教えられ」たおかげで、楽しい夜の妖術で許仙に「戦慄と歓喜」を与えることができる、と許仙に信じ込ませる。じっさいに夜の妖術がかけられると、「許仙の呼吸はとまり、雷光に似た戦慄と歓喜が全身を刺しつらぬく」（林、168頁）こともあれば、「眼もくらむ閃光が宇宙をおおい、快感と戦慄が許仙の全身を走り、全身が百千の星に解体したような幻覚におそわれる」（林、175頁）こともある。それらの夜ごとの「妖術」がセックスであることは、比喩のはしばしから伺えるが、たとえば許仙が舟子になったときの妖術では、「許仙の竿が水底にとどくたびに、底の珊瑚は赤い触手をのばして、竿先をしかとつつみ、磯巾着のように吸い込む。そのたびに、しびれるような快感が許仙の全身を走り、眉の間から噴水のように空中に吹き上がる」（林、170頁）という生々しい描写がある。「竿」（許仙の陰部）を吸い込む珊瑚（白娘の陰部）は男女合体の比喩であるが、セックスの比喩は次から次へと出てきて、ときには明白にそうとわからないモノ（白鳥、羚羊、星、月、雪、真珠、唐子など）に喩えられる。夜の妖術が終わると、いつも許仙は「白娘の乳房のあいだ」（林、175頁）で深い眠りにつくのである。

こうして林房雄の小説において、白娘の「妖術」を日常的に体験し、彼女を妖術師と信じ込んでいた許仙は、白娘がライバルの法海禅師の法術で「長さ数丈にあまる雪白銀鱗の大白蛇」の姿を現し、小青が「翡翠青玉の鱗を持った怪魚」の姿を現したときも、白娘がいつもの妖術を使ったのだと信じ込み、こう白娘に述べている。「なにも白蛇になったり、青魚になったりして、おどかさなくともいいじゃないか」（林、182頁）。

## 5. 『白夫人の妖恋』の許仙——蛇を嫌う男

映画『白夫人の妖恋』では、そのような楽天的な許仙は登場しない。白娘が正体を現すシーンは、雄黄酒を飲むことから始まる。雄黄酒は邪気を払う効果があり、それを口にすると元の姿にもどってしまうのである。何も知らない許仙は、笑いながらも強引に白娘に雄黄酒を飲ませる（図 18）。苦しむ白娘は、すぐに別室へ身を隠すが、そこで女から蛇へ変身する。悶え苦しむ白娘は変身の瞬間、青一色の画面のなかで身体の輪郭がぼやけていく（図 19）。そして許仙はベッドのうえに小さな白蛇を見ることになる（図 20-21）。



図 18



図 19



図 20



図 21

このあと許仙は屋敷を抜け出し、金山寺の法海禅師のところへ逃げる。白娘は捨てられたことを知ると、前にも泣いたように、「わたしはあのととき、旦那様といっしょに死んでしまったほうがよかった」と、ここでも泣く。白娘は許仙に逃げられるたびに泣き、と弱音を吐くような弱い女に造形され



ている。

それほど弱い白娘人が、法海に挑んで金山寺一帯を大洪水で沈めようとするのは、小青に導かれているからである。小青は強い。泣いている白娘に、「泣いているときにはありません」と諭し、「情のない男の心を憎むのです。こうなったら、ただ憎むのです。憎むのですよ」と言い聞かせる。それでも伏せて泣いている白娘の首襟をつかんで立ち起こさせ(図22-23)、「負けてはいけません。憎みなさい。呪うんですよ」とその耳に強くきっぱりと教え込む(図24)。



図22



図23



図24

白娘は小青といっしょに金山寺へ行き、法海禅師に「許仙を迎えにまいりました」「どうぞ夫をお返しくさいます」と嘆願するが、法海に「ならぬ」と断られる。ここで取引を有利にするため、白娘は小青とともに呪文を唱えて、法海が管理する金山寺一帯に大洪水を引き起こし始める。彼女たちの妖術が強大なものであることが、大洪水の特撮によって示される。しかし、それもつかの間、許仙が洪水に飲み込まれそうになるのを目撃した白娘は、呪文を続けることができなくなる。小青に「何をしているんです、いま呪文をやめてはだめです」と叱咤され、顔を叩かれるが、それでも白娘は呆然とするだけ。洪水がおさまると小青は、「あんまり意気地がないあなたが嫌になりました」と白娘に捨てぜりふを残して去っていく。映画『白夫人の妖恋』では小青はつねに主導権をにぎる強い女として登場し、弱い白娘を見捨てて去ってしまったあと、二度と姿を見せることはない。この白娘を見捨てる小青の表象は、中国民話にも林房雄の『白夫人の妖術』にも見られない。同様に、「小青まで行ってしまった」とつぶやく弱々しい白娘も、先行作品には見られない。

映画『白夫人の妖恋』の白娘は、千年以上も生きた白蛇の精とは思えないほど、いつも泣いたり、絶望したりしているが、大洪水のあと水辺でぐったりしているほど体力的にも弱い存在として描かれている(図25)。このあと、妖術を使う力が消えかかっているせいか、人間の姿を保つことが困難らしく、許仙の三度笠の裏側にへばりついた小さな白蛇として現れる(図26-27)。



図25



図26



図27

蛇の姿の白娘を見たあとの許仙は、一貫して彼女を嫌悪している。彼は異類婚姻を真っ向から否定しているのである。第三者が登場して、白娘と許仙のあいだを引き裂く必要は、まったくない。許仙は徹底して白娘を嫌う。白娘は一瞬人間の姿をとって、「旦那様に捨てられては、生きて甲斐なき身でございます。いっそひと思いに殺してくださいませ」と懇願するが(図28)、許仙はただ逃げるだけである。それでも白娘は未練がましく彼を追って、ふたたび彼の目の前に蛇の姿で現れる(図29)。ここで彼女はほんとうに許仙に殺されることになる。許仙は白蛇が嫌でたまらず、何度も激しく踏みつけて逃げる。白娘の「許仙様、許仙様」と呼ぶ声がふたたび聞こえ、白蛇の姿が見えると、木の枝

で力いっぱい白蛇を打つ許仙。「あんまりでございます、あんまりでございます」という白娘の声は、もはや蚊のなくような小ささである。「まだわたしを惑わすのか」と許仙が詰問すると、「あなたがわたしをお迷わせになった」と、半ば消えかかった人間の姿の白娘は答える（図 30）。ここで彼女の姿は完全に消え、声は途切れる。おそらく息絶えたのであろう。ここに描かれた残酷な許仙は、中国民話の許仙（あるいは彼の先祖）とは大きく異なり、傷ついた白蛇を抱き上げて介抱するような心優しい男ではない。



図 28



図 29



図 30

## 6. 日本の白蛇伝映画——雷峰塔の削除

『白夫人の妖恋』の許仙は、白娘を心から愛している男ではない。それにたいして、原作のひとつとしてクレジットに掲げられた林房雄の小説『白夫人の妖術』では、白娘と許仙はどんなことがあっても引き離されたくない、と心から思っている。そのため、金山寺の法海の元へ白娘が許仙を迎えに行くと、許仙は「生き返ったように両眼をかがやかせ」（林、192頁）るのである。彼は白娘から引き離されているあいだ、「腑抜け」「生ける屍」（林、191頁）と描写されている。許仙自身が自覚しているように、「お前から離れると、僕はまるで蟬の脱け殻のようになり、お前に逢うと、やっと一人前の人間にかえるのだ」（林、182頁）。

あくまで許仙を渡さないと断言する法海は、許仙を求める白娘と一騎打ちを繰り返すことになるが、注目したいのは許仙の反応である。彼は映画『白夫人の妖恋』の許仙とは大きな異なり、「小犬」の姿になっている自分に気づくと、法海の元を去り、嬉しそうに尾をふりながら濁流の下を泳いで、白娘の傍らへ到着するのである。それを見た法海は「この勝負はどうやらわしの負けのようじゃ」と負けを認める。なにしろ許仙自身が法海から逃げ出して、白娘を選んだからである。「おや、もう、そなたの腕に抱かれているのか。負けた、負けた。許仙はそなたのものじゃ」（林、194頁）。ここには白娘を恋慕しつつける許仙がいる。そして、どこまでも彼を取り戻そうと戦いぬく強い白娘がいる。こうしたふたりが、映画『白夫人の妖恋』には欠けている。

しかし、豊田監督は『白夫人の妖恋』をハッピーエンディングにしたかったため、強引な結末を用意している。許仙にとつぜん心理的变化を生じさせ、白娘に許しを請わせている——「わたしは何を恐れたんだ、何を憎んだんだ・・・わたしはわたしの心が恐ろしい。許してくれ、許してくれ、白娘。たとえお前が何であっても、わたしはよかったのだ、わたしは幸せだったのだ」。

白娘への愛にふたたび目覚めた許仙を、法海が見逃すはずはない。法海の使命は、異類婚姻をぶちこわし、人間でない生き物を排斥することである。彼は一喝で許仙を地面に倒すと、許仙は動かなくなって、透けた白っぽいかたまりになる。死んだのである。さらに法海が「お前たちはこの世を捨て、相抱いて蓬莱の島へ行け」と命じると、白く透けた存在になった白娘と許仙が、ふたりの恋愛の象徴である赤いスカーフを握り合いながら、空を飛んで行く。ふたりは法海によって、あの世に送り込まれたのである。おそろべき法師。

映画のエディティングには、この世で結ばれないなら死後の世界で結ばれよう、という常套手段が使われているが、中国の民話のエンディングとは大きく異なっている。この民話は、「白夫人がとこしえに雷峰塔に鎮められたこと」（「白娘子永鎮雷峰塔」）というタイトルの話として馮夢龍が1624年に編纂し、文字として定着したことからもわかるように、白蛇が「雷峰塔」に永久に閉じ込められるところが重要なのである。白蛇はそう簡単には死なない。

ところが豊田四郎監督の『白夫人の妖恋』には、肝心な雷峰塔が出てこない。白蛇は塔に閉じ込められる代わりに、道端で死んでしまうのである。「雷峰塔」は10世紀(五代十国時代)に呉越王の銭弘俶(または銭俶)によって建てられ、1924年に倒壊したが、ふたたび2002年に建てられた実在の塔である。それが倒壊したときは、閉じ込められていた白蛇が救済されることを中国のひとびとが「どんなに喜ぶことだろう」と魯迅は述べたそうである。<sup>5</sup>

日本文化圏に白蛇伝が移植されたとき、ひとつの例外をのぞいて白蛇は塔に鎮められるプロット展開にはならなかった。その例外は、上田秋生の『雨月物語』に収録された「邪淫の性」である。正確に言えば雷峰塔そのものではなく、日本式の堂にすり替えられているが、そこへ白蛇を鎮めるプロットは踏襲されている。「邪淫の性」には法海に相当する僧侶が、「僧坊へお戻りになると、堂の前を深く掘らせて鉢のまま地中に埋めさせ、未来永劫世に出てはならぬよう戒めた」<sup>6</sup>とある。

雷峰塔は中国の杭州・西湖という特定の「場」に存在する。そうした「場」の知識や連想の力が大きく作用する中国文化圏では、物語のしめくりは「雷峰塔」でなければならず、白娘はそこに閉じ込められなければならない。しかし、雷峰塔があまり意味をもたない日本文化圏にあっては、雷峰塔はすっかり削除されて、白娘が塔に閉じ込められる結末は、大きく変えられることになる。<sup>7</sup>

## 7. 『白夫人の妖恋』の白蛇のサイズ——中国の大蛇との比較

映画『白夫人の妖恋』の白娘は、あまりにあっけなく許仙に殺されてしまう。彼女は千年以上も生きてきた白蛇であり、妖術も使えるのである。それが許仙に踏みつけられて簡単に死んでしまうとは、白娘のキャラクター造形として不可解さは残る。白娘が深く愛している相手だからこそ、その彼に力いっぱい踏みつけられると、死ぬしかないというわけであろうか。そもそも『白夫人の妖恋』における白蛇の大きさは、中国民話や林房雄の『白夫人の妖術』の十五メートル以上もある大蛇にくらべると、迫力に欠ける。ひとが簡単に踏みつけることができる小さなサイズなのである。中国の白蛇伝映画<sup>8</sup>においては、白蛇は巨大であり、民話を忠実に映像化しようとする。本場中国の映画が示す白蛇の巨大さと比較すれば(図31)、『白夫人の妖恋』の白蛇の小ささと弱さは際立つ。



図 31<sup>9</sup>

<sup>5</sup> 中野謙二『中国風土記』(東方選書、1988年)、198-9頁参照。そこには雷峰塔が倒壊するのに先立って、「白娘子“救済”運動がすでに行われていたことまで記してある。

<sup>6</sup> 上田秋成「蛇性の淫」(『雨月物語』収録)、『日本古典文学摘集』としてウェブ一般公開、<http://www.koten.net/ugetsu/yaku/412.html> (2014年9月28日閲覧)。

<sup>7</sup> 中国映画でもひとつだけ、白娘が雷峰塔に閉じ込められず、大洪水のなかで死ぬ設定を持つ作品がある。1993年の『青蛇転生』(ツイ・ハーク監督)であるが、白娘は許仙とのあいだにできた子を出産中であり、体力を消耗し尽くしたため、死力をふりしぼって赤子を救うと、みずから大洪水に飲まれてしまうのである。死にかたのスケールが大きい。『白夫人の妖恋』のように許仙に踏まれて死ぬという弱々しい死にかたではない。なお、白蛇が赤ん坊を産み落とすことは、当初はなかったモチーフであるが、やがて戯曲(上演台本)に加えられていったことが検証されている。戯曲(小説ではなく)として現存する最古の『雷峰塔』(1738年、黄因珖)には、出産のモチーフは存在しない。しかし、黄はその戯曲『雷峰塔』の序文で、本来は存在しなかった出産のモチーフ「生子得第」が、芸人たちによって付け加えられて上演されている、と記している。さらにのちの戯曲になると、梨園旧抄本の『雷峰塔』も、それに続く方成培の『雷峰塔』も出産のモチーフを明記していることまで解明されている。子の出産のモチーフをめぐる変遷の歴史は、山口建治が「民話と小説——白蛇伝の場合」で検証している。神奈川大学中国語学科編『中国通俗文芸への視座——新シノロジー・文学篇』(神奈川大学、東方書店、1988年)に収録された山口建治



『白夫人の妖恋』の白娘のキャラクター造形は、豊田映画のすべての女性像に通じるものがある。彼の代表作『夫婦善哉』（1955年）の蝶子（出演：淡島千景）も、どれだけ維康柳吉（出演：森繁久彌）に逃げられようと、やはり彼に尽くしつづける。豊田監督が描く許仙が、女から熱烈な愛の告白を受けながら、何度も彼女から逃げるところは、豊田監督の男性像に共通している。何をしても女から許してもらえないのに、その女から逃げる男。彼を情熱的に、命さえもかけて追いかける女。この男女関係の描写は、豊田監督が得意としたもののひとつである。しかし、白娘は蛇の精である。蛇としての超人的な側面が、豊田監督の蛇には見られない。これは豊田監督が異常なほどの蛇嫌いで、蛇のシーンをスタッフにまかせて逃げ出していたことの結果なのかもしれない。<sup>10</sup>

## 8. アニメーション版『白蛇伝』——実写版との大きな違い

台湾と日本で好調な興行成績をおさめた『白夫人の妖恋』は、そのアニメーション版をつくろうという話がきっかけで、東映が世界に誇る『白蛇伝』を生み出すことに貢献した。『白夫人の妖恋』のアニメーション版とはいえ、『白蛇伝』は白娘像も許仙像も北海像も、豊田監督のそれらとは大きく異なっている。とくに重要な違いはつぎの2点にまとめられよう。

- (1) 白娘と許仙が西湖のほとりで出会う以前の幼少時に、ふたりは会っていること。
- (2) 許仙が白娘から逃げることなく、彼女を一途に愛していること。

最初の点、すなわち二人が幼少時に出会っているという点は、映画のオープニングで短く語られるだけなので見逃しがちであるが、「恩返し」のテーマと結びつく重要なものである。オープニングには少年のころの許仙が登場し、市場で「見せものになって、つらかった」という小さな白蛇を買い取って、つらい状況から救い出してやる。「さっそく仲良しになった」少年と小さな白蛇は、顔を寄せ合い、精神的な共鳴や調和をあらわすシンメトリの構図で撮られている（図32）。



図 32

少年に助け出された小さな蛇は、大人たちに見つかって「気持ち悪い」「捨ててしまえ」と命令され、少年は涙ながらに野原に捨てに行く。しかし、白蛇は「ずっと昔の遠いあのころ」の心優しい少年のことを忘れず、二十年近くたった今、人間界に出てくるのである。「ずっと昔」の物語が終わって、現在の時間軸が変わるとき、小さな白蛇（図33）が落雷とともに、大木に巻きついた大きな白蛇に変わり（図34）、さらに大木の前に立つ美女に変化する（図35）。これによって、「ずっと昔」の小さな白蛇が、現在の美女として物語に登場することが明らかになる。かつて白蛇の姿をしていた自分を救ってくれた男に、人間の女の姿をして接近して恩返しするプロットは、じつは中国の白蛇伝の民話のひとつのバリエーションとして存在する。「子供に斬り殺された白蛇を救い、薬をつけて野に放つ

「民話と小説——白蛇伝の場合」199-204頁参照。そこで山口は、「生子得第」があとから付け加えられた筋ではなく、じつは黄の『雷峰塔』より前に存在していたことの可能性も示唆している。

<sup>8</sup> たとえば2011年に制作されたチン・シウトン監督の『白蛇伝説』。

<sup>9</sup> ジェット・リー出演版『白蛇伝説』（2011年）はDVD（2012年発売、販売元：パラマウント・ホーム・エンタテインメント・ジャパン）。

<sup>10</sup> LD版（販売元：東宝株式会社）付属「解説」による。

た」医者に恩返しをするため、女に変身して医者の子の許仙に嫁いで恩返しする、という話である。<sup>11</sup>



図 33



図 34



図 35

恩返しのモチーフは、日本のミュージカル『白蛇伝』にも明白に描かれている。そこでは許仙が白蛇をいじめて遊ぶ子どもたち(図36)から蛇を買い取り、薬をつけて介抱してやる場面(図37)が冒頭に出てくる。日本文化圏では、動物が人間に恩返しをするモチーフは、このように取り入れられる傾向がある。



図 36



図 37

ふたつ目の点、すなわち許仙が白娘のせいで逮捕されても、けっして彼女を責めず、どんなことがあっても彼女といっしょに暮らしたいと願う点は、豊田監督の映画にはないし、中国民話「白蛇伝」にもない。それは、白蛇伝が文字として定着した最初の例である馮夢龍の小説『警世通言』(40話からなる)の第28話「白娘子永鎮雷峰塔」(邦訳は「白夫人がとこしえに雷峰塔に鎮められたこと」)にも、ないのである。アニメ版『白蛇伝』のオリジナリティである。

馮夢龍が編纂した『警世通言』は明大末期の1624年に世に出たが、当時流行していた口語体の小説(白話小説)を40篇集めたもので、「白娘子永鎮雷峰塔」は第28巻である。これが白蛇伝の活字として残る最古のものである。そのなかに許仙と白娘の恋愛を示す描写があり、「許宣は神女にでもめぐり会ったような気持ちで、今さら相見ることの晩かりしを恨む始末です<sup>12</sup>と記されている。また、許仙が白娘のせいで逮捕されたときでさえ、こう記されている——「許宣は白夫人にうまく言い丸められて、怒りを喜びにかえました。しばらく考えこんでいましたが、とうとうすっかり女の色にまよい、よりをもどす気になって、下宿には帰らず、そのまま白夫人の二階に泊まりました。」(「雷峰塔」、169頁)。しかし終盤では、許宣は明らかに白娘を怖がり、彼女から逃げ出すものの、すぐに追いつかれて脅迫されている。

許宣は、日が暮れると、白夫人がこわくてたまりません。おろおろしながら、そばに近づく

<sup>11</sup> 神奈川大学中国語学科編『中国通俗文芸への視座——新シノロジー・文学篇』(神奈川大学、東方書店、1988年)に収録された山口建治「民話と小説——白蛇伝の場合」188頁に恩返しのモチーフに関する解説がある。

<sup>12</sup> 『宋・元・明通俗小説選』(『中国古典文学体系・第25巻』、松枝茂夫ほか訳、平凡社、1970年)、162頁。「白夫人がとこしえに雷峰塔に鎮められたこと」(「白娘子永鎮雷峰塔」)の邦訳を担当したのは、松枝茂夫である。慣例にしたがい「雷峰塔」の表記を用いる。

こともできず、とうとう白夫人に向かって、地べたにひざまずいて申しました。

「いったいあなたは何の神さまでいらされますか？ どうか命だけはお助け下さいませ！」  
（「雷峰塔」、174-75頁）

「あなたはひどい人ね、こんどは蛇とりの男なんか呼んで来て！ あなたがわたしに好くして下さいれば、あたしもあなたを大事にします。でも好くして下さいらなければ、この町全体の人々にまで巻き添えを食わせて、残らず非業の死を遂げさせてやりますからね！」  
許宣はそれを聞いて、肝をつぶし、声も立てられません。（「雷峰塔」、177頁）

そして許宣はついに白娘を、法海禪師からもらった鉢のなかに取り押さえて、小さな人形のように縮んだ白娘と小青は、法海禪師によって雷峰塔の下へ永遠に閉じ込められるのである。すなわち、白娘を捕らえて幽閉へと導いたのは、許仙の恐怖心なのである。さらに白娘が男と次々に肉体関係を結び、新しい男ができると、これまでの男を料理して食べてしまう、という「西湖三塔記」（南宋時代のもので、馮夢龍の1624年「雷峰塔」以前）<sup>13</sup>の恐るべきファム・ファタールの要素も、日本の白蛇伝映画の白娘にはまったく当てはまらない。

許仙は恐怖と嫌悪を抱く理由がなく、東映アニメーション映画の『白蛇伝』には、一筋に白娘を恋慕する許仙しか出てこない。白娘が犯した窃盗罪をかぶせられ、杭州から蘇州へ追放されたときも、許仙は水辺にすわって、ひたすら白娘を思い浮かべる（図 38）。その白娘は「身代わりになってくださって、ありがとう」と言って微笑み（図 39）、消える（図 40）。



図 38



図 39



図 40

まもなく法海がやって来て、「あの女は白蛇だ」と言いながら、大きな水晶玉のなかに白娘の正体を映し出す（図 41-42）と、許仙は「すると白娘はずっと昔、野原に捨てたあの白い蛇」と気づくが、それはかえって仲良しだった昔の蛇への愛情を再確認する効果しかない。



図 41



図 42

彼は「白娘、白娘、どこにいるの」と街中を探し歩く。街のなかに白娘の顔のクローズアップが浮かび上がり、その白娘のイメージのうえに、彼女を探し歩く許仙の姿が、二重、三重にオーバーラップされて出てくる（図 43-44）。許仙が街のあちこちを探し歩くあいだ中、白娘のことだけを思いつめ

<sup>13</sup> 小南一郎「白蛇伝と宋代の杭州」、財団法人東洋文庫東アジア資料研究班編『中国近世文芸論—農村祭祀から都市芸能へ』（東洋文庫、2009年）収録。192-5頁に解説がある。



ていることを示すオーバーラップ効果である。



図 43



図 44

ついに睡眠中の許仙の夢に白娘があらわれて、七重の高い塔も登場する (図 45-46)。許仙は「白娘はひよっとするとあの塔のなかに・・・」とつぶやくが、この塔は中国民話で白娘が封印される雷峰塔そっくりである。すると東映アニメーション映画『白蛇伝』では、雷峰塔に白娘と小青が住みついていることになる。民話では白娘と小青にとって恐るべき塔であるが、東映映画では白娘と許仙が再会する場となる。



図 45



図 46

白娘を探しあてて塔に入ってくる許仙。しかしふたりの再会は法海によって邪魔される (図 47-48)。法海は民話においても、小説においても、映画においても、ふたりを引き離す役であるが、この東映映画でまさに抱き合おうと駆け寄るふたりのあいだに、文字通り分け入って、ふたりを右と左へ突き飛ばしているのである。このように直接ふたりのあいだに分け入る例は、ほかでは見られない。



図 47



図 48

ここで白娘と法海の死闘が繰り広げられ、傷ついた白娘は白蛇の姿へもどっていく (図 49-51)。映画のなかで、白娘から白蛇への変化、あるいは白蛇から白娘への変化は、合計四回登場するが、その美しい変身のようすは、映画の見せ場のひとつになっている。

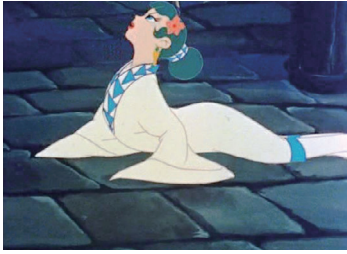


図 49



図 50

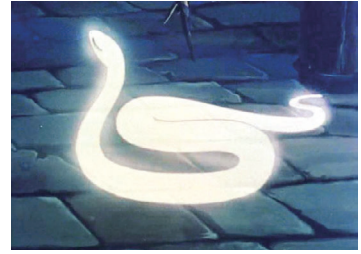


図 51

## 9. アニメーション『白蛇伝』の幸福なカップル——法海の改心

アニメ版『白蛇伝』のエンディングは、『白夫人の妖恋』（東宝映画）とも『白夫人の妖術』（林房雄）とも異なっている。白娘は天界へ行き、崖から落ちて死んだ許仙を生き返らせるための「命の花」をもらうかわりに、妖術が使えなくなり、人間になる。その花のおかげで生き返った許仙は、ふたたび白娘を追うが、人間になった白娘は洪水に飲み込まれようとしている。そこへ法海がやって来て、「白娘はもう蛇の妖精ではなくなったのか」と白娘の人間への変化を知る。異類婚姻を阻止しようとしていた彼は、白娘が人間になった以上、もはや白娘と許仙の仲を引き裂く理由はないわけである。彼は「いまこそ味方になるぞ」と小舟を差し向ける。助かった白娘と許仙は、新たな生活を送るために、小舟で出帆する（図 52-53）。それを見送る法海は、いまや友人として手まで振って別れを惜しんでいる（図 54）。



図 52



図 53



図 54

法海がみずから改心して、白娘の敵対者から支援者になったため、ハッピーエンドが可能になったのである。中国民話でも、その文字化である馮夢龍の『警世通言』収録の「白娘子永鎮雷峰塔」でも、白娘と許仙の恋愛は法海に妨害されたため、成就せずに終わる。法海の妨害に関しては、魯迅がつぎのように非難したことが知られている——「白娘子のために義憤を感じ、法海のよけいなお節介を咎めない者はいないのではないか」<sup>14</sup>。法海の邪魔立てを不当に感じ、白娘と許仙を幸福な結合へと導こうとする白蛇伝映画は、日本にしか存在しない。中国の場合、先に述べたように「雷峰塔」という特定の場に白娘が鎮められるというテーマが重要なため、白蛇と許仙は永久に引き裂かれるという悲恋へ、かならず向かうのである。

### 今後の課題——日中の白蛇伝映画の比較考察へ

中国から日本へ移植された白蛇伝は映画化されたとき、「雷峰塔」に封じ込められるというテーマをすっかり抹消して、独自の開花を見せた。雷峰塔という要素が消えたとき、中国の白蛇伝では考えられない結末が、日本映画には与えられた。ひとつは『白夫人の妖恋』に見られるように、許仙が白娘

<sup>14</sup> 魯迅「論雷峰塔の倒掉」『魯迅全集』（人民文学出版社、1973年）第一巻「墳」所収。山口建治（1998）、183頁に引用。



を踏み殺すという独創的な悲劇。もうひとつはアニメーション『白蛇伝』に見られるように、許仙と白娘がふたりだけの幸福な人生へと船出するハッピーエンディング。雷峰塔から遠く離れた日本の土壌で、白娘は妖術を駆使する白い大蛇から、可能なかぎり人間に近づいたのである。

雷峰塔の抹消という共通項をもつ日本の白蛇伝映画どうしにも、本論文で考察してきたような様々な相違点が見られるが、今後の研究課題としてさらに取り組むべきひとつの相違点がある。それは、小青（青青）の変化（へんげ）である。小青は『白夫人の妖恋』では青い「蛇」であり、アニメーション『白蛇伝』では青い「魚」である（図 55）。蛇と魚は異なる生物であるが、その表象の差異の背後にはどのような思考や心理が働いているかを解明していきたいのである。



図 55

中国の白蛇伝映画はいっせいに小青を「青蛇」として描き出している。<sup>15</sup> 中国の白蛇伝映画が小青を「蛇」として設定することにこだわる背後には、何があるのだろうか。この小青表象をめぐる考察をひとつの契機として、今後は日中の白蛇伝映画の比較考察へと進んでいくことが本プロジェクトの課題である。

<sup>15</sup> 小青は本来、中国民話の「白蛇伝」や馮の小説では、「魚」である。それが中国文学の歴史のなかで、黄図秘の『雷峰塔奇伝』や方成培の『雷峰塔傳奇』以降に、八百年の修行を積んだ「蛇」に変えられたことの記述については、ウィキペディア参照、<http://ja.wikipedia.org/wiki/小青> (2014年9月28日閲覧)。

論文

## 高麗・朝鮮時代の僧軍と花郎道精神について

The Appearance of Bushido of Silla in the Joseon Dynasty

西中 研二 (Kenji NISHINAKA)

大邱韓医科大学校花郎精神文化研究所 客員研究員

国のために死ぬことを恐れない新羅時代の武士道精神が『三国史記』『三国遺事』『東國通鑑』『破閑集』『芝峰類説』などによって書きつながれて、現在まで伝えられているということは周知の事実である。しかし韓国の朴正熙元大統領は、文禄慶長の役時に活躍した李舜臣將軍や西山大師を民衆の中から突然現れた新羅武士の再来であり、花郎の再来であると国内外で語っている。しかし一般民衆が武士道精神を継承することは不可能であり、朴正熙の説には若干疑義がある。本論文は、朝鮮半島の仏教が国を救う護国仏教であるという観点から、新羅時代の武士道精神が高麗時代の仏教文化の中でどのように継承され、また崇儒抑仏政策の朝鮮時代を文禄慶長の役までどのように生き残ったかを詳細に調べ、朴正熙のいう「西山大師花郎説」を検証しようとするものである。

It is a well-known fact that Bushido of Silla is a brave and faithful spirit who is not afraid to die for the sake of country, and it has been reported up to now by being handed down in the *Samguk sagi*, *Samguk yusa*, *Dongguk tonggam*, *Pahanjip*, and *Jibong yusekl*. President Park Chung-hee said domestically and abroad that Admiral Yi Sun-sin and Saint Seosan were the reincarnation of samurai in Silla and that the *Hwarang* appeared suddenly from among the people. However it is impossible that the people inherited the Bushido. There are some questions as to the logic of President Park. From the viewpoint of Buddhism in the Korean Peninsula as a way to save the country, this paper tries to validate the “Seosan Hwarang logic” of President Park by examining in detail how Silla Bushido was inherited in the Goryeo Buddhist culture and how Silla Bushido survived until the war of Bunroku and Keityo in the Joseon Dynasty to maintain a policy of oppression Buddhism to protect Confucianism.

キーワード：朴正熙 西山大師 新羅武士道 花郎

Keywords: Pak Chung-hee, Saint Seosan, Silla Bushido, Hwarang

はじめに

朴正熙は、「国力とは、国防力・経済力・精神力の三要素が総合されたものであり、経済力の発展だけでは国力の向上は得られない」という。また「人間の精神力が究極的には物理的な力を支配するという平凡な真理は、今に於いても不動の真理である。苦難と試練は人間を玉にする」<sup>2</sup>と述べている。そして朴正熙は、この精神力の根源は、新羅時代に圓光法師が作った尽忠報国・勇壮義烈な戦士の基本的精神である花郎道精神にあると考えている。しかしここで問題となる点は、この花郎道精神が「李朝に入って支配層の束手無策にも関わらず、国難のたびに民衆の中から忽然と湧き出てきた。(中略)西山大師と四溟堂が僧兵を指揮したといわれるが、その時訓示した内容が花郎五戒であるところからみて、僧兵も恐らくは花郎国仙であったことがわかる」<sup>3</sup>と述べていることである。

この点について鄭在景は「西山大師、四溟堂が僧兵を指揮したときの訓示内容が花郎五戒であるこ

<sup>1</sup> 1979年第35期陸軍士官学校論示。

<sup>2</sup> 1969年第25期陸軍士官学校論示。

<sup>3</sup> 朴正熙『우리 민족의 나갈 길』(東亞出版社、1962年) 103-104頁。

とは再論の余地がない<sup>4</sup>』と言いきっている。しかし新羅時代の花郎道精神が、文祿慶長の役時に忽然と湧き出てきたとか、あるいは西山大師の訓示内容が圓光法師の世俗五戒であったとかということが、再論の余地のないほど、確証があるとすれば、筆者がこれから考察しようとするこの意味はないのである。しかし浅学非才な筆者の努力が足りないためか、西山大師が各寺院に出したという“檄文”や自願してきた僧兵に言ったという“訓示内容”を未だ発見することができず、またそれらを発見したという先行論文にも接することができていないのが現状である。

本稿は、「韓半島の仏教は護国仏教であった」という観点に立って、新羅の圓光法師が作った花郎道精神がどのようにして朝鮮西山大師まで継承されたかを追究しようとするものである。

## I. 花郎徒と彌勒信仰

### 1. 彌勒經典

彌勒三十七經典といわれる中で中心をなす經典が以下の「彌勒六部經」である。

- ①「仏説觀彌勒菩薩上生兜率天經」北涼・沮渠京声訳(455年)
- ②「仏説彌勒下生經」西晋・竺法護訳
- ③「彌勒下生經」後秦・鳩摩羅什訳(401年)
- ④「仏説彌勒下生成仏經」唐・義浄訳(703年)
- ⑤「彌勒成仏經」後秦・鳩摩羅什訳(401年)
- ⑥「仏説彌勒來時經」(略して「來時經」)失訳人名

松本文三郎は、「竺法護訳の『仏説彌勒下生經』は、竺法護訳とは疑わしく、義浄訳の『仏説彌勒下生成仏經』と『仏説彌勒來時經』は、鳩摩羅什の『彌勒下生經』と同じ本であり除外する。鳩摩羅什の『彌勒下生經』は、『彌勒成仏經』の要点を取り出した抄本である。したがって重要なものは、『仏説觀彌勒菩薩上生兜率天經』(以下『彌勒上生經』と略す)と『彌勒成仏經』及びその抄本である『彌勒下生經』であり、これらを彌勒三部經という<sup>5</sup>と解説している。

### 2. 彌勒信仰

#### (1) 彌勒下生

彌勒は、妙梵と梵摩波提というバラモンの夫婦を父母としてこの世に生を受ける。成長した彌勒は、世間の人々が五欲の憂いに悩んでいるのを見て出家し、道を学び龍華菩提樹の下に坐し悟りを開いた。彌勒は、大勢の人々が溢れている華林園にお出でになる。最初の説法で九十六億人が阿羅漢の悟りを得、第二回目の説法で九十四億人、第三回目の説法で九十二億人が悟りを得た。

彌勒信仰における浄土には、『彌勒上生經』に描かれている兜率天という天上の浄土と、『彌勒下生經』に描かれている彌勒が下生するとき出現する閻浮堤の浄土とがある。ただし彌勒の下生は、釈迦入寂後56億余年という未来である。しかし56億年という時間的觀念を無視して「今こそ彌勒下生のとき」とすれば、彌勒信仰は、死後の往生を待たずとも、この地上に現世の浄土を実現できるといって極めて現世的な信仰となる。また死後においても、彌勒が下生するとき彌勒と共に閻浮堤、すなわち現世に再び立ち戻れるということも彌勒信仰の魅力となっている。

#### (2) 花郎徒と彌勒信仰

『三國史記』『三國遺事』に記載のある花郎及び花郎徒の彌勒説話を国王別・在位別に一覧性を持たせたのが表1である。特徴的なことは、眞智王から眞徳王まで各代必ず花郎の彌勒説話があるが、眞徳王から景德王まで、6代100年に亘り彌勒説話がないことである。花郎の彌勒説話も三國統一後の平和な時代の到来と共に衰退していった尽忠報国・勇壮義烈な戦士養成機関である花郎制度と同じような傾向を辿っていることがわかる。

表2は、彌勒經典の年代別註釈書一覧である。八百谷孝保によれば「彌勒經典に関する末疏は、支那において多く見出される所であるが、朝鮮新羅においてもまた相當に存する。元暁(617-686)の『彌勒上生經宗要』一卷、義寂(625-702)の『彌勒上生經料簡』一卷、太賢の『彌勒上生經古述記』一卷、『彌勒下生古述記』一卷、『彌勒成仏經古述記』一卷、曠興の『彌勒經述贊』三卷、『彌勒經逐義述文』四卷等がある」としている<sup>6</sup>。新羅時代の彌勒經研究の一端を窺い知ることができる。特に元暁

<sup>4</sup> 鄭在景『朴正熙思想序説』(集文堂、1997年)304頁。

<sup>5</sup> 松本文三郎『彌勒浄土論・極楽浄土論』(平凡社、2006年)30-53頁。

<sup>6</sup> 八百谷孝保「新羅社会と浄土教」(大塚史學會『史潮』35号、1937年)148頁。

表1. 国王別彌勒説話

王名	在位	花郎徒彌勒説話
眞智王	576-579	遺事・塔像「彌勒仙花」
眞平王	579-632	史記・列伝「金庾信 上」
善徳王	632-647	遺事・塔像「生義寺石彌勒」
〃	632-647	遺事・神呪「密本摧邪」
眞徳王	647-654	遺事・紀異「竹旨郎」
景德王	742-765	遺事・感通「月明師兜率天」
景德王	742-765	遺事・紀異「忠談師」

表2. 彌勒經典の注釈書

僧名	年代	著書	備考
元曉	617-686	『彌勒上生經宗要』	還俗、浄土教普及に尽力
義寂	625-702	『彌勒上生經料簡』	661-671入唐
憬興	神文王代 (681-691)	『彌勒經述贊』 『彌勒經逐義述文』	
太賢	8世紀中葉	『彌勒上生經古述記』 『彌勒下生古述記』 『彌勒成仏經古述記』	

と義寂、憬興は、三国統一時期前後に活躍しており、彌勒經の布教に寄与したと思われる。

### 3. 新羅の護国仏教

新羅の護国仏教の象徴は、隣国の外寇が絶えないことを懸念した善徳王が、百濟より工匠を呼んで645年に創建した皇龍寺の九層塔であろう。『三国遺事』卷三塔像 第四皇龍寺九層塔によれば「一階は日本、二階は中華、三階は呉越、四階は托羅、五階は鷹遊、六階は靺鞨、七階は丹國、八階は女狄、九階は穢貊である」とある。しかし645年時点では存在しない国も記載されているが、『三国遺事』は、13世紀末に執筆されており、若干の誤謬は致し方ないことであろう。

また『仁王經』が護国安民の最勝法文として偏重され、仁王会が行われるようになった。仁王会は、百の仏像・百の羅漢・百の菩薩像・百の獅子座を置いて、百人の法師が『仁王經』を誦経し内乱・外敵の排除、国家の安泰、病氣快癒、消災などを祈願するものである。仁王会は、仁王道場・百座会・百高座・百座仁王道場などとも称されている。新羅時代の仁王会は「眞興王12年、はじめて百座講会と八閤会を設置した」とあるように551年に始まる。以後、眞平王35年(613)秋7月(説教)、善徳王5年(636)3月(王の病)、惠恭王15年(779)春3月(地震)、憲康王2年(876)春2月(説教)、憲康王12年(886)6月(王の病)、定康王2年(887)春正月(説教)、眞聖王元年(887)(説教)など病氣快癒祈願及び経文講義で開催されており、外敵排除・国家安泰などでは行われていない。

以上新羅における仏教、就中彌勒信仰と花郎制度の関係について概観してきたが、次節からは花郎制度を基盤とする新羅の護国仏教の精神が、高麗時代以降どのような形で軍制に取り入れられたかについて見ていきたい。

## II. 高麗時代の軍制と僧軍

### 1. 高麗の軍編成

高麗軍制史は、『高麗史』兵志の序に「高麗の太祖が三韓を統一してはじめて六衛を置いた。衛には三十八領があり、員数は各々千人。これは唐の府兵制度を擬したものである。また肅宗代(1095-1105)に至り、東女真が侵入したので別武班を設置し、散官胥吏から商人・賤隷・僧侶に至るまで全て召募した。これは十分に成果があった。毅宗(1146-1170)・明宗(1170-1197)以後は、権臣たちが国命を握ったので兵権が下に移され、優秀な将と勇敢な士卒が私家に所属し、国に寇賊が蔓延しても朝廷には一旅の軍士もなかった」と記載されている。これによれば高麗の軍制史は、府兵時代・召募時代・私兵時代の三時代に区分されている。

#### (1) 府兵時代

『高麗史』百官志に「太祖2年に六衛を設置し、穆宗五年に六衛職員を置き、その後鷹揚軍・龍虎軍の二軍を六衛の上に置いた」とある。この完成された組織図は、『高麗史』兵志に以下の通り記載されている<sup>10</sup>。

太祖・王建は、建国後まず自分の兵士に田柴科軍人田を支給して六衛として、のちに二軍を造り宮城の警備と王室の警護を担当させた。

4代光宗(949-975)は、956年奴婢になっていた良民農民を、元の身分に戻す「奴婢按檢法」を制定

<sup>7</sup> 『三国史記』卷四十四、居柒夫の条。

<sup>8</sup> 『高麗史』卷81志卷第三十五、兵一、序。

<sup>9</sup> 『高麗史』卷77卷第三十一、百官志二、西班牙。

<sup>10</sup> 『高麗史』卷81志卷第三十五、兵一、兵制。

表3. 二軍六衛組織図 ( )内は筆者注

*二軍～鷹揚軍一領、龍虎軍二領。	-- ----	(王室身边警護と宮城内警備)
*六衛～左右衛 保勝十領、精勇三領。	-----	} (都城巡検・外国使節送迎)
神虎衛 保勝五領、精勇二領。	-----	
興威衛 保勝七領、精勇五領。	-----	
金吾衛 精勇六領、役領一領。	-----	
千牛衛 常領一領、海領一領。	-- ----	} (特殊儀仗・宮城内警備)
監門衛 一領。	-----	

し、地方豪族の経済基盤の脆弱化を企図した。また958年には「科挙制度」を制定し、国王中心の専制政治の確立を図った。6代成宗(981-997)は、12牧の設置など地方行政組織改正に着手し地方への中央行政権限の浸透を図った。成宗は、豪族の私兵を国家の公兵として転換させるために六衛制度を再編定着させた。すなわち各州県の農民軍の中から優秀な軍人を選び、王京へ3年交代で番上させ王京の保勝・精勇に配属した。王京の保勝・精勇の任務は、扈駕儀衛・外国使臣送迎・都城巡検であった。彼らの軍人田は、田柴科軍人田とは異なり、自らが所有する民田を軍人田として認定し、そこに設定された租税で軍役に必要な経費を自弁する方式であった。

二軍六衛、各州縣軍の規模を『高麗史』より整理すれば、表4及び表5の通りである。各州縣軍の保勝精勇は、都城の保勝精勇の番上交代要員である。一品は、軍役義務はあるが、それを果す経済力を有さず、力役で貢役を果たす農民である。州縣軍の戦力は、約5万人である。

辺境を守備する州鎮軍の兵力については『高麗史』巻83巻第三十七兵三北界及び東界に詳細記載されている。その員数を単純に計算すると北界39,870人、東界11,521人、合計51,391人である。城外の近隣部落に居住する屯田兵と推定される白丁は、2,240隊と隊のみの記載である。これについては洪元基が詳細な検討を行い、両界と白丁を合わせて88,000人と推定している<sup>11</sup>。これを可とするならば、高麗の総合兵力は、大略14万人程度と推定される。

(2) 召募時代 (別武班)

府兵制度は、11代文宗代(1046-1083)の頃から崩壊の兆しを見せ始めた。『高麗史』兵志に「最近、権勢を有する者が兵役を逃れ、兵役は、貧窮の者に限られている。また役人は、軍人が衣食に窮乏しても労役を課す。そのために逃亡する軍人が多い」<sup>12</sup>とある。

表4. 都城警備の員数

二軍六衛	将領	上将軍 正三品	大將軍 從三品	將軍 正四品	中郎將 正五品	郎將 正六品	別將 正七品	散員 正八品	伍尉 正九品	隊正 品無	合計
鷹揚軍	1	1	1	1	2	2	2	3	20	40	69
龍虎軍	2	1	1	2	4	10	10	10	40	80	154
左右衛	保勝 10 精勇 3	1	1	13	26	65	65	65	260	520	1001
神虎衛	保勝 5 精勇 2	1	1	7	14	35	35	35	140	280	539
興威衛	保勝 7 精勇 5	1	1	12	24	60	60	60	240	480	924
金吾衛	精勇 6 役領 1	1	1	7	14	35	35	35	140	280	539
千牛衛	常領 1 海領 1	1	1	2	4	10	10	10	40	80	154
監門衛	1	1	1	1	2	5	5	5	20	40	77
合計	45 領	8	8	45	90	222	222	223	900	1800	3457

『高麗史』巻77巻第三十一 百官二西班 (志巻第三十五、兵一、靖宗11年5月、参照)

<sup>11</sup> 洪元基『高麗前期軍制研究』(혜안, 2001년) 141頁。

<sup>12</sup> 『高麗史』巻81志巻第三十五、兵一、文宗25年6月の条。

表5. 各州縣軍の員数

	保勝	精勇	一品	合計
交州道	133	2,224	1,527	3,884
楊廣道	2,482	4,749	5,005	12,236
慶尚道	2,627	4,811	5,702	13,140
全羅道	1,425	5,021	4,618	11,064
西海道	1,397	2,152	2,253	5,802
京畿	435	797	777	2,009
合計	8,499	19,754	19,882	48,135

『高麗史』卷83志卷三十七 兵三 州縣軍

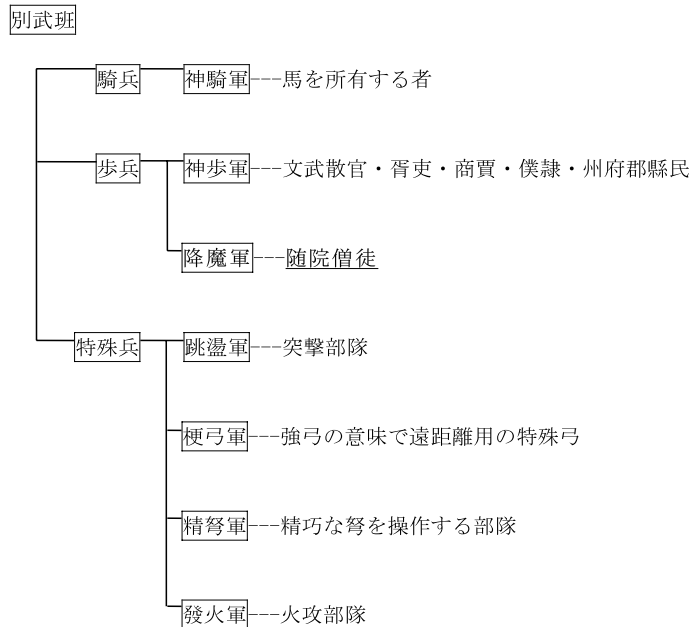
寺田は、免税であるため、貴族は、自分の土地を寺田とすることで課税を逃れ、一般農民は、過酷な課税や労役を避けるために、あるいは負債や生活窮乏などのために、自分の田を権勢家や寺院に寄託し、自らは小作人や奴婢となるものが多かった。

民田の収租権を前提に自弁で兵役義務を果たす高麗の府兵制度においては、兵役義務を全うできる経済力が必須要件である。その経済力を国家が担保できないということは、府兵制度を維持できないということである。この府兵制度の崩壊が進む過程で、北辺において女真族の侵略が盛んとなり、高麗軍がしばしば敗戦の憂き目を見たのである。そこで朝廷は、国民総動員制を実施し女真征伐軍（別武班）の編成を行った<sup>13</sup>。

### (3) 私兵時代

12代明宗代(1170-1197)以後は、権臣たちが国命を握ったので、兵権が下に移され、優秀な将と勇敢な士卒が私家に所属し、国に寇賊が蔓延しても朝廷には一旅の兵士もいなかったという状況であった。私兵の最たるものは都房である。都房は、武人の首領が自衛の必要上設けたものである。明宗を廃して政権を握った崔忠献は、文武官・閑良軍卒を招致して六番の都房を造り自宅に宿衛させていた<sup>14</sup>と

表6. 女真征伐軍（別武班）の編成



<sup>13</sup> 『高麗史』卷96列伝、尹瓘。

<sup>14</sup> 内藤雋輔『朝鮮史研究』「高麗兵制管見」（東洋史研究会、1961年）203頁。

いう。私兵発生の背景をみると次の通りである。

- ①麗初以来の秩序が、土地制度の紊乱や瓦解及び豪族と寺院による土地併合が拡大していく中で、土地から遊離した農民は、生計の窮乏打開のため権門への投扱、奴婢身分への転落、草賊化、随院僧徒化せざるを得なかった。
- ②武人執権のような混乱した社会秩序の中で、僥倖を願う悪少輩や門客が多数発生、さらに家僮まで跋扈し、自身の身辺警護を目的とする権門と投合せざるを得なかった<sup>15</sup>。
- ③僧兵の構成要員である随院僧徒の多くは、実質的には寺院に寄宿している農民であった。彼らは寺院の所有土地を耕作して収穫量の中から一定分量を寺院に納め、残りは自分の財産として蓄積することができる佃戸のような存在であった<sup>16</sup>。
- ④僧兵は、降魔軍の如く一朝事あれば戦場へ出て行く場合もあるが、豪族の私兵同様、寺院自身の勢力維持発展と財産保全を図るために必要な私兵的存在でもあった<sup>17</sup>。

## 2. 僧侶の軍事活動と寺院勢力

### (1) 僧侶の軍事活動

高麗は、936年の後三国統一後、993年の第一次、1010年の第二次、1018年の第三次と契丹の侵略に悩まされた。また1107年以降の女真族との戦い、1232年から1259年までの蒙古との戦いなど北狄との争いが絶えなかった。その間文宗代(1046-1083)以降、公田制度が瓦解をはじめ、これに伴って府兵制度が崩壊をはじめ、高麗王朝にとっては、僧兵が貴重な戦力となってきた。以下僧侶の軍事活動を『高麗史』から見てみたい。

#### ①卷94列伝卷第七 智蔡文(1011年)

智蔡文は、思政と僧・法言及び兵士九千を引き連れ、林原駅南方で契丹軍と遭遇し、三千余を斬首したが、法言は戦死した。

#### ②卷81志卷第三十五兵1兵制 肅宗9年(1104)12月の条

女真征伐のために別武班が設置された。別武班の構成員は、文武散官と胥吏、商人、奴婢、一般州府郡縣民、僧徒であった。別武班の中で僧徒によって編成された軍を降魔軍と称した。爾後国家が軍事を起こすたびに、諸寺の随院僧徒を徴発して諸軍へ配置し、常備的な性格となった。

#### ③世家19明宗4年(1174)12月の条

明宗4年1月、重興寺の僧侶二千名が起兵し、李義方を殺そうとしたが撃退された。同年12月、鄭筠が僧侶・宗岳などを密誘して李義方を斬り、その一党を捕虜あるいは殺害して普濟寺に集まっていた。翌日明宗は、知奏事・李光挺、副承宣・文克謙を送り、僧徒達を慰諭した。

#### ④卷81志卷第三十五兵1兵制 高宗3年(1215)10月の条

鄭叔膽を行榮元帥として丹賊を防ごうとし、僧徒を選んで兵士としたが数百名になった。

#### ⑤卷127列伝卷四十叛逆一 李資謙

僧義莊が玄化寺の僧三百餘人を引き連れて宮城の門外に至る。

#### ⑥世家22高宗4年(1216)3月の条

丹賊6名が國淸寺へ乱入したが、僧侶達が1名を殺害した。

#### ⑦世家22高宗4年(1216)5月の条

大將軍 池允深を忠淸道防禦使に任命して、道内兵と僧軍を動員して丹賊に備えた。

#### ⑧列伝卷第十六 金允侯(1232)

蒙古の撒禮塔が處仁城を攻撃したとき、白峴院の僧 金允侯がこれを射殺した。

#### ⑨世家24高宗41年(1254)10月の条

蒙古の將軍 車大羅が尙州山城を包圍し攻撃したとき、黄嶺寺の僧 洪之が敵の第四官人を射殺した。士卒の過半が戦死したが、敵は包圍を解いて撤退した。

#### ⑩世家39恭愍王8年(1359)12月の条

紅賊が渡江して義州・静州・麟州を攻撃し西京を陥落させた。前僉議贊成事・權適が僧兵を率いて出陣した。

#### ⑪卷133列伝 王卷第四十六 王元年(1375)9月の条

<sup>15</sup>『韓國史論7』林英正「麗末鮮初の私兵」(國史編纂委員会、1980年)32-34頁。

<sup>16</sup>『金載元博士回甲記念論叢』李基白「高麗別武班考」(乙酉文化社、1969年)45-46頁。

<sup>17</sup>『史学雑誌』第43編、旗田巍「高麗朝に於ける寺院經濟」(史学会、1932年)5ノ27頁。

諸寺院から戦馬各一匹ずつを徴発すると共に、田租を取り立てて軍費に充当した。

⑫卷81志卷第三十五兵 1兵制 辛禰3年(1377)3月の条

戦艦を造る僧徒を京山及び各道から徴発した。楊廣道は千人、交州・西海・平壤道は各五百人、京山は三百人であった。また万一僧徒で逃避する者があれば、必ず軍法に掛けることを命じた。

⑬卷81志卷第三十五兵 1兵制 辛禰4年(1378)4月の条

火桶放射軍を京外各寺に置くことを定め、大寺には3名、中寺には2名、小寺には1名を配置した。

⑭卷133列伝卷第四十六 禰王3年(1377)10月の条に「崔茂宣の建議で火桶都監を設置する」とある。また許善道によれば「崔茂宣が焰硝煮取術を習得し、火薬製造所をつくり“火桶都監”を設置し、自ら都監となった。黒色火薬の三要素は、焰硝・木炭・硫黄であり、焰硝の製法が一番の鍵であった。(中略)設置半年で火器発射の専門部隊と思われる火桶放射軍が、京外の各寺に編成された。これが火器実用化の端緒である」<sup>18</sup>という。

⑮卷137列伝卷第五十 辛禰14年(1388)4月の条

中外の僧徒を徴発して兵と為し、京畿兵を東西江に駐屯させ、倭寇に対備させた。以上を要するに、女真族来襲時の僧徒による降魔軍の編成、高宗代の契丹や蒙古侵入への僧兵動員、武臣乱時の僧兵起兵、寺院からの戦馬・軍費の徴発、火器実用化に伴う火桶放射軍の寺院への設置など、契丹撃退以降、農民の忌避逃亡による国軍の崩壊は、僧兵の国軍化を齎したといえるであろう。

(2) 寺院勢力

①度牒制度

『高麗史』世家靖宗2年(1036)5月の条に「四子ある者は一子の出家を許す」とあり、また世家文宗13年(1059)8月の条は「一家に三子ある者は、一子を十五歳で僧にすることを許す」と出家条件を緩めている。当時の出家数は、世家顯宗9年(1018)閏4月の条に「是月、僧三千二百餘人を度す」とあり、月当たりかなりの数が出家している。

高麗初期における僧侶は、国家管理下に置かれていたが、既述のとおり土地制度の崩壊に伴う農民の寺院流入が止まず、『高麗史』刑法志 忠肅王12年(1325)2月の条に「三子ある者は、剃髮して僧になすことを得ず。多子と雖も須らく官より度牒を得るべし」と文宗の定めた規定を廃止し、度牒を得ることを義務付けたことが記されている。さらに刑法志 恭愍王5年(1356)6月の条にも「自今度牒を受けずして私剃を得ず」と度牒を得ないで出家することを禁じている。

②飯僧から見る僧侶の数

飯僧とは、『仁王般若経』護国品に「頂生王が千人の王の頭を取り祀れば、天羅国の王になれるという占い師の言葉を信じ、千人目の王・普明王を捕らえようとした。普明王は“沙門に飯食をしたいので一日の余裕をくれ”と行って百の法師を招き百の高座を敷いて仁王経を誦誦し難を逃れた」<sup>19</sup>とあり、仁王道場や百高座などの後に、僧侶達に食事を供することである。『高麗史』に「飯僧及び齋僧」と記載されている箇所を調べてみると、世家顯宗9年5月17日の条に「戊寅飯僧十萬」とあるのが初見である。以下恭讓王まで調べ簡単な表にしたものが表7である。

表7. 飯僧の回数と員数

王と在位年	顯宗22年	徳宗3年	靖宗12年	文宗37年	順宗1年	宣宗11年	肅宗19年	睿宗17年	仁宗24年	毅宗18年	明宗27年	高宗46年	忠烈宗34年	忠宣王5年	忠肅王20年	忠穆王5年	恭愍王23年	恭讓王3年
回数	2	1	2	5	1	3	6	12	13	7	7	4	4	3	5	1	12	1
員数	11	3	2	11	3	9	7.3	32	36.2	15.3	17	6.2	0.5	1.5	0.8	0.4	1.2	0.1
回当	5.5	3	1	2.2	3	3	1.2	2.7	2.8	2.2	2.4	1.6	0.1	0.5	0.2	0.4	0.1	0.1
数無	0	0	0	4	0	3	1	3	2	13	3	0	3	3	2	0	8	0
計回	2	1	2	9	1	6	7	15	15	20	10	4	7	6	7	1	20	1

\*員数単位は万人。数無は員数の記載がないもの。回当は1回当たり平均員数。計回=合計回数

<sup>18</sup>『歴史學報』第24輯、許善道「麗末鮮初 火器의 傳來斗發達」(歴史學會、1964年、所収)14-17頁。

<sup>19</sup>『昭和新聞 國譯大藏經』經典部第四卷(東方書院、1928年)251頁。



表7によれば、①飯僧の起源は、顯宗9年(1018)であり、その時の規模は10万人であった。それ以降は3万人規模が大多数である。しかし3万人の食事費用は膨大なものであったと推察される。②飯僧の回数・員数ともに睿宗・仁宗・毅宗三代がピークであり、睿宗と毅宗が毎年一回、仁宗が2年に一回の割合で百座道場の後に食事を供している。これは、契丹や女真族など北狄の侵入に対する撃退祈願の百座道場の回数増が影響したと考えられる。③1232年江華島に遷都した高宗以降からは激減している。

### 3. 僧侶の非軍事活動

高麗は、その地政学的立地から、継続的に契丹・女真・蒙古など北方民族の侵略を受け、戦争の止む時がなかった。そのようなとき高麗の僧侶達が、国を守るために武器を取って戦った軍事活動については、既に概観してきた通りであるが、諸法会道場を通じた護国活動も積極的に行われた。徐閔吉によれば、『高麗史』に記載された諸法会道場は、83種類1038回で、主たるものは、燃燈会157回、消災道場147回、八閔会115回、仁王道場(百高座)121回、消災道場93回、般若道場63回などとなっている<sup>20</sup>。

表8は、北狄・倭寇の侵略が盛んであった国王時代の法会道場の設行実績の詳細である。徐閔吉によれば、摩利支天道場・帝釈道場・神衆道場・談禪法会は、契丹撃退のため、四天王道場・薬師道場・文豆婁道場は、女真族撃退のため、華嚴法会は、蒙古撃退のため、仁王道場・金光明経道場は、外敵退治のために設行されたという。またその思想的根拠は、仁王道場は『仏説仁王般若波羅密経』の護国品、金光明経道場は『金光明経』の四天王思想、帝釈道場・功德天道場・四天王道場は、天帝

表8. 国王別仏事一覧

国王名	在位年数	八閔会	燃燈会	華嚴法會	仁王道場	藏経	諱辰	金光明経	消災	般若	帝釈	文豆婁	仏頂	四天王	薬師	菩薩戒	雲雨	摩利支天	齋	他	合計
文宗	37	11	13	2	7	2		3	6	2	1	1				5		1	1	8	63
宣宗	11	5	2	1	5	2		4	2		1		1			2				4	29
肅宗	10	11	10	1	8	2	4	1	3	2	2		3			1		1	9	2	60
睿宗	17	7	10	1	12	1	2	4	8	6	2	2	5	1	2	7	2		5	12	89
仁宗	24	2	4	1	15	1		4	8	5	3		7			16			5	6	77
毅宗	24	18	21	3	8	1	1	1	7	2	3		1			8		1	9	11	95
明宗	27	11	15	1	13	5	1	11			6		6			6		3	13	4	95
高宗	46	14	26	37	21	1		2		44	3	2	7	1	1	6	1	1	1	16	184
元宗	15	2	10	1	8	1		4	24				7			4			2	10	73
合計		81	111	48	97	16	8	34	58	61	21	5	37	2	3	55	3	7	45	73	755

『仏教学報』第十四輯 徐閔吉「高麗의 護国会會와 道場」(東國大学校佛教文化研究所 1977年) 3-14頁のデータを整理解表したものである。

<sup>20</sup> 『仏教学報』第十四輯、徐閔吉「高麗의 護国会會와 道場」(東國大学校佛教文化研究所、1977年、所収) 91-102頁。

釋思想、華嚴法会は、華嚴經である<sup>21</sup>。

以上高麗時代の軍制について見て来たが、これを要するに、高麗の六衛制度は、農民所有の民田の収租権を農民に還元し、その還元税で兵役義務に必要な経費を自弁させることを前提としている。すなわち国家が農民の経済力を担保する反対給付として自弁による兵役義務を要求しているわけである。したがって兵役義務を遂行できる経済力の担保がなくなると、必然的に六衛制度は崩壊することとなる。この六衛制度の崩壊の兆しは、文宗朝に現れ始めた。そのため女真族の侵入に際しては、別武班を編成し国家総動員体制で対応した。明宗以後は、権臣たちが国命を握ったので兵権が下に移され、優秀な将と勇敢な士卒が私家に所属し、国に寇賊が蔓延っても朝廷には一旅の兵士もいなかったという状況になった。一方寺院については、王族貴族から田地を喜捨され、また一般農民は、過酷な課税や労役、あるいは負債や生活窮乏のため、自分の田を寺院に寄贈し自らは小作人や奴婢となるものが多かった。このようにして寺院が所有する土地は増大し、そこから得られる膨大な農作物は、寺院経済の拡大を齎し寺院富裕化の要因となった。富裕化に伴い寺院は、寺院自身の勢力維持発展や財産保全のために僧兵の増強を図った。しかしこの僧軍は、降魔軍の如く一朝事あれば、木魚を劔に持ち替えて戦場へ出て行く国軍でもあった。

次章では、高麗の僧軍に受け継がれた新羅の護国仏教精神は、どのようにして朝鮮時代に伝承されたかを検証してみたい。

### Ⅲ. 朝鮮前期の軍制と僧軍

#### 1. 朝鮮前期の軍制

##### (1) 朝鮮初期の中央軍編成

朝鮮初期の軍制は、中央軍と地方軍に区分される。中央軍は、国王の侍衛と首都の警備・防衛を担当し、時によっては辺境防衛の任務も遂行する精鋭であった。地方軍は、一定地域の警備・防衛を受け持つ農民兵であった。

『朝鮮実録』太祖元年7月28日の条に「下記の10衛を置く。1衛毎に、中領・左領・右領・前領・後領の5領を置く。各領は、將軍1、中郎將3、郎將6、別將6、散員8、尉20、正40をもって構成する」とある。これを表にまとめたのが表9である。朝鮮王朝開創当時の府兵総数は、高麗時代の府兵総数3,457名より693名増加して4,150名である。これは朝鮮初期の文武班全体4690人<sup>22</sup>の85%に該当する。

表9. 中央軍組織

	将 官			府 兵						府兵計	
	上 將軍	大 將軍	都護八 衛 將 軍	將軍	中郎將	郎將	別將	散員	校尉		隊正
	正3品	從3品	正3品	從4品	5品	6品	7品	8品	正9品		從9品
義興親軍左衛	1	2	2	5	15	30	30	40	100	200	415
義興親軍右衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
鷹揚衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
金吾衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
左右衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
神虎衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
興威衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
備巡衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
千牛衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
監門衛	1	2		5	15	30	30	40	100	200	415
合計	10	20	2	50	150	300	300	400	1,000	2,000	4,150

<sup>21</sup> 徐閔吉、前掲書、107-111頁。

## (2) 私兵の廃止

## ①家別抄の廃止

高麗の王建が、建国当初まず手掛けたことは、豪族の私兵の処置であったように、李成桂にとっても宗親・勳臣及び各地豪族の私兵を如何に帰属せしめるかが大きな課題であった。性急に私兵の公兵化を図った鄭道傳は、第一次、第二次王子の乱によって失脚した。しかし王権を握った三代太宗は、自ら即座に私兵革罷を実施した。権近が上疏し「留京する各道の節制使を悉く罷免し、京外の軍馬を全て三軍府へ移管し公家の兵とし、国権を重くして人心の安寧を図るべきである。両殿の宿衛を除いて私門の宿直を禁止し、出仕時の兵器帯同を禁止し、家に兵器を隠し持たないこと」を請うた<sup>23</sup>。当時の代表的な私兵は、太祖の親軍、王子・勳臣の侍衛軍である家別抄であった。州郡から番上宿衛する家別抄は、宗親・勳臣が任命されていた留京節制使の統率下にあった。太宗は、留京節制使を革罷し家別抄の壊滅を図ったのである。

## ②宮中甲士の廃止

定宗が東宮に抱えていた甲士及び武器を三軍府へ移管することが決定された<sup>24</sup>。さらに太宗の即位年(1400)12月に甲士2,000人を復活し、1,000人を諸衛の職に充当し、一年交代で勤務する正式府兵とした<sup>25</sup>。これらの改編は、甲士の私兵的性格をなくすることを試図したが、甲士は、外甲士と王宮で輪番する内甲士とがあり、内甲士の府兵化には若干時間を要した。太宗10年5月、「甲士宿衛下番之法」が制定され<sup>26</sup>、①3,000人の定員のうち、2,000人を留京し、1,000人を帰郷させた。すなわち「居常宿衛之士」から「番上兵」へ変更し、私田分給対象外とした。②「軍士取才方式」すなわち試験を実施し、自願者の門戸開放を行い、工商賤隷にも機会を与えた。③主業務は、中門外での把守とした。

## (3) 宮中警備の強化

## ①別司禁の設置

『朝鮮実録』太祖3年(1394)7月11日の条に「改車沙兀 爲司禁」とある。また太宗元年(1401)6月に「始め、別司禁の黄緑などが朱杖で群衆を排除していた時、誤って左政丞・金士衡を打ってしまった。別司禁・黄緑などの罪を請う」<sup>27</sup>とある。別司禁は、太宗元年には既に設置されており、国王の外出時の扈従を勤めていたことがわかる。

## ②別侍衛の設置

太宗は、定宗2年(1400)12月に即位するや、宮官業務と宿衛業務を兼ねていた司楯・司衣1,300人を廃止した。宮官業務については、司楯の業務を別牌朝士で代替させ、司衣の業務を内侍向上で代替させた。また三軍府内に新しく「別侍衛」を創設し、残る宿衛業務を移管した。別侍衛には閑良子弟の中から武才の優れた者を選び3組に分けて宿直させ、王の左右を警護させた<sup>28</sup>。

## ③鷹揚衛の設置

『朝鮮実録』太宗4年(1404)8月28日の条に「始置鷹揚衛四番」とある。また太宗6年2月に司憲府からの冗官合理化上疏の中に「宮中宿衛を担当する成衆愛馬<sup>29</sup>としては、別侍衛と別司禁があり、鷹揚衛は、革罷可能である」<sup>30</sup>と鷹揚衛の廃止を要請している。

## ④内禁衛及び内侍衛の設置

『朝鮮実録』太宗7年(1407)10月21日の条に「改内上直 爲内禁衛」とある。太宗9年(1409)6月に「40人/番の内侍衛を3番、三軍府に設置した」<sup>31</sup>とある。また「扈従の法を見直せ」という王の指示には、兵曹から「内禁衛・内侍衛・別侍衛の入直する者は大駕の前に立ち、出直する者は大駕の後に立

<sup>22</sup> 『朝鮮実録』定宗2年4月6日の条。

<sup>23</sup> 『朝鮮実録』定宗2年4月6日の条。

<sup>24</sup> 『朝鮮実録』定宗2年6月20日の条。

<sup>25</sup> 『朝鮮実録』定宗2年12月1日の条。

<sup>26</sup> 『朝鮮実録』太宗10年5月12日の条。

<sup>27</sup> 『朝鮮実録』太宗元年6月14日の条。

<sup>28</sup> 『朝鮮実録』太宗即位年12月19日の条。

<sup>29</sup> 「愛馬」は蒙古語で「部隊」の意味である。高麗時代に「宿衛近侍の任に従事する者」の意で使用された。成衆・愛馬と夫々単独で使用されることもある。内藤雋輔『朝鮮史研究』(東洋史研究会、1961年)243-255頁、参照。

<sup>30</sup> 『朝鮮実録』太宗6年2月5日の条。

<sup>31</sup> 『朝鮮実録』太宗9年6月9日の条。

つようにする」と定めたとある<sup>32</sup>。これから察するに、内禁衛及び内侍衛は、別侍衛と同じく国王警護の職であると思われる。

以上を要するに、王宮の緊急事態への対応体制という課題に対して、太宗は、別侍衛・鷹揚衛・別司禁など成衆愛馬と内禁衛・内侍衛の5隊体制からなる国王警護体制を構築した。これら国王警護班は、①閑良子弟の中から武芸に優れて強壯な者を選抜した少数精鋭部隊であったこと②中軍に所属して甲士とは指揮命令系統を異にしていたこと<sup>33</sup>③給料兵であったことなど身分上及び指揮命令系統において、甲士とは区別された存在であった。

#### (4) 国軍常備体制の崩壊

##### ①八道の軍籍作成

太祖は、高麗末期に戸籍が毀損し不公平な徴発が行われ、その結果良民の忌避逃亡が激しかったことに鑑み<sup>34</sup>、八道の正確な軍籍を製作した<sup>35</sup>。また太宗は、地方の宿衛軍を放還して農業に専念させるようにし、有事にはこれらを臨時徴発して武芸の優れた者は、府兵とし国王の侍衛に万全を期することを命じている<sup>36</sup>。すなわち番上農民兵の番上を停止して国王の侍衛は府兵に専任させようとした。これ以外にも朝鮮初期には、各道の侍衛軍士を放還営農させようとする官僚達の主張が多く上奏された<sup>37</sup>。

しかし世祖代(1455-1468)に入り農民壮丁の全てが軍役者として登録された結果、軍額が顕著に増加するようになった。しかし軍役は、各郡縣別に一定額が割り当てられたため、社会分化が激しくなるほど現地に残っている農民が二重三重の負担を強いられることとなった。農民の役事忌避逃亡が始まった時期である。

##### ②受田制の崩壊

5品以下の武官で軍田を付与され、京城に番上して宮廷の宿衛に当る府兵が次第に変貌してきた。太宗9年(1409)7月、議政府が「軍田を受けた者は、皆、年老いて役に立たず、軍人として任務に就いている者は、全て田地を貰っていない者である。願はくば、各道の軍田を全部軍資に当て、国でその租税を取り立て水軍に給してほしい」<sup>38</sup>と上奏している。まさに「軍田は存するが、兵士は存せず」という状況が露呈されている。

世宗7年(1425)6月、議政府が「受田者は、百日に一度上京し宿直する以外は、それぞれ京城や地方で生業を営みのんびりと生活している。それに引き換え田地を貰っていない者達は、毎月一日に上京し宿直しているため生業に支障を来している。今後は四ヶ月に一度にしたい」<sup>39</sup>と建議している。このように受田散官の居京侍衛は形骸化され、収租地分給を前提とした軍役制度は事実上解体した。

##### ③貢納制度の弊害

貢納制度とは、その地方の特産物を納める制度である。しかしその地方に産しない物品の特産物として指定されることもあった。そのため胥吏や商人に貢物を先納させ、のちにその代価を農民から受け取る防納が流行した。その結果貢物防納商人と胥吏とが結託して不正を働き数倍の価格を農民から徴収する構造が平常化した。

『朝鮮実録』明宗元年(1546)12月9日の条に「臣が全羅道にいた時、鶉鴿の肉を葉にしているので、全羅道の海辺の七村が順番で進上していると聞きました。当初鶉鴿が獲れたか否かは不明ですが今は獲れません。一年に一羽進上するとしても、この地方では獲れないので価格が高いのです。進上する番になると、お金を徴収して平安道の産地へ行って買います。また京の商人が持っていれば、先に納めて村でお金を徴収します。平安道は、この鳥をたくさん産し毎年進上しています。京の商人は、先納して利を得るといいます」と記載されている<sup>40</sup>。貢納制度を利用して、中央の権勢家と商人が各地の守令と結託し不正を働き、農民を苦しめている事実が明らかにされている。

<sup>32</sup> 『朝鮮実録』太宗9年6月9日の条。

<sup>33</sup> 『朝鮮実録』太宗14年6月27日の条。

<sup>34</sup> 『朝鮮実録』太祖3年8月2日の条。

<sup>35</sup> 『朝鮮実録』太祖2年5月26日の条。

<sup>36</sup> 『朝鮮実録』太宗2年2月28日の条。

<sup>37</sup> 『朝鮮実録』太宗6年5月28日の条。

<sup>38</sup> 『朝鮮実録』太宗9年7月19日の条。

<sup>39</sup> 『朝鮮実録』世宗7年6月23日の条。

<sup>40</sup> 『朝鮮実録』明宗元年12月9日の条。

## ④放軍収布

『朝鮮実録』で「放軍収布」の語が初見されるのは、成宗5年(1474)10月3日の条である<sup>41</sup>。すなわち「萬戸達が軍布を取り立て、軍事を免除して自分の利益にしているので官員を派遣し糾弾したい」とある。成宗代初には、早くも放軍収布による代立、本人の役事免除が行われていたことがわかる。放軍収布が一般化すると共に、国家常備体制は次第に形骸化していくこととなる。

## ⑤姜沆が見た国軍

当時の国軍の状態がどのようであったかを、文禄慶長の役で藤堂高虎軍の捕虜となった正三品・姜沆が『看羊録』に次のように記載している。「臣此に伏して見るに我國は士を素養せず、民を素教せず、壬辰以來急に農民を驅り集めて戦陣に赴かしめ、而かも稍材力あり恒産あるものは賄賂を以て免かるを得、貧民の聊頼する所なきもの獨り征伐に従はしめらる。加之に將に常卒なく、卒に常帥なきを以て、一邑の民は、一半は巡察使に屬し、一半は節度使に屬し、一卒の身にして朝は巡察使に屬し、暮は都元帥に隸し、將卒は屢々易はりて軍紀を嚴にする暇なく、統制ならず、体裁治らず。是の如き制度を以て如何に死地に馳驟せしめて敵人の死命を制するを得むや」<sup>42</sup>と。まさに姜沆が言う通り、このような国軍の兵士が命を賭して国を守るであろうか。

次に高麗時代に活躍した僧軍の動向について検証して見たい。

## 2. 僧侶の非軍事活動

表10は、『朝鮮実録』から抽出した工事別の僧徒動員実態である。太宗代までは役丁不足の補充として、食糧自弁で僧軍を動員した。世宗代前半からは食糧を給付し、後半からは役事した無度牒僧に度牒を付与している。それ以後は、度牒付与を前提として動員している。成宗23年2月3日に、度牒発給停止となると、号牌と名称を変更して僧侶身分を付与している。

太宗代は、崇儒抑仏策が取られていたとはいえ、国家の管理のもとで、僧試は実施され、僧録司による教団と僧侶管理が徹底されていたため、僧徒は、行賞がなくても自弁で労役に従事したと思われる。しかし次第に抑仏政策が強化されると共に、僧徒は、労役忌避を行い、朝廷も僧徒数の把握が困難となり、行賞を付与しないと動員が難しくなってきたことは、成宗14年10月4日の条で「僧徒は山谷深く隠れ住んでいるが、守令が探し出せるのか」と成宗が下問していることから明らかである。

## 3. 僧侶の軍事活動

## (1) 乙卯倭変

国軍常備体制の崩壊が進行していた明宗10年(1555)5月、国軍常備体制の形骸化を露呈し、儒臣を驚愕させる乙卯倭変が勃発した。国軍常備体制が崩壊したことを熟知していた儒臣達は、僧を総動員する僧軍推刷定軍を企図した。

明宗10年(1555)5月16日、駁啓で「5月11日に倭船70隻が達梁浦及び梨津浦に来寇した」との報が

表10. 朝鮮前期僧軍の主要労役

朝鮮実録	工事名	動員僧数(人)	理由	行賞
太宗 1. 5. 21	釋王寺西の宮	50	役丁補充	(記載なし)
太宗 12. 2. 15	行廊造成	500	役丁補充	(記載なし)
太宗 12. 7. 7	行廊造成	1000	役丁補充	(記載なし)
太宗 13. 2. 6	行廊造成	500	役丁補充	(記載なし)
太宗 14. 7. 21	行廊造成	600	水軍補充	(記載なし)
世宗 14. 11. 12	大平館新築		官軍補充	食糧付与
世宗 15. 2. 15	大平館新築	1000	官軍補充	日に三食給す
世宗 19. 8. 1	興天寺新築			食糧給付
世宗 20. 2. 19	興天寺修理	600		度牒と食糧給付
成宗 14. 8. 21	宮殿修理	2000	修理を急ぐ	度牒
成宗 14. 10. 4	宮殿修理		水軍の代替	度牒
中宗 31. 2. 6	犬項津堤防	1800	水軍の代替	号牌
中宗 31. 5. 14	新川築堤	1034		号牌
明宗 3. 4. 4	釜山浦築堤	600		号牌

<sup>41</sup> 『朝鮮実録』成宗5年10月3日の条。

<sup>42</sup> 姜沆著『看羊録』(朝鮮研究会、1911年)15頁。

朝廷に届いた<sup>43</sup>。引き続き5月18日に「5月13日に遼寧城が落城し、節度使・元積と長興府使・韓蘊が戦死し、靈岩郡守が捕虜となった」旨の駆啓が到着した<sup>44</sup>。司諫院は、18日急ぎ対策案として「食料と軍隊を十分に整えることが最上であるが、各村の倉庫はすでに枯渇し、若い農民は、すべて僧になってしまった。僅に残っている軍卒は、飢餓に疲れ優秀な将帥でもどうすることも出来ない。諸山の強壯な僧を選んで僧軍を造りたい」と僧侶の推刷定軍を上疏した<sup>45</sup>。これに対して明宗は「僧達が逃亡離散してしまう」と許可しなかったが、5月20日に「司諫院の意見に従い、全羅道と清洪道からまず選び、他の道は、成り行きをみてから実施しなさい。但し陵寢寺の僧は選んではならない」と妥協案を提示し<sup>46</sup>、僧軍推刷定軍が決定した。無度牒僧に対する度牒停止は、成宗23年2月3日に行われており、無度牒僧は、すでに還俗し軍へ編入されている。今回はじめて全羅道清洪道二道ではあるが、度牒僧についても動員を実施することとしたのである。

## (2) 壬辰倭乱（文禄慶長の役）

朝鮮初期の国軍常備体制が崩壊し、乙卯倭乱で外敵に抗する手段を有さず成すがままであった朝鮮朝は、時を経ずして起きた壬乱（文禄の役）において、豊臣軍によって上陸後僅か3週間で京城を占領されてしまった。この国難時の義僧活動を『朝鮮実録』から抽出整理してみたい。

### ① 休静（西山大師・清虚大師）

- (ア) 朝廷が、休静を呼び僧兵を募集させたところ数千余名が集まった。休静の弟子の義嚴を摠攝とし、僧兵を統率させ元帥傘下に配属した。
- (イ) 休静が、檄文を全国に送り僧に決起を促すと、弟子である関東の惟政と湖南の處英は、夫々僧兵を集め数千名とした。（以上宣祖修正実録 25.7.1）
- (ウ) 敵の首級を挙げた者には禪科を給することを条件に休静に僧兵を集めさせた。（宣祖 26.7.20）
- (エ) 休静に命じて年齢の若い僧兵数百人を城内に集め火砲を教えることとした。黄海道・平安道・江原道の僧兵が夫々数十名ずつ食糧持参で到着し、銃や刀槍などの技芸を学んでいる。（宣祖 27.3.28）

休静決起の様相については、『再造藩邦志』に次のように記載されている。「清虚禪師 休静は、妙香山中で義僧軍を決起した。大師は、僧尼達が西山大師と尊称する人であった。行実が高く、律法が厳しく、釈典に通曉して、詩翰に才能があり、朝廷の士大夫とも親密で、高弟とその弟子達が全国に多く存した。ここに至り大師は、剣を取り門徒千五百人を引き連れて行在地に赴き王に謁見した。王が“国難がかくの如くであるのに、未だ救うものがない”というとき、大師は涙しながら“臣は既に、国内にいる仏徒の中で老いた者や病気で動けない者には、彼らがいる所で香を焚き、仏の助力を祈禱するように命じました。また元気な者は、全て召集し連れて参りました。臣達は、例え俗人でもなくとも、この国で生れ、王の恩育を受けております。どうして国のため、君のために死を惜しむでしょうか。赤誠忠節を尽そうと思えます”と奉答した。この言葉を聞いた王は、大いに嘉賞し“一國都大禪師 八道禪教都總攝 扶宗樹教普濟登階尊者”の号を下賜した。大師は、僧軍を順安の法興寺に進め、檄文を八道寺刹に送ったので、勇猛な僧侶は皆決起した。<sup>47</sup>」

### ② 惟政（四溟堂・松雲大師）

惟政についての記述箇所は、100を超えているが、その中から若干取り上げてみたい。

- (ア) 惟政は、胆力と知恵があり、何度も倭人の陣地へ使者として赴いた。（修正実録 25.7.1）
- (イ) 惟政の軍は、他と比較できないほど勇敢である。
- (ウ) 倭敵の首級を挙げ、船を奪ったので、功勞に従い厚く賞された。（以上宣祖 26.9.8）
- (エ) 惟政の軍で首級を挙げた者には、すぐ禪科の度牒を与えること。（宣祖 26.9.9）
- (オ) 惟政は、宣寧に駐屯しながら近所に麦を蒔き軍糧に備えた。（宣祖 27.2.20）
- (カ) 惟政は、長い間軍列にいて、倭陣にも2度出入りした。彼の功勞に報いるために、正三品武官の僉知を除受したい。（宣祖 27.11.1）
- (キ) 惟政は、将帥として使える男である。

<sup>43</sup> 『朝鮮実録』明宗10年5月16日の条。

<sup>44</sup> 『朝鮮実録』明宗10年5月18日の条。

<sup>45</sup> 『朝鮮実録』明宗10年5月18日の条。

<sup>46</sup> 『朝鮮実録』明宗10年5月20日の条。

<sup>47</sup> 申旻用『再造藩邦志』巻2（国立晋州博物館、2002年）216-218頁。

(ク) 惟政は、嶺南出身なので嶺南に派遣し、元帥の指揮下に入れて、僧軍を担当させることがよい。

(ケ) 禅科の帖を惟政から与えるようにすれば、部下は惟政の言うことを聞くであろう。

(コ) 惟政は国事に忠実なので手厚く処遇しなければならない。(以上宣祖 29.12.5)

(サ) 惟政が去る 8 月 20 日に対馬へ渡ったが、消息がない。(宣祖 37.12.13)

惟政の逸話は多々あるが、その中から ①休静の檄文を読んで呼応したこと ②加藤清正陣に出向いたこと ③日本へ渡り徳川家康と会見したことなどの逸話を紹介しておく。

まず『再造藩邦志』に「休静の檄文が山中に届くや惟政は、これを仏卓の上に広げ僧侶達を呼び、読んで聞かせると、血涙が流れ落ちてやまなかった。惟政が促すと山中にいる僧侶七百余名が決起し西へ向い、平壤に着くころにはその数が千余名になっていた」<sup>48</sup>と書かれている。

次に『芝峰類説』には「惟政は、壬辰倭乱の後に義僧の将帥になって、嶺南に陣を構えた。加藤清正が惟政に会うことを要求した。惟政が倭兵の陣へ入って行くと、敵兵が数里の道に並び、槍と刀を襖のように立てていた。しかし惟政は、恐れる気配もなく清正と会い静かに話をして笑った。清正が惟政をみて“貴国には宝物があるのか”と聞いた。惟政は“我国には財宝はなく、ただ貴殿の首を財宝としている”と答えた。清正は“何を言っているのか”というのと、惟政は“我国では貴殿の首が千斤の金と万戸の村に値する。それが財宝でなくしてなんであろうか”といった。清正は、大笑いした」<sup>49</sup>とある。

慶長 9 年(1604)、惟政(松雲大師)が日本の和睦の意思を確認するため来日したとき、徳川家康と面会した経緯が『通航一覽』に記載されている。

「慶長 9 年、朝鮮の松雲大師が対馬に来て宗義智に逢い、日本に和睦の意思があれば江戸へ行き朝鮮王の趣を述べたい。またその意思がないのであれば、対馬から即刻帰国すると伝えてきた。宗義智は、彼を対馬に滞在させ、江戸へその旨を伝えると、徳川家康から“来年秀忠と共に上洛するので、そのとき京都で朝鮮の使者と会おう”という返事があった。宗義智は、松雲大師を同道して 12 月 27 日上洛し本法寺で越年、翌慶長 10 年 3 月 4 日伏見城で徳川家康と面会した」<sup>50</sup>とあり、惟政の活躍ぶりが窺える。

### ③ 靈圭

(ア) 公州牧使が義僧・靈圭とその僧軍を引き連れ、趙憲を助けに来たので、趙憲は兵力を合せて清州城西門へ肉薄した。

(イ) 靈圭が、趙憲と共に錦山城で玉砕する。(以上修正実録 25.8.1)

### ④ 信悦

(ア) 慶尚右道の摠攝・信悦は、各寺院の位田に麦を蒔いて兵糧とした。

(イ) 信悦の僧兵は、皆壯丁で耕種した余暇に火砲を練習した。(以上宣祖 27.2.20)

### ⑤ 處英

(ア) 處英の僧軍に要衝である南原城の修築を任せた。(宣祖 27.7.19)

### ⑥ 見牛

(ア) 月溪山城の城下に摠攝・見牛を居住させ、屯田官・李貞吉と共に農作物を栽培させ兵糧とし、城を少しずつ修理することとした。(宣祖 28.6.12)

### ⑦ 義嚴

(ア) 娑娑山城内に都摠攝・義嚴が家建て城下に屯田を開拓した。また農作物を栽培しながら城壁の修築を行っている。(宣祖 28.6.12)

(イ) 娑娑城は、義嚴に守らせているが、軍糧武器兵士を多数準備して支給しなさい。

(ウ) 禅科の帖を義嚴から与えるようにすれば、部下は義嚴の言うことを聞くであろう。

(エ) 義嚴は、国事に忠実なので手厚く処遇しなければならない。(以上宣祖 29.12.5)

### ⑧ 義能

『朝鮮実録』には記載がないが、李舜臣水軍の義僧・義能について、梁銀容が次のように論じている。「僧軍が果たした功績は、李舜臣の効率的な作戦と僧将を軸とした僧軍自体の充実した綱紀が合致

<sup>48</sup> 前掲書、218頁。

<sup>49</sup> 『世界思想教養全集・續10』南晚星訳「芝峰類説・下」外道部(乙酉文化社、1982年)391-392頁。

<sup>50</sup> 林燿『通航一覽』巻27(清文堂出版社、1967年、復刻)316-317頁。

したために可能であったのであろう。護国を最善の護法とみるとき死は義である。そして死を超越した修行僧で編成された突撃隊の役割は、李舜臣戦史の神話を創出する大きな要因となった<sup>51</sup>。都將・義能が率いる突撃義僧水軍は、李舜臣の直轄部隊であった。

以上を要するに、朝鮮初期の軍制は、中央軍と地方軍に区分される。中央軍は、府兵と呼ばれる5品以下の精鋭で編成され、国王の侍衛と首都の警備・防衛を主担当とし、時によっては辺方防衛の任務も遂行する軍隊であった。地方軍は、農民兵を主体とし、両界を含めた一定地域の警備・防衛を受け持つ軍隊であった。朝鮮初期には、八道の正確な軍籍を造ることによって、不公平な軍役徴発とそれに伴う忌避逃亡を防止し、軍人を放還して農業に専念させるなど富国中心の政策が取られた。

しかし時が経つに連れて戸籍及び土地台帳による定額徴発や、貢納制度の弊害などによる農民の忌避逃亡が日常茶飯事となったこと並びに受田散官の居京侍衛の形骸化及び放軍収布による代立制度の普及などによって、朝鮮王朝の国軍常備体制は、明宗代以前に崩壊してしまった。

明宗10年に乙卯倭変が勃発し、軍備の疏虚化を露呈した儒臣は、征討軍の編成に着手したが、軍籍は有名無実であり、倉庫には軍糧がない状況であった。儒臣は、蔑視していた僧軍の力を利用せざるを得なかった。ここに無度牒僧、度牒僧関係なくすべての僧を動員する推刷定軍を実施した。時を経ずして起きた壬辰倭乱においても国難を救ったのは義僧軍であった。

## 結び

576年に結成された新羅の花郎制度が、軌道に乗っていないことを懸念した真平王は、中国留学から帰国した圓光法師に花郎制度の再建を命じた。圓光法師は、花郎を彌勒の下生とし花郎徒を龍華香徒と準えて、花郎を通じて尽忠報国・勇壯義烈の戦士を養成し三国統一を果たした。しかし平和な時代の到来と共に護国的仏教は後退し、干天降雨・病気快癒などの消災祈願や極楽浄土祈願などが前面に出て、王族・貴族の寺院に対する喜捨が増え新羅滅亡の原因ともなった。

高麗時代に入ると、太祖・王建の「国家統一は、諸仏の護衛の力によって達成された」という国家神補説が高麗全期に亘って存在し、仏教は、国家によって保護され隆盛を極めた。高麗仏教活動は、本来の仏教活動と軍事活動の両面にわたって活発に行われた。僧侶本来の役目である非軍事的活動では、王朝が護国安民の最勝法文として偏重していた『仁王般若波羅密經』の護国品の教えの如く、仁王道場をはじめとする護国安民・外敵撃退祈願の法会を活発に行った。一方僧侶の軍事活動面では、当初寺院の勢力維持拡大および財産保全が主目的で作られた私兵としての僧軍が、女真族来襲時の僧徒による降魔軍の編成、契丹蒙古侵入への僧軍動員、武臣乱時の僧兵起兵、さらには寺院からの戦馬・軍費の徴発、火薬実用化に伴う火桶放射軍の寺院への設置など、国軍の崩壊以降国軍化傾向が顕著となった。

朝鮮時代の仏教は「仏教衰退の歴史」であった。しかし禅教両宗を完全に廃止し、僧科制度も破棄した中宗までの100年は、緩やかな仏教規制であった。さらに中宗後の明宗代には生母・文定大妃の摂政時代の15年間、再び両宗及び僧科の復活がなされ、一時的ではあるが仏教中興期を迎えた。その中興期に現れたのが西山大師であった。韓半島では、新羅時代から壬辰乱（文祿の役）開戦前夜まで護国仏教が生き続けていたのであった。平常時には護国安民を願って祈祷し、国に一朝ことあれば、木魚を劔に持ち替えて出陣し、国のために命を賭して戦うという新羅護国仏教の教えが脈々として韓半島において継承され、「護国を最善の護法とみるとき、死は義である」といって戦場に散った義僧は、まさしく新羅武士と言わずして何であったろうか。朴正熙は、新羅武士道を継承した韓半島の護国仏教の真髓を西山大師に見たのであった。

<sup>51</sup> 『韓国宗教』19輯 梁銀容「壬辰倭亂과 湖南의 佛教義僧軍」(円光大学校研究所、1994年) 4-11頁。





論文

## 「改善要求発話」の構成要素に関する日中対照

—認知言語学的アプローチから—

A Contrastive Study of Japanese and Chinese “Making Demands”:  
The Viewpoint of Cognitive Linguistics

李 国玲 (Guoling LI)

筑波大学大学院人文社会科学研究所国際日本研究専攻 博士後期課程

本稿では、自由記述型談話完成テストにより収集した改善要求発話を「切り出し部」「用件内容部」「終了部」の3つの部分に分け、ピリヤードボール・モデルを援用し、改善要求発話の談話構造を分析した上、「因果連鎖」と「事態把握」という二つの認知的アプローチから、日中間の類型論的特性を考察した。さらに、その考察結果に基づき、これまで着目されてこなかった認知とポライトネスの接点から、日中間の配慮の仕方の相違と認知レベルでの営みとの関連性を検討した。その結果、改善要求発話の各部分に用いる配慮の仕方が、日中両言語とも一見異なる表現形式で表しているようであるが、その深層において、日本語は話者自身の感情活動を事態に注ぎ込んだ「主観的把握」、中国語は事態そのものを重視した「客観的把握」、といった認知レベルでの共通性があることが明らかになった。

The present paper discusses the typological characteristics of Japanese and Chinese “making demands” from the viewpoint of ‘causal chain’ and ‘construal’. We collected the data through a test called the ‘Discourse Completion Test’. The discourse then could be divided into the following parts, namely, ‘the beginning part’, ‘the key part’ and ‘the finishing part’. From the viewpoint of ‘the relevance of politeness and cognition’, which has not been noted heretofore, we found that in both Japanese and Chinese, the expressions and the ways of consideration in one part are different from that in another. That is, they are connected by the ‘construal’ which works at the cognitive level. The Japanese speakers would like to use the ‘subjective construal’ while the Chinese speakers prefer the ‘objective construal’. In this way, we can get some insight into the differences in cognitive level resulting in individual ways of making politeness between Japanese and Chinese.

キーワード：認知 ポライトネス 因果連鎖 事態把握 類型論的特性

**Keywords:** Cognitive, Politeness, Causal Chain, Construal, Typological Characteristics

はじめに

「改善要求」とは、「現状に不満や不快感を感じている話者が、その好ましくない状況を引き起こした当事者の聴者に何らかの改善行為を行うように頼む行為である」(李 2014:137)。字面が示す通り、改善要求発話の究極的な目的は好ましくない現状を改善してもらうことである。この目的を達成するためには、様々なストラテジーが用いられる。例として、隣に住んでいる人が夜遅くまで大声で話している場合に、相手に何か言うとしたら、様々な発話が可能であろう。以下、いくつかの例を挙げる。

- (1) ちょっと悪いんだけど、夜もう少し静かにしてくれないかな。
- (2) 最近何かあるの？ わいわいしてるみたいだけど。
- (3) すみません。夜うるさくて、眠れないのですが…
- (4) 何時だと思ってるんですか、 いい加減にしてください。

これらの発話は、いずれも筆者が自由記述型談話完成テスト (Discourse Completion Test: 以後 DCT と呼ぶ) により収集した日本語母語話者の実例 (下線は筆者によるもの) である<sup>1</sup>。「静かにしてほしい」という発話意図を聴者に伝えるために、(1)は改善行為を行うよう直接要求、(2)は好ましくない状況を引き起こした聴者の行為を指摘、(3)は聴者の行為によって引き起こした不利益を述べ、(4)は相手を非難し、自身の不満感情を表出している。

課題Ⅰ：こうした「言語行動の仕方」の異なりを生じさせるものは、何に起因するのであろう。

- (5) ごめん、ちょっともうこんな時間だし、おしゃべりなら小さい声でしてくれないかな～ごめんね。
- (6) 嘿，哥们<sup>2</sup>，说话的时候能不能小点声，咱这楼隔音效果不太好，晚上我都睡不着觉。谢谢了哈！  
 訳文<sup>3</sup>：あのさ、お前、しゃべるとき声を小さくできない？この建物は防音効果がよくないから、夜、ほく良く眠れないんだ。ありがとう。

また、(5)と(6)に示したように、改善要求発話の表現形式に関して、日中間で大きな異なりが見られる。用件内容を述べる前の切り出し部において、日本語の例では、恐縮の意を示しながら注目喚起を行う「ごめん」を使用しているのに対して、中国語の例では、“嘿，哥们 (あのさ、お前)”といった親近感を示す呼称名詞を使用している。そして、用件内容を述べる(つまり、改善要求を表出する)際に、日本語の例では、「～してくれないかな～」という恩恵授受を表す授受補助動詞を用いた文型が使われているが、中国語の例では、“能不能 (～できませんか)”といった能願動詞(可能性、願望を表す助動詞)を用いた可能性を尋ねる文型が用いられている。また、用件内容を述べた後の終了部において、日本語の例では、「ご迷惑をおかけしてすまない」という気持ちを表す「ごめんね」に対して、中国語の例では、「協力していただければ、ありがたい」という気持ちを表す“谢谢了哈 (ありがとうね)”を使用している。

課題Ⅱ：日中間でなぜこのような対立(あるいは、相違)が存在するのだろうか。これらの対立の背後にはどのようなメカニズムが働いているのだろうか。

課題ⅠとⅡを究明するために、本稿では、「言語のあり方はそれをを用いる人間の認知の営みの傾向との関連で動機付けられている」(辻編 2003:Ⅷ)という認知言語学の主張に沿い、伝統的な語用論研究の諸理論<sup>4</sup>を踏まえつつ、「因果連鎖」と「事態把握」という二つの認知的アプローチから改善要求発話の構成要素を考察し、改善要求発話に見られる日中の類型論的特性を明らかにするとともに、日中間の配慮の仕方の相違と認知レベルでの営みとの関連性を検討することを目的とする。

## 1. データ収集

本稿では、被調査者を20代の大学生と大学院生に限定し、これまでの先行研究(初鹿野ほか 1996、平井 1998、朴 2000など)でも取り上げられてきた、日常生活で遭遇する可能性が高いと思われる二つの場面を設定し、現状に不満や不快感を感じ、当事者の聴者に好ましくない状況の改善を望む場合に、どのように伝えるかについて DCT 調査を行った。

<sup>1</sup> 以下、特に断りのない場合、例文は筆者が DCT 調査により収集したもので、下線は筆者によるものである。

<sup>2</sup> “哥们 (gemen)”は「友人同士の親しみを込めた呼び方」(『クラウン中日辞典』三省堂出版, 2001)である。“哥”というのは本来「兄」という意味で、ここでは「虚構的用法」である。つまり、本来他人である人物を虚構的に親族とみなす点で、その分だけ相手との距離を縮める効果を生む。

<sup>3</sup> 原文の意味と構造を忠実に生かすため、日本語訳に多少不自然さを感じることもある。以下同様。

<sup>4</sup> 20世紀60年代に始まった語用論研究のことである。言語表現のみならず、それをを用いる使用者や文脈との関係など発話状況まで考慮に入れた意味や会話の規則性についての研究が行われてきた。その内、画期的な成果を遂げた研究として、Austin の発話行為論、Searle の発話行為論、Grice の協調の原理、Sperber and Wilson の関連性理論、Leech のボライトネスの原理、Brown and Levinson のボライトネス理論などが挙げられる。

DCT 調査は、場面を提示した言語行動意識調査であり、相手とのやり取りの中で言語行動を遂行する自然談話の資料と異なり、発言内容をひとまとまりの発話に継続的に盛り込んでいる。もちろん実際の自然談話では、相手の反応や場面などに応じて、話し手は必ずしもこのように話すわけではないが、こうした言語行動は、熊谷 (2000:97) が指摘しているように、「話し手の頭の中にあるモデルとして、実際の相互作用の場で相手の反応に応じて変更や修正を加えられる前の、基本的にこういう出方をしたい、こう展開してしかるべき、と話し手が考えているような行動のイメージ」である。そのため、自然談話やロールプレー調査に比べ、DCT 調査のほうが、談話の流れを支える鍵概念だと考えられる話し手の心的態度 (状況や相手をどのように捉え、自分を相手にどのように認知させたいのか、そのためにどんなストラテジーを選択すればいいのかなど) の在り方をより明確に示しているのではないかと考えられる。

この意味では、自然談話やロールプレー、インタビュー、シナリオ、DCT 等々の調査方法の内、改善要求発話の表現形式がどのように人間のものの見方を反映しているかを明らかにすることを目的としている本稿には、最も相応しいのが DCT 調査だと考えたい。

表 1 DCT 調査の内訳

場面	状況	相手要因	親疎関係	年齢	上下関係	性別
1	隣に住んでいる人がよく夜遅くまで大声でおしゃべりをしている。このような状況はもう一週間ぐらい続いている。	同じ大学に通っている親しくない同級生	疎	同	同	同
2	同上	親しい友達	親	同	同	同

調査は2012年の9月から12月にかけて、日本の茨城県にあるA大学と中国の河北省にあるB大学で行った。調査協力者は日本語母語話者(以下 JNS)20名(女性13名、男性7名)と中国語母語話者(以下 CNS)20名(女性10名、男性10名)である。JNS は日本語で書かれた DCT 用紙に日本語で回答してもらった。CNS は日本語学習歴が全くない人に限定し、中国語で書かれた DCT 用紙(日本語版と同じ内容)に中国語で回答してもらった。

ある特定の場面に不満や不快感を感じた場合、直接言語によって「改善してほしい」という意図を表明する場合もあれば、表情や目線、咳払い、ため息、ジェスチャーなどの非言語サインによって相手に伝える場合もあるだろう。また、表明しない、あるいは第三者を通して相手に伝える場合もある。本稿は「改善要求行為」の言語表現を考察するため、収集したデータから言葉で相手に伝える場合だけのデータを抽出し、研究対象とする。有効データ数は次の表2に示す。

表 2 有効データ情報(実数/割合<sup>5</sup>)

被調査者	場面 1		場面 2	
	実数	割合	実数	割合
JNS	12 人	60%	14 人	70%
CNS	19 人	95%	16 人	80%

## 2. 本稿の課題

### (1) 課題 I — 「因果連鎖 (causal chain)」の分析に基づき、日中間の類型論的特性を考察

「われわれが認知するのは、単なるモノの世界だけではなく、物体が移動したり状態が変化したりするような、コトの世界も対象となる。こうした認知の世界での出来事を事象構造(event structure)という。それは特に文の形で世界の一面を捉えるプロセスに深く関わっている」(大堀 2002:97)。事象を構成する重要な要素の一つは参加者の間の相互作用のことである。それは参加者がどんな影響を及ぼしあい、どんな変化をするのかということと関わる。

<sup>5</sup> ここでの「割合」とは、非言語ではなく、言語化して伝える人の実数を被調査者の総数(20人)で割ったものを%で示したものである。

現実世界では、一つの出来事にいくつかの原因があり、因果関係が多方面に及んでいるという事実がある。何らかの問題が現実世界で起きたとき、その原因はいったい何なのかを突き止めることが難しいのは、しばしば経験することである。しかしながら、人の認知プロセスでは、無数に張りめぐられた因果関係の網の中から一筋の連鎖を取り出し、図1のように線状的な関係へと還元することで出来事が理解されている。言い換えれば、「われわれが経験する出来事は、ある一つの対象から発した「エネルギー」が別の対象に伝わり、それが順々に伝達されることで一連の出来事が生じるというモデルによる捉え方がされると考えられる」(大堀 2002:99)。これは日常的な事態の捉え方についての理想認知モデル(ICM)とも言われ、こうした一連の因果関係の繋がりを「因果連鎖」(causal chain)とされている<sup>6</sup>。



図1 線状化された因果関係(大堀 2002:99より)

連鎖上の●で表した節点は事象の参加者を、節点をつなぐリンクは参加者間の影響関係を表している。このモデルは因果連鎖の上で玉突き式に出来事が起きるという意味で、ビリヤードボール・モデル(billiard-ball model)<sup>7</sup>とも言われている。

以上、概観してきたように、大堀(2002)は、事態というものは因果連鎖とみなされ、この因果連鎖の中から認知主体がある細密度のもとに、連鎖の一部をプロファイルすることによって出来事を描き、述語を中心とした文レベルでの言語表現と認知プロセスとの関わりが議論の中心的な対象となっている。こうした一連の認知プロセスは、実は文レベルだけではなく、いくつかの文をひとまとまりとして考える談話レベルでの言語化にも見られる。

例を挙げれば、本稿で設定した場面での言語行動の究極的な目的は、うるさい現状を改善してもらうことであろう。その目的が達成されるまでには、図2に示したような因果関係を表す状況の段階が存在すると考えられる。

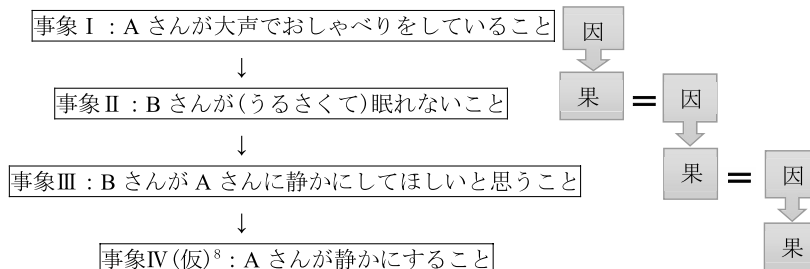


図2 改善要求行為における因果連鎖の分析例

この図を文で説明すれば、「Aさんが大声でおしゃべりをしている。そのせいで、隣に住んでいるBさんがうるさくて眠れない。BさんがAさんの行為(騒音)によって不利益(よく眠れない)を受けたため、Aさんに静かにしてほしいという改善の願望要求を出した。Bさんの願望要求に応じて、Aさんが静かにした」、といったような事象の連鎖が考えられる。例えば、次の日本語母語話者の発話例を参照されたい。

<sup>6</sup> 大堀(2002)を参考にした。

<sup>7</sup> We tend to conceive of our world as being populated by discrete objects, each of which (at a given moment) occupies a distinct location. Some of these objects are capable of moving about and interacting with others, particularly through direct physical contact. Motion is driven by energy, which some objects are capable of supplying internally and others must receive from outside sources. When physical contact is initiated with any degree of force, energy is transmitted from the mover to the impacted object; this may cause the latter to move also, and possibly to interact with additional objects. Let us call this archetypal conception the “billiard-ball model”. (Langacker1990:209)

<sup>8</sup> AさんがBさんの願望要求に応じないときもある。ここでは、仮に改善要求発話の目的が達成された状況を設定した。

(7) 実はそちらの話声が壁伝いで聞こえていまして、 そのせいで最近夜眠れないのです。

事象Ⅰ

事象Ⅱ

申し訳ないのですが、夜遅くまで話すのは控えてもらってもいいですか。

事象Ⅲ

改善要求発話の究極的な目的は好ましくない状況を改善してもらうことで、この目的を達成するために、(7)では、話者が好ましくない現状を引き起こした聴者の行為に言及すること(事象Ⅰ)から発話を始め、聴者の行為が自分に不利益をもたらし、今困っていること(事象Ⅱ)を聴者に話した後、好ましくない現状を改善してほしいという願望(事象Ⅲ)を聴者に伝えている。この発話では「Aさん」から「Bさん」までの影響関係だけが切片化されている。これらは事象の中心的な参加者であり、他の周辺の参加者(例えば、「壁が薄くて防音効果が悪い」や、「翌日に早起きする」など)は因果連鎖の表記から捨象されている。

大堀(2002)に倣い、改善要求行為における事象の因果連鎖を一般化すると、図3に示したような事象の連鎖が考えられる。

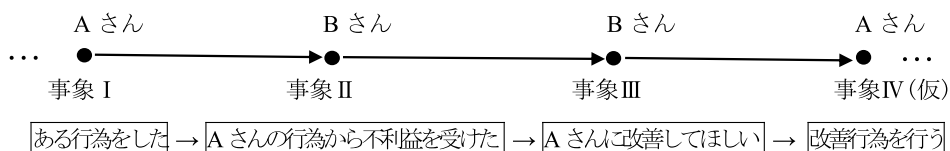


図3 改善要求行為における事象の因果連鎖

この図を文で説明すれば、「Aさんがある行為をした、あるいは今現在している。その行為が引き起こした状況がBさんにとっては好ましくないため、Aさんの行為がBさんに不利益をもたらした。BさんがAさんの行為から不利益を受けたため、Aさんに好ましくない状況を引き起こした行為を改善してほしいという願望要求を出した。Bさんの願望要求に応じて、Aさんが好ましくない状況を引き起こした行為を改善する」となる。

このように、改善要求行為には、事象Ⅰ：Aさんがある行為をした。 → 事象Ⅱ：Aさんの行為でBさんが不利益を受けた。 → 事象Ⅲ：BさんがAさんに好ましくない状況を引き起こした行為を改善してほしい。 → 事象Ⅳ：Aさんが改善行為を行うといった一連の事象の因果連鎖が考えられるため、理論的には事象Ⅰ、事象Ⅱ、事象Ⅲのいずれかに言及すれば、因果連鎖の作用を通して、事象Ⅳに影響を及ぼし、改善要求発話の目的が達成できる。この因果連鎖が存在するからこそ、改善要求行為を行う際に、様々な発話の仕方、あるいは言語行動の仕方が可能となる。

文レベルでの因果連鎖論に一つ重要な概念が「連鎖の切片化」ということである。言い換えれば、「出来事を言語化する際には、一連の連鎖の中から限られた部分だけをプロファイルする」(大堀2002:99)ことである。この現象はいくつかの文をひとまとまりとして考える談話レベルでの言語化にも見られる。例えば、次の改善要求発話の例を参照されたい。

- (8) ちょっと悪いんだけど、夜もう少し静かにしてくれないかな。 ((1)の再掲)      【事象Ⅲ】  
 (9) 最近何かあるの？わいわいしてるみたいだけど。 ((2)の再掲)      【事象Ⅰ】  
 (10) すみません。夜うるさくて、眠れないのですが… ((3)の再掲)      【事象Ⅱ】  
 (11) 夜声すごい聞こえてくるから、音量おとしてもらっている。      【事象Ⅰ】+【事象Ⅲ】

下線部で示したように、(8)では事象Ⅲ、(9)では事象Ⅰ、(10)では事象Ⅱだけを取り上げており、(11)では事象ⅠとⅢを切り出し言語化している。こうした可能な因果連鎖の中から一部を切り出すことが連鎖の切片化(segmentation)とされている。

因果連鎖論のもう一つの重要な概念はどのくらい事態を細かく見るかという「細密度のとり方」である。改善要求発話をひとまとまりの談話として考えるとき、取り上げている事象の数が多ければ多

いほど、細密度が高いと考えられる。この意味では、一つの事象だけを取り上げた(8)(9)(10)に比べ、二つの事象を取り上げた(11)のほうが細密度が高いと言える。

また、一つの事象に対して細かく述べれば述べるほど、細密度が高いと考えられる。例えば、事象Ⅲを言語化する際に、(12)のように、用件だけを述べている場合もあれば、(13)のように用件だけではなく、自分がなぜ改善要求を表出したかも言語化し、述べている場合もある。用件だけを述べた(12)に比べ、理由付けまで述べた(13)のほうが細密度が高いと言える。

(12) 夜もう少し静かにしてくれないかな。

(13) さすがにもう遅い時間だから、もう少し静かにしてもらってもいいかな。

上記のように、談話レベルでの事態の言語化においても、図4に示したように、文レベルでの事態の言語化と同様に、話者(=認知主体)が「多方面に広がった因果関係の中から線状の連鎖を抽出した上で、連鎖の一部をある細密度のもとに切片化する作業」(大堀 2002:99-100)を行っていると考えられる。

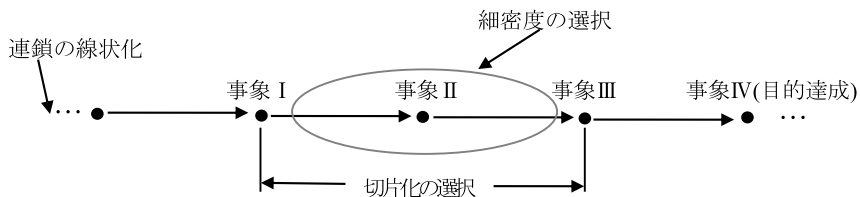


図4 改善要求行為における事象の認知プロセス(大堀 2002:100に倣い)

「因果連鎖に基づいた分析は、言語の類型論的特性を考える上で、有効な視点を提供する」と大堀(2002:109)が指摘している。日・中改善要求発話において、因果連鎖の「切片化」及び「細密度のとり方」から、どのような類型論的特性が見られるのだろうか。これは本稿の一つ目の課題である。

## (2) 課題Ⅱ—「事態把握 (construal)」の観点から、日中間で配慮の仕方に相違が生じるメカニズムを検討

ここまで、主に改善要求発話の「用件内容部」(目的達成に直接関与する部分)を中心に述べてきたが、実際の発話場面においては、話者がいきなり用件内容を話すのではなく、(14)と(15)で示したように、何らかの方法で会話を切り出してから、用件内容を述べることが多い。また、改善要求行為は相手を動かして特定の行動をさせる行為であるため、相手の「権利や自由を侵害されたくない」というネガティブ・フェイスを脅かす度合いが高いと言われている。そのため、用件内容を述べた後に、何らかの言葉を用いて、人間関係を良好に保つ姿勢を示すことがある。

(14) 切り出し部：ごめん、

用件内容部：ちょっともうこんな時間だし、おしゃべりなら小さい声でしてくれないかな～  
終了部：ごめんね。

(15) 切り出し部：嘿，哥们，

用件内容部：说话的时候能不能小点声，咱这楼隔音效果不太好，晚上我都睡不着觉。  
終了部：谢谢了哈！

人間関係を良好に維持するために、積極的に配慮する姿勢を示す点では、日本語と中国語が共通になっているが、前文でも触れたようにその具体的な配慮の仕方に関して、日中間で以下のような相違が見られる。「ごめん」⇔「嘿，哥们(あのさ、お前)」、「～してくれないかな～」⇔「能不能(～できませんか)」、「ごめんね」⇔「谢谢了哈(ありがとうね)」。

「切り出し部」と「終了部」の対立現象については、従来B&Lのポライトネス理論から説明することが多く、日本語母語話者がネガティブ・ポライトネス心理からの配慮を多用し、中国語母語話者が



ポジティブ・ポライトネス心理からの配慮を多用する(滝浦 2008など)と指摘されている。このポライトネス心理の相違が生じる原因について、従来、文化などの面からの分析が多かったが、人間のものの見方という内面的な要素からの研究が少なかった。また、「用件内容部」の「求心的な授受補助動詞」と「能願動詞」の対立現象について、B & Lのポライトネス理論からは説明がつかねることがある。

そこで、本稿は、認知レベルでの営みの相違が言語間の配慮の仕方の相違を生じさせる潜在的な根源であるという仮説を提出し、「認知とポライトネスの接点」という新たな研究方法で、改めてこれらの現象を分析することにする。

池上(2005、2006、2011a、2011b)によると、事態を言語化する際に、話者(=認知主体)は「自らが把握の対象とする客体である事態との関わり合いにおいて、二つの類型的図式で対立する」(池上 2011a:51)。

- 〈主観的把握〉(subjective construal) : 話者は問題の事態の中に自らの身を置き、その事態の当事者として体験的に事態把握をする。
- 〈客観的把握〉(objective construal) : 話者は問題の事態の外にあって、傍聴者ないし観察者として客観的に事態把握をする。

「言語が異なると、それぞれの話者による〈事態把握〉の仕方に好みの差があるということは、言語のいろいろなレベル、さまざまな側面について認められることである」と池上(2011b:318)が指摘している。前文で触れた日中間の配慮の仕方の相違が、こうした事態把握の類型に関連しているのだろうか。もし関連しているのであれば、日中間の配慮の仕方が事態把握の類型にどのように関わっているだろうか。これは本稿の二つ目の課題である。

### 3. 因果連鎖の分析から見る日中間の類型論的特性

#### (1) 「連鎖の切片化」の分析

2節(1)で論述したように、改善要求行為には、事象Ⅰ：Aさんがある行為をした → 事象Ⅱ：Aさんの行為でBさんが不利益を受けた → 事象Ⅲ：BさんがAさんに好ましくない状況を引き起こした行為を改善してほしい → 事象Ⅳ：Aさんが改善行為を行うといったような事象の連鎖が考えられる。この一連の因果連鎖の中から、どの部分を切り出して言語化するかといった「連鎖の切片化」において、日本語と中国語の話者がそれぞれどのような好みがあるだろうか。以下、DCT調査により収集したデータを集計し、分析を進めたいと思う。記述の便宜上、事象Ⅰを【他者行為指摘】、事象Ⅱを【不利益告知】、事象Ⅲを【改善要求】とする。

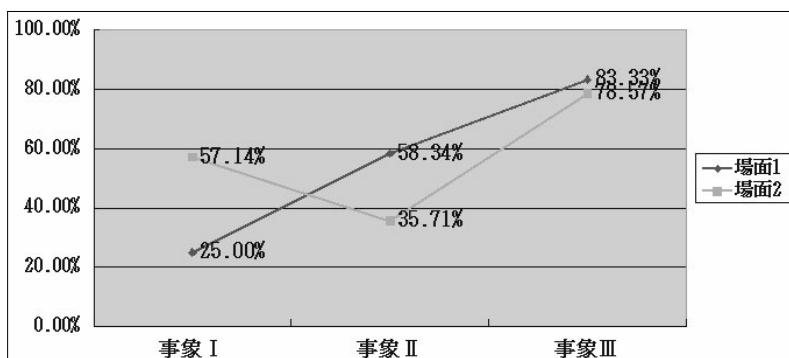


図5 日本語母語話者の親疎関係によって各事象の選択率<sup>9</sup>

図5は日本語母語話者が親疎関係によってどの事象を選択し言語化しているかを示したものである。各事象の選択率を比べる結果、いずれの場面で、目的達成に最も近い事象Ⅲ【改善要求】の選択率が、他の二つの事象より高いことが分かった。また、事象Ⅰ【他者行為指摘】と事象Ⅱ【不利益告知】の選択率に関して、親しくない同級生に対して、事象Ⅱ【不利益告知】を選択する傾向が強いが、親し

<sup>9</sup> ここでの「選択率」とは、各事象の出現頻度を事例総数(12例)で割ったものを%で示したものである。以下同様。

い友達に対して、事象Ⅰ【他者行為指摘】を選択する傾向が強い、といった親疎関係によって、事象Ⅰと事象Ⅱの選択率が反転する傾向が見られた。その原因については、事象Ⅰ【他者行為指摘】が相手が動作主である不利益付与行為を直接指摘しているため、自分のことを述べている事象Ⅱ【不利益告知】に比べると、相手のフェイスを脅かす可能性が高いと考えられ、親しくない人に改善要求を表出する際に、フェイス脅威性の高い事象Ⅰに言及することを控えめにしているからだと考えられる。

また、日本語母語話者の各場面で使用している発話パターンを集計した結果、親しくない隣人に対する場面においては、(16)と(17)で示した例のように、事象Ⅲだけを切り出して言語化するパターンが全体の41.67%、事象Ⅰ+事象Ⅱ+事象Ⅲを切り出して言語化するパターンが25%という結果を得た。

- (16) すみません、ちょっと静かにしてもらってもいいですか。 【事象Ⅲ】  
 (17) すみません、申し訳ないんですけど、声が結構響いて眠れないので…もう少しおさえめでお願いしてもいいですかね。 【事象Ⅰ】+【事象Ⅱ】+【事象Ⅲ】

一方、親しい友達に対する場面においては、はっきりした傾向が見られず、目的達成に最も近い事象Ⅲだけを切り出して言語化した事例が、事象Ⅰ+事象Ⅲ、事象Ⅱ+事象Ⅲ、事象Ⅰだけを切り出して言語化した事例と同じ割合であり、それぞれ21.43%を占めていることが明らかになった。

- (18) ちょっと悪いんだけど、夜もう少し静かにしてくれないかな？((1)の再掲) 【事象Ⅲ】  
 (19) 夜声すごい聞こえてくるから、声量おとしてもらっていい。 【事象Ⅰ】+【事象Ⅲ】  
 (20) もうちょっと静かにしてよー寝れないってー！<sup>10</sup> 【事象Ⅲ】+【事象Ⅱ】  
 (21) 最近何かあるの？わいわいしてるみたいだけど。((3)の再掲) 【事象Ⅰ】

以上考察してきたように、日本語母語話者の改善要求発話の事象の「切片化の選択」においては、親しくない隣人に対する場面に比べ、親しい友達に対する場面で、より豊富な切片化のパターン(あるいは、発話パターン)を使用していることが明らかになった。

切片化のパターンに豊富なバラエティが見られるということが、日本語母語話者が改善要求行為を行う際に、親しくない人に対する場面に比べ、親しい友達に対する場面での心理的負担(相手との人間関係を崩さないように配慮する負担)が低く、自分の言いたいものをより気軽に言える、あるいはより自由に自分の意見を述べられることを示唆しているのではないかと考えられる。

以上は、日本語母語話者の各場面における「連鎖の切片化」の特徴に関する考察である。次は、中国語母語話者の「連鎖の切片化」について考察する。

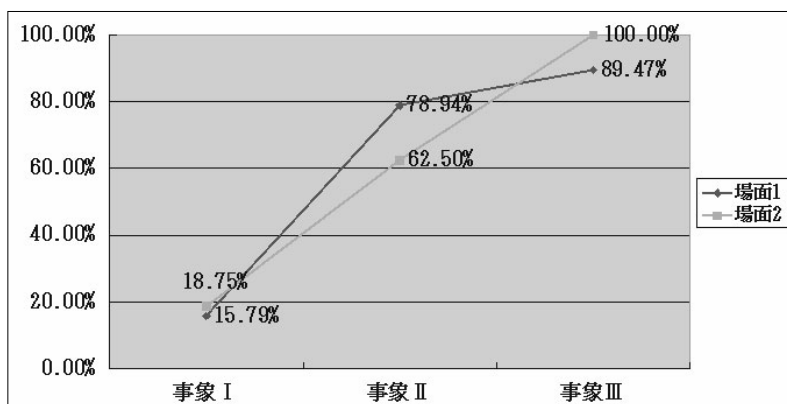


図6 中国語母語話者の親疎関係によって各事象の選択率

図6に示したように、日本語母語話者と同様に、いずれの場面において、中国語母語話者が事象Ⅲ

<sup>10</sup> 本稿は、改善要求行為と考えられる一連の事象の連鎖の内、どの部分が切り出されて言語化しているかを考察するのが主な目的であるため、事象の出現順序には拘っていない。

【改善要求】を選択し言語化していることが多い。選択率から、場面1（相手は親しくない同級生）では約9割、場面2（相手は親しい友達）では全ての被調査者が事象Ⅲ【改善要求】を取り出し、言語化していることが分かる。また、親疎関係に関わらず、事象Ⅱ【不利益告知】の選択率が事象Ⅰ【他者行為指摘】より遥かに高いことが見られる。

中国語母語話者の各場面で使用している発話パターンを集計した結果、親しくない隣人に対する場面で、(22)と(23)で示した例のように、事象Ⅱ+事象Ⅲを切り出して言語化するパターンが全体の57.89%、事象Ⅲだけを切り出して言語化するパターンが21.05%という結果を得た。

- (22) 同学<sup>11</sup>，我是一个声音很敏感的人，听见声音总会睡不着觉，请你可不可以别通电话到那么晚。  
訳文：すみません、私は音にとっても敏感なので、音が聞こえると眠れないんです。こんな遅い時間に電話をしないでもらえませんか。 【事象Ⅱ】+【事象Ⅲ】
- (23) 跟你商量个事，晚上能不能早点打电话或者声音小一点儿。  
訳文：ちょっと話したいことがあるんですが、夜、電話をもう少し早めにするか、話す声を控えめにするかしてもらえませんか。 【事象Ⅲ】

親しい友達に対する場面では、(24)と(25)で示した例のように、事象Ⅱ+事象Ⅲを切り出して言語化するパターンが全体の50%、事象Ⅲだけを切り出して言語化するパターンが31.25%という結果を得た。

- (24) 亲<sup>12</sup>，晚上能不能别聊了，我都一周没睡好了，就算我求你了。  
訳文：あのさ、夜のおしゃべりやめてくれないかな。僕、もう一週間もぐっすり眠れてないんだよ。勘弁してよ。 【事象Ⅲ】+【事象Ⅱ】
- (25) 朋友，晚上能早点休息吗？聊太迟对自己身体不好。  
訳文：あのさ、夜早く寝てくれない？遅くまでおしゃべりすると体によくないよ。 【事象Ⅲ】

因果連鎖の切片化の分析結果に基づき、改善要求発話に見られる日中両言語の類型論的特性を以下のようにまとめる。

日中共通の特性：理論的には一連の事象の因果連鎖の内、事象Ⅰ、事象Ⅱ、事象Ⅲのいずれかに言及すれば、事象Ⅳに波紋を広げて、発話の目的が達成できるが、実際の運用では、両言語とも目的達成に最も近い位置にある（関連性付けの処理労力が最も小さい）事象Ⅲを言語化していることが多い。

日中間で異なる特性：日本語では、「疎」の人に対しては定型化した発話パターンを使用する傾向が強いが、「親」の人に対しては、豊富なバラエティが見られる。一方、中国語では、「親」と「疎」の区別意識がほぼ見られず、事象Ⅱ+事象Ⅲを切り出して言語化するパターンと事象Ⅲだけを切り出して言語化するパターンが定型化したパターンとして使用されている。

## (2) 「細密度」の分析から

前節の考察から、話者が一つの発話に一つの事象だけを切り出して言語化している場合もあれば、いくつかの事象について言及している場合もあることが分かった。一連の因果連鎖の中で、取り上げられる事象の数が多ければ多いほど改善要求発話が長くなる。つまり、談話レベルから見ると、取り上げる事象の数が増えれば増えるほど、事態をどのぐらい細かく見るかという細密度が高くなると考えられる。自由記述で言及された事象を一つ1点とし（例えば、「眠れなくて困ってるんで、もう少しトーンを落として話してもらえると助かります。」と言った場合、事象Ⅱ【不利益告知】と事象Ⅲ【改

<sup>11</sup> “同学(tongxue)”は、「学生に対する呼称。“李同学(李さん)”“鈴木同学(鈴木さん)”のように、人名の後ろにつけることもできる」(『クラウン中日辞典』三省堂出版, 2001)。特に、親しくない学生同士、あるいは名前の知らない学生に対して、多用される。

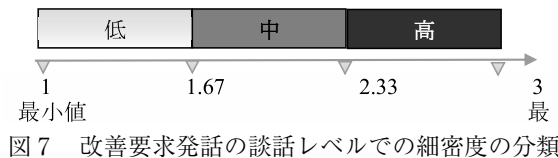
<sup>12</sup> “亲(qin)”は流行語で、親しみを込めた呼び方である。

善要求】に言及していることになるので、2点となる。なお、得点の最大値は1人の記述につき3点で、最小値は1人の記述につき1点とする。)、各場面における改善要求発話の平均得点を求めた。

表3 各場面における改善要求発話の平均得点(標準偏差)

	日本語		中国語	
	場面1(疎)	場面2(親)	場面1(疎)	場面2(親)
平均得点(標準偏差)	1.67(0.79)	1.71(0.53)	1.84(0.36)	1.81(0.43)

表3に示したように、日本語より中国語の改善要求発話の平均得点がやや高いことが見られる。ただし、たとえ図7のように、得点によって改善要求発話の細密度を「低」、「中」、「高」の三段に均等に分けるとしたら、日中両言語とも、いずれの場面において、改善要求発話の細密度が「中」のレベル(平均得点が1.67~2.33の間にある。)になっていることが分かった。



ここまででは主に談話レベルでの細密度をめぐって考察してきたが、細密度の分析において、もう一つ重要な要素は、事象内でどのぐらい細かく見るかということである。

- (26) ちょっと悪いんだけど、夜もう少し静かにしてくれないかな。 ((1)の再掲)  
 (27) ごめん、ちょっともうこんな時間だし、おしゃべりなら小さい声でしてくれないかな〜、ごめんね。 ((5)の再掲)

(26)と(27)はいずれも事象Ⅲ【改善要求】を言語化した例である。(26)では、「ちょっと悪いんだけど」という注目喚起を表す表現を用いて発話を切り出した後、「改善してほしい」という要件を単刀直入に話している。一方、(27)では、発話を切り出した後、「改善してほしい」という要件を述べる前に、「ちょっともうこんな時間だし」という表現を用いて、「遅い時間に大きい声で話すと、近所の人に迷惑を掛けるから」といったような、自分の意見(つまり、改善してほしいこと)を正当化する根拠、あるいは、自分がなぜ改善要求を表出するかといった理由となる事情を説明している。

DCT 調査により収集した事例を考察した結果、日本語では要件だけを述べる事例が多く見られるが、理由付けまで細かく述べるのが、26例の内わずか3例(割合が11.54%)しかなかった。一方、中国語では、事象Ⅱ【不利益告知】と事象Ⅲ【改善要求】を言語化する際に、理由付けまで細かく述べる事例が多く見られた。収集した35例の実例のうち、19例が理由説明まで細かく述べている。割合が54.29%に達している。以下、その代表例をいくつか挙げる。

- (28) 同学，太晚睡觉对皮肤不好哦，下回别聊天太晚了，早些睡吧！  
 訳文：あのさ、寝るのが遅いとお肌に良くないよ。これからは遅くまでおしゃべりしないで、早く寝たら。  
 (29) 嘿，哥们，说话的时候能不能小点声，咱这楼隔音效果不太好，晚上我都睡不着觉。谢谢了！ 哈！ ((5)の再掲)  
 訳文：あのさ、お前、しゃべるとき声を小さくできない。この建物は防音効果がよくないから、夜、ぼく良く眠れないんだ。ありがとう。  
 (30) 时间不早了赶紧睡吧，明天还要学习呢！要不就没有精力了。  
 訳文：もう遅い時間だから早く寝たら。明日また勉強があるんだし、早く寝ないと元気が出ないよ。  
 (31) 我对声音太敏感，这一周没怎么睡好，请同情同情我，小点声音吧。  
 訳文：私、音にすごく敏感だから、この一週間よく眠れなかったの。私に同情して、小さい

声にしてよ。

(28)と(29)は場面1(相手は親しくない同級生)で収集した事例である。下線部で示したように、(28)では、事象Ⅲ【改善要求】を言語化する際に、“太晚睡觉对皮肤不好哦(寝るのが遅いとお肌によくないよ)”といった、自分の意見(遅くまでおしゃべりしないで、早く寝たら)を正当化する根拠を取り上げている。(29)では、事象Ⅱ【不利益告知】を言語化する際に、“咱这楼隔音效果不太好(この建物は防音効果がよくないから)”といった、自分が不利益を受けた理由となる事情を説明している。

(30)と(31)は場面2(相手は親しい友達)で収集した事例である。(28)(29)と同様に、(30)では、事象Ⅲ【改善要求】を言語化する際に、“明天还要学习呢!要不就没有精力了。(明日また勉強があるんだし、早く寝ないと元気ができないよ)”という客観的な理由を述べ、前文の“赶紧睡吧(早く寝たら)”といった自分の意見を正当化する根拠(つまり、個人の意志・願望で改善要求を表出したわけではなく、客観的な事情があり、その事情により聴者が改善行為を行う必要がある)を取り上げている。(31)では、事象Ⅱ【不利益告知】を言語化する際に、“我对声音太敏感(私音にすごく敏感だから)”といった、自分が不利益を受けた理由となる事情を説明している。つまり、眠れないことの原因を自分が音に敏感であることに帰因している。

これらの理由提示表現は、一見話者が自己主張を強く聴者にアピールしているように見えるが、実際は客観的な理由を述べることによって、個人対個人の対立を回避し、人間関係を良好に維持しようとした配慮の一種である。当該部分がなかった場合、却って強い印象を相手に与えてしまう恐れがある。

例えば、(29)では、“咱这楼隔音效果不太好，晚上我都睡不着觉”(この建物は防音効果がよくないから、夜、ほく良く眠れないんだ。)に示したように、話者が自分の眠れない原因を建物のせいにしてしている。つまり「建物の防音効果がよければ、大きい声で話しても、近所に人には迷惑を掛けないかもしれない」といった暗示的な意味が読み取れるため、「建物の防音効果がよくない」という理由を提示することが、好ましくない状況を引き起こした相手の行為への指摘を弱める効果がある。

その効果をより明確に見せるために、ここでは、理由提示の部分を除いた例を挙げる。

(29') 嘿，哥们，说话的时候能不能小点声，晚上我都睡不着觉。谢谢了哈！(作例)

訳文：あのさ、お前、しゃべるとき声を小さくできない。夜、ほく良く眠れないんだ。ありがとう。

(29')では、“说话的时候能不能小点声，晚上我都睡不着觉”(しゃべるとき声を小さくできない。夜、ほく良く眠れないんだ)に示したように、話者が自分の眠れない原因を聴者の話し声大きいことに帰因しているように聞こえるため、聴者のフェイスを脅かす度合いが高く、人間関係を良好に保てない恐れがある。

最後に、「細密度」の分析結果に基づき、改善要求発話に見られる日中両言語の類型論的特性をまとめる。

共通点：因果連鎖から取り上げられる事象の数といった談話レベルでの細密度は、中国語が日本語よりやや高いが、両言語とも「中」のレベルである。

相違点：各事象を言語化する際に、日本語では用件のみを述べる傾向が強いが、中国語では用件だけではなく、配慮の仕方的一种として、自分の意見を正当化する根拠(個人の意志・願望で改善要求を表出することを避け、客観的な事情があり、その事情により聴者に改善行為をしてもらう必要があること)を取り上げたり、自分が不利益を受けた原因を客観的な事情や個人の事情に帰因したりする、といった理由付けまで細かく述べる傾向が見られた。

#### 4. 「事態把握」から見る日中間で配慮の仕方に相違が生じるメカニズム

2節(2)で論述したように、改善要求行為は相手を動かして特定の行動をさせる行為であるため、相手の「権利や自由を侵害されたくない」というネガティブ・フェイスを脅かす度合いが高い。そのフェイス脅威度を弱めるために、話者が発話する際に、何らかの方法で積極的に配慮する姿勢を示すことが多い。日中間でそれぞれどのような仕方で配慮する姿勢を示しているのだろうか、以下、改善要

求発話を「切り出し部」「用件内容部」「終了部」の3つの部分に分け、この課題を検討する。

### (1)「用件内容部」

前文ですでに論述したように、改善要求行為には、事象Ⅰ：Aさんがある行為をした → 事象Ⅱ：Aさんの行為でBさんが不利益を受けた → 事象Ⅲ：BさんがAさんに好ましくない状況を引き起こした行為を改善してほしい → 事象Ⅳ：Aさんが改善行為を行うといった一連の事象連鎖が考えられる。事象Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに言及すれば、改善要求発話の目的が達成できるのである。本稿では、事象Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを言語化する部分を改善要求発話の「用件内容部」とする。

3節の「連鎖の切片化」の選択率から、「用件内容部」において、日中両言語とも目的達成(事象Ⅳ)に最も近い位置にある事象Ⅲ【改善要求】を取り出し言語化することが多いことが分かった。事象Ⅲを言語化する際に、日中両言語がそれぞれどのような表現形式を用いているだろうか。以下、DCT調査により収集したデータを集計し、分析を進めたいと思う。

表4 日本語母語話者の改善要求表現の文型と個数

場面1(疎)		場面2(親)	
文型	数	文型	数
～てもらってもいいですか。	2	～てくれない。	3
～てもらえませんか。	1	～てくれないかな。	2
～てもらえますか。	1	～てもらっていい。	2
～いただけませんか。	1	～てもらってもいいかな。	1
～てもらいたいんですが…	1	～てね。	1
～てもらえると助かります。	1	～てよー	1
～てもらえると助かるんですが、いいですか。	1	～て。	1
～てお願いしてもいいですかね。	1	合計	11
～てください。	1		
合計	10		

表4に示したように、日本語母語話者は、場面1(相手は親しくない同級生)において、授受補助動詞「～てもらう」の活用形「～てもらえる」「～てもらってもいい」「～てもらいたい」などを用いた文型を多用している。一方、場面2(相手は親しい友達)においては、「～てもらう」より「～てくれる」の活用形を用いた文型が多用されていることが見られる。また、授受補助動詞を用いた文型以外に、直接的に指示を出す「～てね」「～てよー」「～て」などの文型も使用されている。

表5 中国語母語話者の改善要求表現の文型と個数

場面1(疎)		場面2(親)	
文型	数	文型	数
能不能～	3	你可以～吗?	1
你/咱能～吗?	3	你能不能～	1
能否～请你体谅一下、尽量不要～	1	能不能别～了	1
可以～吗?	1	能～吗?	1
你可不可以～、希望你们不要～	1	咱能～不?	1
能不能麻烦你们～	1	～吧	2
请你可不可以别～	1	别～(了)	2
别～了、～吧!	2	请你～	1
请你别～好吗?	1	拜托你们～吧	1
请你们～好吗?	1	请～吧	1
别～了	1	～好不好?	1
不要～了	1	不要～、好不? 拜托啦!	1
合計	17	早点睡觉	1
		打电话可以早一点	1
		合計	16

表5は中国語母語話者が場面1と場面2で用いた改善要求表現の文型である。太字体で示したように、親しくない同級生(場面1)に対して、能願動詞<sup>13</sup>を用いた“能不能～(～できませんか)”“可不可以～(～できませんか)”“能否～(～できませんか)”“能～吗(～できますか)”“可以～吗(～できますか)”などの文型が11例で、全体の64.71%を占めている。一方、親しい友達(場面2)に対しては、能願動詞を用いた文型以外に、“请～吧(～てくださいね)”“～吧(～てね)”“～好不好(～いいですか)”“不要～(～しないでください)”“別～(～やめてください)”などのような、直接的に指示を表出する文型が多く使用されている。

以上の考察結果から分かるように、親しい人より親しくない関係の人に対して、より間接的に改善要求を表出する点では、日中両言語が共通しているが、具体的な表現形式の面では、日中間で大きな異なりが見られ、日本語では授受補助動詞を用いた文型を多用しているのに対して、中国語では能願動詞を用いた文型を多用することになっている。

日中間のこの相違の背後にどのようなメカニズムが働いているだろうか。以下、意味構成の面からこれらの文型を考察し、分析を進めたいと思う。

「～てくれる」と「～てもらう」は、いずれも求心的<sup>14</sup>な授受補助動詞で、受益標識として使われており、話者が恩恵・利益の受け手として「聴者が静かにする」という事態に関与することを示唆している。「～てくれる」と「～てもらう」を用いることにより、話者が聴者の改善行為が自分にとってはありがたいであることを聴者に伝え、肯定的評価や謝意を表すことよって、聴者の積極的フェイス(「他者によく思われたい、好かれたい」)を尊重する姿勢を示している。また、「くれる」と「もらう」はいずれも「動作主の授益」ではなく、「話者の受益」に焦点を当てた授与動詞であるため、「～てくれる?」と「～てもらえる?」などの構文では、聴者が動作主である改善行為ではなく、話者自身の話題(恩恵の有無)に焦点が当てられている。特に、授受補助動詞「～てもらう」を用いた構文は、一人称の話者が主格名詞の位置に置かれており、あたかも話者自身の話題(恩恵・利益を受けることが可能かどうか)について聴者に意見を求めているように聞こえるため、改善要求行為の押しつけがましさが緩和されている。

一方、中国語では、能願動詞(願望、可能性を表す助動詞)“能”“可以”が動作主の意志を捨象することができるため、“能不能～(～できませんか)”“你能～吗?(あなたが～できますか。)”などの構文は、改善行為を行う意志の有無を聞くのではなく、聴者がその行為を実現することが可能かどうかを聞いている。「ある動作・状態の実現の可能性が能力ととりまく条件との相互作用のうえになりつつ」(奥田 1986:190)ため、“能不能～”“你能～吗?”などの構文は、聴者が改善行為を実行する主体的な条件(意志と能力)が揃っているかどうかを尋ねると同時に、意志と関わらない客観的な条件により可能かどうか(つまり「条件可能」という意味も含意されている。この「客観的な条件により可能かどうか」という含意が、聴者に理由説明、弁解する余地を与え、改善要求行為がもたらす聴者の積極的フェイスへの侵害(快諾することへの心理的負担<sup>15</sup>)を弱めることができる。

このように、聴者に直接的に改善の指示を出すのを避けるために、日本語では、求心的な授受補助動詞を用い、話者が恩恵・利益の受け手として聴者が動作主である改善行為に入り込んで、話者自身の話題(恩恵の有無)に焦点を当て、改善行為を行うよう働きかけている。一方、中国語では、動作主の意志を捨象できる能願動詞を用いることによって、聴者が改善行為を行う意志があるか否かを直接に聞くのを避け、改善行為を実現する可能かどうかを聞く形で、聴者に客観的な条件により実現不可能という弁解、断りの余地を与えつつ、改善行為を行うよう働きかけている。

## (2)「切り出し部」

本稿では、改善要求発話の「用件内容部」に先立つ部分を「切り出し部」とし、用件内容を述べた後の部分を「終了部」とする。4節(1)で述べてきたように、「用件内容部」が対人配慮の機能を担いつつ、主に当該言語行動の目的(改善要求)を効果的に達成する機能を果たす。その前後に付けてい

<sup>13</sup>「能願動詞」は「認定助動詞」とも言う。「主に動詞の前に立って、願望、意欲、当為、許可、可能性など認定を表すことばをさします」(藤堂・相原 1985:119)。

<sup>14</sup>「求心的」というのは、「話手の立っている地点(ココ)へ向かって、または話手の指定する地点(ココ)へ向かっての移動である。それ以外の方向が非求心的である」(三上 1970:150)。

<sup>15</sup>「依頼がなされた場合、依頼を受けた側はそれを引き受けないと依頼者をがっかりさせ、嫌われてしまうのではないかと感じる」(山岡・牧原・小野 2010:145)ため、改善要求行為は相手の「他者によく思われたい、好かれたい」という積極的フェイスを脅かす。



る「切り出し部」と「終了部」は目的達成に直接に関わっていないが、相手との対人関係を良好に保つ上では重要な役割を果たしている。

改善要求発話の「切り出し部」と「終了部」において、日中両言語がそれぞれどのような表現が用いられているだろうか、以下、DCT 調査により収集したデータを集計し、分析を進めたいと思う。

表6 日本語母語話者の「切り出し部」に用いる表現の形式と個数

場面1(疎)		場面2(親)	
表現形式	数	表現形式	数
すみません、	4	悪いけど、/ちょっと悪いんだけど、	2
すみません、申し訳ないんですけど、	1	あの、/あのさー、	2
いきなりすみません。最近越してきたものですが、	1	ごめん、	1
合計	6	合計	5

表7 中国語母語話者の「切り出し部」に用いる表現の形式と個数

場面1(疎)		場面2(親)	
表現形式	数	表現形式	数
同学、	2	○○○ <sup>16</sup>	2
哥们/嘿，哥们，	2	亲	2
你好，	2	朋友	1
喂，○○○	1	哥	1
○○○同学你好，	1	哥们	1
不好意思，	2	骚年	1
实在不好意思，哥们！	1	嗨	1
麻烦你一下，	1	合計	9
跟你商量个事，	1		
合計	13		

表6に示したように、日本語母語話者が場面1(親しくない隣人に対する場面)と場面2(親しい友達に対する場面)で使用している表現はいずれも恐縮の意を表明しながら注目喚起をする表現である。データは多くないが、日本語母語話者が親しくない人より親しい関係の人に対して、より親近感を感じさせる表現形式を「切り出し部」に用いる傾向が明確に見られた。

一方、中国語では、親しくない人より親しい関係の人に対してより親近感を感じさせる表現形式を用いる点で日本語に共通しているが、その方法としては、“哥们(gemen 友人同士の親しみを込めた呼び方)”“亲(qin 流行語、親しみを込めた呼び方)”、“骚年(saonian 流行語、学生同士のからかいを込めた呼び方)”“○○○(相手の名前やニックネーム)”などの親近感を示す呼称名詞である。

親しくない人に対して、“不好意思(buhaoyisi すみません)”のような恐縮の意を表明しながら注目喚起をする表現を用いることがあるが、多用しているのは、“同学(tongxue 親しくない学生同士の呼び方)”、“哥们(gemen 友人同士の親しみを込めた呼び方)”のような呼称名詞や“你好(nihao こんにちは)”のような挨拶表現である(太字で示した部分、13例の内8例で、全体の61.54%を占めている)。

以上の考察から、改善要求発話の「切り出し部」において、日本語では「すみません」「ごめん」「悪いけど」などの恐縮の意を表明しながら注目喚起をする表現を多用するのに対して、中国語では“哥们”“亲”、“骚年”、“同学”“○○○(相手の名前やニックネーム)”などの呼称名詞や“你好”のような挨拶表現を多用することが分かった。この結果が、これまでの依頼表現の日中対照や、呼称、ポライトネスの日中対照に関する先行研究(浜田1995、ト2004、方・高2004など)と同様の傾向を

<sup>16</sup> 相手の「名前」や「ニックネーム」のことである。

示している。

従来、この現象に関して、B & Lのポライトネス理論から解釈するのが主流であった。「日本語は対人的な距離が大きく、ネガティブ・ポライトネスが優勢であると言える。対照的に、アメリカ(とりわけ西海岸)の英語や、現代の中国語は、対人的な距離が小さく、ポジティブ・ポライトネスが優勢である。」と滝浦(2008:46)が指摘しているように、「すみません」「ごめん」「悪いけど」などの恐縮の意を表明しつつ注目喚起をする表現は、できるだけ相手の領域を侵犯しないようとする敬避的な遠隔化であり、ネガティブ・ポライトネス心理からの配慮である。一方、“哥们”“亲”、“骚年”、“同学”“○○(相手の名前やニックネーム)”などの呼称名詞や“你好”のような挨拶表現は、積極的に社会的距離を縮め、親密かつ好感を示す共感的な近接化であり、ポジティブ・ポライトネス心理からの配慮であると思われる。

筆者もこの解釈に同意はするが、ここで興味深いのは、なぜ日本語ではネガティブ・ポライトネスが優勢であるのに対して、中国語ではポジティブ・ポライトネスが優勢であるのだろうか、という点である。この優勢傾向の背後に、人間のものの見方とどのように関わっているのだろうか。

この疑問を解くために、以下は、意味構成の面から改めて改善要求発話の切り出し部に用いる表現形式を分析してみる。日本語母語話者が多用している「すみません」「ごめん」「悪いけど」などの恐縮の意を表明しながら注目喚起をする表現は、いずれも話者の発話時の感情活動を表す表現として理解できる。つまり、話者が、発話時において、自分の話を聞いてもらうのが相手に迷惑を掛けるので、すまないと思う気持ち、それから、これから言おうとする改善要求が相手の「権利や自由を侵害されたくない」というネガティブ・フェイスを脅かすので、すまないと思う気持ちを、「すみません」「ごめん」「悪いけど」などの表現を通して聴者に伝えている。このように、「すみません」「ごめん」「悪いけど」などの表現が表しているもの(つまり、話者の感情活動)が「イマ、ココ」という時空制限が強いものである。時空条件が変わると、「すまない」という話者の感情活動が消えていく(あるいは変わっていく)のである。

一方、“哥们”“亲”、“骚年”、“同学”“○○○(相手の名前やニックネーム)”などの呼称名詞は、話者の発話時の感情活動を表す表現ではなく、相手の名前、相手との社会的関係などの客観的な存在を表す表現である。これらの表現形式が表しているものが恒常的な性質を持っており、「イマ、ココ」という時空制限が弱く、「イマ、ココ」でなくても、常に存在しているものである。例えば、「玲子ちゃん、ちょっと静かにしてくれない?」。この発話では、相手の名前を呼ぶことにより注目喚起をしている。「玲子ちゃん」は聴者に対する呼称で、発話時でなくても、例えば、明日彼女に会っても、「玲子ちゃん」と呼ぶことができるし、また発話場面が変わっても、例えば、感謝場面、謝罪場面でも、彼女のことを「玲子ちゃん」と呼んでも構わない。

以上の分析から、日・中改善要求発話の「切り出し部」に用いる配慮の仕方に相違が生じることの背後に、日本語母語話者は発話時の自己の感情活動を言語化する(主観的把握)傾向が強いが、中国語母語話者は相手との社会的・心理的距離を測り、相手の名前や相手との社会的関係など恒常的な性質を持つものを言語化する(客観的把握)傾向が強い、といった認知レベルでの営み(心的態度)が働いていることが窺えた。このように、日本語と中国語の話者による〈事態把握〉の仕方に好みの差があることが、改善要求発話の「切り出し部」に用いる表現形式に影響をもたらしていることが明らかとなった。

### (3) 「終了部」

(32) 静かにしてもらえますか。すみません。

(33) 咱能小点声吗? 谢谢。

訳文: 声を小さくできますか。ありがとう。

例文で示したように、改善要求発話の「終了部」において、日本語では、「すみません」「ごめんね」などの謝罪を表す表現を用いるのが一般的である。一方、中国語では、もちろん“不好意思”(すみません)のような謝罪を表す表現が改善要求発話の「終了部」に使用することができるが、多く使用されているのが“谢谢(ありがとう)”“谢谢了哈(ありがとうね)”“谢谢了啊(ありがとうね)”などの感謝を表す表現である。特に、親しくない隣人に対する場面で、「終了部」に用いられている表現形式の

中、感謝の意を表す表現の割合が85.71%に達している。

「好ましくない現状を改善してほしい」という依頼の意思を伝えた後に、「謝罪」あるいは「感謝」の意を表すことが、相手との人間関係を良好に維持しようとする姿勢を示すことができる。この意味では、対人関係を良好に維持しようとする配慮の意識は日中間で共通しているが、その具体的な仕組みは、(34)と(35)に示したように両言語が明らかに異なる。

- (34) ご迷惑をお掛けして、すみません。  
 (35) a 話を聞いてくれて、ありがとうございます。  
 b 改善行為を実現していただければ、有難いです。

改善要求発話の「切り出し部」に用いる「すみません」などの表現形式と同様に、日本語母語話者の「終了部」に多用する「すみません」「ごめんね」などの謝罪を表す表現は、話者の発話時の感情活動を表す表現に理解できる。つまり、改善要求を表出したことが相手の「権利や自由を侵害されたくない」というネガティブ・フェイスを脅かし、相手に迷惑をかけたため、話者が今現在すまないと思っている気持ちを「すみません」「ごめんね」などの表現形式を通して、聴者に伝えている。このすまないと思う気持ちは、「イマ、ココ」という時空制限が強く、時空条件が変わると、変化していくものである。

一方、中国語母語話者が多用する“谢谢(ありがとう)”“谢谢了哈(ありがとうね)”“谢谢了啊(ありがとうね)”などの表現は、二つの解釈ができる。一つは、(35) a に示したように、日本語の「以上です」という表現と類似しており、発話の終了マーカーとして、「話を聞いてくれて、ありがとうございます。以上です」という意を表している。もう一つの解釈は、(35) b に示したように、話者が「改善行為が実現された」といった未来に発生する可能性のある事態を先取りして、「注視点」を時間軸上の〈いま〉(発話時)ではなく、〈未来〉という時点(つまり、改善行為が実現された時点)の出来事に移し、〈未来〉の時点に発生する「聴者が改善行為を行った」という事態が自分にとっては有難いことであるため、聴者に感謝の意を表すこととなる。

この用法は、次の依頼場面の例にも見える。

- (36) 哪位朋友能教我英语, 初中的, 拜托了, 先跟你说声谢谢。(「百度知道」より<sup>17</sup>)  
 訳文: 誰か私に英語を教えてくださいませんか。中学校の。お願いします。先にお礼を申し上げておきます。

この例は、中国の「百度知道」(日本の「Yahoo 知恵袋」に相当するサイト)から収集したものである。サイトに書き込みをするとき、読者が目の前にいるわけでもなく、そもそも、誰がその情報を読むのかも想像もできない。にもかかわらず、なぜ“谢谢(ありがとう)”という感謝の意を表す表現を使用しているのだろうか。それは、“先跟你说声谢谢”(先にお礼を申し上げておきます)の“先…”(～ておきます)という時間や順序を表す副詞に示したように、話者が「誰かが返事を書いてくれた」という〈未来〉のある時点に発生する出来事を先取りして、その時点での自分の感情活動を想定し、“谢谢(ありがとう)”という表現を使って言語化しているからである。

#### (4) まとめ

日・中改善要求発話の「切り出し部」「用件内容部」「終了部」に用いる表現形式を比較した結果、1)「切り出し部」:日本語母語話者が「すみません」などの恐縮の意を表明しながら注目喚起をする表現を多用するのに対し、中国語母語話者が「哥们」「同学」などの呼称名詞を多用する。2)「用件内容部」:日本語母語話者が求心的な授受補助動詞を用いた文型を多用するのに対し、中国語母語話者が動作主の意志を捨象できる能願動詞(願望、可能性を表す助動詞)を用いた文型を多用する。3)「終了部」:日本語母語話者が謝罪を表す表現を多用するのに対し、中国語母語話者が感謝を表す表現を多用する。といった、これまでの依頼表現の日中対照や、呼称、ポライトネスの日中対照に関する先行研

<sup>17</sup> [http://zhidao.baidu.com/link?url=t8vzKT0JtMhiMhpV1wU1uOJuWOH7LETDLWpuVI\\_jDca2LzQBwZw6WN\\_LkUAPZ8E43FiUhZGu2HzvhuYCr-dP9Es7juPoc8VOL9ScODF2BTK](http://zhidao.baidu.com/link?url=t8vzKT0JtMhiMhpV1wU1uOJuWOH7LETDLWpuVI_jDca2LzQBwZw6WN_LkUAPZ8E43FiUhZGu2HzvhuYCr-dP9Es7juPoc8VOL9ScODF2BTK) (2014年12月17日閲覧)

究(浜田 1995、ト 2004、方・高 2004など)と同様の傾向を示した。「切り出し部」と「終了部」の現象について、従来 B & L のポライトネス理論から説明することが多く、日本語母語話者がネガティブ・ポライトネス心理からの配慮を多用し、中国語母語話者がポジティブ・ポライトネス心理からの配慮を多用すると指摘されている。このポライトネス心理の相違が生じる原因について、従来、文化などの面からの分析が多かったが、人間のものの見方という内面的な要素からの研究は少なかった。また、「用件内容部」の「求心的な授受補助動詞」と「能願動詞」の対立現象について、B & L のポライトネス理論からは説明がつかないことがある。

そこで、本稿では、認知レベルでの営みの相違が言語間の配慮の仕方の相違を生じさせる潜在的な根源であるという仮説を提出し、「認知とポライトネスの接点」という新たな研究方法で、改めてこれらの現象を分析した。その結果、日中両言語とも一見異なる表現形式で配慮を示しているようであるが、その深層に、日本語母語話者は、「自己-中心的 (egocentric)」に事態把握を行い、「イマ、ココ」に執着する傾向が強く、発話時の自分の感情活動を表すことにより配慮する姿勢を示す、一方、中国語母語話者は事態そのものを重視し、「イマ、ココ」に執着せず、客観的な面(例えば、相手との社会的関係に基づいた呼称により注目喚起、客観的な理由を述べることにより個対個の対立を回避、改善行為が実現可能かどうかを尋ねることにより働きかけ)から配慮する姿勢を示す、といった認知レベルでの共通性があることが明らかになった。この結果は、池上 (2011b:318) の「言語が異なると、それぞれの話者による〈事態把握〉の仕方に好みの差があるということは、言語のいろいろなレベル、さまざまな側面について認められることである。」という論説の有力の論拠となり、日中対照研究に新たな方法論を示したのではないかとと思われる。

## 5. おわりに

本稿では、自由記述型談話完成テストにより収集した改善要求発話を「切り出し部」「用件内容部」「終了部」の3つの部分に分け、「因果連鎖」と「事態把握」という二つの認知的アプローチから、改善要求発話における日中間の類型論的特性を考察した。さらに、その考察結果に基づき、日中間の配慮の仕方の相違と認知レベルでの営みとの関連性を検討した。本稿の主たる成果は、1)因果連鎖の「切片化の選択」及び「細密度」の分析結果に基づき、改善要求発話に見られる日中間の類型論的特性を明らかにした点、2)改善要求発話の各部分に用いる表現形式を考察し、日中間の配慮の仕方の相違を示した点、3)用例分析を通して、認知レベルでの営みの相違が言語間の配慮の仕方の相違を生じさせる潜在的な根源であるという仮説を検証し、ポライトネスの通言語的研究を行っていく上での新たな方法論を示した点、の3点に集約される。

本稿で試みたような、言語の認知レベルでの営みに注意を払いながら、表現形式の相違を手掛かりに言語間の類型論的特性及びポライトネスの相違を捉える対照研究の方法は、改善要求発話以外の発話行為を考察する上でも有効なアプローチとなる。

改善要求発話に見られる日中間の事態認知、時・空間認知に関する類型論的特性を明らかにするために、本稿は DCT という言語行動意識調査を通してデータ収集を行った。前文でも触れたように、DCT により得たデータは「話し手の頭の中にあるモデルとして、実際の相互作用の場で相手の反応に応じて変更や修正を加えられる前の、基本的にこういう出方をしたい、こう展開してしかるべき、と話し手が考えているような行動のイメージ」(熊谷 2000:97)を反映するもので、談話的なやり取りが現れない。改善要求のような会話では、たった一言で目的を達成するのではなく、繰り返しやり取りを行うことで、目的を達成するのが一般的であるため、今後、自然談話のデータを増やし、日・中改善要求発話の談話レベルの相違を明らかにしたいと思う。

## 謝辞

本稿の執筆に際し、筑波大学人文社会系の小野正樹先生、佐々木勲人先生、一二三朋子先生から貴重ご意見、ご助言をいただきました。ここに記して感謝いたします。また、データ収集にご協力いただいた賈曉凡先生と王明輝先生にも深くお礼を申し上げます。

## 参考文献

池上嘉彦(2005)「日本語の中の‘Subjective Construal’」『日本認知言語学会論文集』第5巻, pp. 547-557

- 池上嘉彦(2006)「〈主観的把握〉とは何か—日本語話者における〈好まれる言い回し〉」『言語』35(5), pp. 20-27, 大修館書店
- 池上嘉彦(2011a)「日本語と主観性・主体性」澤田治美編『主観性と主体性 ひつじ意味論講座 第5巻』, pp. 49-67, ひつじ書房
- 池上嘉彦(2011b)「日本語話者における〈好まれる言い回し〉としての〈主観的把握〉」人工知能学会誌 26(4), pp. 317-322, 社団法人人工知能学会
- 大堀壽夫(2002)『認知言語学』東京大学出版会
- 奥田靖雄(1986)「現実・可能・必然(上)」言語学研究会編『ことばの科学1』 pp. 181-212, むぎ書房
- 熊谷智子(2000)「言語行動分析の観点—「行動の仕方」を形づくる諸要素について—」『日本語科学』7, pp. 95-113, 国立国語研究所
- 滝浦真人(2008)『ポライトネス入門』研究社
- 辻幸夫(2003)『認知言語学への招待』シリーズ認知言語学入門 第1巻, 辻幸夫編 池上嘉彦・山梨正明・河上誓作監修, 大修館書店
- 三上章(1970)『文法小論集』くろしお出版
- 藤堂明保・相原茂(1985)『新訂中国語概論』大修館書店
- 初鹿野阿れ・熊取谷哲夫・藤森弘子(1996)「不満表明ストラテジーの使用傾向—日本語母語話者と日本語学習者の比較—」『日本語教育』88号, pp. 128-139, 日本語教育学会
- 浜田麻里(1995)「依頼表現の対照研究—中国語における命令依頼の方略」『日本語学』10, pp. 69-75, 明治書院
- 朴承園(2000)「『不満表明表現』使用に関する研究—日本語母語話者・韓国人日本語学習者・韓国語母語話者の比較—」『言語科学論集』第4号, pp. 51-62, 東北大学文学部日本語学科
- 平井睦美(1998)「不満表明に関する一考察：その表示規則に見られる文化の影響」『葛野』2, pp. 26-39, 京都外国語大学日本語学科研究会
- 方懋・高鹏飞(2004)「中国人と日本人における言語表現の異なり」『新潟産業大学人文学部紀要』第16号, pp. 151-161
- 卜雁(2004)「呼称におけるポライトネス心理考察—親族呼称の虚構的用法に関する日・中・英語比較—」『淑徳大学社会学部紀要』38, pp. 313-328
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹(2010)『コミュニケーションと配慮表現 日本語語用論入門』明治書院
- 李国玲(2014)「疑問形式による改善要求表現の日中対照—話者と事態との関わり方から—」『日本語/日本語教育研究』5, pp. 135-144, ココ出版
- Austin, J. L. (1962) *How to Do Things with Words*, Oxford University Press. (邦訳:坂本百大訳(1978)『言語と行為』大修館書店)
- Brown, P. & Levinson, S. (1987 [1978]) *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge University Press. (邦訳:田中典子監訳、齊藤早智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野寿憲・山下早代子訳(2011)『ポライトネス 言語使用における、ある普遍現象』研究社)
- Grice, H. P. (1989) *Studies in the Way of words*, Harvard University Press. (邦訳:清塚邦彦訳(1998)『論理と会話』勁草書房)
- Leech, G. (1983) *Principles of Pragmatics*, Longman. (邦訳:池上嘉彦・河上誓作訳(1987)『語用論』紀伊國屋書店)
- Ronald W. Langacker (1990) *Concept, image and symbol: the cognitive basis of grammar*. New York: Walter de Gruyter.
- Searle, J.R. (1969) *Speech acts*, Cambridge University Press (邦訳:坂本百大・土屋俊訳(1986)『言語行為』勁草書房)
- Sperber, D. and D. Wilson (1995) *Relevance: Communication and Cognition*, Second Edition, Blackwell (邦訳:内田聖二・宋南先・中達俊明・田中圭子訳(2000)『関連性理論』第2版 研究社)

#### 参考辞書

『クラウン中日辞典』松岡栄志主幹、樋口靖・白井啓介・代田智明編修 三省堂出版, 2001

論文

## 論説文の文脈展開における接続表現「しかし」と 「そこで」の遠隔共起

Distant Collocation between the Conjunctions “shikashi” and “sokode” within  
Contextual Expansions in Editorials

王 金博 (Jinbo WANG)

筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究専攻 博士後期課程

本研究では、論説文における複数の接続表現の組み合わせを「遠隔共起」という概念によって分析し、文章・談話論におけるこの概念の必要性を考察する。逆接型の「しかし」と順接型の「そこで」の組み合わせに注目して、「しかし」と「そこで」が文章中に同時に使用されている新聞社説252例を対象として、2つの接続表現の「機能領域」を認定することで「遠隔共起」を認定した結果、うち61例(24.2%)が「遠隔共起」と認定され、「遠隔共起」の「しかし」と「そこで」による文脈展開が、論説文において、「背景・事実」「根拠・理由」「主張・提案」「課題・話題提起」という4種の機能をもち、それぞれ特徴的な文脈展開パターンになることが分かった。論説文においては、特定の伝達目的を果たす文脈展開がパターン化されているといえる。このような論説文の文脈展開パターンを接続表現の機能領域から客観的に認定できるという点において、「遠隔共起」の概念が有効ではないかと考えられる。

In this paper I use a notion of “Distant collocation” to describe the collocational relationship between the conjunctions within contextual expansions in editorials and discuss the necessity of this concept from the point of view of discourse analysis. I focus on the co-occurring of the conjunctions “shikashi” and “sokode” which are used within the same editorial context, analyzing 252 cases of editorial texts. I examined all the sets of “shikashi” and “sokode” to see whether they could be considered as “Distant collocation” based on the “functional scope” of conjunctions. As a result, in all 252 cases of texts, 61 cases were confirmed as “Distant collocation”. Semantic units based on “Distant collocation” were functioning in four different ways, i.e., fact, reason, proposal, and subject institution. Each function is associated with characteristic patterns of expansion and expressive form. The results presented in this paper can be concluded that the contextual expansions of editorials are used in patterned ways and that the notion of “Distant collocation” is important for proving the patterns of editorials in an objective manner.

キーワード：遠隔共起 接続表現 機能領域 論説文 文脈展開パターン

**Keywords:** Distant Collocation, Conjunction, Functional Scope, Editorial, Pattern of Contextual Expansion

はじめに

日本語教育では、接続表現の指導の必要性が指摘されている。個々の接続表現の意味や用法を対象とする研究は多く、「まず」と「つぎに」等の添加型<sup>1</sup>の接続表現の組み合わせを扱うものもある。「接続表現」とは、佐久間(1990)の定義する「二つ(以上)の言語単位(単語・文節・句・節・文・連文・段落等)の間に位置して、それらの意味内容を関係付け、より大きい意味のまとまりとして結びつける働きをする言語形式のことである」。文の接続関係を示す言語形式として、接続詞以外の語句も含まれており、本稿もこれに従う。

<sup>1</sup> 接続表現の分類は市川(1978)に従い、「順接型」「逆接型」「添加型」「同列型」「対比型」「補足型」「転換型」の7類とする。

接続表現の組み合わせに関する研究は、文章構造の解明や日本語学習者の文章理解に貢献することから、読解・作文教育に応用されている。接続表現は文脈の展開方法を示す形態的指標であり、同一文章中の複数の接続表現を関連づけて分析することで、文章の文脈展開を動的に捉え、日本語の文章構造がどのようなパターンで展開されるのかを解明することができる。

本研究では、論説文<sup>2</sup>に特有の文脈展開パターンが、複数の接続表現の組み合わせからなる「遠隔共起」の概念によって解明できるのではないかと考えて、論説文の論理展開を示す逆接型の「しかし」と順接型の「そこで」の組み合わせを対象として分析する。

まず、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」とは何か、それをどのような基準で認定するのかを示し、「遠隔共起」の概念の必要性について検討する。具体的には、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による一つの意味のまとまりについて、論説文の文章構造における機能、およびそれぞれの機能を果たすための文脈展開パターンと表現特性を解明する。

## 1. 「遠隔共起」に関する先行研究

言語学における「共起(co-occurrence)」とは、「一般に、ある形態素が同一の文や句などにおいて、必ず別の形態素とともに生じる時、この二つの要素は共起関係にある」(『現代言語学辞典』田中春美編 1988)とされ、一文中の隣接または短距離に使用される言語形式の統語的な共起を対象とする研究が多い。それに対して、陳述副詞と文末モダリティのように、一文中の離れた位置に出現する言語形式を共起の観点から分析する工藤(2000)や Srdanović 他(2008, 2009)もある。特に、Srdanović 他(2008, 2009)は、従来の統語的な共起と区別し、陳述副詞と文末モダリティが一文中の離れた位置に出現することから、「遠隔共起(Distant Collocations)」の概念を提唱した。以上のいずれの研究も、一文中の言語形式の共起を扱っているが、共起に関する研究は、形態上、隣接から遠隔へ、分析観点上、統語的から文脈的へと発展できることが示されている。

また、文を越えて使用される複数の言語形式も共起として捉えることが可能である。日本語の文章の成分を「文段」として捉える佐久間(1987, 1997, 2003)は、提題表現と対応する叙述表現<sup>3</sup>が複数の文間にわたって対応することを「提題表現の統括」という観点から論じた。先行文の提題表現が文を越え、叙述表現と対応することによって、一つの内容上のまとまりからなる「文段」が成立し、提題表現が当該の「文段」を統括し、この統括機能の領域を「文段」として認定した。佐久間(1987, 1997, 2003)では、明確に共起という捉え方をしていないが、言語形式の共起現象は、文章・談話レベルでも存在することを示した。

さらに、文を越える文章の文脈における複数の接続表現の組み合わせ<sup>4</sup>を扱った木戸(1999, 2001, 2002)は、「まず」と「次に」等のような列挙を表す接続表現を課題作文によって調査し、列挙を表す接続表現の出現傾向と文章構造の多様性について考察した。また、石黒(2005)は「複雑な内容を整理する」「序列」の接続表現の組み合わせを、「順序を問う接続語」、「順序を問わない接続語」、「順序を問える接続語」に分類し、その妥当性を、コーパスを用いて検証して、適切な組み合わせを知ることが文章理解に重要だと指摘した。木戸(1999, 2001, 2002)や石黒(2005)は、添加型の接続表現を対象に、文章における複数の接続表現を組み合わさって捉えることで、文章構造の解明と日本語学習者の文章理解に貢献することを指摘している。また、逆接型と順接型の接続表現を単独に分析して文章の論理展開を解明した村岡他(2004)は、論文作成指導のために、論文の「緒言」が3段落構成の理科系論文を対象に、各段落における接続表現を調査した。その結果、論文の緒言の第1、2段落に「しかし」、第3段落に「そこで」が多用され、それぞれの接続表現と共起しやすい文末表現も明らかにした。その結果から、添加型の接続表現の組み合わせの外にも、逆接型(「しかし」と順接型(「そこで」)の組み合わせによって、論説文の論理展開が解明できると考えられる。

木戸(1999, 2001, 2002)、石黒(2005)で扱っている現象は、本研究でいう接続表現の「遠隔共起」である。これらの研究から、文章・談話レベルの接続表現の「遠隔共起」は意識されていたことがわかった。しかし、明確な記述の枠組みがないため、その定義、成立原理、認定方法などは解明されてお

<sup>2</sup> 論説文とは、自分の考えを主張し、人の見解を批判して説得するために書かれた文章のことである。

<sup>3</sup> 「提題表現」および「叙述表現」の定義は表1のAとBを参照する。

<sup>4</sup> 本研究では、文を越える文章の文脈における複数の接続表現の組み合わせを「遠隔共起」によって分析するが、一文中の文頭に使用される2つの接続表現の「二重使用」は対象としない。

らず、経験で認識されやすい添加型の接続表現の「遠隔共起」しか対象としてこなかった。そこで、本研究では、論説文において、一文以上離れて使用される「しかし」と「そこで」を分析対象として、その「遠隔共起」の成立について議論し、文章・談話における複数の接続表現を関係づける枠組みを提示した上で、接続表現の「遠隔共起」という概念の必要性を示す。

なお、本研究では、「しかし」と「そこで」が一文以上離れて使用されることから、Srdanović 他(2008, 2009)の「遠隔共起」という用語を用いるが、一文中の陳述副詞と文末モダリティの統語的かつ文脈的な「遠隔共起」を扱う Srdanović 他(2008, 2009)と異なり、本研究で扱う「遠隔共起」は文を越える文章の文脈における複数の接続表現の文脈上の共起関係を指す。

## 2. 接続表現の「遠隔共起」の定義と認定

本章は、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」の定義と認定指標について規定する。

### (1) 接続表現の「遠隔共起」の定義

接続表現の「遠隔共起」を論じる際、それぞれの接続表現が統括する「機能領域」とそれによって成立する「文段」の認定が必要になる。佐久間(1990, 1992)を踏まえ、「接続表現の統括」は、話題の一まとまりの内部の文集合の核となる「中心文」<sup>5</sup>の文頭に位置する接続表現が、当該のまとまりの内部の他の文をしめくりまとめる力である。「機能領域」は、接続表現の統括機能の及ぶ範囲である。「文段」とは、市川(1978, p.126)に従い、「一般に文章の内部の文集合(もしくは一文)が、内容上のまとまりとして、相対的に他と区分される部分である」として、「機能領域」を構成する単位である。

論説文に出現する2つの接続表現がすべて「遠隔共起」というわけではない。例(1)(2)のように、「しかし」と「そこで」によって結びつけられる内容のまとまりの間に関わりが認められる場合もあれば、例(3)のように、文脈が展開する中で、「しかし」と「そこで」が偶然前後に配列される場合もある。つまり、「形態的共起」と「遠隔共起」が一致するとは一概にはいえないのである。

例(1): 「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」の例(包摂型)<sup>6</sup>

[1] ①1964年の東京五輪前後に都内に造られた橋が、次々と架け替え時期を迎えている。②しかし、造り替えるには巨額な費用が必要なばかりか、作業員の確保も難しい。③そこで東京都は今秋から、橋の耐用年数を100年以上延ばす「長寿化工事」に取り組む。

(朝日新聞 2008年8月23日夕刊)

例(2): 「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」の例(共有型)

[1] ①~ [7] ⑬

[8] ⑭菅直人首相を本部長とする福島原子力発電所事故対策統合本部が東京電力本社に置かれ、両者が一体となって、この危機に向かう態勢になった。

[9] ⑮むろん、対応の最前線に立つのは、現場を熟知した東電だ。

[10] ⑯しかし、他の電力会社の支援ももっと生かせるのではないか。

⑰すでに、東電の要請に応じて、発電機車や化学消防車などの資材とともに、応援の技術者らが派遣されている。

⑱必要なら、もっと思い切って応援を求めてもいい。

⑲現場へ送電線を引く作業など、同じ業界ならではの技術が役立つ分野はあるに違いない。

⑳経験を役立てたいという、技術者の声も上がっている。

[11] ㉑プラントの技術を持ったメーカーはもちろん、輸送など他産業にも、東電は広く支援を求めて、この国家的危機にあたるべきだ。

[12] ㉒そこで大切なのは情報の共有だ。

㉓これまで東電は、情報を抱え込んでいないかと疑念をもたれることもあった。

<sup>5</sup> 中心文とは、段落における中心的内容(小主題)を端的に述べている文のことである。トピック・センテンスとも呼ばれる。中心文は、どの段落にもあるとは限らないが、その反面、一つの段落に、二つ(以上)の中心文の含まれることもある。(市川 1978, p.127)

<sup>6</sup> 例文中の①②③等は文番号、[1][2][3]等は段落番号である。また、下線、□、網掛け等は接続表現の「機能領域」を認定するための形態的指標を示すものであり、次節で詳述する。いずれの記号も筆者によるものである。



[13] ⑭例えば、自衛隊は、東電の要請で原発の冷却作業を支援したが、3号機の爆発で隊員4人が負傷した。

⑮東電は情報を十分に出しているのかと、不信も芽生えた。

⑯自衛隊はヘリコプターから3号機に注水する難作業にも取り組み、重要な役割を担う。

[14] ⑰様々な組織が技術を生かして 危険な作業にあたるために、情報を分かち合うことが今まで以上に重要になる。

[15] ⑱

(朝日新聞 2011年3月17日朝刊)

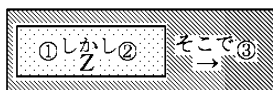


図1 例(1)における「しかし」と「そこで」の統括機能の「機能領域」の関係

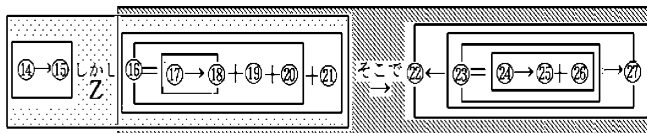


図2 例(2)における「しかし」と「そこで」の「機能領域」の関係

図1と図2<sup>7</sup>は、例(1)と(2)の構造を示している。例(1)では、「しかし」によって、文①と文②を逆接的に結びつけており、「しかし」の統括する「機能領域」は、図1に示すように、文①②である。①と②の内容をまとめた「長寿化工事」という解決策が「そこで」で提案され、その「機能領域」は文①②と③である。「しかし」と「そこで」によって結びつけられる意味内容が直接に関わっていることが、この2つの接続表現の「機能領域」からわかる。

例(2)では、「しかし」は、文⑭⑮の内容を受けて、文⑯で「他の電力会社の支援ももっと生かせるのではないか」と提言し、文⑰～⑳では文⑯の提言を詳しく説明している。その後、文㉑では、文⑯の提言と並べた2つ目の提言をしている。「しかし」の「機能領域」は、文⑭⑮と文⑯～㉑である。また、文㉒の「そこで」で文⑯～㉑を受けて、2つの提言を実現するのに「大切なのは情報の共有だ」ということを提示し、文㉓～㉔で文㉒の提言の理由を述べている。「そこで」の「機能領域」は、文⑯～㉔である。「そこで」が「しかし」の後件の文⑯～㉑を受けて、文⑯～㉔へと展開している。この2つの接続表現によって結びつけられる意味内容は、図2に示したように直接に関わっている。

以上の2例では、「しかし」と「そこで」が文脈上の意味相関を持ち、本研究における「遠隔共起」とする。一方、例(3)は、「しかし」と「そこで」が「遠隔共起」と認められない例である。

例(3) : 「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」ではない例

[1] ①所得税の不正還付を受け、脱税などの罪で起訴された衆院愛知六区の大谷忠雄代議士の事件は、通常人の罪悪感からみてもあきれる内容である。

[2] ②本人はすでに新生党を離党した。 ③しかし、その程度の責任のとり方で済ませるわけにはいかぬ。 ④議員を辞職すべきである。

[3] ⑤企業献金は、不明朗な癒着を生みやすい。 ⑥そこで、個人からの政治献金をふやそうと設けられたのが、個人献金を所得税控除の対象とする租税特別措置法の優遇制度だ。 ⑦大谷氏はこれを悪用した。

(朝日新聞 1994年02月13日朝刊)

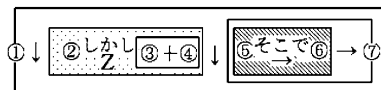


図3 例(3)における「しかし」と「そこで」の「機能領域」の関係

<sup>7</sup> 図1と図2では、は「しかし」、は「そこで」の統括する「機能領域」、は「機能領域」を構成する「文段」を表し、線上にある番号は当該の文段において統括力を持つ文の番号である。また、文章構造の図解に、佐久間(1990)の文の接続関係の記号を用い、「Z」は逆接型、「→」は順接型、「+」は添加型、「=」は同列型、「↔」は対比型、「←」は補足型、「↓」は転換型、「—」は連鎖型を表す。以下の構造図も同じ記号を用いる。

例(3)では、「しかし」は文②の事実を受けて、文③④で逆接的な評価をしており、「しかし」の「機能領域」は、図3のように、文②と③④である。その後、話題を一度「企業献金」に変え、文⑤の「企業献金は不明朗な癒着を生みやすい」という問題を提示したのを受けて、「そこで」で文⑥へと展開する。「そこで」の「機能領域」は文⑤と⑥である。「しかし」と「そこで」が、それぞれ異なる話題のまとめりからなる文段を形成しており、直接に相関していない。

例(1)(2)(3)から、「しかし」と「そこで」が形態上同時に使用されても、必ずしも「遠隔共起」ではなく、接続表現の「遠隔共起」は、接続表現が統括する「機能領域」によって認定できることがわかった。そこで、本研究では、逆接型と順接型の接続表現の「遠隔共起」について、形態上、文を越えて使用され、文脈上、図4のIとIIのいずれの統括関係が認められるものだと規定する。



図4 「遠隔共起」として認定できる「しかし」と「そこで」の機能領域の関係

「遠隔共起」の「I. 包摂型」とは、例(1)のように、「しかし」によって結びつけられる話題AとBをまとめて、「そこで」でさらにCへと展開していく場合である。また、「遠隔共起」の「II. 共有型」とは、例(2)のように、「しかし」によって結びつけられる話題のまとめりAとBのうち、「そこで」で後件のBの内容を受けて、話題をさらにCへと展開していく場合である。

接続表現は前後の内容のまとめりの関係を示す言語形式であり、それ自体また、実質的な意味を持たないことから、複数の接続表現が「遠隔共起」か否かの判断は、それぞれの接続表現が統括する「機能領域」の認定が前提となる。つまり、個々の接続表現の「機能領域」を認定した上で、文章構造におけるそれぞれの「機能領域」の統括関係が図4と一致するか否かによって、「遠隔共起」が認定されるのである。次節では、接続表現の「機能領域」を認定するための形態的指標について述べる。

#### (2) 接続表現の「機能領域」と認定指標

接続表現の「機能領域」とは、「接続表現の統括機能の及ぶ範囲」(佐久間 1990)のことであり、その統括機能によって成立する「文段」によって形成される<sup>8</sup>。接続表現の「機能領域」と文段の関係を図5に示す。接続表現は、複数の文段を関係づけ、より上位の文段を形成するものである。この点から、「文段」が機能領域の認定の基本単位であり、機能領域の認定とは、基本的に「文段」の認定のことである。また、「文段」を認定するための言語形態的指標は、機能領域の認定指標として援用できる。

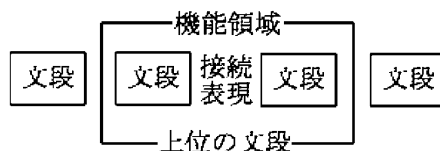


図5 接続表現の機能領域と文段

佐久間(2000)は、文章・談話を構成する文や「段」<sup>9</sup>の統括力を示す言語形式を「文脈展開形態」として、「提題表現」「叙述表現」「接続表現」「指示表現」「反復表現」「省略表現」の6項目を提示した。本研究では、「接続表現」を除く5種の「文脈展開形態」に「メタ言語表現」を加え、機能領域を認定するための形態的指標とする。その詳細を表1にまとめた。

<sup>8</sup> 「機能領域」という用語は、本来塚原(1970)等の接続詞研究に用いられてきたが、「接続表現」を含め、「提題表現」や「指示表現」等文を越えて統括機能を働かす言語表現にも「機能領域」が存在する。

<sup>9</sup> 「段」とは、文章の「文段」と談話の「話段」の総称である。

表1 接続表現の「機能領域」の認定のための形態的指標

文脈展開形態	定義
A. 提題表現	文章・談話における話題を提示する言語形式で、対応する叙述表現と組み合わせられて認定される(佐久間 2003,p.93)。
B. 叙述表現	A の提題表現によって文章・談話における「話題」としてとりあげることがらを説明し、それに対する自分の考えや感想を述べたり、相手に質問や要望等で直接働きかけたりする言語形式のことである(佐久間編 1997,p.123)。
C. 反復・省略表現	反復表現：同じ情報を繰り返して提示する言語形式(佐久間編 2010,p.104)。 反復・省略表現：前方文脈で出現される要素が省かれたもので、文章や談話の他の部分との関わりによって、還元できる言語形式。
D. 指示表現	「この」「その」といった指示詞だけでなく、その後に続く語句を含めた一まとまりとして見た表現(寺村他 3名編 1990,pp.34-35)。また、「『例の』『次の』『以上の』『以下の』『前者』『後者』等」も指示表現に含める(市川 1978,p.67)。
E. メタ言語表現	文章・談話において、自分あるいは他者の言ったこと、これから言うことに言及する表現(西條 1999,p.14)。
F. その他	意味的に対立する語句(Hallday&Hasan1976,永野 1986 を参照)。

次に、例(4)を用いて、A～Fの認定指標が接続表現の「機能領域」と「遠隔共起」の認定にどのように働くのかについて説明する。例(4)では、本文と同時に、当該文章の文章構造も示す。また、例(4)のように、「しかし」と「そこで」が隣接の文に使用される例はもちろん、例(2)のように、数文離れた「しかし」と「そこで」もA～Fによって認定するものである。

例(4)「しかし」と「そこで」の「機能領域」及び「遠隔共起」を認定する例<sup>10</sup>

文章の多重構造			人口爆発にどう取り組むか
1次 文段	2次 文段	3次 文段	
{1} 開始部	/	/	[1] ① <u>「世界の人口」は2050年には1.00億人に達し、その後100年、増加が続くだろう。</u>
			② <u>飢えと貧困から逃れるため、かなりの人が、国境を越えて日本など先進国にあふれ出してくるだろう」と予測した「世界人口白書」を国連人口基金が発表した。</u>
			[2] ③ <u>こうした「危機」に対処するために白書は焦点を「家族計画」にしばって、勧告している。</u>
			④ <u>この分野で実績のある日本は、積極的に協力すべきだと思われる。</u>
{2} 展開部	{2.1} 第一の勧告内容	{2.1.1} 第一の勧告内容の詳細	[3] ⑤ <u>「これ以上子どもは欲しくない」と答える女性の割合は、途上国のほとんどの国で年を追うごとに増えている。</u>
			⑥ <u>しかし、現実には年間数千万人が望まない妊娠をしている。</u>
			⑦ <u>そこで、白書は近代的な家族計画の実行率を2000年までに59%に引き上げること、そのための資金提供を年額90億ドルに倍増することを提案している。</u>
			⑧ <u>そうすれば、途上国の女性が一生に産む子の数は、3.8人から3.3人に減り、「2085年に102億人で落ち着く」という国連の予測を維持できるだろうという。</u>
白書における		{2.1.2} 第一の勧告内容について日本のでき	[4] ⑨ <u>日本の家族計画運動は、主として非医師の熱意で進められたため、大学での避妊の研究は異端視される傾向があった。</u>
			⑩ <u>が、不妊治療は世界のトップレベルに達し、研究者も多い。</u>
			⑪ <u>本来、不妊治療と避妊技術は鏡の裏表である。</u>
			⑫ <u>白書が提案する「安全で効果的で手ごろな価格の避妊技術の研究や開発」に、日本</u>

<sup>10</sup> 例(4)では、例の本文では、— は「A. 提題表現」、~~~~ は「B. 叙述表現」、□ は「C. 反復・省略表現」、---- は「D. 指示表現」、網掛けは「F. 意味的に対立する語句」を表す。文章の多重構造を示す際、{1} {2.1} {2.1.1} 等は、各次元の文段番号を示す。また、例(4)では、「E. メタ言語表現」が見られなかったが、表2で作例によって説明する。

家族計画の詳細	{2.2} 第二の 勧告内 容	ること	も貢献すべきだ。
			[5] ⑬ただ、こうした技術があっても、 <u>女性の識字率が低い国では出生率が下らない傾向がある。</u>
	{2.3} 第三の 勧告内 容	[6] ⑭また、 <u>勧告の中に「女性の地位向上の推進」の項を設け、「女性や少女を差別したり、権利を制限する法律や慣行を排除していく」ことを各国政府に求めている。</u>	
{3} 終了部			[7] ⑰途上国の人々の置かれている現実を見据え、広い視野から、 <u>日本として何ができるか、その方途を探りたい。</u>
			(朝日新聞 1991年5月15日朝刊)

例(4)では、文章構造における各次元の文段がA～Fの指標に基づいて認定したものである。文段{1}は文章の開始部であり、文①～③が文④の「積極的に協力すべきだと思われる」という叙述表現に統括され、「B. 叙述表現」によって文段{1}が認定された。

文段{2}は展開部であり、文③の「白書における家族計画」についての「勧告」を詳述している。文段{2}はさらに、文段{2.1}、{2.2}、{2.3}という3つの2次の文段によって構成され、それぞれの文段では、「家族計画」について、「資金提供を年額90億ドルに倍増すること」、「就職率と識字率を高めること」、「女性の権利を制限する法律や慣行を排除していくこと」、という3つの「勧告」を述べている。文段{2.1}は、主として「A. 提題表現」、「B. 叙述表現」によって認定される。文段{2.1}の話題は、文⑦の提題表現「白書ハ」と叙述表現「提案している」によって示され、文⑫の叙述表現「日本も貢献すべきだ」によって締めくくられている。文段{2.2}は、主として、「A. 提題表現」、「B. 叙述表現」、「C. 反復・省略表現」によって認定される。文段{2.2}の話題は、文⑭の提題表現「白書ハ」と叙述表現「勧告している」によって提示され、文⑬と⑭の反復表現「識字率」によって他の文段と区分される。文段{2.3}は、主として「A. 提題表現」、「B. 叙述表現」、「C. 反復・省略表現」によって認定される。文段{2.3}の話題は、文⑮の略題表現<sup>11</sup>「白書ハ」と叙述表現「求めている」によって提示され、文⑯が叙述表現「～からだ」によって文⑮に関係付けられる。

文段{3}は文章の終了部であり、「B. 叙述表現」の「途方を探りたい」によって文章全体をまとめている。

表2は、A～Fの認定指標が「機能領域」の認定にどのように働くのかをまとめたものである。

表2 接続表現の形態的指標の認定方法と実例

文脈展開形態	認定方法	各形態的指標による「機能領域」認定の解説
A. 提題表現	提題表現と叙述表現の呼応・共起	文⑤の略題表現「白書ハ」が文⑧の「維持できるだろう」と呼応し、文⑤～⑧を文段{2.1.1}にし、その内部の「しかし」「そこで」の機能領域は⑤～⑧を出ない。
B. 叙述表現	「事実叙述」「見解判断」「感情表出」「(疑問・要望の)伝達」という4段階の叙述表現の統括(佐久間 1997)	文⑤～⑦は「テイル」形の叙述表現が連続して、「事実描述」を示す。文⑧が「維持できるだろう」という「見解判断」の叙述表現によって、文⑤～⑦を統括し、文段{2.1.1}を形成する。この文段の内部にある文⑦の「そこで」の「機能領域」は文⑤⑥と⑦であると認定できた。
C. 反復・省	反復される内容を特定し、省略された内	文⑦の「白書ハ」は文⑤の略題表現を反復し、⑤と⑦を関連づける。 文⑥の「数千万人」が文⑤の「女性」を反復し、「しかし」の「機能領域」が文⑤⑥と認定できた。

<sup>11</sup>「略題表現」とは、提題表現が省略の形を取っている場合である。

略表現	容を還元することによって認定	文⑭の「識字率」が文⑬の「女性の識字率」を反復し、文⑭の「そこで」の「機能領域」が反復表現によって文⑬⑭だと認定できた。
D. 指示表現	指示表現の指示範囲による認定	文⑬の「こうした技術」は、文⑨～⑫で述べた「避妊技術」を指し示し、文⑬は文⑨～⑫を統括し、「ただ」の前方文脈の「機能領域」は文⑨～⑫であると認定できた。
E. メタ言語表現	メタ言語表現の言及内容の特定による認定	作例：①そこで、理由は三つある。②第一に、～。③第二に、～。④第三に、～。 文①の「理由」はメタ言語表現であり、文②～④の内容を言及している。文①は文②～④を統括する。「そこで」の後続機能領域は①～④と認定される。
F. その他	対比的語句による意味の相対性の把握	文⑨の「避妊の研究」と文⑩「不妊治療」が対立的で、2つの表現が文⑩の「が」の前後の意味に相対性をもたらし、接続表現「が」の「機能領域」は文⑨⑩だと認定される。

表2をまとめると、文⑥の「しかし」の「機能領域」は文⑤⑥で、文⑦の「そこで」の「機能領域」は文⑤⑥と⑦であり、2つの接続表現は図4の「I. 包摂型」と一致しており、本研究における「遠隔共起」と認定できた。一方、文⑭の「そこで」の「機能領域」が文⑬⑭であり、文⑥の「しかし」の「機能領域」とは、図4のいずれとも一致していないため、文⑥の「しかし」と文⑭の「そこで」が「遠隔共起」として認められない。ただし、文⑭の「そこで」が文⑬「あっても」という逆接型の接続表現とは「遠隔共起」として考えられる。

例(4)から、接続表現の「機能領域」の認定は、複数の形態的指標から総合的にすることが多いことがわかった。文⑥の「しかし」と文⑦の「そこで」の「機能領域」は、「A. 提題表現」、「B. 叙述表現」、「C. 反復・省略表現」という3種の指標によって認定されている。また、A～Fの認定指標は、「しかし」と「そこで」の「機能領域」のみならず、文⑧の「そうすれば」、文⑩の「が」、文⑬の「ただ」を始めとするあらゆる接続表現の「機能領域」を認定できる。このことから、A～Fの認定指標は、「しかし」と「そこで」以外の組み合わせの「遠隔共起」の認定にも応用できると言える。

以上、接続表現の「遠隔共起」の認定方法について、接続表現の「機能領域」と「文段」の認定によって説明した。接続表現の「機能領域」は、接続表現の統括機能の及ぶ範囲であり、接続表現の統括機能は、接続表現を持つ文が他の文集合をしめくりまとめる力のことである。また、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」によって形成される「文段」について、論説文の文脈展開における「文段の機能」を特定する必要がある。「文段の機能」とは、論説文の文章構造における各文段の働きのことであり、接続表現の「統括機能」とは異なる次元の概念である。「文段の機能」は、文章ジャンルによって異なることがあり、本研究では、論説文を分析した佐久間(1989)や長尾(1992)を踏まえ、「背景・事実」「根拠・理由」「主張・提案」「課題・話題提示」という4つの「文段の機能」が見られた。なお、論説文においては、他の「文段の機能」も考えられるが、本研究のデータでは以上の4つが観察された。

### 3. 「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」の分析方法

以上は、接続表現の「遠隔共起」の成立、定義、認定基準について説明した。本章から、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」を対象として、文章・談話論における接続表現の「遠隔共起」の必要性について議論する。具体的には、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段について、論説文の文章構造における「文段の機能」を明らかにする。また、それぞれの「文段の機能」がどのような文が組み合わせられて実現されるのか、つまり、文脈展開パターンを解明する。

#### (1) 調査対象

本研究では、論説文の一種である新聞社説を対象として、『朝日新聞』の「聞蔵Ⅱビジュアル・フォーライブラリー」から、1984年1月1日～2011年12月31日の期間を限定して、「しかし」と「そこで」を使用した例を抽出した。「しかし」の後続文脈(文章末まで)に「そこで」が使用される社説を抽出したところ、252例が抽出された。

#### (2) 分析手順

抽出された252例について、「しかし」と「そこで」が「遠隔共起」か否かを、次のa～bの手順で

認定した。その結果を踏まえ、c～dの手順にしたがって、「遠隔共起」として認定された社説の構造分析を行った。

- a. 全252例の社説に出現したすべての「しかし」と「そこで」を抽出し、それぞれの「機能領域」を表1の形態的指標によって認定する。
- b. 「しかし」と「そこで」の「機能領域」の関係が図4の統括関係と一致するか否かを分析し、「遠隔共起」を認定する。
- c. 「遠隔共起」の「しかし」と「そこで」の「機能領域」内の内容が「文段」として、社説の文章中でどのような「文段の機能」を持つのかを分析する。
- d. cで明らかになった「文段の機能」を果たす際に、どのような文脈展開パターンをどのような表現特性を表すのかを分析して記述する。文脈展開パターンは、「しかし」と「そこで」によって結びつけられる文段A、B、Cは、どのような表現意図を持つ文が組合わさって形成されるのか、その組み合わせのパターンのことである。各文の表現意図について、木戸(1992)に従い、「主張」「評価」「理由」「根拠」「解説」「報告」という6種の「文の機能」を用いる(図6を参照)。

(内容)	(意図)	(文の機能)
意見	意見を述べること	「主張」— 文章の話題について意見を述べる
		「評価」— 事実または意見についての判断を述べる
		「理由」— 意見のよりどころとなった意見を述べる
事実	事実を述べること	「根拠」— 意見のよりどころとなった事実を述べる
		「解説」— 事実を説明を交わって述べる
		「報告」— 事実を客観的に述べる

図6 「文の機能」の分類(木戸 1992, p10)

なお、木戸(1992)における「文の機能」とは、表現者の立場から、各文がどのような表現意図を持って書かれたのかを想定したものであり、どのジャンルの文にも応用できるものである。一方、「文段の機能」は文章における諸文段の役割制のことであり、文章構造からトップダウン的に認定するものである。従って、文章のジャンルによって異なる。

#### 4. 分析結果と考察

「しかし」と「そこで」が「遠隔共起」か否かを認定した結果、「しかし」と「そこで」が同時に使用される252例中、図4に示した2種の統括関係が認められた61例(24.2%)を、本研究の規定する「遠隔共起」と認めた。全61例中、「Ⅰ. 包摂型」が58例、「Ⅱ. 共有型」が3例あった。「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」は、「Ⅰ. 包摂型」の統括関係で共起することが多いとわかった。

また、61例の「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段を分析した結果、図7のような文脈展開パターンが見られ、従来、文章・談話において、機能が個別に扱われてきた「しかし」と「そこで」は、意味的に関連し合いながら文脈を展開することが分かった。

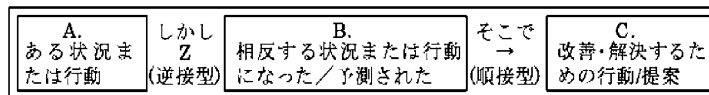


図7 「遠隔共起」の「しかし」と「そこで」による文脈展開パターン

「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」の例が全体例の24.2%を占め、「遠隔共起」ではない191(75.8%)例に比べて一見少数であっても、図7に示した文脈展開パターンが論説文の中で使用され、表現主体が特定の伝達目的を果たすための手段として用いられている。このような文脈展開パターンは、表現主体が文章ジャンル等の要因によって選択的に用いられたものである。つまり、表現主体が特定の伝達目的を達成するための文脈展開パターンが限られている。この限られた文脈展開パターンの中から、表現主体がより効果的なものを選んで表現していく。文章ジャンル等によって文脈展開パターンの使用にも偏りがある。従って、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」に基づいて解明した図7の文脈展開パターンが統計的に少数であっても、論説文に存在するパターンと認められるので

ある。

以上の結果を踏まえ、「遠隔共起」と認定された全61例を対象として、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段が、文章中で果たす「文段の機能」を分類し、それぞれの「文段の機能」として使用される際の文脈展開パターンと表現特性を分析し、その結果を表3にまとめた。

表3 「遠隔共起」の「しかし」と「そこで」による「文段の機能」

「文段の機能」	定義	文脈展開パターン	例文数
i. 「背景・事実」 28例 (45.9%)	社説を書くきっかけとなる背景や事件についての説明、あるいは前方文脈に提示された事件、物事などについての説明。 例(4)(5)(6)	「報告Z報告→報告」	8
		「解説Z解説→解説」	3
		「報告Z評価→報告」	7
		「評価Z評価→報告」	7
		「評価Z評価→評価」	1
		「報告Z評価→評価」	2
ii. 「根拠・理由」 6例 (9.8%)	前方文脈に提示された意見、主張をサポートするための根拠や理由を示す。 例(7)	「解説Z評価→評価」	2
		「評価Z評価→評価」	3
		「理由Z理由→理由」	1
iii. 「主張・提案」 18例 (29.5%)	作者の提言や提案を具体的に示す。 例(8)	「評価Z評価→主張」	9
		「報告Z評価→主張」	4
		「評価Z主張→主張」	3
		「報告Z主張→主張」	1
		「主張Z評価→主張」	1
iv. 「課題・話題提示」 7例 (11.5%)	新しい話題を提示したり、前方文脈で提起された話題を活性化させたりする。 例(9)	「評価Z報告→評価」	1
		「報告Z評価→主張」	1
		「評価Z評価→評価」	4
		「報告Z評価→評価」	1
v. その他 2例 (3.3%)	v-I. 文章の話題を提示するための前置き	「評価Z評価→主張」	2
計 61例(100%)			61

以下、実例をあげて説明する。

(1) 「背景・事実」(28例)

「しかし」と「そこで」が「遠隔共起」として認定された全61例中、「背景・事実」の「文段の機能」を持つものが28例(45.9%)あり、最も多い。表3に示したように、6種の文脈展開パターンがある。

28例中25例は、「そこで」の後件が「報告」と「解説」の客観的事実の文がくる。特に、「報告Z報告」と「解説Z解説→解説」のように、客観的事実の連鎖によって展開されるものが11例ある。前章の例(4)は、「報告Z報告→報告」の例である。

例(4)では、「しかし」の「機能領域」は文⑤と⑥で、「そこで」の機能領域は文⑤⑥と⑦で、「I. 包摂型」の「遠隔共起」になる。「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段が展開部の文段{2.1.1}にあり、「世界人口白書」の内容を記述している。「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段が「白書」に関する説明として位置づけられる。例(4)のように、客観的事実の連鎖による文脈展開パターンは、それを形成する各文の文末叙述表現に「タ」、「テイル」、「テイタ」形が観察される。

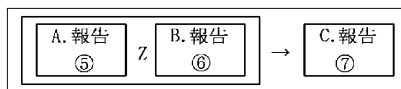


図8 例(4)の文脈展開パターン

次に、例(5)の「報告Z評価→報告」と、例(6)の「評価Z評価→報告」が各7例あり、比較的多く用いられる。いずれも、「そこで」の後件に、客観的事実の叙述表現によって「遠隔共起」の文段がまとめられ、文章中の「背景・事実」の説明として位置づけられる。

例(5) 「背景・事実」の「報告Z評価→報告」の例

[2]③竹下内閣当時に「1省庁1機関の地方移転」が実施されたことがあった。④しかし、各省庁の主要業務に影響の少ない小さな機関を形ばかり移してみても、首都機能の分散にはさして役立つないことは、はじめから分かりきっていた。

[3]⑤そこで、われわれはきちんとした検討機関を設けて、遷都をふくめた本格的な論議をすることを主張してきた。

(朝日新聞 1992年2月28日朝刊)

例(6) 「背景・事実」の「評価Z評価→報告」の例

[4]⑤周知のように、納税者番号制度はプライバシーと密接に絡む。⑥しかし、米国ははじめ外国の例を見ても、プライバシーを保護しつつ実施する道がないではない。

[5]⑦そこで、われわれは「いつまでも税負担の不公平に目をつぶっているよりは、個人の権利を侵さぬように十分注意しながら、納税者番号制度を導入する方向で環境整備に取り組むべきだ」と主張してきた。

(朝日新聞 1990年9月17日朝刊)

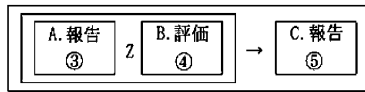


図9 例(5)の文脈展開パターン

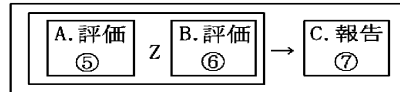


図10 例(6)の文脈展開パターン

以上から、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段が文章全体において「背景・事実」として機能する場合、文末叙述表現には客観的事実を表す「タ」や「テイル」形がつき、「そこで」の後件の事実を述べる文によって文段を締めくくりやすいことがわかる。

(2) 「根拠・理由」(6例)

「遠隔共起」として認定された全61例中、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」が先行文脈で提示された筆者の主張・評価の「根拠・理由」として用いられるものが6例(9.8%)あり、3種の文脈展開パターンがある。いずれも、「評価」や「理由」などの意見を述べる文によって「遠隔共起」の文段を締めくくっている。

例(7) 「根拠・理由」の「解説Z評価→評価」の例

[1]①～[4]⑥

[5]⑦気がかりなのは、旧ソ連の中央アジアの国々でもアゼルバイジャンと同様に次々と権力の世襲が起きそうなことだ。

[6]⑧トルクメニスタンでは大統領の息子が、カザフスタンとウズベキスタンではそれぞれ大統領の娘が、キルギスでは大統領の妻が後継者として急速に浮上している。

[7]⑨この4カ国では、かつての共産党幹部がソ連崩壊後も権力を手放さず、不正だらけの大統領選や、憲法を改正しての任期延長で強権的な支配を続けてきた。

[8]⑩しかし、世代は変わる。⑪野党の多選批判もうるさい。⑫そこで出てきたのが選挙を通じて世襲を実現しようという動きだ。

(朝日新聞 2003年10月19日朝刊)

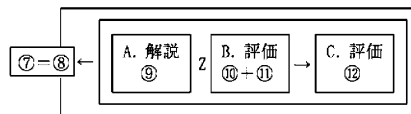


図11 例(7)の文脈展開パターン

例(7)は「解説Z評価→評価」の例である。先行する[1]～[4]の文段において、「アゼルバイジャン」の「選挙による権力世襲」事件について説明し、[5]の文⑦で、それと同様のことが「旧ソ連の中央アジアの国々でも起きそうな」事実を提示し、新しい話題に変えている。文⑧は文⑦の具体例を同列型



で並べられている。文⑧の「各国の一連の選挙による世襲」の動きの理由として、文⑨～⑫で、「『4カ国の政治体制』しかし『時代がかわり昔の政治体制が通用しなくなるという評価』そこで『今回の一連の動きになった』」という文脈展開パターンで説明した。「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段が、先行する文⑧の事実の理由として位置づけられる。

### (3) 「主張・提案」(18例)

筆者の意見や提案を示し、文章全体で、「主張・提案」として機能する例が61例中18例(29.5%)ある。この場合、「そこで」の後続文脈に、筆者の意見や提案を表す「主張」の文で統括される文段が続くものも多く見られ、5種の文脈展開パターンがある。特に、例(8)の「評価Z評価→主張」が6例、「報告Z評価→主張」が4例あり、比較的によく使用される。

例(8) 「主張・提案」の「評価Z評価→主張」の例

[1]①～[8]⑩

[9]⑩といっても有権者の側は、与えられた候補者名簿の中から選ばなければならない。⑪投票するのにふさわしい人、政党がないという悩みは、いつの選挙でも聞かれる。⑫それが、投票率の低下を招いているのは否定できない。⑬しかし、そのまま手をこまぬいては、政治は変わらない。

[10] ⑬そこで第1に、「最善、次善がなくても、あきらめるな」と提案したい。⑭⑮

[11] ⑮次に、投票する場合は「情に流されるな」といいたい。⑯～⑳

[12] ㉑第3に「金や利益誘導に惑わされるな」と提案したい。㉒㉓

(朝日新聞 1986年7月6日朝刊)

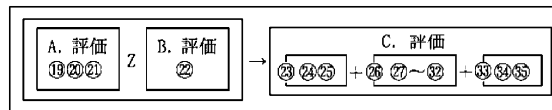


図12 例(8)の文脈展開パターン

例(8)は「利や情に流されるな」という社説の一部で、展開部の [2.2] の文段で、選挙の投票率に関するものである。「しかし」の「機能領域」が文⑩～⑫と⑬であり、「有権者の側の悩み」と「投票率の低下」を受けて、文⑬の逆接型の「しかし」で「そのまま手をこまぬいては政治は変わらない。」として、現状改善のために、文⑭の順接型の「そこで」によって文⑭～⑯で3つの提案をしている。「そこで」の後件は、[10][11][12]の3つの文段で3つの提案が示されているが、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文脈展開パターンが複数の低次の文段をまとめて、文段 [2.2] を形成している。

また、「主張・提案」の際、「そこで」の後続文には、「～一案だろう」「～べきだ」「必要になる」などの文末表現がつきやすい。

### (4) 「課題・話題提示」(7例)

「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」の全61例中、「課題・話題提示」として機能する例が7例(11.5%)あるが、4種の文脈展開パターンがある。

例(9) 「課題・話題提示」の「評価Z報告→評価」の例

[1]①マンションの居住者のなかにも、イヌやネコなどのペット好きは少ない。②しかし、ほとんどの集合住宅では規約などで、小鳥や魚以外の動物の飼育を禁止している。

[2]③そこで、ペット好きばかりを集めて、気がねなしにペットと一緒に暮らせるようにと構想されたのが、「ペットマンション」である。④アイデアとしては悪くないが、建設地が都会の住宅密集地とあっては、近隣の住民から、鳴き声や悪臭などの公害を心配する声があがるのも無理からぬところだ。

[3]⑤～[5]⑩

[6]⑪ペットマンション自体、まだ数が少ないので現在までのところトラブルもあまりない。

[7]⑫それにひきかえ、一般の集合住宅でのペット飼育をめぐる紛争は数も多い。ほとんどが規約違反の飼育をめぐるものだ。(略)

(朝日新聞 1987年2月7日朝刊)

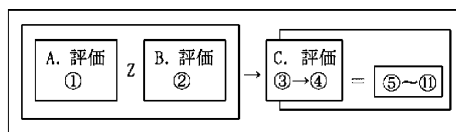


図13 例(9)の文脈展開パターン

例(9)の文③は、「そこで」を用いる「分裂文」の文型で、後続文脈の話題提示の中心文である。文①～④は「遠隔共起」として認定され、社説の開始部の文段 {1} である。文①で「マンションの居住者のなかにもペット好きが多い」を述べ、文②の「しかし」で「ほとんどの集合住宅では小鳥や魚以外の動物の飼育が禁止している」という事実を提示する。文①と②の問題解決の提案として、文③で、順接型の「そこで」によって、「ペットマンション」という新しい話題が提示される。「ペットマンション」という話題について、文⑤～文⑩で実例を挙げて説明し、「ペットマンション」の問題点を指摘する。さらに、文⑪では、「それにひきかえ」という対比型の接続表現によって、話題を「ペットマンション」から「一般の集合住宅」へと変える。

## 5. 結論

以上、接続表現の「遠隔共起」とは、文章・談話において、形態上、一文以上離れて使用され、文脈上、文段の統括関係が認められるものである。「遠隔共起」の認定は、「しかし」と「そこで」の統括する「機能領域」によるものである。本研究では、逆接型の「しかし」と順接型の「そこで」について、この2つの接続表現の「機能領域」に、「I. 包摂型」、「II. 共有型」という2種の統括関係が認められる場合、「遠隔共起」として認めた。

この規定を踏まえ、「しかし」と「そこで」が形態上共起する新聞社説全252例を調査した結果、61例が文脈上の「遠隔共起」と認められた。この場合、2つの接続表現の「遠隔共起」による文脈展開には、図7の文脈展開パターンが見られ、従来、文章・談話において、機能が個別に扱われてきた「しかし」と「そこで」は、意味的に関連し合いながら文脈を展開するという傾向があると分かった。

また、図7に示した「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」による文段について、新聞社説において、「i. 背景・事実」、「ii. 根拠・理由」、「iii. 主張・提案」、「iv. 課題・話題提示」という4種の「文段の機能」に分類し、それぞれの特徴的な文脈展開パターンと表現特性を解明した。このことから、論説文において、特定の「文段の機能」を表すための文脈展開がパターン化されていると言える。このような論説文の文脈展開パターンを、「遠隔共起」に基づいて客観的に認定できたということから、「遠隔共起」という概念が文章・談話研究に必要であると考えられる。

さらに、村岡他(2004)による理系論文の緒言における「しかし」と「そこで」による論理展開は、新聞社説にも使用されているのに加え、緒言だけではなく、展開部と終了部においても、「背景・事実」「根拠・理由」「主張・提案」などの「文段の機能」を担っていることがわかった。このことから、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」が論説文の論理を示す言語形式として使用されていると考えられる。なお、論説文以外のジャンルにも、論理的な関連付けが必要な部分に使用できると推測できる。

## 6. おわりに

「遠隔共起」という概念は、「しかし」と「そこで」の「遠隔共起」に限定せず、文章中のあらゆる接続表現の組み合わせに応用する可能性があり、新しい文脈展開パターンの発見とつながる。たとえば、例(8)で示したように、「そこで」の後続文に、「第1に」、「次に」、「第3に」など添加型の接続表現による列挙を示す構造が見られる。これは、「そこで」と添加型の接続表現の「遠隔共起」としても捉えられる。このように、接続表現の組み合わせによる文脈展開パターンを特定することによって、論説文というジャンルの文章表現の文脈展開パターンをより明確に提示することができる。この点では、本研究で示した「遠隔共起」の認定方法と認定指標は、文章・談話の文脈展開パターンを客観的に分析するための枠組みとして、将来の研究への応用は寄与できる。

また、接続表現の「遠隔共起」は表現形式の共起関係だけではなく、文段の接続関係の共起でもあることから、接続表現が顕在化していない文脈展開パターンの解明にもつながる。

さらに、「遠隔共起」という概念は、日本語教育に応用できる。日本語教育において、ある機能を果たすために定型化された文、すなわち「文型」が重要視されている。本研究の結果から、文を越える

文章・談話のレベルにおいて、定型化された文脈展開パターンが存在していることがわかる。このような論説文の文脈展開パターンを読解・作文教育のシラバスに組み込む必要がある。

### 参考文献

- 市川孝(1978)『国語教育のための文章論概説』教育出版
- 石黒圭(2005)「序列を表す接続語と順序性の有無」『日本語教育』125, pp.47-56, 日本語教育学会
- 木戸光子(1992)「文の機能に基づく新聞投書の文章構造」『表現研究』55, pp.9-19, 表現学会
- 木戸光子(1999,2001,2002)「接続表現と列挙の文章構造の関係(1)(2)(3)」『文芸言語研究言語篇』36, pp.69-87、40, pp.41-55、42, pp.51-62、筑波大学文芸・言語学系
- 工藤浩(2000)「副詞と文の陳述的なタイプ」仁田・益岡編『日本語の文法3 モダリティ』, pp.161-234, 岩波書店
- 西條美紀(1999)『談話におけるメタ言語の役割』風間書房
- 佐久間まゆみ(1987)「『文段』認定の一基準(I)—提題表現の統括—」『文芸・言語研究言語篇』11, pp.89-136, 筑波大学文芸・言語学系
- 佐久間まゆみ編(1989)『文章構造と要約文の諸相』くろしお出版
- 佐久間まゆみ(1990)「『文段』認定の一基準(II)—接続表現の統括—」『文芸・言語研究言語篇』17, pp.35-66, 筑波大学文芸・言語学系
- 佐久間まゆみ(1992)「接続表現の文脈展開機能」『日本女子大学文学部紀要』41, pp.9-22, 日本女子大学
- 佐久間まゆみ・半澤幹一・杉戸清樹編(1997)『文章・談話のしくみ』おうふう
- 佐久間まゆみ(2000)「文章・談話における『段』の構造と機能」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』13, pp.67-84, 早稲田大学日本語研究教育センター
- 佐久間まゆみ(2003)「文章・談話における『段』の統括機能」北原保雄監修・佐久間まゆみ編『朝倉日本語講座7 文章・談話』, pp.91-119, 朝倉書店
- 佐久間まゆみ編著『講義の談話の表現と理解』くろしお出版
- 田中春美編(1988)『現代言語学辞典』成美堂
- 塚原鉄雄(1970)「接続詞—その機能の特殊性—」『月刊文法』2(12), pp.10-18, 明治書院
- 寺村秀夫・佐久間まゆみ・杉戸清樹・半澤幹一編(1990)『ケーススタディ 日本語の文章・談話』おうふう
- 長尾高明(1992)「文章と段落」『日本語学』11(4), pp.26-32, 明治書院
- 永野賢(1986)『文章論総説』朝倉書店
- 村岡貴子・米田由喜代・大谷晋也・後藤一章・深尾百合子・因京子(2004)「農学・工学系日本語論文の『緒言』における接続表現と論理展開」『専門日本語教育研究』6, pp.41-48, 専門日本語教育学会
- Srdanović, I., Hodosček, B., Bekeš, A., Nishina, K.(2009)「ウェブコーパスと検索システムを利用した推量副詞とモダリティ形式の遠隔共起抽出と日本語教育への応用」『自然言語処理』16(4), pp.29-46.
- Halliday, M.A.K., and Hasan Ruquiya. (1976). *Cohesion in English*. Longman.
- Srdanović, I., Bekeš, A., Nishina, K. (2008) Distant Collocations between Suppositional Adverbs and Clause-Final Modality Forms in Japanese Language Corpora. In Tokunaga, T. and Ortega, A.(eds), LKR, *volume 4938 of Lecture Notes in Computer Science*, pp.252-266. Springer-Nerlag Berlin Heidelberg.

### 使用データベース

朝日新聞オンラインデータベース「聞蔵Ⅱビジュアル・フォーライブラリー」. <http://database.asahi.com/library2/>(閲覧日:2012年8月31日)

Research Note

## Assessing American Attitudes Toward East Asian Countries<sup>1</sup>

Kenichi ISHII

University of Tsukuba, Faculty of Engineering, Information and Systems, Associate Professor

Muneo KAIGO

University of Tsukuba, Faculty of Humanities and Social Sciences, Associate Professor

Leslie TKACH-KAWASAKI

University of Tsukuba, Faculty of Humanities and Social Sciences, Associate Professor

Anya HOMMADOVA

University of Tsukuba, Graduate School of Humanities and Social Sciences, Master's Program in International Area Studies

This study aims to identify and analyze the current images of East Asia, namely, Japan, China and South Korea, among American people. Although historically Japan was perceived as a 'threat' after the end of World War II, today's image of Japan has changed. The BBC World Service survey (2012) ranked Japan as number one in having a "mainly positive influence" in comparison to 17 other nations. To further explore American attitudes to Japan and other East Asian countries, we conducted an online survey using a SurveyMonkey panel in 2013 (N=827). Results indicate that Japan is perceived most favorably among Asian countries. China's threat is perceived most strongly for military and economic threats. Males more strongly perceive China's threat than females, while females more strongly perceive Japan and South Korea's threat than males. With regard to Japan's whale and dolphin hunting, results demonstrate that while Americans are divided in their opinions about whaling, they have considerably stronger opinions about dolphin hunting. With regard to Japanese popular culture, animation ranked the highest (38.5%) in interest, followed by character goods and "cosplay." In contrast, China is perceived as an economic and military threat and the familiarity of cultural aspects center mostly around food, martial arts, architecture, heritage, and the arts. South Korea is not viewed as a threat in comparison to China or Japan, however, cultural interest is generally lower compared to China and Japan.

**Keywords:** National Image, Threat Perception, Japan, China, South Korea, Popular Culture, Cultural Interests, Prejudice, Nationalism.

### 1. Background

This study was conceived to identify and analyze the current images of East Asia, namely Japan, the People's Republic of China and the Republic of Korea (South Korea) among people in the United States. Although the data procured through this study lends itself to a contemporary perspective, it also attempts to acknowledge and supplement an academic lineage that has focused on how national images, especially those of Japan, have been created overseas. This study attempts to preserve this existing line of research that has gained prominence in Japan for over 30 years. Historically viewed both as a "threat" and an "ally" among many nations, Japan is keenly conscious of the formation of images of East Asian nations in the eyes of other nations, especially pertaining to negative sentiments such as prejudice towards Asians or positive attitudes demonstrating interest

<sup>1</sup> This study was financially supported by a Japan Society for the Promotion of Science (JSPS) KAKENHI Grant (No. 22330051).

or exoticism felt towards Asians and East Asian nations. Such images of East Asian nations have gone through a gradual transition over the past decades.

Following three decades of economic growth after World War II, the once-diminished perception of Japan as a military threat metamorphosed into that of a new “economic threat” to many industrialized nations in North America and Western Europe in the 1980s. Japan at that time increased exports of industrial products and manufactured goods, which in turn conflicted with the economic interests of industrialized nations in North America and Western Europe. At the height of the trade imbalance and friction between the U.S. and Japan in the mid-1980s, Tsujimura et al. (1987) conducted an extensive study to probe Japan’s international image. The objective behind this study was to investigate the cultural differences and communication gaps that were occurring among nations interacting with Japan and to provide suggestions on how to avoid unnecessary friction in the international arena. The study employed a questionnaire survey among seven nations, along with a content analysis of history textbooks among six nations and a film viewing experiment in 11 nations. The results indicated various degrees of interest towards Japan as a nation that was becoming a modern economic powerhouse, but at the same time, the existence of the study itself also implied how Japan was quite conscious of how it was being viewed in various parts of the world (Tsujimura et al., 1987).

The 1994 Symposium held at the United Nations University by the Executive Committee for a Comparative Study of United States and Japanese Television News Coverage of the Mansfield Center for Pacific Affairs illustrated how images of the U.S. and Japan have changed since the end of World War II and how these images were now being communicated through the various media-especially news coverage and how news images were creating international understanding and misunderstanding between the two nations (Akuto, 1994; Budner, 1994; Kohno, 1994; Krauss, 1994). Accompanying the slowdown in economic growth, Japan was considered less of an economic menace, and subsequently, the urgency of assessing Japan’s image declined in the following decade. Coinciding with this time period, so-called “Japan bashing” receded, however, with an international policy shift during the Clinton Administration to focus more on China, the sentiment in Japan was that it was now being disregarded as unimportant, with “Japan bashing” giving way to similarly negative expressions of “Japan passing” and “Japan nothing.” Even during and after this time, the Ministry of Foreign Affairs of Japan continued to measure Japan’s image in Russia (MOFA, 2004), Australia (MOFA, 2006), Italy, France, Germany and the U.K. (MOFA, 2007), as well as Brazil, the U.S., Singapore, Malaysia, Thailand, Indonesia, the Philippines and Vietnam in 2008. The results showed a mainly positive image of Japan prevalent among these nations and some associated these results to rising international recognition of Japan’s creative industries.

During the past decade, the concept of “soft power” conceived by Joseph Nye (2005) has permeated into the vernacular of many industrialized nations, including Japan. Soft power can be perceived as the power of attraction, in contrast to traditional hard power demonstrated through force or the power of coercion. Along with soft power, the convergence of media platforms and spread of digital media has increasingly blurred the boundaries of what is considered to be domestic and what is international. Digital media forms have accelerated and promoted dissemination and access to different content formats, and through this facilitation, Japan’s cultural content has extended to audiences abroad, eager to experience its attractions. The importance of soft power was slowly recognized in Japan, as the Japanese government initiated a shift to rediscover and re-evaluate Japan as being attractive through strategic international promotion of its core cultural industries. Since June 2010, with cooperation from the Ministry of Education, Sports, Science and Technology and the Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Economy, Trade and Industry created the “Cool Japan” initiative to promote Japan by planning further human resource development and accelerating information dissemination internationally. There are many similarities with the “Korean wave” of South Korea, an earlier initiative of the South Korean government to promote the cultural content of South Korea aimed at “nation branding” following the 1997 Asian financial crisis and subsequent South Korean economic crisis. Initially, Cool Japan emphasized creative industries such as design, animation, fashion, and movies (similar to the Korean wave), however, the initiative has expanded into a grander “nation branding” strategy following the March 11, 2011 Great East Japan Earthquake and Fukushima Dai’ichi nuclear disaster.

With Japan slowly recovering from the damage wrought by the Great East Japan Earthquake, the survey results of the BBC World Service (2012) about national images gained much prominence in Japan, as the results

indicated Japan was number one having a “mainly positive influence” in comparison to 17 other nations and regions measured in the survey. The ranking for this item was as follows: 1) Japan, 2) Germany, 3) Canada, 4) UK, 5) China, 6) France, 7) EU, 8) USA, 9) Brazil 10) India, 11) South Africa, 12) South Korea, 13) Russia, 14) Israel, 15) North Korea, 16) Pakistan, and 17) Iran in last place. Japan’s position in this survey ranking dropped to 4<sup>th</sup> in 2013 and 5<sup>th</sup> in 2014, however still remains the highest among Asian nations, especially in comparison to declines in the rankings of China (9<sup>th</sup> in 2013 and 2014) and South Korea (10<sup>th</sup> in 2013 and 11<sup>th</sup> in 2014). The drop in Japan’s position is attributed to negative perceptions indicated among survey respondents in South Korea and China in the past few years (BBC World Service, 2014).

Among studies comparing the “East” and “West,” one can discover a considerably greater amount of research focusing on how citizens of East Asian countries view the U.S. (Steinberg 2005; Shiming 2005), however, academic literature is relatively scarce on how American attitudes vary towards countries such as Japan, China, and Korea. The available research on U.S. perceptions of East Asian countries consists of either stereotypes of “Asians” or images of each country individually. Stereotyping “Asians” in the U.S. refers to prejudice or positive images of individuals in education, the work force or sports (Yee, 1992; Qin 2010; Wilkins, Chand & Kaiser, 2011). Such limited information on U.S. attitudes toward Japan, China, or Korea is often difficult to attain, outdated, non-academic, or not in the context of comparison. For example, one survey on U.S. attitudes toward Japan apart from MOFA poll results<sup>2</sup> by Masland was conducted more than 60 years ago (Masland, 1941). The topic of the U.S. outlook on China, on the other hand, has been prominent in the last few years<sup>3</sup>, with articles such as “In America, China is Public Enemy #1”<sup>4</sup> and papers presented in academic conferences such as “China’s Rise: Assessing Views from East Asia and the United States.”<sup>5</sup> Even prior to China overtaking Japan as the 2<sup>nd</sup> largest economy in the world, the image and perception of China in the U.S. was explored in great detail by Li and Hong (1998). However, studies on the perception of South Korea distinctly emphasize foreign policy and with little reference to Korean culture (Cha & Katz, 2010). Currently, there is limited information available on the comparison of the U.S. perception of Japan, China, and Korea in the discourse of culture and national image.

This study is an attempt to reflect variance in the U.S. public view toward Japan, China, and Korea in light of modern changes and globalization. The rebalance of the power and influence of East Asian countries is adding urgency for innovative research in U.S. perceptions toward these countries. Furthermore, “nation branding” is becoming more crucial as countries are making considerable financial investment into promoting positive images of their state. As such, U.S. public opinion will be of great importance, as it can play a role in policy formation.

## 2. Method

### (1) Online Survey

In October 2013, an online survey was conducted using a SurveyMonkey panel. The survey adopted the quota sampling method and was planned to draw a total pool of 800 respondents living in the U.S. The respondents were selected according to gender and three age categories (18-29, 30-44, and 45-59). To get representative data for the U.S. population, age quotas were assigned based on U.S. population statistics (18-29=29.0%, 30-44=34.3%, and 45-59=46.7%). For each age group, the number of assigned quotas was identical for male and females. However, we could not get the number of respondents as planned above because the response rates of the oldest age group (45-59 years) and females is much lower than their counterparts. Consequently, the resulting age distribution was 18-29=43.1%, 30-44=43.9%, and 45-59=13.0%. Of the respondents, 433 (52.4%) were males and 394 (47.6%) were females, with an average age of 39.5 years (SD=12.6). Of the respondents who completed the survey (N=827), 67.7% were white, 6.8% were Hispanic,

<sup>2</sup> [http://www.mofa.go.jp/press/release/press4e\\_000146.html](http://www.mofa.go.jp/press/release/press4e_000146.html)

<sup>3</sup> <http://globalpublicsquare.blogs.cnn.com/2012/09/18/how-americans-see-china/>  
<http://www.ft.com/cms/s/0/6971dec4-22d3-11e4-8dae-00144feabdc0.html#axzz3ATuwnWq7>  
<http://www.gallup.com/poll/167498/americans-view-china-mostly-unfavorably.aspx>

<sup>4</sup> <http://thediplomat.com/2014/02/in-america-china-is-public-enemy-1/>

<sup>5</sup> [http://www.asianbarometer.org/newenglish/publications/ConferencePapers/2013\\_3conference/paper1.pdf](http://www.asianbarometer.org/newenglish/publications/ConferencePapers/2013_3conference/paper1.pdf)

14.1% were black, 4.0% were Asian, and 7% were classified as “Other.” Twenty-six percent had graduated from a college or a higher-level education institution, 40.2% had completed junior college or some college without obtaining a degree, 27% had completed high school, and 7% were classified as having completed “less than high school degree.”

**(2) Measures**

Familiarity with 14 nations (India, Mexico, Brazil, Russia, Australia, UK, France, Germany, Italy, Spain, Canada, China, Japan, and South Korea) was measured with 5-point Likert scale (1=‘not familiar at all’, 2=‘a little familiar’, 3=‘familiar’, 4=‘familiar to some extent’, 5=‘familiar to a great extent’). Similarly, “liking” these 14 countries was measured with a 7-point Likert scale (1=‘like a great deal,’ 2=‘like a moderate amount,’ 3=‘like a little,’ 4=‘neutral,’ 5=‘dislike a little,’ 6=‘dislike a moderate amount,’ and 7=‘dislike a great deal’). Due to the broad selection of nations, respondents were requested to indicate responses for only five nations (China, South Korea, Japan, and two other countries which were randomly assigned from among 11 countries, namely, India, Mexico, Brazil, Russia, Australia, UK, France, Germany, Italy, Spain, and Canada).

Because this study focuses on how people in the U.S. view East Asian countries, cultural interest in these countries was measured with a multiple-choice question whereby respondents were requested to indicate their interest in the cultural aspects of these countries (See Table 3.4.1) and familiarity with Japanese popular culture (See Table 3.5.1). Respondents were also asked whether they had friends or acquaintances from these major foreign countries and whether they had visited these countries.

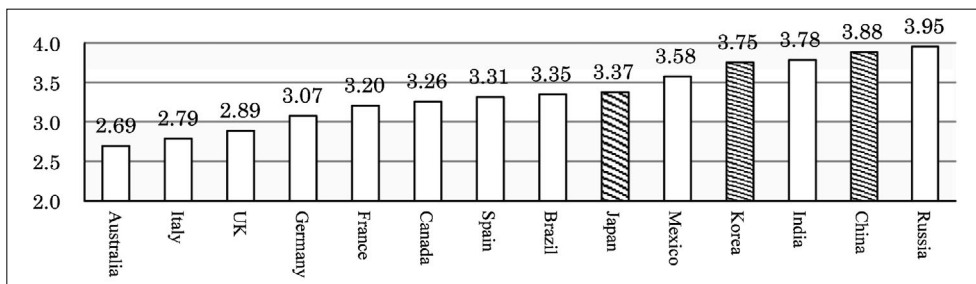
The questionnaire also includes questions about nationalistic attitudes, which are measured with a 5-point Likert scale (ranging from 1=‘strongly agree’ to 5=‘strongly disagree’). Table 3.2.1 indicates the averages of these items. Note that a greater value represents a more negative attitude toward the statement. Similarly, the consumer ethnocentric tendency scale, which is adapted from Shimp & Sharma (1987), is measured with four statements (items 10-13), and patriotism is measured with two statements (items 14-15) with the same 5-point Likert point scale as other nationalism scales. Attitudes toward electronic products made in the three East Asian countries are also measured (items 7-9). Lastly, respondents were requested to describe their demographic characteristics (age, gender, ethnicity, and educational level) as well as media use.

**3. Results**

**(1) Liking and familiarity of nations**

Consistent with previous polls (BBC World Service, 2014), Japan was perceived most favorably among the Asian countries. Overall, the highest affinity was toward Australia with a mean of 2.69, and the least popular country was Russia (3.95), with the standard deviation ranging from 1.02 to 1.31.

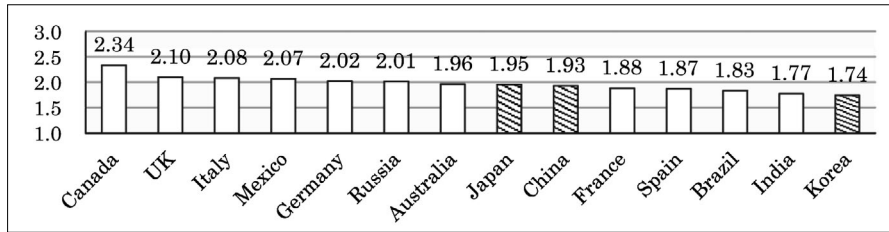
Figure 3.1.1. American (dis)like of foreign countries



The results of Japan having a more positive image than Korea and China are also supported by the number of respondents wanting to visit Japan (25.4%) more than Korea (9.2%) or China (18.6%). The least popular country to visit was South Korea, with only 76 participants out of 827 indicating an interest in visiting the country. Survey results on familiarity showed that Americans were the least familiar with South Korea out of the 14 countries, and out of all the Asian countries, Japan ranked the highest, closely followed by China. The standard deviation for this question ranged from 0.92 to 1.22.

Among those Americans who indicated familiarity with Asian countries, there is a significant difference

Figure 3.1.2. American familiarity with foreign countries (from most familiar to least familiar)



among the age groups. The results suggest that younger Americans are more familiar with Asian countries than older nationals. According to the analysis of variance, there is a significant difference in the familiarity of Asian countries among gender (China  $F(1,825)=26.3$   $p<.01$ , Japan  $F(1,825)=29.65$   $p<.01$ , and Korea  $F(1,825)=27.39$   $p<.01$ ).

Table 3.1.1 Familiarity with Japan, China and South Korea

Country (Familiarity)	Gender				Age				
	Female Mean	Male Mean	F value	Prob.	18 to 34	35 to 54	55 or older	F value	Prob.
China	1.75	2.12	26.30	***	2.10	1.85	1.66	9.05	***
Japan	1.76	2.17	29.65	***	2.11	1.87	1.73	7.05	***
South Korea	1.56	1.94	27.39	***	1.88	1.67	1.55	5.89	**

Note: \*\*  $p<.01$ , \*\*\*  $p<.001$ .

Overall, across all categories of liking, familiarity, desire to visit, and actually visiting, Japan ranked the highest among the Asian countries.

### (2) Nationalism

Of the three Asian countries, China's threat is perceived most strongly both for military and economic threats (Table 3.2.1). Lower scores represent stronger nationalism except for items 7-9. Interestingly, gender affects differently the perceived threat of these three countries. Males more strongly perceive China's threat than females, while females more strongly perceive threats from Japan and South Korea than males.

Attitudes toward electronic products of these three countries show similar results. Chinese products are evaluated most negatively. Furthermore, a statistically significant difference is found among the age groups with older people showing the most negative attitudes toward Chinese electronic products. Similarly, the oldest range of respondents indicated the most negative attitude toward Japanese and South Korean products. The gender difference is significant for Japanese and South Korean products: Males are more positive about Japanese and South Korean products than females.

Consumer ethnocentrism tendency (items 10 to 13) and patriotism (items 14 and 15) are also measured. Table 3.2.1 indicates that older people are more consumer-ethnocentric than younger people, which is consistent with previous studies (Shimp & Sharma 1987). On the other hand, no age difference is found concerning patriotism.

### (3) Prejudice against Asian practices

In the last five years in the U.S., there has been widespread media coverage and protests against Japanese whaling and dolphin hunting. Documentaries such as the Cove and the series Whale Wars, depicting cruel and grotesque scenes of Japanese nationals killing dolphins and whales, are thought to contribute to prejudice against Japan by Western countries. There is a cultural difference in the perception of whales: in Japan, they are considered to be fish, and in the U.S., they are thought of more as a mammal (Hirata, 2005). However the results of the survey demonstrate that Americans today are more divided in their opinions about whaling than they were in 1992, when over 48% of Americans indicated that they were opposed to whaling under any circumstances<sup>6</sup>. Furthermore the results suggest that Americans have considerably stronger opinions about

<sup>6</sup> Milton M. R. Freeman & Stephen R. Kellert, PUBLIC ATTITUDES TO WHALES: RESULTS OF A SIX-COUNTRY SURVEY 4 (1992) [http://luna.pos.to/whale/icr\\_pub\\_pall.html](http://luna.pos.to/whale/icr_pub_pall.html)

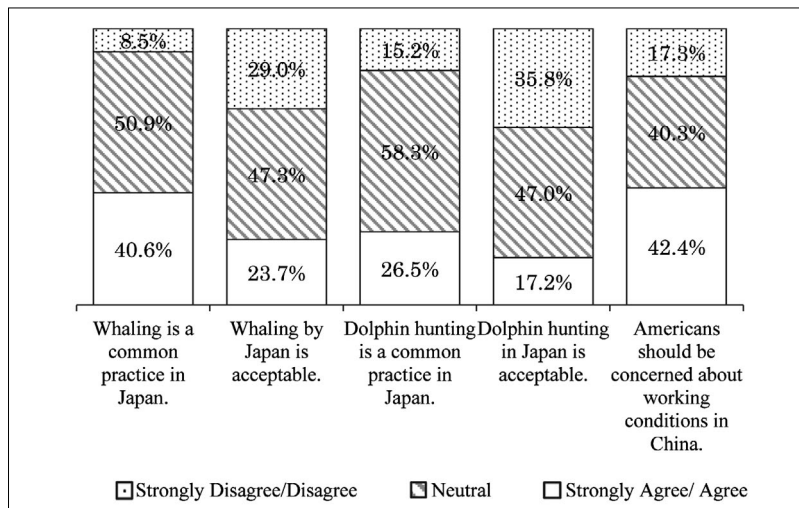


Table 3.2.1 Average of nationalism items

Statement	Total	Gender			Age			
		Fe- male	Male	F value	18-34	35-54	55 or older	F value
1. China is a military threat to America.	2.66	2.73	2.58	5.22 *	2.73	2.63	2.54	1.88
2. Japan is a military threat to America.	3.39	3.20	3.60	32.97 ***	3.30	3.45	3.43	2.06
3. South Korea is a military threat to America.	3.21	2.97	3.48	41.03 ***	3.14	3.23	3.35	1.37
4. China is an economic threat to America.	2.24	2.33	2.15	6.47 *	2.29	2.20	2.23	0.80
5. Japan is an economic threat to America.	2.78	2.76	2.80	0.31	2.87	2.72	2.71	2.51
6. South Korea is an economic threat to America.	3.13	3.04	3.23	7.84 **	3.16	3.11	3.08	0.34
7. I prefer buying Chinese electronic products.	3.57	3.55	3.60	0.42	3.36	3.68	3.95	17.21 ***
8. I prefer buying Japanese electronic products.	3.20	3.36	3.03	20.35 ***	3.03	3.28	3.50	9.75 ***
9. I prefer buying South Korean electronic products.	3.52	3.66	3.37	18.60 ***	3.42	3.57	3.74	4.94 **
10. It is not right to purchase foreign products, because it puts Americans out of jobs.	2.74	2.67	2.81	2.84	2.90	2.65	2.50	6.99 ***
11. A real American should always buy American-made products.	2.89	2.85	2.94	1.34	3.08	2.78	2.66	9.08 ***
12. We should purchase products manufactured in America instead of letting other countries get rich off us.	2.44	2.40	2.48	1.08	2.61	2.34	2.23	7.58 ***
13. Americans should not buy foreign products, because this hurts American business and causes unemployment.	2.73	2.64	2.82	5.22 *	2.88	2.63	2.57	5.59 **
14. I love my country.	1.58	1.59	1.58	0.06	1.63	1.58	1.49	1.00
15. I am proud to be an American.	1.59	1.59	1.60	0.01	1.64	1.58	1.51	0.91
N	827	433	394		352	359	106	

Note: N=827. \* p<0.05, \*\* p<0.01, \*\*\* p<0.001.

Figure 3.3.1 Perception of whaling, dolphin hunting and Chinese working conditions



dolphin hunting than about whale hunting.

Another point of criticism of Asian countries in the U.S. is the working conditions in China, which 42.4% of participants indicated should be a cause for concern among Americans.

#### (4) Cultural interest in Asia

Across all three countries, the main cultural interest was food. Chinese food drew the most cultural interest, followed by Japanese food, and then Korean food. This is not surprising, as there are twice as many Chinese restaurants in the U.S. compared to McDonald restaurants<sup>7</sup>. Following food, the second largest area of interest was in martial arts, particularly Chinese and Japanese. This is a common stereotype of Asian men in the American film industry, with enduring legacies such as Bruce Lee, Jackie Chan, Jet Lee for Chinese martial arts and popular movies such as *The Karate Kid* trilogy and *The Last Samurai* for Japanese martial arts that could explain the cultural interest. Though Tae-kwon-do is well known in the U.S., compared to the interest in Chinese (31.3%) and Japanese (25%) martial arts, relatively few participants showed interest in Korean martial arts (9.8%). Out of the three countries, the least amount of cultural interest ultimately was South Korea, with 46.9% of respondents indicating no interest.

Further looking into cultural interest in China, following food and martial arts, 22.7% indicated an interest in its heritage, followed by an interest in its customs and people. Similarly, in the category of Japanese cultural aspects, the top five interests included heritage, people and customs. The only difference was that there was more interest in Japanese electronics (25%). In the case of Korea, the only area that had more than 20% interest was Korean food.

In the differences between the countries across the categories, the largest difference is in the percentage of

Table 3.4.1 Interest in cultural aspects of the three Asian countries (%)

		China	Japan	South Korea	Cochran's Q	
1	Alcoholic beverages	5.6	7.7	4.8	13	**
2	Animation	12.6	18.3	4.2	109.8	***
3	Architecture	19.2	16.6	6.9	87.3	***
4	Clothes	14.8	16.1	7.0	57.9	***
5	Comics/manga	7.3	12.9	2.5	92	***
6	Customs	20.8	22.0	13.2	44.1	***
7	Electronics	18.1	25.0	9.6	92.4	***
8	Fashion	10.6	11.2	6.4	20.2	***
9	Folk handicrafts	9.7	8.7	4.5	34.5	***
10	Food	47.5	38.1	22.9	182.7	***
11	Heritage	22.7	22.5	12.9	64	***
12	Language	12.9	13.9	6.8	47.3	***
13	Literature	5.7	7.0	3.7	13.3	**
14	Martial arts	31.3	25.0	9.8	204.3	***
15	Movies	12.8	13.2	5.7	52.8	***
16	Paintings and art	18.5	15.1	6.0	98.4	***
17	People	20.6	22.2	14.9	35	***
18	Philosophy	13.8	14.6	7.0	49.3	***
19	Popular music	2.8	3.7	3.5	1.7	
20	Porcelain	7.4	6.0	2.1	42.5	***
21	Religion	5.4	6.0	2.4	25.8	***
22	Tea	16.4	12.0	3.4	118.1	***
23	TV drama	2.9	3.3	2.4	1.5	
24	Video/computer games	11.6	15.4	5.8	64.7	***
25	I have no interest.	19.1	23.5	46.9	321.1	***

Note: N=827; \*\* p<0.01, \*\*\* p<0.001.

<sup>7</sup> <http://www.lifeintheusa.com/food/chinese.htm>  
[http://www.crimus.org/index.php?option=com\\_webflow&view=report&layout=dochart&Itemid=50](http://www.crimus.org/index.php?option=com_webflow&view=report&layout=dochart&Itemid=50)  
<http://www.theguardian.com/news/datablog/2013/jul/17/mcdonalds-restaurants-where-are-they>

people indicating “no interest” in any cultural aspects of the three Asian countries. Following the “no-interest” category were martial arts, food, tea and animation. Another category that varied greatly was tea: 16.4% of respondents were interested in Chinese tea culture, while only 12% were interested in the same category for Japan, and a scant 3.4% interested in Korean tea. In the category of animation, Japanese animation was the most popular with 18.3%, followed by Chinese animation at 12.6% and Korean animation at 4.2%. Looking across all categories among the three countries, Japan has the largest percent of respondents interested in various aspects of its culture in 16 out of 24 cultural aspects.

### (5) Interest in Japanese popular culture

Out of 13 various aspects of Japanese popular culture, animation ranked the highest, with 318 people out of 827 being familiar with Japanese animation. A higher percentage of American males compared to females was familiar with various aspects of Japanese popular culture, including categories such as gaming, *hentai* (anime and manga pornography), and Japanese AV. The only two items that females were more familiar with were character goods (e.g. Hello Kitty) and “Harajuku style.” The younger age groups overall were significantly more familiar with Japanese popular culture than the older age groups.

## 3. Conclusion

The results of respondents having higher levels of familiarity towards Japan, more desire to visit Japan, and actually having visited Japan, when in comparison to South Korea or China, is in alignment with the recent survey results (BBC World Service, 2014). The results showing China being perceived as the largest threat also reflect recent poll results. This study found that male respondents more strongly perceive China’s threat, while female respondents perceive Japan and South Korea as threats more strongly. Although further research is necessary to identify the factor(s) for this result, we can suggest that some type of information- or news issue-related cultivation is more salient among males than females in relation to China, but lacks similar resonance in the case of Japan or South Korea. The working conditions of Chinese laborers is also an issue of higher concern among the respondents. This study also confirmed that whaling and dolphin hunting are highly unpopular practices conducted by Japan; however, on the other hand, cultural interest towards Japan was high and, in comparison to China and South Korea, Japan had a larger percentage of respondents interested in a majority of the measured cultural aspects. When focusing on Japan alone, various aspects of Japanese popular culture were also of interest among the respondents.

This study found that China is perceived as an economic and military threat and the familiarity of cultural aspects center mostly around food, martial arts, but also architecture, heritage, and the arts. South Korea was

Table: 3.5.1 Familiarity with Japanese popular culture

Aspect of Japanese popular culture		Total %	Female %	Male %	Chi-square
1	Anime	38.5	37.0	40.1	0.865
2	Character Goods	36.9	42.5	30.7	12.31 ***
3	Gaming	15.2	12.2	18.5	6.32 **
4	Electronic Toys	24.8	23.6	26.1	0.740
5	Cosplay	25.3	17.1	34.3	32.22 ***
6	Manga	7.5	9.7	5.1	6.36 **
7	Hentai	12.9	6.7	19.8	31.43 ***
8	Harajuku	4.0	2.5	5.6	5.00 *
9	Reality TV	6.3	5.3	7.4	1.47
10	JPop	15.0	12.7	17.5	3.75 *
11	Otaku	4.7	3.7	5.8	2.11
12	Japanese AV	7.5	6.0	9.1	2.92
13	Vocaloid	2.1	1.8	2.3	0.195
14	None of the above	38.6	40.6	36.3	1.65

Note: N=827; \* p<0.05, \*\* p<0.01, \*\*\* p<0.001.

not viewed as a threat in comparison to China or Japan, however, interest was generally low, excluding cultural aspects such as food, people, customs and heritage. This study also found the perception of Japan as a military threat low and moderately low economic threat among this U.S. sample, and that a fairly large proportion of the respondents had a generally positive feeling when considering various aspects about Japan in comparison to the two other Asian nations, however, some cultural practice related tensions existed and one can suggest that this may be contributing to lowering the general score.

## References

- Akuto, H. (1994). International understanding, international misunderstanding, and the communication gap. *Creating Images: American and Japanese Television News Coverage of the Other, The Executive Committee for a Comparative Study of United States and Japanese Television News Coverage*. The Mansfield Center for Pacific Affairs.
- Budner, S. (1994). News and images across the pacific: American and Japanese coverage of the other nation. *Creating Images: American and Japanese Television News Coverage of the Other, The Executive Committee for a Comparative Study of United States and Japanese Television News Coverage*. The Mansfield Center for Pacific Affairs.
- BBC World Service (2011, March 27). *Rising Concern about China's Increasing Power: Global Poll*. Retrieved August 15, 2014, from [http://www.worldpublicopinion.org/pipa/pdf/mar11/BBCChina\\_Mar11\\_rpt.pdf](http://www.worldpublicopinion.org/pipa/pdf/mar11/BBCChina_Mar11_rpt.pdf)
- BBC World Service (2012, May 10). *Views of Europe Slide Sharply in Global Poll, While Views of China Improve*. Retrieved August 15, 2014, from [http://www.worldpublicopinion.org/pipa/pdf/may12/BBCEvals\\_May12\\_rpt.pdf](http://www.worldpublicopinion.org/pipa/pdf/may12/BBCEvals_May12_rpt.pdf)
- BBC World Service (2013, May 22). *Views of China and India Slide While UK's Ratings Climb: Global Poll*. Retrieved August 15, 2014, from <http://www.worldpublicopinion.org/pipa/2013%20Country%20Rating%20Poll.pdf>
- BBC World Service (2014, June 3). *Negative views of Russia on the Rise: Global Poll*. Retrieved August 15, 2014, from [http://www.globescan.com/images/images/pressreleases/bbc2014\\_country\\_ratings/2014\\_country\\_rating\\_poll\\_bbc\\_globescan.pdf](http://www.globescan.com/images/images/pressreleases/bbc2014_country_ratings/2014_country_rating_poll_bbc_globescan.pdf)
- Cha, D. V. & Katz, K. (2010). Report on U.S. Attitudes toward the Republic of Korea, The Chicago Council on Global Affairs, September 16
- Cousins, S. D. (1989). Culture and self-perception in Japan and the United States. *Journal of Personality and Social Psychology*, 56(1), 124.
- Hirata, K. (2005). Why Japan supports whaling. *Journal of International Wildlife Law & Policy*, 8(2-3), 129-149.
- Li, H., & Hong, Z. (Eds.). (1998). *Image, perception, and the Making of US-China Relations*. University Press of America.
- Kohno, K. (1994). Case study. Reporting of the fatal shooting of a Japanese high school exchange student. *Creating Images: American and Japanese Television News Coverage of the Other, The Executive Committee for a Comparative Study of United States and Japanese Television News Coverage*. The Mansfield Center for Pacific Affairs.
- Krauss, E. (1994). Telling Vision Explaining American and Japanese Coverage of the Other Nation. *Creating Images: American and Japanese Television News Coverage of the Other, The Executive Committee for a Comparative Study of United States and Japanese Television News Coverage*. The Mansfield Center for Pacific Affairs.
- Masland, J. W. (1941). American attitudes toward Japan. *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 215(1), 160-165.
- Matsumoto, D., & Ekman, P. (1989). American-Japanese cultural differences in intensity ratings of facial expressions of emotion. *Motivation and Emotion*, 13(2), 143-157.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2004). *Roshiyani okeru tainichi yoronchosa*. [Opinion poll about Japan in Russia] Retrieved August 15, 2014, from, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/yoron05/index.htm>
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2006). *Goshuni okeru tainichi yoronchosa*. [Opinion poll about Japan in Australia] Retrieved August 15, 2014, from, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/yoron05/index.htm>
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2007). *EU4kakokuni okeru tainichi yoronchosa*. [Opinion poll about Japan

- among 4 EU nations] Retrieved August 15, 2014, from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/yoron07/index.htm>
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2008). *ASEAN Shuyo 6kakokuni okeru tainichi yoronchosa*. [Opinion poll about Japan among six major ASEAN nations] Retrieved August 15, 2014, from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/yoron08.html/>
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2008). *Beikokuni okeru tainichi yoronchosa*. [Opinion poll about Japan in the United States] Retrieved August 15, 2014, from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/yoron08/index.html>
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2008). *Brajiruni okeru tainichi yoronchosa*. [Opinion poll about Japan in Brazil] Retrieved August 15, 2014, from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/yoron08/index.htm>
- Nye, J. (2005). *Soft Power: The Means to Success in World Politics*, New York: Public Affairs.
- Qin, Z. (2010). Asian Americans Beyond the Model Minority Stereotype: The Nerdy and the Left Out. *Journal of International and Intercultural Communication*, Vol 3, Issue 1, 20-37.
- Shimp, T. A., & Sharma, S. (1987). Consumer ethnocentrism: Construction and validation of the CETSCALE. *Journal of Marketing Research*, 24, 280-289.
- Steinberg, D. I. (Ed.). (2005). *Korean attitudes toward the United States: changing dynamics*. ME Sharpe.
- Shiming, F. (2010). Chinese Public Perceptions of Japan and the United States in the Post Cold War Era. *Getting the triangle straight: managing China-Japan-US relations*, 269-91.
- Tsujimura, A., Furuhata, K. & Akuto, H. (1987). *Sekaiwa Nihonwo doumiteriruka: Tainichi imejino kenkyuu*. [How the world views Japan: A study on the image of Japan] Tokyo: Nihonhyouronsha.
- Wilkins, C. L., Chan, J. F., & Kaiser, C. R. (2011). Racial stereotypes and interracial attraction: phenotypic prototypicality and perceived attractiveness of Asians. *Cultural Diversity and Ethnic Minority Psychology*, 17(4), 427.
- Yee, A. H. (1992). Asians as stereotypes and students: Misperceptions that persist. *Educational Psychology Review*, 4(1), 95-132.

研究ノート

## 大学生における政治家の知名度 情報飽和時代の偏重の影響

Name Recognition of Politicians Among College Students: The Influence of Information Saturation and Bias

海後 宗男 (Muneo KAIGO)  
筑波大学人文社会系 准教授

大倉 沙江 (Sae OKURA)  
筑波大学大学院人文社会科学専攻国際日本研究専攻 博士後期課程

李 菁菁 (Jingjing LI)  
保聖那人才服務 (上海) 有限公司 業務拓展助

林 静芝 (Seisi LIN)  
スターツコーポレートサービス株式会社 社員

Neven STUBIĆ  
筑波大学グローバル・コモンズ機構 職員

本研究は、情報飽和とメディアの娯楽化の影響を検証するために、大学生における政治家の知名度を調査したものであり、テレビ番組の構成比率の分析とアンケート調査を行った。まず、関東地方の民放テレビ局が放送した番組内容を分析した結果、最も視聴率が高い18時から24時の時間帯で娯楽性の高い番組の占める割合（時間比）が、平日で70.33%、週末で86.17%であることが明らかになった。さらに、民放テレビ局で放送された17時台のニュース番組を7本抽出し、放送内容を分析した。その結果、政治に関するニュースは放送時間全体の5.33%にすぎないことがわかった。以上の結果から、テレビが政治情報の提供という役割を十分に果たしていないことが示唆できる。次に、政治家の知名度を検証するために、大学生を対象とした調査を行った。自由回答の結果、現役政治家に関する平均得点は4.79であった。これは、同回答者の芸能人名の回答得点の3割以下の点数であった。本研究の結果、情報が飽和し、メディア内容の娯楽化が進んでいる現代では、情報の受け手が関心のあるもののみを受容し、本来、より重要な情報の受信がおろそかになっていることが示唆できる。

This study conducted an analysis of television programming and a questionnaire survey among university students to examine the inclination of entertainment information saturation occurring in the mass media and name recognition of politicians among students. The Commercial television programming in the Kanto region was analyzed, and it was found that 70.33% of weekday programming and 86.17% of weekend programming between the hours of 6PM through 12PM (the period with the highest number most amount of viewers) were inclined towards entertainment. Infotainment programming in the evenings from 5PM on weekdays in commercial programming only had a ratio of 5.33% related to political news. These results suggest that television programming does not fully provide political information. Results from the questionnaire survey found that university students could only name an average of less than five politicians, less than one-third of the average number of names of entertainers on television that they could write. The results from this study suggests that information saturation and entertainment in media are creating a tendency among media users to view only what they are interested in and that they are not receiving important political or economic news.

キーワード：情報飽和 政治家の知名度 テレビ番組 娯楽

**Keywords:** Information Saturation, Politician Name Recognition, Television Programming, Entertainment

## 1. 問題設定

現代は「情報飽和」の時代である。多くの情報が溢れているが、その一方で情報が偏る可能性があり、自分にとって必要な情報を判断する能力が必要になる（加藤、1976）。そのような問題を背景に、社会で重要な役割を果たす政治情報を事例として、それがいかに受容されているかを検証することを本研究の目的とする。人の頭の中の政治的知識のすべてを調べることは不可能であるが、記憶された名前の情報から、ある程度情報の受容の状況はうかがえるだろう。本研究では、政治的知識の受容度を検証するため、大学生における政治家の知名度と、スポーツ選手、芸能人および上場企業の知名度を比較した。

Delli Carpini and Keeter(1996)は「政治に関する、正確に思い出すことのできる認知」を政治的知識と呼ぶ。政治的知識とは「政治の仕組」、「政党政治の動向」および「政治リーダーの認識」の三つの要素から構成される。政治情報は重要な情報であるが、近年のニュース・情報番組では、娯楽やスポーツなどの内容に多くの放送時間が割かれている（萩原、2001）。視聴者の関心を引くため、テレビ報道では短く説明できないニュース、分かりにくいニュース、絵になりにくいニュースは敬遠される（鮎戸、1989）。

また、メディア情報の取捨選択とアクセスの違いにより、政治的知識に差が生じることが指摘されている。まず、メディアの選択肢が増加することにより、番組内容に対する好みが政治的知識と投票行動を左右するようになる。つまり、ニュースを好むか娯楽を好むかによって、政治的知識と投票行動の差が広がっているのである（Prior、2005）。また、安野（2003）の調査は、インターネット利用とマス・メディア、とくにテレビへの接触量が政治的知識の量を左右することを示している。

**RQ：**メディアの利用状況およびメディアに登場する人物や組織の知名度がどの程度に受容されたか。

上記の過去の研究や RQ に基づき、本研究ではテレビ番組の構成比率の分析とアンケート調査を通して、以下二つの仮説を検証する。

**仮説1：**大学生において、スポーツ選手や芸能人などの知名度より政治家の知名度が低い。

**仮説2：**娯楽情報よりニュース情報を好む場合、政治的知識がより豊富である。

## 2. 内容分析

メディアの公共的役割を実現するために、日本放送法の番組準則によれば、テレビ、ラジオなど、影響力のある基幹メディアは放送する番組のジャンルにバランスをとることが求められている。具体的に、基幹メディアの番組編集に当たって、教養番組、報道番組、教育番組、娯楽番組は相互の調和を保ち、バランスよく放送する義務が要求されている。（放送法第3条の2項の2）。しかし、放送法には、そのバランスの具体的な基準は明示されていない。

### （1）テレビ番組構成の分析

2012年8月27日から9月2日まで、一週間のテレビ番組表に基づき、関東地方の民放テレビ局5局（日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京）が放送した番組の構成を分析した。表1は、ジャンルごとにテレビ番組の放送時間を集計し、各番組の時間の割合を表したものである。

表1 関東地方の民放テレビ局の番組構成

	平日平均(%)	週末平均(%)
ニュース・情報	40.04	16.48
バラエティ	34.30	54.84
ドラマ・映画・アニメ	18.65	13.77
ドキュメンタリー	1.16	3.94
スポーツ実況	0.64	9.03
その他（宣伝、ショッピング）	5.21	1.95

その結果、平日は「ニュース・情報」が4割以上であり、バラエティやドラマなどの番組とのバラ

ンスが取れているとみられる。しかし、週末では、「バラエティ」が6割弱であり、「ニュース・情報」が2割弱であった。つまり、平日より週末の方が娯楽番組の割合が多くなることがわかる。さらに、視聴率が最も集中している18時から24時の番組の構成も分析した。表2で示すように、平日と週末の両方でバラエティ番組が5割以上を占め、週末ではニュース・情報番組が1割以下になる。以上の結果から、週末はニュース・情報番組が少なく、視聴率の高い時間帯はバラエティ番組の放送量が多いことが分かった。

表2 18時から24時までのテレビ番組の構成

	平日平均 (%)	週末平均 (%)
ニュース・情報	24.57	9.24
バラエティ	54.00	63.26
ドラマ・映画・アニメ	15.68	20.52
ドキュメンタリー	4.33	4.77
スポーツ実況	0.28	0.68
その他 (宣伝、ショッピング)	1.13	1.52

表3 ニュース情報番組内容の構成

テーマ	長さ (分)	割合 (%)
経済	14.20	2.16
事故	15.70	2.38
料理	29.82	4.53
<b>政治</b>	<b>37.30</b>	<b>5.66</b>
イベント	43.70	6.64
犯罪	45.85	6.96
海外	46.55	7.07
戦争	53.57	8.13
文化・芸能	55.77	8.47
天気	72.85	11.06
スポーツ	100.08	15.20
話題	143.10	21.73
合計	658.48	100

## (2) ニュース・情報番組の内容分析

萩原 (2001) の研究結果によれば、民放局のニュース番組の時間枠が拡大したことに伴い、視聴者の関心を引く目的で、以前より多様な話題が番組に取り入れられるようになった。特に午後5時台のニュース番組においては、同じニュースを繰り返し放送したり、ニュース性の乏しい内容が扱われるようになった。報道番組の内容を考察すると、政治や経済などの堅い話題を扱うハードニュースと共に、タレントやスポーツなどの娯楽性の高い話題を扱うソフトニュースも多く放送されている。この結果、ニュース番組とワイドショー、情報番組との境界が曖昧になっているといわれている。

2012年8月13日から9月27日の間、民放テレビ局 (日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、放送7回) で放送された17時台の4種類のニュース番組の放送内容を分析した。分析対象のニュース番組は、スーパーJチャンネル (8月13日と9月17日)、スーパーニュース (8月14日、9月14日)、Nスタ (8月15日)、news every. (8月21日、9月10日) である。上滝 (1989) の研究を参考に、放送した内容を12個のテーマに分類した上で、放送時間の集計を行った。その結果、政治に関するニュースは放送時間全体の5.66%であることがわかった。午後5時台のニュースにおいては、政治ニュースをダイジェスト方式で簡潔に伝える傾向が見られた。



### 3. 調査方法

本調査は2012年9月19日から25日まで、茨城県T大学の大学生を調査対象とし、質問紙調査法を用いて集団調査を行った。調査対象の年齢は19～30歳、有効回答数は97名(男=31名、女=66名)であった。

#### (1) 調査用紙

調査内容は、性別、年齢などの基礎情報をはじめ、メディアの利用状況に関する質問と、人物の氏名や組織名を自由回答で質問する二つの部分から構成される。

メディアの利用状況は3問から構成される。1問目は複数選択で普段利用しているメディアの種類を問い、一週間の平均利用時間を回答させる。2問目はニュース・情報番組を取り上げ、「どれくらいの頻度で視聴するのか」を尋ね、「毎日」「ほぼ毎日」「週に数回程度」「月に数回程度」「全く視聴しない」までの5段階尺度で分けて測定した。3問目は回答者の視聴傾向をみるため、5つの番組ジャンル(ニュース・情報番組、バラエティ、ドラマ・映画・アニメ、ドキュメンタリー、スポーツ)の中から、最も関心がある番組の種類を選択させる。

人物の氏名や組織名の自由回答は、大学生におけるテレビに登場する人物や組織の知名度を把握する目的で行った。自由回答の形式で、スポーツ選手、芸能人、上場企業と現役政治家の氏名と、その人物(企業)が対応するスポーツ項目、職種、業種、肩書き(政党)等を記述させるものである。

表4 自由回答問題の採点方法

分野	回答の例	得点と注釈
スポーツ選手	イチロー(野球); 北島浩介(水泳)	満点2点:
芸能人	前田敦子(アイドル); さんま(芸人)	①企業名が省略されていた場合、職種が正確なら ②個人のあだ名、芸名、別名、愛称の場合、この人物に対する認識がより深いと判断した
上場企業	スズキ(自動車); 東芝(電化製品)	
現役政治家	野田佳彦(首相)	
スポーツ選手	福原愛; 石川佳澄; 香川真一(サッカー)	1点:
芸能人	小栗旬; <u>ARATA</u>	①所属・職種、肩書きを間違っている場合 ②所属・ジャンルが書かれていない場合 ③誤字の場合
上場企業	Apple; 森永乳業; 資せい堂; イオン	
現役政治家	福島; 小沢一郎(民主党); あそうたろう	
スポーツ選手		0点:
芸能人	AKB48; EXILE(歌手)	①芸能人:グループ名の場合 ②上場企業:上場していない場合 ③現役政治家:現役でない人の場合
上場企業	ロッテ(食品); ユニクロ; サントリー(飲料)	
現役政治家	小泉純一郎; はとやまけんいち	

※誤字や肩書きの誤りなどは、下線を引いて示している。

#### (2) 自由回答の得点方法

自由回答を一つにつき2点満点で得点した。基本は名前(フルネーム)と上記で示した対応する項目を正確に書けた場合は2点満点とし、その他減点したものは表4の回答例で示す通りである。

### 4. 調査結果

#### (1) 分野別の得点化の分析

本研究では、2012年9月19日から25日の間にアンケート調査を行った。自由回答における各項目の得点の平均値を比較すると、差が確認された。

平均得点の最も高い「芸能人」と比べ、最も低かった「政治家」の得点は「芸能人」の4分の1未満であった(表5)。各分野の得点分布図では、「政治家」はほとんど5点以下に集中しているが、「スポーツ選手」「芸能人」「上場企業」の知名度の得点は10点から30点までにも多数分布していることが

わかる(図1)。「政治家」の知名度の最高得点は32点であるが、「スポーツ選手」知名度の最高得点は84点、「芸能人」の最高得点は58点であった。

次に、スポーツ選手、芸能人、および上場企業をそれぞれ政治家の得点と比較するためにt検定を行った。その結果、有意な平均の差が見られた。(スポーツ選手と政治家： $t(97)=6.237, p<.001$ ；芸能人と政治家： $t(97)=8.446, p<.001$ ；上場企業と政治家： $t(97)=6.99, p<.001$ )。したがって、政治家の知名度がスポーツ選手、芸能人、上場企業の知名度より低いことが検証された。

表5 芸能人、スポーツ選手、上場企業、政治家の知名度の平均値と標準偏差

	平均得点	標準偏差
芸能人	17.55	13.535
スポーツ選手	14.47	14.205
上場企業	12.42	10.824
政治家	4.79	6.924

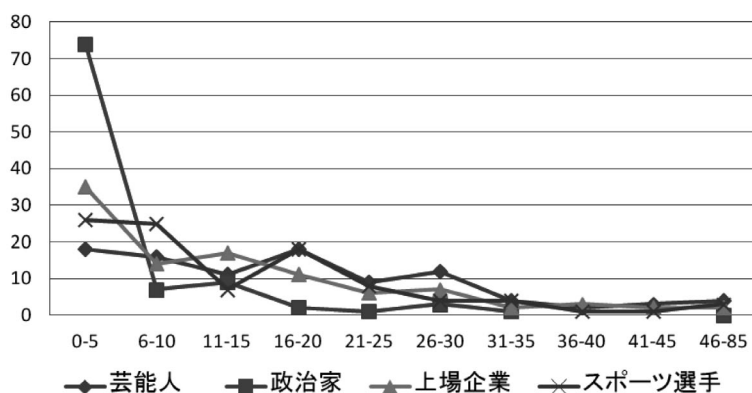


図1 芸能人、スポーツ選手、上場企業、政治家の知名度の得点分布

## (2) 視聴選好と「政治家」項目得点の分析

### (a) テレビ視聴選好と政治家知名度

視聴選好とは、テレビ番組について、視聴者個人の好みを示す概念である。調査対象に最も関心のあるテレビ番組についてたずね、その番組ジャンルの好みに基づいて、「ニュース・情報番組」グループ、「バラエティ」グループ、「ドラマ・映画・アニメ」グループ、「ドキュメンタリー」グループ、「スポーツ」グループに分類した。

表6は、好みのジャンルごとにみた政治家知名度の平均得点及び標準偏差を示したものである。t検定を行った結果、「ニュース・情報番組」を好むグループと「バラエティ」を好むグループの政治家平均得点に有意な違いがみられた( $t(38)=2.131, p<.05$ )。同じ手順で分析した結果、「ニュース・情報番組」グループと「ドラマ・映画・アニメ」グループの政治家知名度の平均得点の差も有意であることが分かった( $t(38)=2.048, p<.05$ )。分析の結果、ニュース番組を好む回答者はバラエティやドラマなどの娯楽番組を好む回答者より政治家知名度の得点が高い、つまり現役政治家の名前を多く覚えていると言える。

また、調査対象をニュース・情報番組の利用頻度ごとに、「毎日見る」グループ、「ほぼ毎日見る」グループ、「週に数回以下見る」グループに分類する。表7は、ニュース・情報番組の視聴頻度によって政治家知名度の平均得点及び標準偏差を示したものである。分散分析を行った結果、「毎日見る」グループと「週に数回以下見る」グループの平均得点差は有意であった( $F(2,94)=4.074, p<.05$ )。結果の通り、ニュース・情報番組の視聴頻度が低い人達の政治家名に関する認識が比較的強く、毎日ニュース番組・情報番組を視聴する調査対象の現役政治家名の認識度は有意に高かった。

表6 好みのジャンルにみた「政治家」項目得点状況

興味番組	人数	割合(%)	平均得点	標準偏差
ニュース・情報	29	29.9	8	10.344
バラエティ	20	20.6	3.5	3.927
ドラマ・映画・アニメ	31	32.0	3.71	4.649
ドキュメンタリー	7	7.2	2.29	2.984
スポーツ	3	3.1	1.33	1.155
複数	7	7.2	4	5.099

表7 ニュース情報番組視聴頻度別と「政治家」項目得点状況

利用頻度	人数	割合	平均得点	標準偏差
毎日	36	37.1%	6.86	8.777
ほぼ毎日	33	34.0%	4.88	6.284
週に数回以下	28	28.9%	2.04	3.191
合計	97	100.0%	4.79	6.924

## (b) テレビとインターネット利用時間にみた「政治家」項目得点状況

テレビを多く利用する人のグループとインターネットを多く利用する人という二つのグループを分けて、政治家の得点とt検定を行った結果、テレビを多く利用する人とインターネットを多く利用する人の平均の差は有意ではなかった。(t(97) = .250, p = .803, n.s.)。これらの結果を安野(2003)の2001年時点の結果と比較すると、インターネットの利用とテレビの利用は政治的知識の量とはあまり関連性がないことが示唆できる。

## (c) 政治家知名度分析

表8が示す通り、最も多く書かれた政治家名は調査時点での日本の総理大臣—野田の氏名(31人)であったが、「野田佳彦」と正確な氏名を記入できたのは15人のみであった。続いて多く見られたのは歴代の総理大臣の安倍(26人)、小泉(25人)、菅(17人)、鳩山(14人)、麻生(14人)であった。

表8 政治家ランキング トップ20

順位	政治家	回答数
1	野田佳彦	31
2	安倍晋三	26
3	小泉純一郎	25
4	石原慎太郎	17
4	菅 直人	17
4	橋下 徹	17
7	小沢一郎	15
8	鳩山由紀夫	14
8	麻生太郎	14
10	石破 茂	12
11	五十嵐立青	9
11	枝野幸男	9
13	小泉進次郎	8
14	谷垣禎一	7
14	石原伸晃	7
16	バラック・オバマ	6
16	前原誠司	6
18	亀井静香	5
19	福田康夫	4
20	蓮舫	3

## 5. 考察・結論

本研究はテレビ番組構成比率の分析とアンケート調査の結果をもとに、メディアの政治情報を提供する役割、および大学生における政治家の知名度を検証した。分析の結果、メディア利用状況およびメディアに登場する人物や組織の知名度がどの程度に受容されたかという課題に対して、以下の二つの仮説が支持された。

仮説1：「大学生において、スポーツ選手や芸能人などの知名度より政治家の知名度が低い。」について検証した結果、政治家の知名度の平均得点がスポーツ選手、芸能人、および上場企業より極めて低いことが分かった。

仮説2：「娯楽情報よりニュース情報を好む場合、政治的知識がより豊富である。」について検証した結果、回答者の中でよりニュース情報を好むグループは娯楽情報を好むグループと比べて、政治的知識がより豊富であることが明らかになった。ただし、ニュース情報を好み、毎日視聴した場合でも、政治家の知名度は人によってかなりばらつきがみられた。

このような結果は、基幹メディアが政治情報の提供という役割を十分に果たしていないことが一因として考えられる。関東の民放局のテレビ番組構成を分析した結果、ニュース・報道番組より娯楽番組を偏重する傾向が見られた。また、視聴率が高い時間帯に着目すると、報道番組より娯楽番組の割合が高いことが明らかになった。更に、実際に報道番組の内容を考察すると、政治や経済などの話題より、娯楽性の強い内容が多く放送されている。

また、ニュース番組におけるソフトニュースの割合の増加、ニュース性の乏しい内容の導入、それに伴うニュース番組とワイドショー、情報番組との境界の曖昧化が指摘されている（荻原、2001）。それでもなお、ニュース・情報番組を好む回答者が娯楽番組を好む人達より、多くの政治家名前を認識していることが明らかとなった。一方で、ニュース・情報番組を好む回答者の中でも、政治家の認知度にばらつきがみられた。つまり、個人には多様な視聴選好があり、ニュース・情報番組の内容から関心のあるものだけを受け取り、その他の情報は流されている可能性がある。

更に、実際に書かれた政治家の名前を詳しく考察すると、最も多く書かれた名前は調査時点の日本の総理大臣である野田佳彦の氏名であった。しかし、調査対象者の3分の2は総理の名前すら書けなかった。また、「野田佳彦」と正確な氏名を記入できたのは15人のみであった。一方、元AKB48の前田を回答したのは24人で、そのうち20人が「前田敦子」とフルネームで書くことができた。「野田佳彦」は「前田敦子」を比べて、漢字の難易度に差がないにも関わらず、日本の現役総理大臣のフルネームを書ける人はわずかであった。

続いて、政治家名の回答の中で多く見られたのは元総理大臣の安倍、小泉、菅、鳩山、麻生の名前だった。ただし、福田元総理はあまり印象を残していないようである。前者と比べると、スキャンダルや言動、私生活などを話題にメディアで取り上げられていなかったためではないかと考えられる。歴代の総理大臣以外で、ランキングが高かった政治家は、メディアに登場する回数が多い政治家だった（石原、橋下、小沢）。

また、現役政治家として勘違いされた小泉元首相も多く回答されていた。小泉はぶら下がり取材を上手に活用したからこそ、いまだに国民の記憶に残っていると考えられる。そして、政治家知名度ランキング2番の安倍元首相は、調査の時期が自民党の総裁選と重なっていたため回答率が高かったと考えられる。

本研究に残された課題として、以下の2点が挙げられる。1点目は、テレビ番組構成の調査において、ニュースと情報番組およびワイドショーの区別が曖昧な点である。今回は「ニュース・情報番組」という一つのジャンルとして扱ったが、更なる検討が必要であろう。2点目は、ニュース・情報番組の内容分析に関して、7本の番組のみを対象とした点である。この点に関しても、更なる調査が必要であろう。

今回の調査の結果、芸能人、スポーツ選手、上場企業と比較すると政治家の知名度が著しく低いことが分かった。調査対象者の政治に対する関心が低下し、知識偏重が生じている可能性が考えられる。その背景には情報飽和と視聴選好が存在すると考えられる。

情報が人間存在とのかかわりの中で「飽和点」に達し、あるいはそれを超えた社会が、「情報化社会」と呼ばれる（加藤、1976）。言い換えれば、現代は情報飽和時代ということなのである。テレビのスイッチを入れたり、パソコンや携帯でインターネットにアクセスしたり、新聞雑誌を開いたりする度、溢れるような情報がわれわれの目と耳を刺激しつづけている。加藤は情報飽和時代について、

次のように述べている：

(人々は) 夥しい情報の中から、必要な情報だけを上手に選び出して「使う」か、それともわれわれ人間が情報に「使われている」のか、これは情報飽和時代に重要な課題であろう。

情報飽和時代の中、視聴者のメディア接触方法に変化が起きた。視聴行為の選択肢の拡大に伴い、メディア接触行動の個人化が進展する。具体的には、視聴者の選好によって、自分の関心のある情報を優先して視聴する。その結果、視聴者の情報への接触に個人差が生まれていると考えられる。

また、メディアの制作側において、視聴率をめぐる競争が激化している中、視聴者の関心を引くため、娯楽番組に偏重して放送する傾向が見られる。政治情報を提供する主体としてのメディアの役割の弱体化と視聴者の選好によって、「誰でも知っている人物」であった政治家が人々に共有されている情報範囲から存在感を消す。この結果、政治家知名度の差はより広がっていくだろう。

無限に広がる情報へのアクセスがある時代、人々は日々不必要な情報に直面し、真実とうそを区別することが困難になった。簡単に情報を選べる方法があるにも関わらず、人々は消極的で、利己主義的になってきたと示唆できる。人は快楽や娯楽を追及しているうちに本質的な問題を直視しなくなる。現代人への皮肉のような前述の文章は、実際にオルダス・ハクスリーの「すばらしい新世界」の大意である。しかし、この小説に描かれたディストピア的な世界は現在の社会と多数の共通点が見られる。

#### 参考文献

- [1] 鮑戸弘, メディア政治時代の選挙——大統領はこうしてつくられる, 筑摩書房, 1989.
- [2] 上滝徹也, テレビニュースの多様化とその内実, 放送学研究 第39号, 1989.
- [3] 加藤秀俊, 情報化社会の展望, 文部時報, 1976.
- [4] 萩原滋, 川端美樹, 横山滋, 季光鎬, 斉藤慎一, 福田充, 変容するメディアとニュース報道—テレビニュースの社会心理学, 丸善株式会社, 2001.
- [5] 安野智子, メディア利用および対人ネットワークが政治知識に及ぼす影響, 都市問題, 94(11), pp.33-48, 2003.
- [6] Delli Carpini, M. X., and Keeter, S., What Americans Know about Politics and Why It Matters, New Haven: Yale University Press, 1996.
- [7] Prior, M., News vs. Entertainment: How Increasing Media Choice Widens Gaps in Political Knowledge and Turnout. American Journal of Political Science, 49(3), pp.577-592, 2005.

研究ノート

## 当為を表す4つの形式の意味・語用論的差異について —コーパスによる検証—

Semantic and Pragmatic Differences Among Four Variations of Deontic Expressions in Japanese

津田 香織 (Kaori TSUDA)

筑波大学大学院人文社会科学部研究科文芸・言語専攻 一貫制博士課程

今井 新悟 (Shingo IMAI)

筑波大学人文社会系 教授

本稿は日本語の当為を表す形式を取り上げ、まずその意味・語用論的差異に関する先行研究の指摘が選択可能性とスタイルという2つの基準に統合できることを確認した。そしてこの基準が実態に即しているかどうかについて書き言葉均衡コーパスを用いて量的な調査を行い、その結果、1) 選択可能性は有効性が検証され、2) スタイルに関しては後部要素がイケナイの場合にのみ妥当性が認められ、3) 後部要素がナラナイの場合にはスタイルという基準が関与しなくなるという結論を得た。

This paper focuses on four variations of deontic modality and examines the differences among them. In the first part of this paper, we review various proposals in preceding studies and summarize that two criteria, selectability and written/spoken language, have been proposed as factors to affect the usage of the four variations. Then in the second part, we proceed to quantitative research with a corpus. The results show that 1) the selectability is a valid criterion for the choice of four forms, 2) “written/spoken” style difference influences the choice between *nakerebaikenai* and *nakutewaikenai*, which coincides with earlier studies, 3) “written/spoken” style difference does NOT affect the choice between *nakerebanaranai* and *nakutewanaranai*, which contradicts with earlier studies.

キーワード：当為表現 意味・語用論的差異 選択可能性 書き言葉／話し言葉 (媒体)

**Keywords:** Deontic Expression, Semantic and Pragmatic Differences, Selectability, Written/Spoken Language (Medium)

はじめに

本稿は、以下に示す日本語の当為を表す4形式を取り上げて、特にその意味・語用論的差異を明らかにすることを目的とする。

V-ナケレバナラナイ

V-ナケレバイケナイ

V-ナクテハナラナイ

V-ナクテハイケナイ

当為とは、「ある事態に直面して、いかなる行動をみずからに課すかというとき、そうすることが義務だ、あるいはそれ以外の選択肢はないという判断をくだす (国際交流基金 1993:97-98)」という意味を表す。この4つの形式はいずれもこの当為という話者の主観的態度を表示する点で共通しているが、その差異は次のような例では、明確には表されない。

(1a) 明日は5時に起きなければならない。

(1b) 明日は5時に起きなければいけない。

- (1c) 明日は5時に起きなくてはならない。  
 (1d) 明日は5時に起きなくてはいけない。

ただ、これらのすべてが全く同じであるとは言えない。4形式がいずれも衰退することなく、その存在を維持していることを考えれば、これらの形式間には何らかの差異があり、意味・機能的な棲み分けによって存在が維持されていると推測されるからである。

この4形式間の違いに関する先行研究は一致しているとは言えないが、類似点があり、いくつかの条件に統合して整理することができそうである。また、これらの指摘はほとんどがコーパスなどによる検証を経ておらず、内省による考察が日本語の実態を反映しているという保証がない。(例外的に、渋谷(1998)、小西(2008)はコーパスを使っており、特に後者は、日本語の使用実態に基づく必要性を強調している。) 4形式は先の(1a-d)からもわかるとおり互換性が高いが、使用の実態を調べれば、傾向という形であれ、違いが出てくるはずであり、本稿ではコーパスによる事例に則した量的な検証を行う。

手順としては、まず先行研究の指摘を再構成し、続いてその指摘をコーパスによって検証するという方法で、4形式の実態に迫ることにしたい。

## 1. 先行研究

4形式の違いに関する指摘は、意味・語用論的観点、通時的観点<sup>1</sup>、また文法化という観点<sup>2</sup>など、さまざまな観点からなされている。本稿は共時的な使用の実態に関心の中心があるため、これらのうち意味・語用論的観点を取り上げて整理する。

先行研究の記述を詳しく見るにあたって、1点確認しておくべき点がある。それは、これまでの記述が、すべて後部要素であるナラナイとイケナイに因る違いであるとしてなされている点である。したがって、以下に見ていく形式間の違いは、前部要素ナケレバ・ナクテハの選択の影響を受けないということを前提としている。(ただし、本稿は、言語形式が異なれば、当然、意味・用法になんらかの差異があるという立場に立つので、コーパスを使った検証では前部要素ナケレバ・ナクテハも区別して観察する。)

先行研究における後部要素ナラナイ、イケナイの意味・語用論的差異に関する記述は、宮崎他(2002)、国際交流基金(1993)、市川(2005)、渋谷(1988)、森田(1988)、小西(2008)などに見ることができる。これらの先行研究に見られる指摘は、選択可能性とスタイルという2つの基準によって整理できる。

選択可能性とは、当為表現におかれた命題部分が、動作主の主体的判断によって選択される性質である。ナラナイ系<sup>3</sup>は、選択可能性がないかあるいは低く、命題を絶対的に捉える。それに対してイケナイ系は、選択可能性が高く、事態に関して動作主がその状況や立場などに照らして、「どうすることが必要か、また最も望ましいかといった点からの判断を表しているという傾向が見られる」(国際交流基金1993:100)。

市川(2005)、国際交流基金(1993)では、ナラナイ系の、選択可能性ゼロという性質によって、次の(2a-b)のような「必然的な帰結」(市川2005:113)を表すのにナラナイ系がふさわしく、イケナイ系が不自然であると説明している。

- (2a) 人はいつか死ななければならない。(市川2005:113)  
 (2b) ?人はいつか死ななければいけない。(Ibid.)

また、ナラナイ系が(3)の例のように「実質的に命令になるもの」(国際交流基金1993:100)、「対者の主体的な判断を認めない、上からの命令(年長者による命令、あるいは皆が従うべき一般原則)で

<sup>1</sup> 渋谷(1988)を参照。

<sup>2</sup> 花崗(1999)を参照。

<sup>3</sup> 以下、後部要素の差異のみを問題にする場合、ナケレバナラナイ、ナクテハナラナイを「ナラナイ系」、ナケレバイケナイ、ナクテハイケナイを「イケナイ系」と呼び、前部要素の差異のみを問題にする場合は「ナケレバ系」「ナクテハ系」とする。

あるかのような響き」(渋谷 1988:107)を持つことも、選択不可能性という性質から説明できる。

(3) 無用のものは即刻退去しなければならない。(国際交流基金 1993:100)

選択可能性がない・低いということは選択可能性を排除することにつながって、渋谷が指摘するように、聞き手はその当為内容することを強制することになり、命令に近づくと考えられる。また、ナラナイ系はその絶対性ゆえに、命題内容が普遍的・一般的な価値を獲得し、規則や法則など個別の一回的事態を越えた内容を表しやすい素地が形作られていると考えることもできる。

先行研究の指摘に見られるナラナイ系とイケナイ系の意味・語用論的な違いを生むもう1つの基準は、スタイルである。ナラナイ系は書き言葉的(文章語的、改まっている)であり、イケナイ系は話し言葉的(口語的、くだけている)であるという指摘が多くの先行研究で言及されている(渋谷 1988; 国際交流基金 1993; 市川 2005; 小西 2008)。

(4a) 私はあした入管に行かなければならない。(市川 2005:113)

(4b) 私はあした入管に行かなければいけない。(Ibid.)

イケナイ系が対者(話し相手・聞き手)に向けられやすい(渋谷 1988; 森田 1988<sup>4</sup>)という指摘もあるが、それも話し言葉的であるという性質によって説明される。

小西(2008)は「話し言葉」という分類があいまいであると批判し、「媒体」「場(公的/私的)」「聞き手との相互作用の有無」といった要素によって場面を規定することを提案するが、後部要素に関しては、文字言語においては「ならない」が、音声言語においては「いけない」が用いられやすく、すなわち媒体が関与していることを指摘している。

ここまでに見てきた選択可能性とスタイルの2つの基準は、独立して形式の決定に関与している。例えば、スタイルとしては話し言葉的でも、選択可能性が低い場合はイケナイ系もナラナイ系も選択されうる。この形式を選択する条件の独立性が、イケナイ系とナラナイ系の置換の自由度を高めると考えることができる。また、(2)のような選択可能性がゼロであることが示される場合は、スタイルに関わらずイケナイ系が不自然になるので、スタイルという条件が無効化すると考えられる。

選択可能性、スタイルという基準が有効であるとすれば、4形式には意味・機能の差異が使用頻度として表れるはずである。前に触れた通り、渋谷(1998)、小西(2008)を除いて、4形式の異同に関してはほとんどコーパス等による実証的裏付けがなされていない。渋谷(1998)は文学作品のデータを使って、聞き手に向けられるか聞き手以外に向けられるかによって量的な偏りが見られることを示しているが、文学作品のみで日本語の実態を反映しているとは言い難い。小西(2008)は義務表現のディスコースレベルでの振舞いについて量的な調査を行っているが、まず、その関心が音声言語に偏っているため、文字言語の性質と形式の頻度については調査が十分ではない。また、小西は4形式の意味論的な違いを想定していない点で、本稿が提案する「選択可能性」という使い分けの基準は調査されていない点でも異なる。以上のことから、本稿において規模を拡大した書き言葉コーパスを使った調査を行うことには十分に意義があると言える。

## 2. 分析対象

コーパスとして「現代日本語書き言葉均衡コーパス(BCCWJ)」を使用した。WEB上で検索アプリケーション「中納言<sup>5</sup>」に、2012年7月～8月にアクセスした。4形式のヒット数、分析対象数を表1に示す。

ヒットした用例のうち、次の用例は分析の対象から除外した。まず、法律の条文をコーパスとしたサブコーパス・法律の用例である。これらは、例外なく全てナケレバナラナイであり、他の3形式は

<sup>4</sup> 森田(1988)はナケレバイケナイに対置して、ナケレバナラナイは発話者(私)自身の責任感・義務感を表すのに用いられるとするが、このことには賛同しかねる。何故ならば、「私」を主語としてもイケナイ系を使って当為を表すことは十分に可能であるからである。なお、人称と形式と人称制限についてはさらに検討が必要である。

<sup>5</sup> 国立国語研究所 現代日本語書き言葉均衡コーパス 中納言: <https://chunagon.ninjal.ac.jp/>



表1 4形式のヒット数及び分析対象数

	ナケレバナラナイ	ナケレバイケナイ	ナクテハナラナイ	ナクテハイケナイ
ヒット数	25711	2799	3174	1126
分析対象数	21313	2772	3118	1107
分析対象数がヒット数に占める割合	82.9%	99.0%	98.2%	98.3%

1件もヒットしなかった。このことは、法律の条文ではナケレバナラナイが専門用語的に固定していることを示している。国際交流基金(1993)で既に法律の条文でのナケレバナラナイの固定的な使用については述べられているが、数値をもって検証することができたと言える。以下では、量的な差異・傾向を基に分析を行うので、全く揺れのない法律の条文で用いられるナケレバナラナイは対象外とした。同様の理由から、日本十進分類表に依って社会科学ジャンルの中で32法律に分類されているもの<sup>6</sup>も分析の対象外とした。また、誤用例(例：なければならい)、当為表現に漢字が含まれている例(例：なければなら無い)、標準的な用法から離れていると見られる例(例：よく知らなければならなし)も分析対象のデータから除外した。

分析対象データを観察すると、ナケレバナラナイが75.3%で4分の3を占めていて、次に、ナクテハナラナイとナケレバイケナイがほぼ同じ程度(10%前後)生起し、最後にナクテハイケナイが全体の4%程度である。

ナケレバナラナイ > ナクテハナラナイ / ナケレバイケナイ > ナクテハイケナイ

要素別に見てみると、前部要素は85.1%がナケレバ、14.9%がナクテハ、後部要素は86.3%がナラナイ、13.7%がイケナイである。先にも述べたように、先行研究においては前部要素の違いが意味・語用論的な違いに関与するという記述はないが、量的に、ナクテハよりナケレバの方が圧倒的に用いられる機会が多いということが明らかになった。

### 3. 分析

#### (1) 判断(推量)モダリティーとの共起

命題部分の選択可能性が低い／高いということは、別の言い方をすれば、命題部分で示される事柄と相反する選択肢がどのように扱われるかという問題であると考えることができる。例えば、「早く起きなければならない／起きなくてはならない」と言った場合、〈遅く起きる〉という選択肢は存在しえないか、ほとんど選択不可能であると捉えられる。一方で「早く起きなければいけない／起きなくてはいけない」と言った場合は、〈遅く起きる〉という選択肢もあり得る中で、〈早く起きる〉必要性が述べられる。

この違いは、判断(特に推量)のモダリティーとの親和性の違いとして現れることが予想できる。他の選択肢の存在を認めないというナラナイ系の性質は、その絶対性や普遍性(また絶対性・普遍性への接近)から推量のモダリティーとは親和性が低く、それに対して他の選択肢を認めて主観的に1つを選び取るイケナイ系の性質は、その相対性や個別性から推量モダリティーとの親和性が高くなると考えられるからである。選択可能性とは、当為のマーカ―が示される命題部分の性質であるので、本来は選択可能性の高低は本来命題部分の観察によって検証されるべきであるが、本稿の用いる量的手法を用いて命題部分の選択可能性を見ることは難しく、質的な分析がなされる必要がある。本稿には質的な分析を行う用意はないが、間接的に、共起するモダリティーの特徴を示すという方法によって命題内容の選択可能性という性質の存在を見ることを試みたい。

表2に、当為表現が文末に使われている例において、当為表現と判断(推量)のモダリティー表現「(の)かもしれない、(の)だろう、(の)に違いない、はずだ、みたいだ/ようだ、らしい」と共起している用例の頻度を示す。

<sup>6</sup> 393 国防政策・行政・法令、691 通信政策・行政・法令も法令に関係するものが若干含まれるが、条文そのものであることが保証されないため、これらは分析対象に含めることにした。

表2 文末での当為表現と判断(推量)モダリティーとの共起頻度

	ナケレバ ナラナイ	ナケレバ イケナイ	ナクテハ ナラナイ	ナクテハ イケナイ
文末	10811	922	1644	439
(の)かもしれない	20	4	4	0
(の)だろう	274	35	46	15
(の)に違いない	1	0	0	0
はず	30	3	1	1
みたいよう	13	4	4	1
らしい	3	1	1	3
推量モダリティーとの共起総数	341	47	56	20
文末データ中で、モダリティーを伴っている割合	3.2%	5.1%	3.4%	4.6%

以下のようにしてフィッシャーの正確検定を行ったところ、ナケレバナラナイとナケレバイケナイの文末判断(推量)モダリティーの共起の比率には有意な違いが認められた ( $p=0.003$ )。

表3 ナケレバナラナイ・ナケレバイケナイと判断(推量)モダリティーと共起

	推量モダリティーとの共起	推量モダリティー以外
ナケレバナラナイ	341	10470
ナケレバイケナイ	47	875

同様に、ナクテハナラナイ、ナクテハイケナイについてもフィッシャーの正確検定を行ったところ、推量モダリティーが共起する比率に有意な違いは認められなかった ( $p=0.253$ )。

表4 ナクテハナラナイ・ナクテハイケナイと判断(推量)モダリティーと共起

	推量モダリティーとの共起	推量モダリティー以外
ナクテハナラナイ	56	1588
ナクテハイケナイ	20	419

以上のことから、イケナイ系は、ナラナイ系と比べて判断(推量)モダリティーと共起しやすく、親和性が高い傾向にあることが示された。ナクテハ系ではその傾向が有意な違いを示すには至らないが、ナケレバ系はその傾向が強いことが裏付けられた。

## (2) 縮約形での頻度

4形式がスタイルというもう1つの基準によって使い分けられているとすれば、そのことは各スタイルで用いられやすい形式との共起を見ることで確認することができるはずである。当為表現の前部要素には縮約形(ナキャ(非縮約形:ナケレバ)、ナクチャ(非縮約形:ナクテハ))があるが、縮約形は話し言葉で用いられやすいと考えられるため、イケナイ系で用いられやすく、反対に非縮約形はナラナイ系で生じやすいと推測できる。

非縮約形と同様のコーパスで、縮約形の用例を抽出した結果<sup>7</sup>を、非縮約形の数値とともに表5に示す。

表5 縮約形及び非縮約形での頻度

縮約形	ナキャナラナイ	ナキャイケナイ	ナクチャナラナイ	ナクチャイケナイ
頻度	1075	1332	440	575
非縮約形	ナケレバナラナイ	ナケレバイケナイ	ナクテハナラナイ	ナクテハイケナイ
頻度	21313	2772	3118	1107

<sup>7</sup> 縮約形の数値も、非縮約形と同じ要領で法律系のデータや誤用例を抜いたものである。

結果、縮約形での頻度は

ナキヤイケナイ > ナキヤナラナイ > ナクチャイケナイ > ナクチャナラナイ

となり、非縮約形での頻度は

ナケレバナラナイ > ナクテハナラナイ・ナケレバイケナイ > ナクテハイケナイ

となっている。先に立てた仮説に沿って後部要素に注目すると、次のように、縮約形はイケナイ系と、非縮約形はナラナイ系と結びつきやすくなっており、したがって仮説は検証されたと考えることができる。

ナキヤイケナイ > ナキヤナラナイ

ナクチャイケナイ > ナクチャナラナイ

ナケレバナラナイ > ナケレバイケナイ

ナクテハナラナイ > ナクテハイケナイ

また、前部要素に関していうと、縮約形においては圧倒的にナキヤが優勢になっていることがわかる。これは、小西(2008:78)における指摘と一致する結果である。

### (3) スタイルとジャンル

ナラナイ系が書き言葉的、イケナイ系が話し言葉的とする先行研究の主張が妥当であるとするれば、それは当為表現の各形式が生起するディスコースの種類(ジャンル)ごとにみたときに違いが現れるはずである。書き言葉を文字を媒体とした発話、話し言葉を音声として発話と仮定すると、「中納言」で抽出可能なサブコーパス(雑誌、書籍(ベストセラーを含む)、新聞、ブログ、韻文、教科書、広報誌、国会会議録、知恵袋、白書)のうち、「国会会議録」以外は全て書き言葉ということになり、国会会議録と、それ以外とで、頻度に差が出るのが予測される。

サブコーパス別で形式が現れる頻度を次の表6に示す。なお、中納言で採集できる各サブコーパスは、それぞれ語の総数が異なるため数値をそのまま比較することができないので、生起した素頻度に加えて100万語あたり表われる相対頻度に変換してものを示した。また、データの均質性という観点から「新聞」「教科書」「広報誌」「知恵袋」「白書」「国会会議録」をのみ分析対象とした。

表6 各サブコーパス中での4形式の頻度  
(「素」は素頻度、「100万語」は100万語あたりの相対頻度)

媒体		語の総数	ナケレバ ナラナイ		ナケレバ イケナイ		ナクテハ ナラナイ		ナクテハ イケナイ	
			素	100万語	素	100万語	素	100万語	素	100万語
文字	新聞	1370233	135	99	13	9	14	10	6	4
	教科書	928448	129	139	5	5	9	10	2	2
	広報誌	3755161	259	69	12	3	15	4	6	2
	白書	4882812	463	95	4	1	8	2	0	0
	知恵袋	10256877	833	81	370	36	229	22	260	25
音声	国会会議録	5102469	2389	468	787	154	84	16	65	13

まずイケナイ系は、話し言葉(媒体が音声)の場合に用いられやすくなるという仮説に一致した結果が得られた<sup>8</sup>。これは特にナケレバイケナイで顕著である。

一方でナラナイ系に関しては、書き言葉(媒体が文字)の場合に用いられやすいという傾向はナケ

<sup>8</sup> 表6では、「知恵袋」もイケナイ系の使用が増加する傾向が見られたが、この点の解釈は現段階では十分に行えていない。本稿では媒体の特性によって「知恵袋」を書き言葉に分類したが、これが「新聞」など他のサブコーパスと異なる性質を持っていることは十分に理解できる。その違いが、媒体というパラメーターを拡張して説明できるのか、小西(2008)があげられるような「聞き手とのやりとりの有無」と言った別のパラメーターを設定することが有効なのか、本稿の行う書き言葉を中心としたコーパスの観察のみでは判断することができない。

レバナラナイ、ナクテハナラナイのどちらの形式においても否定された。表6の結果は、ナラナイ系は、話し言葉と書き言葉のどちらにも表れるということと、そのうちナケレバナラナイが圧倒的に生起する数が多いことを示している。先行研究では話し言葉／書き言葉を二分法的に分けて、イケナイ系が話し言葉的であるという結果から、ナラナイ系が書き言葉である、と推論されていたと考えられるが、実はそうではなく、ナラナイ系はスタイルに関しては中立でどちらにも現れうると規定しなおす必要があることが明らかになった<sup>9</sup>。

#### 4. まとめ

本稿はコーパスによる量的な検証を通じて、以下の4点を明らかにした。

- 1) ナケレバナラナイは法律の条文という環境において固定化して用いられる。  
またナケレバナラナイは、その他のジャンルにおいても、常に他の3形式より生起率が高い。
- 2) 前部要素は、ナケレバ系がナクテハ系より優勢である。
- 3) ナラナイ系は選択可能性が低く、イケナイ系は選択可能性が高いという先行研究の指摘は、判断(推量)モダリティーとの共起率の分析によって妥当であることが確認できた。
- 4) ナラナイ系・イケナイ系のスタイルの違いに関する先行研究の指摘は、縮約形での生起、生起するジャンルの分析を通じて、イケナイ系に関しては話し言葉的であることが検証された。一方ナラナイ系に関しては、書き言葉で用いられやすいという主張とは異なり、スタイルとしては中立であるという結論が得られた。

本稿は、これまでの当為表現の研究では内省あるいは部分的なコーパス利用に留まり、日本語の実態を正しく分析できていなかった部分に光を当て、より大きなコーパスを使った量的調査を行い、日本語の使用実態に即した従来の研究とは異なる結果を示すことができた。

#### 参考文献

- 市川保子 (2005). 『初級日本語文法と教え方のポイント』. 東京, スリーエーネットワーク.  
国際交流基金 (1993). 『教師用日本語教育ハンドブック 4 文法Ⅱ 改訂版』. 東京, 凡人社.  
小西円 (2008). 「実態調査からみた『義務の表現』のバリエーションとその出現傾向」『日本語教育』138, pp.73-82.  
渋谷勝己 (1988). 「江戸語・東京語の当為表現—後部要素イケナイの成立を中心に—」『大阪大学日本学報』7, pp.99-119.  
田村直子 (1997). 「必然系と可能系のモダリティー：条件接続表現によるモダリティー形式を例に」『日本語と日本文学』24, pp.32-40.  
田村直子 (1999). 「ナケレバナラナイの用法と命題要素とのかかわり—ザルラエナイ、ベキダ、ハズダとの置換性を手がかりに」『日本語教育』101, pp.21-30.  
花蘭悟 (1999). 「条件系複合用言形式の認定」『国語学』197, pp.39-53.  
宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 (2002). 『モダリティー』. 東京, くろしお出版.  
森田良行 (1988). 『日本語の類意表現』. 東京, 創拓社.  
森山卓郎・仁田義雄・工藤浩 (2000). 『日本語の文法3 モダリティー』. 東京, 岩波書店.

<sup>9</sup> あるいは内部の形式(前部要素、後部要素)ではなく、当為表現そのものところで扱っているコーパスとの親和性の問題かもしれない。この問題を排除するためには、同じ内容を音声で伝える場合と文字で伝える場合とで発話しているコーパスを調査しなければならないだろうが、本稿には今はその用意はなく、今後取り組むべき問題である。



## From the Editorial Committee

With this year's *Journal of International and Advanced Japanese Studies* (Volume 7), we are very pleased to offer a broad range of research articles and research notes that demonstrate the extensive academic research in the area of International and Advanced Japanese Studies. In addition to our print edition, this year we also offer a wide selection of research articles and research notes in our online edition, which can be found at <http://japan.tsukuba.ac.jp/research/>.

Both editions of this year's *Journal* feature studies that address important historical and current issues facing Japan, in-depth analysis of Japanese language functions, and comparative viewpoints concerning Japan. We received a large number of manuscripts and conducted a careful and thorough review process. Given the diverse nature of International and Advanced Japanese Studies, we also sought diversity and balance in the range of research articles and research notes included in this year's editions.

We would like to express our gratitude to the following people who contributed to our journal editions this year. First, we would like to thank our authors for considering our journal as a venue for their research and who also worked very hard on their contributions. We would also like to thank our Program Chair, Dr. Koetsu Sato, for his leadership and encouragement throughout the process of creating both editions of the *Journal*. Finally, we would also like to thank our administrative staff at the Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, as well as our printing company, Inamoto Printing, for their contributions in creating the *Journal*.

### 編集委員会より

本年度の『国際日本研究』第7号とともに、国際的で先進的な日本研究の領域における、幅広く学問的な研究を体現する、広範な分野に及ぶ研究論文と研究ノートとをここに提供できることは、私たちにとって大きな喜びです。本年度は従来からの印刷版に加えて、<http://japan.tsukuba.ac.jp/research/> で公開されるオンライン版においても、幅広く選ばれた研究論文と研究ノートが提供されます。

本年度紀要は印刷版・オンライン版いずれについても、日本が直面している重要な歴史的・今日的問題や、日本語の機能に関する詳細な分析や、日本に関する比較の視点を扱う研究を集めたという特色があります。私たちは多くの原稿を受理し、注意深く徹底的な査読のプロセスを実行しました。国際的で先進的な日本研究の多様な展開をふまえて、私たちは本年度の2つの版のいずれにおいても研究論文と研究ノートの扱う領域が多様でバランスのとれたものとなるようにも、努めました。

本年度紀要の編集に貢献された以下の方々に謝意を表したいと思います。まず、自らの研究を発表する場として私たちの紀要を選び、掲載に向けてご尽力くださった本号の著者のみなさまに感謝いたします。また、当紀要の印刷版・オンライン版双方の作成過程を通じてリーダーシップを発揮し、激励をくださった、専攻長の佐藤貢悦先生にも感謝いたします。最後に、当紀要の発刊のために尽力くださった、国際日本研究専攻博士後期課程の運営実務を担当するスタッフのみなさまと、印刷製本を担当くださった株式会社いなもと印刷のみなさまにも感謝いたします。

University of Tsukuba  
**Journal of**  
International and Advanced  
JAPANESE STUDIES

Volume 7 / March 2015

Contents

**Articles**

- Asaji HIRAYAMA 1  
Pacifism in the Constitution of Japan and Strategies of National Security
- Martin POHL 27  
A Comparison of Websites by Robot Manufacturers in Germany and Japan:  
“The Ethical Relationship Between ‘Robot’ and ‘Human Body’ as a Management Challenge”
- Yoko IMA-IZUMI 47  
The Representation of the Female in Japanese *White Snake* Films
- Kenji NISHINAKA 63  
The Appearance of Bushido of Silla in the Joseon Dynasty
- Guoling LI 79  
A Contrastive Study of Japanese and Chinese “Making Demands”:  
The Viewpoint of Cognitive Linguistics
- Jinbo WANG 97  
Distant Collocation between the Conjunctions “shikashi” and “sokode” within  
Contextual Expansions in Editorials

**Research Notes**

- Kenichi ISHII, Muneo KAIGO, Leslie TKACH-KAWASAKI & Anya HOMMADOVA 111  
Assessing American Attitudes Toward East Asian Countries
- Muneo KAIGO, Sae OKURA, Jingjing LI, Seisi LIN & Neven STUBIĆ 121  
Name Recognition of Politicians Among College Students: The Influence of Information  
Saturation and Bias
- Kaori TSUDA & Shingo IMAI 129  
Semantic and Pragmatic Differences Among Four Variations of Deontic Expressions in Japanese

Online Edition (ISSN 2189-2598)

To access articles and research notes, please refer to the following web-page:  
<http://japan.tsukuba.ac.jp/research/>

### Articles

- |  |     |
|--|-----|
| ■ Cade BUSHNELL  | 137 |
| <i>Gaikokujin ja Arimasen</i> (I'm Not a Foreigner):<br>An Analysis of the Interactive Construction and Contestation of Being a Foreigner in Japan     |     |
| ■ Kyoungtaek LEE   | 153 |
| The "New" Public Diplomacy in Japan with a Focus on its Rise and Collapse  |     |
| ■ Sae OKURA  | 167 |
| Decision-Making Processes of Social Welfare and Interest Groups for the Disabled   |     |
| ■ Marcelo Daisuke YAMAKI   | 183 |
| Perceptions of a Japanese Company Outside Japan: A Case Study of Belonging<br>and Antagonism in a Multicultural Workplace in Brazil                    |     |
| ■ Liliana GRANDJA PEREIRA DE MORAIS  | 201 |
| Two Japanese Women Ceramists in Brazil: Identity, Culture and Representation   |     |
| ■ Akbermet NURMANBETOVA  | 213 |
| Japanese Assistance Toward Community Development in Developing Countries:<br>The Case of the "One Village One Product" Movement in the Kyrgyz Republic |     |
| ■ 魏 娜  | 229 |
| The Use of Auditory Information of Kanji Vocabulary by Chinese Learners of Japanese:<br>A Comparison of High-, Mid-, and Low-Level Learners            |     |

### Research Notes

- |   |     |
|---|-----|
| ■ Matthias HENNINGS & Scott MINTZ   | 241 |
| Japan's Measures to Attract International Students and the Impact of Student Mobility<br>on the Labor Market                    |     |
| ■ 刘 维   | 253 |
| Participation of Civil Society Organizations by Advocacy and Institutionalization:<br>Examples from Japan, the U.S.A. and China |     |



The *Journal of International and Advanced Japanese Studies* is published by the International and Advanced Japanese Studies Program, Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba. The journal aims to promote open debate through publishing the results of leading research in Japanese Studies and welcomes submissions from the perspectives of cross-national and international studies (encompassing politics, economy, society, media and information studies, culture, linguistics and pedagogy, fine arts, and literature).

The *Journal of International and Advanced Japanese Studies* aims at contributing to the development of research involving Japanese Studies, Japanese Linguistics, International Comparative Studies, and International Studies.

---

#### Notice Regarding Copyright

The copyright for the content of each submission rests with its respective author(s), and they take full responsibility for the content of their submission, including quotations and usage permission. Except where copyright privileges are explicitly indicated to be held by the author(s), the Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba, holds the copyright for this *Journal* and its related content posted on the Program's website (<http://japan.tsukuba.ac.jp/research>).

---

### **|** *Journal of International and Advanced Japanese Studies*, Volume 7

[Editorial Board]

Leslie TKACH-KAWASAKI (Editor-in Chief)

Koetsu SATO (Program Chair)

Asaji HIRAYAMA

Myeongja HEO

Murod ISMAILOV

.....

Published on March 2, 2015

Edited and Published by

Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies,

Graduate School of Humanities and Social Sciences

University of Tsukuba

Printed by:

Inamoto Printing Co., Ltd.

Telephone: 029-826-1221

---

Copyright © 2015 by Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba. All rights reserved.

# Journal of International and Advanced JAPANESE STUDIES

Volume 7 / March 2015

## Articles

---

- Asaji HIRAYAMA  
Pacifism in the Constitution of Japan and Strategies of National Security
- Martin POHL  
A Comparison of Websites by Robot Manufacturers in Germany and Japan:  
“The Ethical Relationship Between ‘Robot’ and ‘Human Body’ as a Management Challenge”
- Yoko IMA-IZUMI  
The Representation of the Female in Japanese *White Snake* Films
- Kenji NISHINAKA  
The Appearance of Bushido of Silla in the Joseon Dynasty
- Guoling LI  
A Contrastive Study of Japanese and Chinese “Making Demands”:  
The Viewpoint of Cognitive Linguistics
- Jinbo WANG  
Distant Collocation between the Conjunctions “shikashi” and “sokode” within Contextual Expansions in Editorials

## Research Notes

---

- Kenichi ISHII, Muneo KAIGO, Leslie TKACH-KAWASAKI & Anya HOMMADOVA  
Assessing American Attitudes Toward East Asian Countries
- Muneo KAIGO, Sae OKURA, Jingjing LI, Seisi LIN & Neven STUBIĆ  
Name Recognition of Politicians Among College Students: The Influence of Information Saturation and Bias
- Kaori TSUDA & Shingo IMAI  
Semantic and Pragmatic Differences Among Four Variations of Deontic Expressions in Japanese